

平成 24 年

塩竈市議会会議録

(第140巻)

第2回臨時会 3月28日 開 会
3月28日 閉 会

第2回定例会 6月14日 開 会
6月26日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 4 年 3 月 臨時会 日程表

会期1日間（3月28日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
3. 28	水	本会議	会期の決定、議案第52号ないし第57号	1

平成 2 4 年 6 月 定例会 日程表

会期 1 3 日間 (6 月 1 4 日～6 月 2 6 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 14	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第 1 号、議案第 5 8 号ないし第 6 7 号、議案第 6 8 号、議員提出議案第 3 号	1
15	金	休 会		2
16	土	”		3
17	日	”		4
18	月	”	総務教育常任委員会 10:00～	5
19	火	”	民生常任委員会 10:00～	6
20	水	”	産業建設常任委員会 10:00～	7
21	木	本会議	一般質問 13:00～ ①伊藤 栄一 議員 ②伊勢 由典 議員 ③小野 幸男 議員 ④田中 徳寿 議員	8
22	金	”	一般質問 13:00～ ⑤阿部かほる 議員 ⑥西村 勝男 議員 ⑦佐藤 英治 議員 ⑧曾我 ミヨ 議員	9
23	土	休 会		1 0
24	日	”		1 1
25	月	”	議会運営委員会 13:00～	1 2
26	火	本会議	議案第 5 8 号ないし第 6 7 号 (各常任委員会委員長議案審査報告)、塩竈市農業委員会委員の推薦	1 3

塩竈市議会平成24年3月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成24年6月定例会会議録

(3月臨時会)

第1日目 平成24年3月28日(水曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第52号ないし第57号	3
提案理由説明	3
質 疑	18
鎌 田 礼 二 君	18
小 野 幸 男 君	27
伊 勢 由 典 君	34
阿 部 かほる 君	44
高 橋 卓 也 君	50
志子田 吉 晃 君	55
小 野 絹 子 君	64
西 村 勝 男 君	70
佐 藤 英 治 君	73
志 賀 勝 利 君	81
浅 野 敏 江 君	85
菊 地 進 君	92
田 中 徳 寿 君	102
採 決	109
閉 会	109

(6月定例会)

第1日目 平成24年6月14日(木曜日)

開 会	111
議事日程第1号	111
開 議	114
会議録署名議員の指名	115
会期の決定	115
諸般の報告	115
承認第1号	125
提案理由の説明	125
質 疑	125
小 野 絹 子 君	126
採 決	129
議案第58号ないし第67号	129
提案理由の説明	129
総括質疑	137
鎌 田 礼 二 君	138
志子田 吉 晃 君	142
菊 地 進 君	146
小 野 絹 子 君	151
議案第68号	156
提案理由の説明	156
採 決	157
議員提出議案第3号	157
提案理由の説明	157
採 決	158
散 会	158

第2日目 平成24年6月21日(木曜日)

議事日程第2号	161
開 議	163
会議録署名議員の指名	163
一般質問	163
伊 藤 栄 一 君 (一問一答方式)	
(1) 震災復興特区港町地区の構想について	163
①行政との関わり	
(2) 防災について	163
①避難所のあり方	
②公共事業の縦割りと責任度合い	
(3) 環境整備の主な項目	164
①下水道事業 (特にポンプ場について)	
②道路事業 市内国道、県道の進捗	
(4) 学校教育	164
①自然と接する時間が少ないことについて	
②自給自足教育 (農業の豊かさ)	
伊 勢 由 典 君 (一問一答方式)	
(1) 塩竈市復興交付金事業 (3月) について	177
①海岸通地区再開発支援事業の状況と今後について	
(2) 仮設施設 (仮設店舗) について	177
①仮設施設入居2年後の入居延長について	
(3) 第34回宮城県地方港湾審議会・統合港湾計画 (塩釜地区) の長期 空間利用構想と港湾計画素案について	178
①素案の内容と市議会への説明について	
②素案の今後の取り扱いについて	
(4) 塩竈港湾の復旧・整備について	178
①災害復旧事業 (一本松・貞山・海岸・北浜) について	
(5) 塩竈市の放射線・放射能測定について	179
①空間放射線測定と土質調査について	

②放射能のより精密な測定とゲルマニウム半導体検出機器設置について	
(6) 宮城県の放射線・放射能測定実施計画について	180
①県の対応と塩竈市の対応について	
(7) 分散した行政執務室確保について	180
①総務教育常任委員協議会（5月16日）以降の検討状況について	
②市民合意と利便性ある行政執務室確保について	
(8) 本町・南町の復興対策について	180
①塩竈市の考えについて	
(9) 定住対策について	180
①乳幼児医療費助成制度について	
(10) 社会保障と税の一体改革・消費税増税と市長の見解について	181
小野幸男君（一問一答方式）	
(1) 防災減災対策	193
①学校施設等の非構造部材の耐震点検及び対策の実施について	
②橋・道路の耐震補強について	
③公共施設等の耐震補強について	
④空き家対策について	
(2) 居住環境の整備	194
①仮設住宅の整備について	
②市営住宅の整備について	
(3) 交通安全対策	195
①通学路の安全確保について	
(4) 放射能対策	196
①放射能測定について	
田中徳寿君（一問一答方式）	
(1) 放射能対策	208
①市民の安全対策	
②市として企業、商店、生産者の損害賠償請求の対応は	
(2) 路盤の高さ	208

①地区別の路盤の高さを示してください	
②道路より住宅や店舗、工場が低くなる場合の対策	
(3) 塩竈再生について	208
①企業誘致対策は	
②雇用先の確保対策	
(4) 市役所経費の削減について	209
①現在の対応の仕組み	
②積極的な対応について	
散 会	220

第3日目 平成24年6月22日（金曜日）

議事日程第3号	223
開 議	225
会議録署名議員の指名	225
一般質問	225
阿 部 かほる 君（一問一答方式）	
(1) 被災建物解体後の課題	225
①まちづくり（全体復興の青写真の早期作成・交通網の再検討）	
(2) 復興再生の街並み景観について	226
①観光資源としての視点をもった街並みづくり（景観条例について）	
(3) 災害時の避難道路の整備について	226
①避難所（各地域集会所）へのアクセス、道路の整備について	
(4) 住まいの再建について	226
①津波浸水被災住宅の塩害に対する援助救済について	
②宅地かさ上げ補助の増額について	
(5) 震災からの教訓と減災対策	227
①津波被害地区、新たな公共建物、市街地形成予定地域等に対する 新エネルギー活用整備促進	

西村勝男君（一問一答方式）

震災復興事業の進捗状況

(1) がれき処理	241
①津波被害に遭った車両の処理費用リサイクル収益	
②鉄筋・鉄骨建物の鉄材等々の数量	
③ビル・工場解体後の土地利用について	
(2) 公共施設の解体について	242
①公共駐車場、宮町分室、旧徳陽シティ銀行	
(3) 藤倉児童館の解体、新築の予定	242
(4) 塩竈市水産加工業施設整備等支援事業について	242
①決定までの経過	
②金融機関への協力依頼について	
(5) 放射能検査	242
①魚市場に水揚げされた魚の検査結果	
②魚の取引前の検査状況	
③今後の魚市場における放射能検査機器の増強	
(6) 災害公営住宅建設に向けて	243
①住まいの再建に向けてのアンケート結果	
②市街地沿岸部に公営住宅建設計画	
③自宅再建のための助成について	
(7) ものづくり特区・観光特区について	243
①3か月経過した申し込み状況	
②指定地域・市外に対してのPR情報発信	
③アクセス道路の整備	

佐藤英治君（一問一答方式）

(1) 健康推進都市について	255
①市立病院のガン早期発見について	
②健康とスポーツの一体化への考え	
③健康都市宣言への考え	

(2) 第5次塩竈市長期総合計画について	256
①人口減少と交流人口への対応	
(3) 3・11大震災の検証	256
①検証（骨太）結果の公表の考え	
②防潮堤・避難経路・道路かさ上げ・防災無線の検証と対応について	
(4) 行財政改革について	256
①今後5年間の財政見通しと具体的な改革への考え	
(5) 公共施設について	257
①太陽光発電への考え	
②エस्प・図書館の通年オープンへの考え	
曾 我 ミ ヨ 君（一問一答方式）	
(1) 宅地防災対策支援制度に関して	272
①申請状況と今後の対応策について	
②申請額の拡大と期間延長を	
(2) 水産加工業の振興について	273
①復興特区での計画目標とその実現に向けての具体的対策について	
②水産加工団地の地盤沈下対策について	
(3) 浸水地域の防災対策について	274
①港町・貞山、牛生・芦畔地域の現状と対策について	
②地域の復旧・復興のために市・県（部課）との連携による対応を	
③津波被災により運営困難な町内会に対する電気料金（防犯灯）負担軽減策を	
(4) 子どもの医療費助成について	275
①対象年齢の拡大についての見通し	
散 会	285

第4日目 平成24年6月26日（火曜日）

議事日程第4号	287
開 議	289
会議録署名議員の指名	289

議案第58号ないし第67号（各常任委員会委員長議案審査報告）	289
採 決	293
塩竈市農業委員会委員の推薦について	293
閉 会	294

平成24年3月臨時会	3月28日	開会
	3月28日	閉会
平成24年6月定例会	6月14日	開会
	6月26日	閉会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 3 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第52号	塩竈市東日本大震災復興交付金基金条例	原案可決	24. 3. 28
	議案第53号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	24. 3. 28
	議案第54号	平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	24. 3. 28
	議案第55号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	24. 3. 28
	議案第56号	平成24年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	24. 3. 28
	議案第57号	平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	24. 3. 28

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 1 号	平成23年度塩竈市一般会計補正予算	原案承認	24. 6. 14
総務教育	議案第58号	東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	24. 6. 26
	議案第60号	塩竈市集会所条例の一部を改正する条例	原案可決	24. 6. 26
	議案第61号	塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例	原案可決	24. 6. 26
	議案第62号	塩竈市印鑑条例及び塩竈市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例	原案可決	24. 6. 26
	議案第63号	平成24年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	24. 6. 26
	議案第66号	塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について	原案可決	24. 6. 26
民 生	議案第59号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	24. 6. 26
	議案第63号	平成24年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	24. 6. 26
産業建設	議案第63号	平成24年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	24. 6. 26
	議案第64号	平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	24. 6. 26
	議案第65号	平成24年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	24. 6. 26
	議案第67号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	24. 6. 26
	議案第68号	公平委員会の委員の選任について	同 意	24. 6. 14
	議員提出 議案第 3 号	東日本大震災被災者の保険医療機関における一部負担金免除の期間延長等を求める意見書	原案可決	24. 6. 14
		塩竈市農業委員会委員の推薦について	(指名推選) 伊勢由典	24. 6. 26

議員提出議案第3号

東日本大震災被災者の保険医療機関における
一部負担金免除の期間延長等を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年6月14日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

東日本大震災被災者の保険医療機関における
一部負担金免除の期間延長等を求める意見書

東日本大震災の被災者に対する保険医療機関における一部負担金を免除する措置は、国の財政支援のもと、平成24年2月分まで各保険者が実施してきたところである。

国民健康保険及び後期高齢者医療に関してはこの財政支援措置が平成24年9月分（福島原発事故の避難者は平成25年2月分）まで延長されているところであるが、財政支援のない他の保険者に関しては、独自の負担により免除期間の延長を実施している状況も見られる。

被災地では、多くの被災者の生活再建がままならず、将来に不安を抱える中、長引く避難生活により疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などが慢性化しており、長期にわたる治療が必要となっている。

よって、国においては、被災者が置かれている過酷な状況を踏まえ、被災者の保険医療機関における一部負担金の免除期間を生活再建が実現するまで延長できるよう各保険者に対する財政支援措置を行うよう強く要望する。

記

1. 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間が9月末で終了することとならないよう、現行の財政支援措置を継続すること。
2. 東日本大震災の被災者に対する保険医療機関における一部負担金を免除するための財政支援措置を、すべての保険者に対して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

平成24年 3 月 28日（水曜日）

塩竈市議会 3 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成24年3月28日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号ないし第57号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	市民総務部理事 兼政策調整監 兼震災復興推進室長	伊藤喜昭君

市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	菊地辰夫君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君
建設部 都市計画課長	佐藤達也君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会委員長 職務代行者	太田忍君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君		

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（嶺岸淳一君） 去る 3 月 21 日告示招集になりました平成 24 年第 2 回塩竈市議会臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

◇

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番浅野敏江君、2 番小野幸男君を指名いたします。

◇

日程第 2 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

◇

日程第 3 議案第 5 2 号ないし第 5 7 号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第 3、議案第 52 号ないし第 57 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程をされました議案第 52 号から第 57 号までにつつま
して、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 52 号「塩竈市東日本大震災復興交付金基金条例」であります。これは、東日本
大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業等に充てる資金を基金として積み立てるた
め、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第 53 号「平成 23 年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成 23 年度の東日
本大震災復興交付金事業に係る国の内示に伴い、本市復興を図るための各復興事業費を初め、
国の補正採択等に伴う災害関連事業に係る追加経費を計上し、歳入歳出それぞれ 56 億 9,405 万
3,000 円を追加いたしまして、総額を 442 億 7,353 万 9,000 円とするものでございます。

歳出といたしましては、東日本大震災復興交付金の交付に伴います東日本大震災復興交付金基金積立金といたしまして51億3,470万6,000円、東日本大震災復興交付金事業のうち桂島、野々島、寒風沢地区における漁業集落防災機能強化事業といたしまして1億3,232万円。同じく、港町地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして2,423万7,000円。同じく、北浜地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして1,165万2,000円。同じく、藤倉地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして1,072万円。同じく、復興まちづくり総合支援事業といたしまして4,731万6,000円。同じく、朴島地区小規模住宅改良事業といたしまして495万円。同じく、埋蔵文化財発掘調査事業といたしまして100万円。災害復旧及び災害関連事業のうち宮町分室解体等の災害廃棄物処理事業の追加経費といたしまして3,895万5,000円。同じく、塩釜地区消防事務組合の庁舎、消防救急無線施設等の災害復旧事業に係る本市負担金といたしまして8,841万4,000円。同じく、国の補助採択に伴います災害関連地域防災がけ崩れ対策事業といたしまして7,742万3,000円。下水道施設の東日本大震災復興交付金事業の所要経費に係る下水道事業特別会計への繰出金といたしまして1億2,236万円を計上いたしております。

歳入といたしましては、震災復興特別交付税といたしまして2億616万円。国庫支出金に係る東日本大震災復興交付金といたしまして51億3,470万6,000円。国庫補助金といたしまして7,264万3,000円。県支出金に係る東日本大震災復興交付金といたしまして9,923万9,000円。基金繰入金といたしまして1億8,130万5,000円を計上いたしております。

繰越明許費につきましては、東日本大震災復興交付金事業の補正予算計上などに伴い、計10件の追加と計3件の変更を計上するものであります。

次に、議案第54号「平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。平成23年度の東日本大震災復興交付金事業に係る国の内示に伴います津波浸水地区下水道整備調査事業を計上し、歳入歳出それぞれ1億3,396万円を追加いたしまして、総額を63億6,492万1,000円とするものであります。

繰越明許費につきましては、公営企業復興交付金事業の補正予算計上に伴い、1件を追加計上するものであります。

地方債につきましては、公営企業復興交付金事業を新たに追加するものであります。

次に、議案第55号「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」であります。これは、障害者制度改革推進本部

等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法、児童福祉法及び関係政令の一部改正があったため、これらの法令の規定を引用する3つの条例について一部改正を行おうとするものであります。

主なる改正内容といたしましては、塩竈市障害児通園事業施設条例については、本市障害児通園事業施設ひまわり園で実施している障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにかわり、今後は改正後の児童福祉法に基づく児童発達支援（未就学児対象）と放課後等デイサービス（就学児童対象）を実施していくことに伴い、法令の引用条項の整理等を行うものであります。

また、塩竈市放課後児童クラブ条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例については、法令の引用条項の整理を行おうとするものでございます。

次に、議案第56号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成24年度の東日本大震災復興交付金事業に係る国の内示に伴い、本市の本格的な復興事業を早急を実施するため、歳入歳出それぞれ39億3,260万6,000円を追加いたしまして、総額を319億4,260万6,000円とするものであります。

歳出の主なるものといたしましては、東日本大震災復興交付金事業のうち桂島、野々島、寒風沢地区の漁業集落防災機能強化事業といたしまして3億1,130万円。同じく、野々島、寒風沢地区の漁港施設機能強化事業といたしまして6,800万円。同じく、港町地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして1億88万4,000円。同じく、北浜地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして6,612万4,000円。同じく、藤倉地区都市再生事業計画案作成事業といたしまして9,924万7,000円。同じく、復興まちづくり総合支援事業といたしまして4,099万8,000円。同じく、海岸通地区震災復興市街地再開発事業といたしまして640万円。同じく、朴島地区小規模住宅改良事業といたしまして2,010万円。同じく、水産加工業施設整備等支援事業といたしまして26億2,500万円。同じく、水産業共同利用施設復興整備事業といたしまして2,000万円。同じく、造成宅地滑動崩落緊急対策事業といたしまして3億400万円。同じく、埋蔵文化財発掘調査事業といたしまして1,000万円。災害関連事業のうち魚市場施設における高度衛生管理型荷さばき所整備事業といたしまして9,000万円。同じく、食材用放射能測定器等購入費といたしまして420万円。下水道施設の東日本大震災復興交付金事業の所要経費に係る下水道事業特別会計への繰出金といたしまして1億5,640万円などを計上いたしております。

歳入といたしましては、震災復興特別交付税といたしまして8億7,296万5,000円。国庫支出金といたしまして6,000万円。県支出金に係る東日本大震災復興交付金といたしまして2億8,617万4,000円。財産収入といたしまして495万3,000円。基金繰入金といたしまして27億851万4,000円を計上いたしております。

次に、議案第57号「平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。平成24年度の東日本大震災復興交付金事業に係る国の内示に伴います津波浸水地区下水道整備事業の実施に向けた調査事業を計上し、歳入歳出それぞれ1億7,510万円を追加いたしまして、総額を72億5,480万円とするものであります。

地方債につきましては、公営企業復興交付金事業を新たに追加するものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは私の方からは、まず議案第52号「塩竈市東日本大震災復興交付金基金条例」の概要につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.1の1ページをお開きください。

東日本大震災からの復興につきましては、本市では塩竈市震災復興計画に基づきましてさまざまな取り組みを進めているところでございますが、国におきましては東日本大震災復興特別区域法に基づきまして復興交付金制度を創設したところでございます。本市といたしましては、国からのこれらの復興交付金を今後の復興交付金事業等に充当する財源として積み立てるため、今回新たに基金条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、第1条でも記載してございますが、復興交付金の設置目的、第2条では毎年度基金として積み立てる額につきまして、第3条では基金に属する現金の金融機関への預金など管理について定めてございます。また、第4条では確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めた運用など、基金に属する現金の繰りかえ運用につきまして、第5条では基金の運用から生じます運用益の処理につきまして、また、第6条では基金の処分につきまして定めているものでございます。

続きまして、議案第53号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明

申し上げますので、資料No.6の1ページをご参照ください。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が56億9,105万3,000円、下水道事業特別会計が1億3,396万円、合わせまして58億2,801万3,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額でございますが、一番下段にありますように637億5,910万3,000円となり、補正前に比べますと10.1%の増となります。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。

ここでは歳出予算を目的別に分類してございます。

費目2の総務費51億3,470万6,000円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。本市震災復興計画に基づきまして復興交付金事業計画を国に申請しましたところ、3月初旬に第1回の復興交付金配分可能額が示されましたことから、本市交付分につきまして前段ご説明申し上げます東日本大震災復興交付金基金に全額積み立てし、本年度以降の復興交付金事業の財源として活用するものでございます。

費目4の衛生費3,895万5,000円でございますが、昨年の12月定例会におきまして議決いただきました宮町分室及び旧徳陽シティ銀行の解体に当たりまして、ダイオキシン、アスベストといった有害物質が検出されましたことから、洗浄、除去作業の追加費用を計上するものでございます。

費目6の農林水産業費1億3,232万円でございますが、桂島地区、野々島地区、寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業を計上してございます。これらは浦戸各地区の良好な住環境の確保と防災機能の向上を図ることを目的とした復興交付金事業でございます。

それから、費目8の土木費2億2,123万5,000円でございますが、下水道事業特別会計繰出金は復興交付金事業といたしまして実施予定の下水道事業に対する一般会計からの繰出金でございます。それから、港町地区、北浜地区、藤倉地区都市再生事業計画案作成事業は、被災市街地復興土地地区画整理事業の調査をするための復興交付金事業でございます。また、復興まちづくり総合支援事業は、復興まちづくり計画の作成や各種事業の総合調整等を実施するための、これもまた復興交付金事業でございます。朴島地区小規模住宅改良事業につきましても、当該地区におきます集合住宅の整備のための、これも復興交付金事業となっております。

費目9の消防費8,841万4,000円でございますが、これは塩釜地区消防事務組合が行います各種施設設備の災害復旧事業等に対しまして震災復興特別交付税が構成市町に交付されることによります負担金でございます。

費目10の教育費100万円でございますが、これは震災復興事業を進めるに当たりまして、埋蔵文化財の発掘調査及び取り扱いを定めるための確認調査を目的とした復興交付金事業でございます。

費目11でございますが、災害復旧費7,742万3,000円。これは、震災により崩壊いたしました市内宅地ブロック積み擁壁のがけ崩れ対策のための事業費でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、2ページ、3ページをご参照ください。

費目10の地方交付税2億616万円でございますが、これは震災復興交付金事業及び災害復旧事業費の地方負担額に充当いたします震災復興特別交付税でございます。

費目14の国庫支出金52億734万9,000円でございますが、これは公共・公用施設解体工事にかかわる災害廃棄物処理事業費補助金、それからがけ崩れ対策のための災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金、そして東日本大震災復興交付金の市町村交付分でございます。

費目15の県支出金9,923万9,000円でございますが、東日本大震災復興交付金の県からの間接補助分でございます。

費目18の繰入金1億8,130万5,000円でございますが、これは23年度復興交付金事業を実施するための財源として交付金基金から繰り入れようとするものでございます。

6ページ、7ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を載せてございます。

また、8ページには投資的経費の内訳書でございますので、ご参照していただければと思います。

なお、資料No.3の平成23年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書につきましては、ただいまご説明申し上げました内容を款項目節ごとに区分して計上してございますので、ご参照いただければと思います。

引き続き、同資料の9ページをご参照ください。

平成23年度の塩竈市復興交付金事業の概要につきましてご説明申し上げます。

復興交付金事業につきましては、震災復興特別区域法の区域内におきまして、通常の補助率のかさ上げと震災復興特別交付税による財源手当てによりまして地方負担を軽減し、震災からの早期の復興を図ろうとするものでございます。復興交付金は市に直接交付される市町村

配分額と県の基金を經由して交付される間接補助分に区分されます。

2の第1回交付金配分可能額の内容の表をご参照いただければと思います。

県の交付分を含めました第1回配分可能額は55億4,371万1,000円でございます。そのうち、今回23年度から25年度事業分までといたしまして51億3,470万6,000円が市に直接交付されてございます。当該交付額につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、23年度に歳入として全額受け入れた後に同額を基金に積み立て、今後各年度の事業進捗に合わせまして事業の財源として基金を取り崩しながら活用しようとするものでございます。

また、県交付分といたしまして交付されます4億900万5,000円でございますが、このうち3億8,541万3,000円が本市で実施する交付金事業に対しまして間接補助分として県を經由して交付されるものでございます。

3の本市復興交付金事業の内訳の表をごらんください。

第1回復興交付金配分可能額として国から通知のありました51億3,470万6,000円の交付金額に対します事業費が表の上段にございます67億8,940万8,000円でございます。その内訳といたしまして、23年度の実業費につきましては3億6,615万5,000円、24年度の実業費につきましては38億4,715万3,000円となっております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

先ほど説明申し上げました平成23年度復興交付金の事業費3億6,615万5,000円の事業内訳を記載してございます。内容といたしましては、一般会計分といたしましてNo.1の桂島地区漁業集落防災機能強化事業の7,010万円を初めとして9事業、合計で2億3,219万5,000円を計上してございます。このうち復興交付金が市に直接交付される事業費につきましては、繰り返しのようになりますが、9,987万5,000円となっており、間接補助分にかかわります事業費につきましては1億3,232万円となっております。また、下水道事業特別会計分といたしまして、11ページでございますが、津波浸水地区下水道整備調査事業1億3,396万円を計上してございまして、一般会計、特別会計合わせまして10事業で事業費が3億6,615万5,000円となるものでございます。

続きまして、同じ資料の13ページをご参照ください。

宮町分室及び旧徳陽シティ銀行建物解体についてご説明申し上げます。

1の経過にありますように、東日本大震災によりまして甚大な被害を受けまして、今後の使用が困難となりましたことから、12月定例会におきまして解体工事の補正予算をお認めいた

だいたのところでございますが、その後速やかに解体工事に着手するために各施設の有害物質等の調査を行いましたところ、旧徳陽シティ銀行ではアスベスト、宮町分室ではダイオキシンが検出されたものでございます。

3の補正内容でございますように、このような状況に伴い解体前の作業といたしまして、宮町分室につきましてはダイオキシン除去のための洗浄及び除去作業の追加、旧徳陽シティ銀行につきましては各階の天井、煙突内のアスベスト除去のための作業範囲の密閉、除去及び処分作業の追加並びに工事期間の延長などに係る費用が生じたものでございます。

4の補正予算額でございますが、12月補正予算計上いたしました額は、表の現予算額欄にもございますように、2施設分といたしまして5,958万円を計上してございましたが、補正額欄のとおり今回宮町分室のダイオキシン除去費用といたしまして341万2,000円、旧徳陽シティ銀行のアスベスト除去費用といたしまして3,554万3,000円、合計で3,895万5,000円を追加しようとするものでございます。

この財源内訳でございますが、国庫支出金は補助率10分の9の災害廃棄物処理費補助金といたしまして3,505万9,000円、残りは震災復興特別交付税を計上し、全額国の財政支援を受けて実施をするものでございます。

同じく同資料の14ページも説明申し上げますので、ご参照いただければと思います。

ここでは塩釜地区消防事務組合負担金につきましてご説明申し上げます。

東日本大震災で被災いたしました塩釜地区消防事務組合の各施設設備の災害復旧について、当初国の災害復旧事業補助金と補助災害復旧事業債を財源に予定してございましたが、起債にかわりまして震災復興特別交付税が構成市町に交付されることとなりますことから、今回補正しようとするものでございます。

災害復旧等の事業内容は、2の災害復旧事業の表にありますとおり、庁舎施設復旧工事からJ-A L E R T整備事業まで6事業、これらの補助対象事業費の総額は9億1,489万円、うち特別交付税の額は3億529万8,000円となります。

なお、J-A L E R Tでございますが、これは全国瞬時警報システムというものでございまして、災害時におけます情報伝達手段の多重化を図るため災害復旧事業とあわせて実施しようとするものでございます。このうち本市が負担する額は3の構成市町負担額にありますとおり、8,841万4,000円となっております。

私からの説明は以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、私の方からは災害関連地域防災がけ崩れ対策事業についてご説明をさせていただきます。

同じ資料No.6の15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業目的でございますが、東日本大震災によりまして崩壊等が発生しております宅地ブロック積み擁壁についてがけ崩れ防止工事を行い、被災した宅地の早期復旧と生活の安定を図るというものでございます。

事業内容といたしましては、崩壊した藤倉一丁目地内の宅地のブロック積み擁壁のがけ崩れ対策といたしまして、のり砕工及び補強パイル工を実施し、のり面の安定を確保する内容となっております。

事業費につきましては、記載のとおり7,742万3,000円でございますが、うち工事費に係る7,516万8,000円に対して50%の国の補助という形になってございます。残りにつきましては一般財源ということになります。なお、一般財源につきましては、記載のとおり震災復興特別交付税により補てんされる内容となっております。

今後のスケジュールといたしましては、5月に関係地権者と説明会を実施いたしまして、6月に発注、工事完了は来年の3月ということで予定をさせていただいておるところでございますが、一日でも早い工事完成に努め、地域の皆様が安心して暮らせる環境を図ってまいりたいと、このように考えております。

なお、16ページには位置図をお示ししておりますので、ご参照を願いたいと思います。

続きまして、議案第54号、平成23年度下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

資料No.3のページ、19、20をお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、復興交付金事業といたしまして歳入歳出同額の1億3,396万円を補正する内容となっております。総事業費を63億6,492万1,000円にしようとするものであります。

説明の都合上、歳出からご説明をさせていただきたいと思いますので、ページ、23、24をお開き願いたいと思います。23、24でございます。

5款1項1目復興交付金事業費といたしまして1億3,396万円を計上いたしております。事業の主なものといたしましては、13節委託料といたしまして1億3,300万円を計上させていた

だいております。これは、効果促進事業として実施を予定してございます中央第2ポンプ場等の測量、それから地質調査、それから基本設計の費用とするものでございます。

恐れ入りますが、ページ、21、22にお戻り願いたいと思います。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

4款1項1目一般会計繰入金といたしまして1億2,236万円、6款1項6目復興事業債といたしまして1,160万円を計上するものでございます。

また大変恐縮ですが、ページ、25ページには地方債の見込みに関する調書をお示ししております。さらに、資料No.2の平成23年度塩竈市特別会計補正予算、8ページにお示ししておりますように、今回の補正事業費につきましては繰越明許費として追加計上をさせていただいております。地方債につきましても、限度額を1,160万円追加計上しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） それでは、私から議案第55号の障害者制度改革に関連する条例改正の内容についてご説明をさせていただきます。

資料番号1、市議会臨時会の議案、あわせまして資料番号6、議案資料をご準備願います。

まず、資料番号1の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。資料番号1の2、3ページでございます。

3ページの中段に、冒頭市長からも説明ございましたが、提案理由を記載しております。本条例改正は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして関係する条例の改正を行おうとするものでございます。

改正いたします条例は3本ございまして、1つ目が2ページの方、第1条に書いてございますように塩竈市障害児通園事業施設条例、2つ目が第2条にございますように塩竈市放課後児童クラブ条例、3つ目が3ページに移っていただきまして、第3条にございますように塩竈市消防団員等公務災害補償条例でございます。

次に、資料番号6、議案資料の17ページをごらんいただきたいと思います。資料番号6の17ページでございます。これは条例改正の新旧対照表でございます。

まず、塩竈市障害児通園事業施設条例の一部改正でございますが、本市障害児通園施設ひま

わり園で実施しております児童デイサービスにつきまして所要の改正を行うものでございます。現行第2条のところに規定いたしておりますとおり、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが法律の改正に伴いまして児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスに変更されるものでございます。児童発達支援につきましては未就学児を対象とし、放課後等デイサービスは就学時を対象とするサービスでございます。現在でもひまわり園では未就学児及び就学時を対象とするデイサービスを行っておりますので、今回の法改正に伴いサービス内容が変わるものではございません。

第4条以降、次の18ページから19ページにつきましては、法令の引用条項の整理等を行うものでございます。

その下、19ページになりますが、中段、塩竈市放課後児童クラブ条例改正の一部改正でございますが、児童福祉法の改正による法令の引用条項の整理等を行うものでございます。

その下、塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございますが、次の20ページに移っていただきまして、障害者自立支援法の改正による法令の引用条項の整理を行うものでございます。

議案第55号については以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方から引き続き議案第56号、平成24年度塩竈市一般会計補正予算案の概要につきましてご説明申し上げますので、資料No.6の21ページをお開き願いたいと思います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が39億3,260万6,000円、下水道事業特別会計が1億7,510万円、合わせまして41億770万6,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額でございますが、一番下段にございますように515億7,180万8,000円となりまして、補正前に比べますと8.7%の増となります。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。

ここでは歳出予算を目的別に分類しているものでございます。

費目2の総務費995万3,000円でございますが、右側の備考欄をご参照ください。まず、東日本大震災復興交付金基金費でございますが、これは当該基金に積み立てます復興交付金の運

用より生じます利子の積立金となっておりございます。それから、震災復興総務費でござい
ますが、新組織、震災復興推進局におけます復興交付金事業等の実施に係る事務費を計上して
ございまして。

費目4の衛生費420万円でございますが、安全・安心な市民生活の確保を目的といたしまし
て、食品等の放射能測定のための機器等の購入費でございます。

費目6の農林水産業費31億1,430万円でございますが、これは水産加工業施設整備等支援事
業費は水産加工場や冷蔵庫等の整備につきまして支援するための復興交付金事業でございま
す。それから、桂島地区、野々島地区、寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業につきまして
は、浦戸各地区の良好な住環境の確保と防災機能の向上を図ることを目的とした、これも復
興交付金事業でございます。さらに、野々島地区、寒風沢地区漁港施設機能強化事業でござ
いまして、これは震災によりまして沈下いたしました両漁港用地等のかさ上げを行うための
復興交付金事業でございます。さらに、水産業共同利用施設復興整備事業でございますが、
これは魚市場施設の荷さばき所整備にあわせまして関連する附帯施設を整備するための復興
交付金事業でございます。高度衛生管理型荷さばき所整備事業でございますが、これは魚市
場施設の高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備のための実施設計費用でございます。

費目8の土木費7億9,415万3,000円でございますが、これは造成宅地滑動崩落緊急対策事業
といたしまして、震災により崩落のおそれがある市内ブロック積み擁壁等の整備を行うため
の復興交付金事業でございます。下水道事業特別会計繰出金でございますが、これは復興交
付金事業といたしまして実施予定の下水道事業に対する一般会計からの繰出金でございます。
さらに、港町地区、北浜地区、藤倉地区都市再生事業計画案作成事業でございますが、これ
は被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画作成のための復興交付金事業でございます。
さらに、復興まちづくり総合支援事業でございますが、これは復興まちづくり計画の作成や
各種事業の総合調整等を実施するための、これも復興交付金事業となっております。加え
まして、海岸通地区震災復興市街地再開発事業でございますが、海岸通地区におけます事業
計画作成支援のための、これも復興交付金事業となっております。朴島地区小規模住宅改
良事業でございますが、朴島地区におきます集合住宅等の整備のための復興交付金事業で
ございまして。

費目10の教育費1,000万円、これは埋蔵文化財発掘調査事業でございますけれども、これは
震災復興事業を進めるに当たりまして埋蔵文化財の発掘調査及び取り扱いを定めるための確

認調査を目的といたしました復興交付金事業でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、22ページ、23ページをご参照ください。

費目10の地方交付税 8億7,296万5,000円でございますが、これは震災復興事業及び災害関連事業に充当いたします震災復興特別交付税という内容でございます。

それから、費目14の国庫支出金6,000万円でございますが、これは魚市場施設の高度衛生管理型荷さばき所の整備にかかわる水産流通基盤整備事業補助金でございます。

費目15の県支出金 2億8,617万4,000円は、東日本大震災復興交付金の県からの間接補助分でございます。

費目16の財産収入495万3,000円でございますが、これは復興交付金の運用によりまして生じますところの利子収入でございます。なお、前段ご説明申し上げましたとおり、同額を積立金として歳出予算に計上してございます。

費目18の繰入金27億851万4,000円でございますが、まず財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の所要一般財源を財政調整基金から繰り入れようとするものでございます。さらに、東日本大震災復興交付金繰入金につきましては、24年度に交付金事業を実施するための財源といたしまして交付金基金から繰り入れをしようとするものでございます。

26ページ、27ページにつきましては歳出予算の性質別比較表、28ページには投資的経費の内訳書でございますので、ご参照していただければと思います。

なお、資料No.5の平成24年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書につきましては、ただいま申し上げました内容を款項目節ごとに予算を計上してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、同資料の29ページをお開き願います。

平成24年度の本市の復興交付金事業の概要につきましてご説明申し上げます。

先ほど9ページで23年度の復興交付金事業の概要をご説明申し上げましたが、24年度の復興交付金の事業費は38億4,715万3,000円、その内訳をここに記載しているものでございます。

内容といたしましては、一般会計分といたしましてNo.1の塩竈市水産加工業施設整備等支援事業の26億2,500万円を初めといたしまして15事業。

30ページをご参照ください。合計で36億7,205万3,000円となっております。このうち復興交付金が市に直接交付される事業費につきましては、記載のとおり32億9,275万3,000円とな

っており、間接補助分に係ります事業費につきましては3億7,930万円を計上してございます。また、下水道事業特別会計分といたしまして津波浸水地区下水道整備調査事業1億7,510万円を計上してございます。一般会計、特別会計を合わせますと16事業で38億4,715万3,000円となるものでございます。

続きまして、31ページをご参照ください。

食品等の放射能測定事業につきまして概略をご説明申し上げます。

福島第一原発事故に伴います放射能汚染問題が長期化しておりますことから、塩竈市震災復興計画に掲げます安全・安心な市民生活確保を図るために、学校及び保育所等の給食材料並びに市民が消費する水産物の放射能を測定する機器を整備しようとするものでございます。

事業の概要でございますが、(1)で対象事業といたしまして、学校、保育所、保育園、幼稚園の給食食材と市民が持ち込む農水産物で家庭菜園でとれた野菜などを販売目的としないものを対象としていきたいというふうに考えてございます。測定機器は簡易型の測定装置で、ガンマ線スペクトロメーターを1台購入しようとするものでございます。

測定方法でございますが、給食食材につきましては学校や施設ごとに曜日を決めて定期的な測定を考えてございます。また、市民の方が持ち込むものにつきましては、電話等での予約によりまして測定日を定めまして実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、測定機器の設置場所でございますが、現在検討中でございますけれども、水産加工開放実験室の協力を得ながら、測定も含めて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

事業費及び財源でございますが、機器購入費と空調設備費を合わせまして420万円を一般財源で措置しようとする内容でございます。

私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） それでは、議案第56号の高度衛生管理型荷さばき所整備事業についてご説明申し上げます。

同じ資料の32ページをごらんください。

さきの全員協議会でご説明したとおり、東日本大震災により被災した塩釜漁港について、向こう3カ年をめどに災害復旧事業を実施することになっております。これに伴って荷さばき

所等の施設整備を早急に行わなければいけない状況となりました。

事業の概要の1でありますけれども、宮城県が実施する塩釜漁港の岸壁道路、それから漁港施設用地の整備にあわせまして、市では2つの制度を活用して荷さばき所などの施設を整備してまいります。

1つ目は、水産基盤整備事業では、荷さばき所機械設備、電気設備、既存施設の解体、仮設市場の設置、外構工事、そして実施設計を行います。この実施設計費を今回6款に委託料として9,000万円計上しております。この事業の財源は、備考欄の方にありますとおり、3分の2が補助、3分の1が震災復興特別交付税となっております。

次に、復興交付金事業では、水産業共同利用施設復興整備事業で用意しておりますメニューを活用して、海水処理施設、漁港浄化施設、漁港研修施設、地魚直販施設、水産物畜養施設などを整備してまいります。このための調査設計費といたしまして6款に2,000万円の委託料を計上しております。この財源につきましても、備考欄に記載のとおり、国費2分の1、追加の国費補助として4分の1、そして震災復興特別交付税が4分の1充当されることになっております。

その他、補助や交付税の対象にならないと思われる費用として建物解体費などの費用が発生してくると見込んでおりますので、これにつきましては地方債によって財源を手当てしていく見込みになります。

この制度により高度衛生管理型荷さばき所を整備してまいりたいと考えておりますが、今回は2に記載していますように実施設計費などの確保を活用して具体的な設計に着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 続きまして、議案第57号「平成24年度下水道事業特別会計補正予算」についてご説明をさせていただきます。

恐縮ですが、資料No.5、ページ、15、16ページをお開きいただきたいと思います。15、16でございます。

今回の補正につきましては、復興交付金事業費といたしまして歳入歳出同額の1億7,510万円を補正いたしまして、総事業費を72億5,480万円にしようとするものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明をさせていただきますので、ページ、19、20をお開きいただ

きたいと思います。

5款1項1目復興交付金事業費といたしまして1億7,510万円を計上させていただいております。事業の主なるものといたしましては、13節委託料といたしまして1億7,000万円を計上させていただいております。これは、効果促進事業として実施いたしますが、中央第2ポンプ場等の詳細設計等の費用でございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、恐縮でございますが17、18ページにお戻りを願いたいと思います。17、18ページでございます。

4款1項1目一般会計繰入金といたしまして1億5,640万円、6款1項4目復興事業債といたしまして1,870万円を計上いたしております。

また、21ページにおきましては地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

さらに、資料No.4、平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、7ページ、資料No.4の7ページでございますが、地方債の限度額を1,870万円追加計上しておるものでございます。

下水道事業特別会計の補正予算につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） これより、議案第52号ないし第57号の質疑に入ります。鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 今回の臨時議会を終えますと新年度であります。いよいよ来年度から復興に向けて形が見える状態が進むのかなというふうに期待をしております。

私は、質問の方はこの資料1番から進めさせていただきます。議案第52号「塩竈市東日本大震災復興交付金基金条例」についてお伺いをいたします。

まずはこの3条の2項に基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるというふうな項目がありますが、最近マスコミを騒がしておりますA I Jなんかの問題がありますけれども、やはりお金をふやそうとして実際は減ってしまうというところはかなりあるわけですし、かなりの冒険でありまして、この有価証券に変えるという項目、これはどういうことをにらんで、どういう形で進めるつもりでいるのか、その辺についてまずはお伺いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回、議案第52号におきまして塩竈市東日本大震災復興交付金の基金条例を提案をさせていただいております。これは、今回復興交付金事業の配分が決定したことによりまして、それを受けて第1回の配分額をこ

の基金にまず積むということで、それを必要に応じて取り崩して今後活用していくというための基金でございます。

国の方からはこの交付金を活用するに当たってはこういった基金をつくることができるというふうに言われておりまして、年度を越えて活用していくために今回基金ということで提案をさせていただいているところでありますが、この基金条例の内容そのものについてはごく一般的な基金条例、ほかでもさまざまある内容と同様でございます。

第2条、第3条、第4条、それぞれありますが、ここにあります管理あるいは繰替運用等についてはごく一般的な内容となっております。ここで、第3条の第2項で有利な有価証券に変えることができるという規定につきましても一般的な内容でございます。通常こういった公費でありますので、当然危険な運用ということはできませんので、最大限安全で確実な有利なものを選択するという意味では、もし仮にやるとすればこれは例えば国債とか、そういったかなり安全、間違いないものにするということに考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。

先ほどの繰り返しになりますけれども、国債といえどもちょっと心配なところはあるのかなんて思ったりもするんですが、ふやそうとして実際はなくなってしまうとか減ってしまうということが正直ないとは言えないわけですし、確実な預金でいいのかなというふうに考えていますが、その辺今後運用に当たってはよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、この5条に運用から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するという、そういうふうな項目があるわけですが、一応基金としてそういう入れ物といひますか、あるわけですから、そこから出したものはそこに戻すという形が本来の形かなんて思ひたりもするわけですが、会計上のいろいろ手法やら、いろいろあるんだらうと思ひますが、その辺についてちょっとわからないのでお聞ひしたいと思ひます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 基金の運用益の取り扱ひでございますが、やはりきちんと会計上明確にするために基金に積み立てている際には、先ほどから予算の中でもご説明申し上げましたとおり、予算を通して積立金として基金の中に繰り入れていくというのがこれまでの取り扱ひでございますので、この基金につきましても生じます運用収益につきましてもあくまでも予算を通しまして基金管理を行ってまいりたい、そして、明確な運用ということで取

り扱ってまいりたいというふうを考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

では、次、資料6番の中から質問をさせていただきます。ページは13ページ、議案第53号、宮町分室及び旧徳陽シティ銀行建物解体について、これについてお伺いをいたします。

補正内容の項目の①に、これ市役所の宮町分室についてですが、焼却炉からダイオキシンが検出されたと。これの除去に関することが記載をされておりますが、宮町の分室については旧七十七銀行から購入されたかと思うんですが、これが買った後にこの焼却炉が利用されてダイオキシンが発生しているとなると大きな問題でありまして、この焼却炉を購入後、役所の方で使われていたのかいないのか、そのダイオキシンの発生はどこにあるのか、その辺ちよっとおわかりでしたらお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、お答え申し上げます。

こちらの宮町分室、今議員さんからお話もございましたように、平成5年に七十七銀行さんから土地開発基金の財源を活用して購入したものです。その当時から市役所のほうで平成5年の7月から宮町分庁舎として使用してきたということなんですが、焼却につきましては、これは市が入って以来は使用は全くしてございません。通常の市で市役所が排出されます廃棄物関係というものは廃棄物処理の許可業者の方に収集運搬という形になってございますので、そちらの焼却炉は使用してございません。

ですので、ここの焼却炉に存在して検出されましたダイオキシンと、あくまでも想定範囲になってしまいますけれども、その前の七十七銀行さんがお使いになった際に何か余った紙類とかと合わせて混焼したものがそのまま付着し検出されたのではないかというふうに推測してございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

そうすると、役所で使用したのではなくて七十七銀行が使用していて発生していたということになると思うんですが、これは平成5年に購入されたということですが、この購入時それ

を把握していたのかしていないのか、その辺をお伺いしたいんですが、これは多分七十七銀行さんとしては重要書類なんか外部に出さないための焼却炉として使用していたのかなというふうに想像するわけですが、紙だけではダイオキシンできないので、日常の何かを焼却していたのかと思うんですが、そういったダイオキシンがありそうだ、なさそうだ、そういった状況の把握はされて購入されたのでしょうか。その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 焼却炉そのものは非常に小規模な、本当に簡易型の焼却炉というふうなものでもございましたので、当時直接七十七銀行さんから購入するという手続の中で重要事項説明とか、そういったことを受けておらず、その非常に小さい焼却炉ということもございましたので、ダイオキシンが存在するということはそこまでは予見することができませんでした。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） はい、わかりました。

次に、この②の旧徳陽シティ銀行についてなんですが、こちらは今度ダイオキシンじゃなくてアスベスト関連なんですが、ちょっと私の記憶では3年ないし4年ぐらい前に、もっと手前かもしれませんが、学校の施設から、第三中学校の階段の天井からアスベストが検出されたということがあったと思うんですが、あの折には市役所の施設全施設を持ち物を全部点検されたと思ったんですが、そういう報告を受けたと記憶にあるわけですが、あの時点であの持ち物であった旧徳陽シティ銀行についてのアスベストの調査と申しますか、それは行ったのでしょうか、行われなかったのでしょうか。行ったが気がつかないといいますが、見つけれなかったのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今お話にございましたように、市内の中学校で平成20年の6月にアスベストが検出されたという経過のもとに、平成20年の7月から9月にかけておおむね3カ月間という期間の中で市内の全施設のアスベスト調査というものを実施してございます。その当時は126施設ということの調査の中で、今回徳陽シティ銀行も検出されたというふうな報告が出てございます。

徳陽シティ銀行のアスベストの検出された場所につきましては、1階部分の天井と、ごくわ

ずかな6.6平米程度の非常にわずかな面積ではありますけれども、アスベストが含有してあるというのが調査結果として出てきたという経過がございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ちょっと今の、耳、ちょっと私がちゃんと聞いたのかどうか。一応検出されていたということによろしいんですね。私は、ちょっと私の記憶が定かかどうかわからないんですが、この徳陽シティ銀行の施設から出たという報告はなかったように記憶をしているんですが、その辺ちょっとどういうことになっているのか。あの時点で検出されて報告の条項に入っていたのか入っていないのか、その辺ちょっともう一度再度お伺いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） この調査の結果につきましては、平成20年11月の協議会の方でご報告してきたというふうな経過があったというふうにちょっと記憶してございますけれども、ちょっと詳細なその報告の中身ということにつきましてちょっと今手元に詳しい資料がございませんので、この旧徳陽シティ銀行が報告の中に含まれていたかどうか、ちょっとその辺確認の方をさせていただきたいと思います。

ただ、今回の吹きつけされております建材の中に0.9%のアスベストというものが検出されたということで、面積としては非常に小さかったというところで、いわゆる空中の濃度もほとんど検出ということではなくて、あくまでも建材の中に含まれていたということの報告があったということがございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） そうすると、そこでちょっと疑問がわいてくるのは、そういった検出されて、なおかつその時点で、何という会社か忘れてしまったですけれども、アパレルメーカーに貸し出しをされていたと思うんですが、検出されていて、そういったものがあるということ承知で貸すというのはちょっとおかしいというふうに思うんですが、その考え方はどういうところから来ているのかちょっと説明をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） この施設は今お話ありましたようにアパレル会社さんのほうで平成21年の3月からということでの賃貸契約でお貸ししたという経緯がございます。

そのお貸しする際に本市の方で内装工事というものにあわせてその吹きつけ、あるいはアスベストの安定化、いわゆる飛散あるいは拡散防止のための工事を施した上でお貸ししたという経緯でございます。あわせて、お貸しする際にはそういったアスベストというものがありませんという中身もご説明申し上げた上で賃貸借契約を結んだという経緯でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） そうすると、認識はしていて、飛散防止対策をとったので問題なく貸し出したという解釈でいいのかと思うんですが、次に、15ページの災害関連地域防災がけ崩れ対策事業についてお聞きいたします。

これ藤倉一丁目の宅地内のがけ崩れかと思うんですが、私は何度かこれ足を運んで見させていただきました。結構崩れた場所は2世帯にわたっての地域だったと思うんですが、崩れていない箇所も含めると今回結構な長さがあると思うんですが、ちょっと心配なところが見た感じはかなりあるわけですが、今回のこの事業の中で全長約何メートルくらいになるのか、そして、関連する住宅が上と下にあるわけですけれども、その間連住宅は何世帯ぐらいあるのか、概略で結構ですので、まずはそこをお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 現実的にブロック積み擁壁そのものが崩れているのは25メートルほどになってございます。ただ、隣接して設置していますブロック積み擁壁そのものもはみ出しが出ていますので、そういったものも今回あわせて改良をしていくということにしてございます。総延長といたしましては77メートルを想定してございます。高さは平均でございまして、9メートルとか10メートルということでございます。人家の軒数でございまして、上下合わせると5軒ほどということ考えてございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） やはり、あの近辺の人たちはかなり心配だといいますか、地震もまだ最近続いておりますし、やはり心配なところはあるんだろうなというふうに思います。

それで、せっかくこのやっていただくこの工事でありますけれども、結構上と下の距離といいますか、上下ありますからこういう距離はありますけれども、真横の水平距離としては余りない場所じゃないかなというふうに私は見ていたんですが、そんな中であの工事を進めるのはちょっとかなり大変な工事なのかなというふうに考えています。

そんなところで、今回の工事で落石があるとか、がけ崩れが発生したとかいう形で新たな被害が出るのではちょっと心配だなというふうに考えているんですが、そういった安全対策について、ちょっと心配しているのは私だけかもしれませんが、どういった安全対策をとられて、どういった形で施工されるのか、その辺簡単に教えていただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） お答えしていきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、場所についてはかなり込み入ったところになってございます。そういったことから、余り大きな機械を使ってやれる工事というのはちょっと考えにくいかなということで、先ほど私の方でご説明しましたのり枠というものは一定程度アンカーを打ち込んで、それに鉄筋で補強したものでコンクリートの面を押さえるというのり枠工、あるいは補強パイル工というのも同じように滑りそうなところに一定間隔でパイルを打ち込んでやって押さえる工法になっています。

そういったものについては、例えばボーリングマシンだったり、あるいは削岩機だったりということで、余り大きな機械は当然使わないようになりますし、それから、当然上下の部分については二次災害がないような養生をきちっとさせていただいた上で工事を着手していくということで考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） はい、わかりました。

3月から、そして来年の3月工事完了というスケジュールでありますけれども、余り期間にこだわらずに、やはり安全第一で進んでいただきたいというふうに思います。

では、最後に同じ資料の31ページ、議案第56号、食品などの放射能測定事業についてお聞きをいたします。

ここで測定器を買われるわけですけれども、この事業の概要の（1）の測定を何を測定対象としているかという項目があるわけですけれども、市内の小中学校、保育所などの給食食材、それからまた、保育園とか市立幼稚園などの給食の食材、この2項目は給食の食材が入っているわけですけれども、2番目の項目に市民が持ち込む農水産物というふうにあるわけです。

私などもちょっとした畑をつくっているわけですが、本当に大丈夫かなと思ったりするわけなんです。1点ぐらい持ち込んで調べてもらおうかなんても考えているわけですが、そういった方もかなりおられると思うし、あとは釣り船なんかをやられている方とか、

それから漁業関係に携わっている実際にとられている方とか、これはニーズはかなりあるものだと私は推測するわけですが、これも測定器1台なんです。今回の測定については、これで1台で可能なのか、どういうふうに考えているのか。私は大変なんじゃないかと。この測定を待つ間に何日もかかって、実際例えば市場に出す場合とか、即対応できるものじゃなくてかなり時間がかかって能率が悪いというふうになってしまうのかなんて心配をしているわけですが、そういったニーズがかなりありそうだと思うんですが、どういうふうな、どのくらいあるというふうに現在のところ考えられているのか。あと、実際に測定としてはどのくらいかかるものなのか、時間的に。それから、もう一つは、ただでやっていただけるのか、ないしはある程度1品について幾らとか、そういった案があるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 放射能関係で食品の濃度測定ということでございますが、まず測定時間なんですが、検体の内容にもよりますが、大体10分から30分ぐらいで測定ができるんじゃないかと。そうしますと、前処理とも合わせて大体1時間に1から2検体ぐらいで測定することができるんじゃないかということで予定しております。

それで、その市民の持ち込みの数量がどのくらいになるかというのは、ちょっと今のところはなかなかその判断が難しいところがあるんですが、先進地の状況を聞いてみますと、その測定を開始する時期にもよりますが、夏場ですと家庭菜園等の品物もかなり多いですが、冬場ですと結構少ないということで、その時節にもよりますが、2週間ぐらいの待ち時間が当初はあったと。でも、しばらくして大体それほど待たなくても測定できるようになったというようなお話も聞いております。

それで、塩竈で実際やった場合どのくらいその数量が出るかというのは、ちょっと今のところなかなか難しいところなんですが、宮城県の方でも県内の市町村に各1台ずつ最低でも配備するというので今後予定しております、今回補正で計上したものにあわせてそれが入りますれば2台ということになりますので、かなり対応できるんじゃないかと考えております。

それから、料金については、市民持ち込みあるいは給食食材については無料ということで予定しておりますが、測定に要する実費、消耗品その他ある程度かかるのかなと思いますので、

その辺現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

では、1検体で10分ないし30分と。30分以内として1日一生懸命やっても20検体ですか、20個程度なのかなというふうに考えていますが、そうすると一般市民が持ち込むスペースはなくなってしまうのかなんて心配をするわけですけれども、この中の金額、420万円、この中で括弧書きで機械購入費と空調などの設備費と書いてあるわけですけれども、最初機器の購入費が書いてあるぐらいですから購入費が高いんだろと思うんですが、この辺の内訳です。どういったぐあいなのか、概略です。その辺ちょっとわかりましたらお願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 測定装置の本体が大体370万円ぐらいで、あとはかなり小型の空調設備、パーテーションというふうに考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

ちょっと話を戻しますと、300万幾らだと。そうすると、そのぐらいであればこの1台じゃなくて、やってみてからでも構わないと思うのですが、1台ではなくて2台、3台と本来であれば、もうこの段階で予算化しておけばいいんじゃないかなというふうに考えたりもするわけですけれども、その辺の考え方をお聞きして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 昨年、市場用ということで1台既に入っております、そちらについては測定が間もなく開始されるんじゃないかと。先ほど申しましたように、今回の補正とあわせて県の方から1台入りますれば2台を給食と市民持ち込みの食材ということで当面予定したいということで、あとは状況を見ながらその辺は調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ちょっともう1点だけ。すみません。

前の購入されている測定器はたしかもうレンジとといいますか、測定範囲とといいますか、細かな数値まで測定できるものじゃなかったと思うんですけれども、余り今あるものは本来の今後の基準値には全然対応できないというふうに思うわけですが、その考え方だけちょっと聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 市場関係のものについては当初500ベクレルということで予定されたようではありますが、規制強化に合わせて現在それを改良して100ベクレル、一般食品については100ベクレルということでございますので、それに対応すべく今改良しているということでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） それでは、私の方からも何点か質問をさせていただきたいと思います。

資料No.6の中から何点か質問させていただきますけれども、その前に今回復興交付金事業ということで塩竈市では数多くの事業を申請されて、採択が数多くされたということで、県とか他市ではちょっと不十分というような声もあったわけですが、塩竈市においてはどのような状況だったのか、協議会等ではお話ありましたけれども、きょう市民の方もお聞きになっているということで、市長の方から思いを酌みまして若干お話をさせていただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員の方から交付金事業の塩竈市の採択状況についてというご質問でありました。

マスコミ等では塩竈市120数%の採択率という報道がされておりますが、実は本市におきましては今回の申請については23年、24年の2カ年分というような説明でございましたので、23年、24年について今るるご説明させていただいておりますとおり、例えばまちづくり関係、離島の防災関係、その他市場の施設強化等々、さまざまな事業を盛り込んだ形で要望させていただいたところでございました。

しかしながら、国におきましてはたしか塩竈市と、恐らく多賀城市分になるのかなと思っておりますが、25年度に予定をいたしておりました災害公営住宅分について前倒しで内示をいただいたところでございます。その分が積み上がりましたので、結果的には120数%という採択率となっておりますが、申請をいたしました23年度分、24年度分に限りまして約80%弱とい

う状況でございました。

宮城県の平均がたしか60%弱と。県が20数%という平均値であったようではありますが、塩竈市におきましては比較的要望内容に沿った形で採択をいただき、復興元年ということを標榜して進める上では一定程度目標が達成されたものというふうに理解をいたしておりますが、なお積み残されました課題もございますので、二次補正あるいは三次補正といったようなつどにそういったものを要望させていただき、一時も早く市民の方々に安心・安全といったような環境をご提供させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） はい、わかりました。ありがとうございます。塩竈市においては要望に近い内容の採択ということで、目標どおりというようにお話でございました。

それで、この交付金事業の数多くの中にはやはり被災された方の要望と声を十分に取り入れて行わなければいけない事業等も数多くあると思いますので、そういったことで十分にそういった声を取り入れながら事業を進めていただくようお願いをいたしまして質問に入らせていただきたいと思います。

それで、資料No.6の重複点が出ていますので、そういったものは省かせていただいて質問させていただきますが、15ページの災害関連地域防災がけ崩れ対策事業についてちょっと質問をさせていただきます。

先ほども長さとか何世帯の対象ということでお話もありましたけれども、今回私も施工方法を聞こうと思っていたわけですけれども、のり枠工の工法で行われるということで、この今回の施工法ですけれども、本当に今回のがけ崩れ状況に本当に適した、そしてまた、今後本当に安全だということで考えてよろしいのか、その点お伺いをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 調査に当たりましては専門的な知見を持っていらっしゃるコンサルタントに当然お願いして、いろいろな工法を比較させていただいております。先ほど言いましたように施工条件、それから安全性、経済性、そういったものを総合的に勘案して決めておるものでございます。

今後につきましては、のり枠工というものは要するに枠の部分についてはアンカーを岩盤まで打ち込んで、それが前に前面に倒れてこないような工法でやります。表面上枠がコンクリートできて、中も厚さが違いますけれどもコンクリートで吹きつけるというような工法で

ございますので、そういったものが十分今後の安全性を確保していく工法だというふうに我々も認識しておるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） はい、わかりました。ありがとうございます。本当に安全に進めていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

関連してお話を聞きたいんですけれども、擁壁を施工するに当たってはいろいろなタイプがあって、ブロック積み擁壁等もあれば石を積む擁壁もありまして、種類が何種類かあると思いますけれども、車で走っていても地域を歩いていても、地震後特にですけれども、擁壁があるわけですけれども、この擁壁が地震で崩れたらと思うようなこともあるし、また、擁壁というのは土地、住宅、また道路を支える意味で大事な部分だと思うんですが、その重要な安全・安心対策の部分だと思います。

市内の擁壁ですけれども、種類も何種類かあって、こういった擁壁の部分で地震によるそういった検証なんかは本市はされているのか、また、その状況はどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） そこも3月11日以来たくさんの市民の方からそういった意味ではご相談を受けているところでございます。そういった際には、まず職員が現地をきちっと確認するということとあわせて、宅地判定士という方もいらっしゃいますので、そういった方もご紹介しながらご相談に乗っているところでございます。

中には実際崩れている方もいらっしゃいましたので、そういった方には例えば降雨、雨による再度の崩落を防止する観点からブルーシートなどによる養生などについても十分手配をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） はい、わかりました。

今のお話にもあったように要請があれば見に行つてやるということなんですが、要請がなければやらないということで、それで安全が保たれるのかということをお聞きしたいんですが、その点どうお考えでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） なかなか我々、全部を全部1軒1軒回るといのは実際のところちょっとやはりマンパワー的には無理かなと思っています。ただ、先ほど言いました宅地判定士という方については、被災後すぐにまず浸水区域の方から危険と思われる場所を図面上でピックアップしていただきながら回っていただいたという実態もございまして、そういったところの資料に基づいて我々としても職員が必要があれば当然再度確認に行っているというような状況にもあります。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

多分道路に面している部分とか人が通る部分とかは鑑定士、またはすぐ対応できるというような部分もあるんだろうかとは思いますが、その道路に面している面していないにかかわらず、市内を私も歩いてみますと、素人の目でですけども、これは危険だなと思うような点も多く見るわけですけども、要請して担当課の方が現場に駆けつけていただくということですけども、そういった場合に見てこれは大丈夫ですよというか、そういうことを言われるわけですよ。

ですから、私も同行していろいろ感じる部分があるんですが、何をもちて大丈夫だというように言っているのか、やはりそのところに住んでいる方はとにかくそういったことじゃなくて、きちっと先ほど言いましたように鑑定士の方が行ったりなんかして、ここはこういう状況でこうだから大丈夫ですよというのはわかるんですが、やはり市の職員の方も本当に忙しい中駆けつけていただくには私も感謝をしておりますけれども、そういった点、どういふうなことをもちてそういうことを言っているのか、ちょっとお聞きしたいんです。その点お願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 建設部の職員でも現地に行くのは土木関係の職員が当然行って確認するわけございまして、そういったところの中で、例えば下の地盤の状況、岩盤の上に乗っている、あるいは背後にどれだけ圧力がかかっているとか、そういった部分については当然土木職員ですので経験値からも多分わかるはずだと思いますし、それからあと、実際に崩壊というか、壊れている状況、例えばクラックとって同じ亀裂でも浸透して中まで入っている亀裂か表面だけの亀裂かというのは当然目視でもわかる状況にありますので、そういったところを総合的に勘案して判断しているものというふうに私は考えています。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。できれば、やはり鑑定士の方とか、そういった専門分野の方が現場を見ていただいて、そういった方がその要請をした市民の方にきちっとお話をさせていただければ、やはり市民の方の不安等も解消されるのではないかと、その点思っていますので、何とかその専門的な方の検査を見ていただいて、市民の方に親切丁寧に対応していただければと思いますので、その点をお願いをしておきたいと思います。

また、行くと所有地等でやはりそれは所有者の対応だということであるわけですが、やはり今回の件は普通の状況で起きたことでもないので、やはり何らかの手だてが必要ではないかと常日ごろ思っております。

ですので、国等の復興関係の事業にかからないということはあるとは思いますが、やはり声を上げていって、幾らでもこういったことに対応できるようにするのも我々の行政の役目だと思っていますけれども、この点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 今回の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業でございますが、これ当然国の採択基準に合致しましたので、国の方から有利な補助制度を活用させていただいて実施するものでございます。

一方、例えば1軒の方がいとなかなか当然ご存じのように国の補助事業というのは適用には当然なってきませんし、採択条件をクリアしない限り、そういった意味ではまるきりの市の一般財源という形になってきますので、現在の状況を考えますとちょっとそこまでの踏み込んだ取り組みについては難しいかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。できないと言ってしまうとそれまででして、とにかくあの手この手を考えてできるようにするのが我々でして、できないものをできないと言えばそこから進まないわけで、やはりできないものをいかにしてやるのかということが今後行政、私たちの努力にもかかってくると思うんですが、そういったことを私は感じておりますので、その辺努力をお願いをしてこの質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、先ほどもありましたように、31ページなんですが、食品等の放射能測定事業についてということでありまして、震災から1年ということ、また原発事故からも1年ということで、子育て世帯を初めといたしまして多くの方が食品に含まれる放射能の影響に対して不安

を持っている状況もございます。

公明党でも、こうした食に対する不安を払拭するために食品の検査体制の強化ということで取り組んでまいりました。今、子供の放射能の汚染ということで全国的に放射能から子供を守るというか、そういった会もできておりますけれども、そういった中でもやはり一番に学校の給食、食材を検証してほしいという声が多いと聞いております。

本市でも今回出てきましたように、安心・安全な市民生活確保ということで学校、保育園での給食食材、そして市民が消費する農水産物の放射能を測定する体制の整備ということですが、本市ではこれまでそういった市民の方からどういった声があるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 市民の声としましては、やはり家庭菜園をつくるようなところが結構ございまして、そこでとれたトマトとかナスとか、いろいろあるんですが、それがどのくらい汚染されているかというような問い合わせも結構来てございます。

あと、やはり子供について、委員おっしゃるように学校給食、食の安全から心配なんだということで、ぜひ給食関係の方についても調査してほしいというような声も出ております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） はい、わかりました。

それで、測定対象の中にやはり小中学校、保育所の給食食材の測定があると思うんですが、これは5日分とか、そういったところがあると思いますが、それをまとめてするのか、その測定状況についてお聞きをいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） それでは、学校給食の放射能の測定ということでございますけれども、現在の取り組み状況についてご報告申し上げたいと思います。

現在、本市の学校給食の食材につきましては、厚生労働省あるいは宮城県が測定し、ホームページ上で公表しております測定の数値データをもとにいたしまして、業者が納品する食材を各学校の栄養士が産地や加工地等を確認した上で検収などを行っております、そのような検収を通して安全な食材の確保に努めておるところでございます。

今後の食材の検査のスパンということかと思えます。5日分まとめてかということですが、私どもといたしましてはできれば給食を提供する前日にその産地ごとの測定データ等をもとに、安全性を確認しながら安全な給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） いや、これ5日分ということじゃなくて、その日の分をやるだけなんですか。わかりました。

それで、測定機器の場所についてですが、何か聞くとおとところによりますとほこりとか、そういった粉じんなどの影響なども本当に考えなくてはいけないということで聞いているんですが、場所的に調整中となっておりますが、先ほども水産加工推進室とかという声も聞こえましたけれども、その場所は今決まっているのでしょうか。その辺お願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 現在、水産加工開放実験室の方の新浜の方の仮設工場の方に設けられておまして、魚市場関係の測定器も現在そこに置かれておりますので、そういう場所的にはその実験室の一部をパーテーションでくくって、空気が余り動かないというか、安定した状態にして、機械そのものはやはり温度、湿度にある程度影響を受けるということなので、測定中は安定した温度が必要だということで、一定の温度に保つように、そういうような形で空調関係を設けるというようなことで考えてございます。

測定についての検体数その他、これからどうなるかわからないんですけども、当面開放実験室の方々に協力を得ながら測定を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） それで、先ほどもありましたけれども、機器購入と空調等設備費で420万円ということでありましたけれども、今国の方では食品の検査機器を整備する自治体の補助制度を創設するというような、そういったこともあるわけですけども、そういった情報なんか来ているのかどうか、その点お聞きをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 測定に関する直接その補助というのは、

先ほども申しましたように検査機器、空間放射線量をはかるガンマ線の検出器、それから食料品等をはかる簡易型のスペクトロメーター、これらについてはもう国の予算あるいは県の予算で各県内の市町村の方にすべて配備するというので、遅くとも24年度中にはそういうふうな形で配備が完了するのではないかと。

あと、それぞれ市町村によって汚染濃度がかなり違いまして、県南の方はかなり高い部分があるということで、そちらは独自に整備した機器等も結構な数に上っていると聞いております。それらについて福島原発関係ということで東京電力に対する賠償責任ということで、それらの関係費用も含めて今県の方と賠償請求をやっているところがございますので、これからもその辺も含めまして新たに追加分が出れば追加して請求するような形にしたいと考えております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

それでは、最後に今後の本当に放射能に関しては関心が高いわけではありますが、市民の方の不安解消のためにこの食品の放射能検査体制強化ということで、こういった取り組みのお考えをお聞きして質問を終わらせていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 先ほど復興計画のお話の中でも放射線に対する取り組みを強化していくということで、今度の4月から組織体制も変わりまして、その辺放射線に取り組む体制、先ほど測定も含めていろいろな市民の不安がございます。それで、相談の窓口含めて体制強化ということでこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それでは、私の方からも何点か質問させていただきます。

1つは、議案第52号にかかわってちょっとお尋ね、再確認をしたいと思います。東日本大震災復興交付金基金条例というものが資料No.の1ページのところがございます。それで、これは条例そのもののさまざまな規定は第7条までありますが、12月の補正予算あるいは関係条例の中でふるさと復興基金条例というんですか、そういうものも前段設けられております。

今回は第三次補正予算の交付金事業にかかわっての取り扱いだと思いますが、まず1点、この取り扱いについて一つは国の指示としてどのような形で条例化することについてそれなりに国が示したのか、その辺からまずお聞きをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回ご提案しておりますのは復興交付金のためのその専用の基金条例ということで、これにつきましては今後何カ年かにわたってこの復興交付金の事業を行っていくわけでありますが、その取り扱いについて国の方から基金をつくってこれに積み立てることができるというふうなことが示されてございます。

そして、この基金につきましては各市町村それぞれこの復興交付金の計画というものは一本でやるわけでありますので、基金について一本、各事業ごとじゃなく、市として、あるいは市町村として一本つくって、それに積み立てを下さいということで示されております。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そこで、さっきの全員協議会のところで一定の佐藤市長の方からも説明等の中で示されておりました。その当時、全員協議会の3月16日の時点で言われていたのは700数十億円の第三次補正予算を含めて復興交付金としてそういったものの基金の運用に交付そのものというふうに一定のお話でしたが、今回はそれらも含めて、最初は市民に対しての説明が805億円だったと思いますが、それらも含めて復興事業計画、復興の計画に沿ってどのぐらいの交付を申請をし、そしてこの基金に充当し、それを使って復興の財源とするのか、その辺のお考えをお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 1点確認をさせていただきますが、先日の全員協議会のおきにお出しさせていただいた資料については、この交付金事業の全体額は500億円余という形で資料をお示しをさせていただいております、700という数字はその際には出しておらないかと思っておりますので、その点についてご理解をお願い申し上げます。

残余の部分については担当の方からご答弁いたさせます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回復興交付金事業といたしましては第1回の配分に対する申請ということでありまして、総事業費といたしましては

500億円という形で出しましたが、今回国の方といたしましてはこの交付金事業につきましては23年度、24年度分を申請しなさいということで最初から示されております。ですから、この部分につきまして内容を精査いたしまして、特に国の方の指示もございまして、23年度あるいは24年度確実に事業が実施できることに内容が固まっているものということで、かなり絞り込んで申請した結果といたしまして、先ほど市長の方からもご説明いたしましたとおり、全体といたしましては23年度分として今回事業規模として6億7,000万円、24年度として52億円といったような交付が決定されたと。あわせて25年度の災害公営住宅分も入りましたので、全体としては120%というような率になりますが、この中国の負担分、いわゆる交付金として入る部分51億円が今回今年度中に入る予定でございますので、これをこの基金に積み立てるということで考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。

こういった第1回目の配分、23年度、24年度、そして25年度も含めてなんですが、どうもいろいろなお話をお聞きしますと近々また交付を申請をするというふうな話にもなっているようですが、それは大体いつごろの時期として考えていけばよろしいのかお尋ねします。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回のものにつきましてはあくまでも第1回の申請分ということでございまして、これがすべてではなく、今後第2回、第3回というふうに申請をしていくということになっておりますが、前段の国の方の話では第2回につきましては今月末といったような時期を示されておりましたが、今現在必要な要綱の改正等の通知がまだ入ってございません。第1回の申請でかなり地方のほうからも申請手続等についていろいろ大変だという話もありましたし、第1回の申請が終わった後、国のほうでも地方を回りましてどういう問題があるかというようなことをヒアリングをしております。

そういったものを踏まえて第2回の申請ということになるかと思いますが、その申請に必要な、かなり申請の手続なども少し簡略化されるという話もありますが、そういった要綱をまだ示されておられませんので、時期といたしましても今月末という話でございましたが、少し延びるというお話までは内々に来ております。今のところまだ具体的な時期は決まっておりますが、いずれそれほど遅い時期ではないと思います。

また、それ以降につきましても大体3カ月あるいは4カ月に一遍ぐらいこういう申請のタイミングが来るというふうに考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。大変復興を進めていく上での時期は大変忙しい時期としてことしとらえていく必要があると思います。

次に、議案の関係で具体的なお話、質問をさせていただきます。資料No.で5のところ、説明書のところがございますが、資料No.5で12ページ。12ページのところ、海岸通市街地再開発事業ということで640万円、これも復興交付金事業としての取り扱いだということになるかと思えます。

そこで、さきの全員協議会で800万円として示されていたわけですが、今回640万円ということでの海岸通の市街地再開発事業ということですが、この差をどういうふうにとらえていけばいいのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 海岸通地区の震災復興市街地再開発事業に関連いたしまして、この資料の12ページにも海岸通地区震災復興市街地再開発事業640万円という形でお示しをしております。これは前段、全員協議会などで事業費800万円ということでお話をしておりましたが、これは総事業費800万円ということでございます。これは市街地のいわゆる再開発組合等をつくって、そして、その組合に対する助成という形が出るものでございますので、ここには民間負担という部分がございます。それが総事業費800万円のうち民間負担5分の1ということになっておりますので、5分の1といたしますと160万円、これを差し引いた640万円について今回予算化しているということです。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、これは地元負担ということになるわけでしょうか。再開発を進めていく。はい、わかりました。

それで、そこで一番難儀な問題は、ここも海岸通地区の再開発事業が10数年前ありまして、7年間を費やして最終的には再開発事業が完成しなかったというふうな流れを受け継いでおります。それが過去にありました。

そこで、今回は災害との関係ですので地元の方々はずっと復興したいと、この願いと思いは非常に強いと思えます。そこで、一番の問題は地権者がどのぐらいいるのか、そして、地

権者に対する周知徹底といたしますか、恐らくは全員同意という形で進めていかないと再開発事業としては進まないのかなと思いますが、その辺の進め方についてお尋ねを先にしておきます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 海岸通につきましては、再開発組合の設立に向けまして現在地元の方でいろいろ協議会等で勉強をされていらっしゃる場所です。現在、11店舗の方々が協議会を組織され、再開発に向けた勉強会ということで取り組んでいらっしゃる場所です。最終的に再開発組合の設立につきましては、これは地権者全員の合意というものが必要になってございます。合意がなると、そして組合が設立されたということで初めて今回予算化された640万円も支出できるということになります。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 全員の同意ということがどうしても必要だということですね。大体どのぐらいの地権者の方がいらっしゃるのか、事務的なお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 権利者の方々の数というふうなことなんですけれども、ちょっと今現在地元の方々がお話し合いしていただいている中では50から70ぐらいは、今細かい土地をお持ちの方も含めるといらっしゃるんじゃないかというふうに伺っております。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 大変な事務作業といたしますか、しかも、ことし1年間でこの再開発のための合意づくりを早期に立ち上げるというのはなかなか大変だろうというふうに思うんです。

そこで、その再開発事業、前段はやはり地元の同意というもの、合意というものが前提になってスタートしていくということになるわけですが、それと今回の、それは地元の方々のさまざまな対応はされるかと思いますが、それも含めて調査費の使い方についてどのような形で進められていこうとするのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 調査費に関しましては基本的には再開発事業というふうなことになりますので、事業を進めるに当たって再開発組合が発足していただいて、その後都市計画の決定に手続を踏んで、その後都市計画事業として国と、市も含めて支援していく

というふうな流れになっていきます。

それで、実際にそれを24年度中に組合が発足してからというふうなことになりますけれども、その前段につきましては私どもの方で今回復興交付金の事業の中で復興まちづくり計画の策定というふうな全体をコーディネートするような計画を考えております。そのときに市のほうでいろいろな調査検討をする中で、コンサルタントが当然あと業務を委託するというふうな形になりますので、そういったコンサルタントをそちらのほうの協議会のほうに派遣するなどして、そういったコンセンサス形成に支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。ひとつ今年度なりの形で進めていくということが全体のこの再開発事業を進めていく上での基本かなと思いますので、ひとつ市のほうの支援をしっかりと進めていただければと思います。

そこで、前に全員協議会の方で、あそこは当然かなり道路も下がって、国道45号線沿いの関係も相当下がっているというのはとくと私たちもよく見ている姿なんです。それで、前に復興事業計画の箇所づけのそれぞれのこういうカラーの図面も一度いただきましたが、その中で参考として国道45号線塩釜地区電線共同復興調査事業というものがあまして、これは0.8キロというふうな形なんです、これと海岸通とはどういうふうにリンクするのか、国との事業の絡みは、これ紹介されているので、その辺の関係だけ確認をしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 国道45号の電線共同化の事業につきましては、今現在ちょうど海辺の賑わい地区の土地区画整理事業前の道路について共同坑の方の事業がスタートしております。位置的にはちょっと仙石線の高架下から港町の交差点方面に向かってというふうな形になります。

今回、国のほうの河川国道事務所のほうからはちょうど壱番館のところからちょうど今申し上げた仙石線の高架までの区間についても延長して実施をしたいというふうな形でお話をいただいておりますので、その部分も事業のエリアに加えながら、これから実際の設計等が行われるとは思いますが、そういった形で事業を進めたいというふうに伺っております。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 最終的な起点はどの辺までになるのでしょうか。壱番館から始まって最

終的な起点、無電化の事業というのは。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 今回お話いただいている分については、あくまでも港町の交差点まで予定していた部分に壱番館の交差点からというふうな形になります。ですので、壱番館の交差点から仙石線の高架部分が延長されたというふうなことになります。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。

そうしますと、この壱番館から高架線までのところが実際に国としてやられた場合、地権者の皆さんとの関係、海岸通の皆さんとの関係はどんなふうな事業効果を実現するのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 実際今回追加された部分についてはこれから設計等が進みますので、どういったエリアで事業をどういった形でやるかというのはこれからの設計作業というふうな形になりますので、まだ具体的には決まっていないというふうな形になります。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ひとつよろしく願いをします。

市長の方にお尋ねをしますが、海岸通、私もきのう、おととい行ってみましたが、向かいの一番区、二番区というふうに分かれているようですけれども、かなりもう更地になっております。再開発事業を進めていかなければやはりだめだなという私も決意も持っているわけですが、きのうたまたま、おとといですか、お寄りしたある商店主の方はああいう更地になっていて、ある市民の方から商店主の方にいよいよ海岸通もこれでなくなるんでしょうかというふうに言われたそうです。

やはり、そこまで、言ってみれば市内の中心地としてのメインストリート、しかもアーケードも近く取り壊されるという話になっているようですが、そこも含めてこういった再開発事業として取り組んでいく上で、やはり市長としてそういった支援をしっかりと求めていくという点で市長のご認識、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そういった思いがありますからこのような市街地再開発というようなメ

ニューを提案をさせていただいているということではないかというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますが、あくまでも土地所有者の方の意向というものは大切にしていかなければならないわけでありますので、まずは塩竈市がそういった方々に対して市街地の再開発事業をもってどういう形になるかということ具体的にお示しをすることだと思っておりますので、そのための調査の第一歩を今踏み出しておりますので、議員にもよくご理解をお願いを申し上げるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。ひとつその点を踏まえながら取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、下水道事業についてお尋ねをしておきたいと思えます。下水道事業は平成23年度の一般会計からの繰り出し1億2,236万円でしょうか。そして、下水道事業の方で津波被災地域ということで、議案番号でいいますとNo.3のところにもそういった予算の説明書、そこに繰出金あるいは一般会計からの繰り出し、そして、それを受けての下水道会計の事業がこの中には示されております。交付金事業で調査費、平成23年度は中央第1、第2ポンプ場というふうな形ですし、平成24年度も同様に24年度の、議案番号でいいますと5番ということになりますが、その5番のところでも同じように一般会計から繰り出しをしております。

そこで、この2つの事業、23年度、24年度またがってこういうふうな形で下水道事業が展開されていくわけなんです、この点の交付金の使い方については効果促進事業ということで進めていく必要があるというようなことも含めての調査費というふうになっているようです。

そこで、大もとは私は議会の方に全員協議会で示された、恐らくはこの交付金事業の計画書がもとになっての調査交付採択ということになるんですが、新浜町のポンプ場はどのような形で進めるのか。それから、あるいは新たな復興ですから、そこら辺の関係、それから中央第2ポンプ場、それから中の島の下水道整備もあわせて行うので、調査費というふうに一概にくくれば浸水地域で、ああ、そうかなというふうに思うんですが、わかりやすくひとつこの計画も含めた下水道事業の復興事業というのはどういうものなのか、ぜひご説明をお願いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうからお話いただきましたように、下水道事業につきましては効果促進

事業というふうなことで23年度、24年度の2カ年の調査費をお認めをいただいております。今回、その調査費を活用させていただきまして、ただいまお話しいただきました新浜町のポンプ場、中央第2ポンプ場関係、さらには中の島の下水の放流渠というふうなものについての調査を2カ年で実施をするという予定にさせていただいております。

具体的なというお話でございましたので若干掘り下げてお話を申し上げます。

まず、1点目の新浜町のポンプ場でございますが、現在の新浜町ポンプ場につきましては平成21年の3月に供用開始をさせていただいているところでございます。現在のポンプ場につきましては第1期、第2期というような、大きく分けますとそういう2期工事に分けまして、そのうちの第1期工事ということで1時間当たりの降雨量40ミリの降雨量に対応できるようなポンプ施設を今現在21年の3月から供用させていただいているという状況でございます。

今回の大震災に当たりまして、特に藤倉地区、港町地区、いろいろ浸水がひどかった地区がございますが、そのうちの藤倉地区の排水能力をさらに向上させようということで、現在のポンプ施設に当初予定してございました2期分の工事を前倒しをしてポンプ施設を増設しようというふうな考え方の内容でございます。

それに先立ちまして、効果促進事業として調査費をお認めいただいておりますので、ポンプ場の増設に当たっての詳細設計を新浜町のポンプ場につきましては実施をさせていただくという予定で考えてございます。

それから、2カ所目の中央第2ポンプ場関係でございますが、これにつきましては中央排水区約190ヘクタールほどございますが、ただいま中央ポンプ場のみで排水を行わせていただいております。全体計画からいきますと中央ポンプ場と中央第2ポンプ場、この2つの施設で排水を受け持つという計画になってございますので、この中央第2ポンプ場につきましても全体計画を前倒しをいたしまして新富町、藤倉地区、さらには中の島、港町地区、これらの冠水を早期解消すべくというふうな考え方で上げさせていただいております。

23、24年度につきましては、まずは現地の測量、それから地質調査、さらにはポンプ施設等につきましては基本設計をやりまして、どういった施設が必要かということをさらに検証を深めてまいりたい。それらの結果を受けまして24年度には詳細設計を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の中の島の放流渠でございますが、これにつきましては中央ポンプ場からの放流口が今現在排水路を経まして塩釜湾のほうに流入をさせていただいております。こ

これは開渠になってございますので、これを暗渠化したらというふうな考え方が全体計画でございまして、それを前倒しをしてというふうなことの中で今回こちらの方の測量、地質調査、さらには基本設計、詳細設計というふうな形で考えてございます。

いずれにいたしましても、今回お認めをいただいておりますのは効果促進事業というふうなことでございます。まず効果促進事業としていろいろな調査をさせていただいて、施設の考え方、概算事業をさらに精度を上げた上で、今度は基幹事業として位置づけをしていただかなければ実際の施設工事の方には入れませんので、まずは調査をしまして、それをベースに復興庁の方と協議を重ねて認めていただきながら次のステップへ行きたいというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） はい、わかりました。

40ミリ対応からさらにこういったことも含めるならば、かなりこれまで水害あるいはそのほか浸水をしていたところでの対策の大きな力になるというふうなことになると思いますので、ぜひひとつそういうことをとらえながら進めていくことをひとつ確認をして、なお一層促進方をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

時間もそれほどありませんので、実は繰り越しが今回ございました。繰り越しとして平成23年度の議案の中にも示されておまして、平成23年度の予算のNo.でいいますとNo.3ということになりますか、3ということで、そのところの最後の一般会計の分でいいますと4ページのところにこういった補正が書かれております。

2月補正が31件48億円で、今回10件3億8,000万円ということで、事務量としては41件、約51億9,000万円近くの繰越事業をやっていくということになるわけです。やはり大変な事務量だと思います。

そこで、やはり必要なのは人員だと私は思います。そのために総務省、日本共産党の塩川衆議院議員が川端総務大臣にも質問して必要な支援措置をと、そしてほかから来る方々に対しての必要な賃金確保について検討していきたいと。最近、そういう事務連絡、派遣についての地方特別交付税等々について検討していきたいと、それをやっていきたいというふうなことでの事務が流れているようですが、そこら辺も含めて大変な事務量を今年度こなしていく、先ほども前段お聞きしたように4月末にはまた再申請をということですので、そこら辺の取

り扱いの基本だけ、この繰り越しも含めて膨大な事務量を進めていきますので、お伺いを、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今回の23年度の補正にしても震災復興事業としてはかなり膨大な事業費になります。そういった意味では、今議員さんのほうからお話を受けましたように、しかも4月からは新しい震災復興推進局という形で本格的な復興事業に着手しているというこちらの体制も含みというものを進めておりますので、そういった意味では復興推進局の方にも29名体制の組織と新しい組織を立ち上げると。

さらには、その準備としまして既にお認めいただきましたように、市長部局の定数条例でもって定数をふやすというふうな条例改正案もお認めいただいたということで、人員確保につきましては震災復興絡み、こういったものにつきましては市の職員、それから新規の採用、そして中長期の他県からの派遣職員、さらには任期付職員ということで、本市の人員体制をきちんと確保していくというふうにしてございます。

それからあと、もう一つお話ございました、それらの特に中長期派遣の方、それから任期付職員の方の人件費というところにつきましては、一定程度国の方から24年度以降、震災復興特別交付税の措置を受けられるということが大分わかりましたので、そういった中身で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） それでは、質問をさせていただきます。

議案第53号、第54号、資料6、9ページ、平成23年度塩竈市復興交付金事業について、これを24年度と関連してご質問させていただきます。

塩竈市は平成23年12月に塩竈市災害復興計画を策定し、今年度1月31日に509億円の塩竈市復興交付金事業計画を申請しました。3月2日、第1回復興交付金として55億4,371万1,000円の配分可能額が通知されましたという、これは約11%に当たります。それで、この内訳は

23年度、24年度、それから25年度ちょっと前倒しの部分ということで、一部の復興事業計画が認められたということなんです、この復興事業の中にはやはり数年間繰り越しながら完成されていく事業もあり、この一部配分と細かく予算が出てくると。今後、残り事業費の全額に届くものと理解してよろしいのかどうか。

また、今度第四次もありますけれども、また査定が入ってこういった状態がずっと続くのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど伊勢議員からのご質問の際にもお答えをさせていただきましたが、我々としてはこの塩竈市復興交付金として500億円余が必要であるというふうな形で申請をさせていただいております。ただし、ただしであります、国のほうからは少なくとも浸水被害区域内というものを重点的に要望するようというふうな指導がされていることについては再三ご説明をさせていただいているとおりであります。

また、一定程度の震災の直接的な被害があったものについてこの予算を重点的に配分していくというふうな見解も示されているところでもあります。そういった中で、協議会のときにもご説明をさせていただいたかと思いますが、例えば越の浦春日線ですか、あの路線から入っております塩竈市の都市計画道路を同時期に整備をさせていただきたいということで申請をさせていただいております。これは我々、市民の方々、特に藤倉周辺の方々が高台に避難をされるときに緊急火急的に必要な路線であるということで今後も位置づけをさせていただきたいと思っておりますが、残念ながら浸水区域から外れるということでは基幹事業の中でこういったものを取り上げるのはかなり厳しいという視点を示されております。

もう1点であります、さまざまな調査の中で今後例えば市内のすべての下水道が今回のような大規模な災害でも遅滞なく利活用ができるような耐震補強をやりたいというふうなメニューも今回の中に織り込まさせていただいておりますが、実はこういったものについては通常下水道整備事業の中に耐震補強ということで項目がございまして、ほかの制度であるものについてはなかなか査定が厳しく入るようではありますが、我々としては500億円すべてを今後も認めていただく努力をさせていただきますが、国のほうにおきましては今のような視点もございまして、なかなかかみ合わないという部分もあることをぜひご理解をお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

現段階では調査、設計といったことで予算化されてきている部分もありますけれども、事業の迅速化という点ではこのような細分化された交付金の配分というのは、事業のスピードを上げていくというところでは支障になるのではないかと懸念がございますが、その辺のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来ご説明させていただいておりますが、今回は事前の調査的な費用がかなり盛り込まれております。塩竈市が80%弱の査定をいただいたというお話をさせていただきました。ほかの地域が60%にも届かなかったということでありました。

先日、復興局の方にお邪魔しましていろいろその違いについてお伺いをさせていただきましたが、塩竈市についてはしっかりとそういう手順を踏んで基幹事業に着手をするという道筋が明確になっていたと、そういったことでありますので塩竈市についてはそのような査定をさせていただきました。例えば宮城県の方におきましては20数%という大変に厳しい状況でありましたが、やはり事業実施までの道筋がまだ明確になっていないということではまだ事業の熟度が高まっていないという判定でそういうことがなされたようであります。

我々も若干回り道にはなりますが、こういった調査をしっかりと踏まえた上で効率的な事業を実施させていただく。先日も復興大臣と被災地の首長がお話をさせていただきました際に、復興大臣が真っ先に申されましたのが、これはいずれにしても税であります。税を使う以上、その事業効果というものを各首長については十二分に認識をしていただきたいというふうなお話が冒頭でございましたが、我々はそういった趣旨を踏まえましてしっかりとこのような調査を踏まえ、より効率的な事業実施ということに引き続き取り組んでまいりたいと思っております。若干時間はかかりますが、そのような視点で取り組まさせていただきますことをご理解をお願い申し上げますところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひ復興計画、もう一日も早いスピード感を持ってやっていただければというふうに思います。

それでは、議案第53号の13ページ、宮町分室及び旧徳陽シティ銀行、これ建物解体についてちょっとお尋ねをいたします。

この2つの物件の解体工事ですけれども、予算は今年の12月に補正予算計上をとということで議決されたものでありますけれども、一般的な感じとして思うのはこの予算が計上されてきたと、そうするとこの建物を解体するときにはやはりいろいろと積算して予算を計上するわけですが、そのとき事前の調査というのは必ずなされるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） お答え申し上げます。

特に旧徳陽シティ銀行、こちらの方の補正額が非常に大きな額になっているということでございます。12月定例会の補正予算におきましては、さきの説明でも行いましたように平成20年度のアスベストの調査というものを確認いたしまして、それに基づきまして今回1階部分の天井の一部のところにアスベストが使用されているということがわかっていたということでございますので、12月定例会の解体経費の中にはそういったものも盛り込んだ上でまず計上させていただいたということになります。

今お話ありました13ページの3番の補正内容、②、こちらに徳陽シティ銀行の内容がございますけれども、実は今回解体するに当たりまして有害物質調査というのは全階にわたって確認をさせていただいたと。つまり、20年度の調査というのは当時はその建物が現に使用している、あるいは今後使用されていくという前提のもとに一定程度の飛散がしてあるかどうかという調査を行った結果に基づいてまず12月の計上をさせていただいたんですが、今回はそうではなくて、解体となりますと各どういったところにあるかというふうなすべての調査を行うという必要が生じてまいりましたので、解体前に改めましてそういった有害物質の調査を行ったというところで、②にありますように実は各地下の方から、それから各4階までの天井部分にそのアスベストというものが存在しているということがわかったと。

ただ、飛散はしていなかったということになりましたので、解体に当たりましてはそういった今度は飛散防止を全部の階層にわたって行うというふうな工事施工の大幅な変更が生じてまいりました。そのために今回の補正といたしまして徳陽シティ銀行、12月の段階では3,121万円の予算計上でありますけれども、4階までのすべての階層を密閉状態にして除去するというふうな作業を行ってからの解体というふうな順番に変わりますので、そういった意味で補正額が非常に大きくなったというふうな状況でございます。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

普通一般的に本予算よりもやはり追加の補正予算が額が大きいということは普通はちょっと考えられなかったものですから、ちょっとお聞きしたんですが、前にも耐震工事、先ほどの質問にもありましたけれども、学校の耐震のときにもやはり解体します、あるいは修理しますという段階で出てくる予算、積算して予算が出てくるんでしょうけれども、こうやって見えていますとほとんどの事例が必ず補正が出てくるんです。普通ではちょっと考えられない部分があります。

もちろん行き違いもありますし、落としているところもありますのでやむを得ない部分もありますが、普通市民の皆さんの目から見ればちょっとそれはどうなのかなというふうなやはり疑問点があるということだけは確かですので、この辺今後の改善していく部分でどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、今回の経過につきましては先ほどご説明したとおりであります。非常に難しいのが、現に使用している建物、今後それを解体していくと、あるいは設計していく、修繕を行うという場合には、使用している建物を事細かに調査をしていくという形になりますと、例えば既にお使いになっている市営住宅でありますとか、そういった市民の方々の暮らしを維持しながらいろいろな調査を行うという非常に難しい点もあるかと思えます。そういった点もございますけれども、一定程度予算計上になっているのは確かに議員の指摘のとおりでございますので、できるだけその調査を深めていくような努力を講じまして、適切な予算というものを今後計上してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） どうぞよろしく願いいたします。やはり、こういったことが毎回同じような方法で繰り返されると、やはりちょっとコストもかかりますし、また、予算も大変膨大なものになってくるということで、しっかりと取り組んでいただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第56号、31ページの食品等の放射能測定事業についてお尋ねをいたします。

食品等の放射能については4月から新基準値、大人が100ベクレル、今まで500ベクレルだっ

たんですけれども、子供が50ベクレル以下という新しい基準で取り扱われることになりました。塩竈市もその測定体制はいち早く立ち上げて、非常によく市内の放射能測定なんかをやっていたいておりますが、今回は食に関してということで市民生活の安全・安心の確保を図ることになるんですが、まず第一に測定器の信頼性というものが非常に大切ではないかというふうに思います。というのは、測定機器によって誤差が大きいということもあると聞いております。市民の健康にかかわる問題ですので、簡易と言わずに信頼性の高い測定器を導入していただきたい。

そしてまた、けさのニュースで出ていたんですが、乳幼児はほとんど50ベクレルという、それから水道水は10ベクレル、牛乳は50ベクレルと、それから一般食品100ベクレルという厳しい基準値が出てまいりました。そこで、子供用に微量放射線測定器というものもあると聞いておりますが、こういったものが必要ではないんだろうかというふうに思います。今回購入する機器はどの点を考慮されて決められるかということで、ちょっとお考えをお知らせください。

○副議長（鈴木昭一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 今回予定しております測定器、資料に書いてありますように簡易ガンマ線スペクトロメーターということで、検出限界値ということで小さい値はどのくらいかという数字なんですけど、一応10ベクレル程度のものを予定してございます。

一般食品につきましては100ベクレルということでございますので、例えば給食材料を測定した結果その半分の50ベクレルを超えるものについては再検査というか、精密検査をするような形で今のところ考えてございます。それで、100ベクレルに対して10ベクレルですので、規制強化については100あるいは50ベクレル、牛乳等について50ベクレルですので、その辺までは対応できるんじゃないかと思っております。

なお、1ベクレルというか、かなり小さな値を測定する場合はゲルマニウム半導体による検査ということで、大体値段で1台2,000万円するようなことを聞いておりますので、専門の施設なり、あるいはオペレーターというような部分が出てきますので、当面簡易型で測定していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君）　そこで大事なのは基準の明確化だと思います。保育所、幼稚園の給食食材とか、あるいは学校の給食食材、これは大体新基準値で50ベクレル以下なのか、また、市民が持ち込む農水産物のうち子供のいる家庭と、それから大人だけの家庭、やはりこれ基準値というのは非常に大事だというふうに思うんです。その違いをやはり適切に市民の皆様を示していただきたいと思いますけれども、その辺の取り扱い、いかがでございましょうか。

○副議長（鈴木昭一君）　菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君）　食品の測定ということで、子供が食べるか大人が食べるかということは、ちょっとその測定する段階で持ってきたものについて判断というのはなかなか難しいと思いますので、まずその食品等の食材について測定するというので、出た結果について何ベクレルというような結果表にあわせて食品の規制というか、基準についてお話しするような形で、何かその辺の資料もつくりながら規制に対する説明ですか、その辺行っていきたくて考えております。

○副議長（鈴木昭一君）　阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君）　ありがとうございます。ぜひ市民の皆様にはそういった情報を、不安とか不信とか起きないように検査結果というものを正確に公表していただきたい。また、その基準値はしっかりと広報などで取り上げて大きくお知らせをしていただきたいと思いますので、ぜひお願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鈴木昭一君）　15番高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君）　同じく資料6の31ページの食品等の放射能測定事業、この1件に絞ってお伺いしたいと、端的にお伺いしたいというふうに思います。

先ほどほかの議員からも質問あったんですが、引くくめて保育所も保育園も小学校も中学校もということではないんですけれども、小中学校については先ほど週1回前の日に納入されたものという回答がありましたが、保育所についてはどうなのか。

小中学校についてももう一度確かめたいのは、週1回の検査だけなのか。先ほど別の議員が言った、その1回に次の日の食材だけを検査するのか、その1週間分の食料をきちんと全部検査するのか、もう一度確認しておきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君）　菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君）　学校給食については先ほどお答えした内容になると思うんですけれども、保育所についても学校給食に準じたような形で持ってい

けないかと。あと、あわせて私立の幼稚園、保育園等もございますので、その辺はあと実際担当の方とお話ししながら、頻度については最低1週間くらい測定できるような形を組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） すみません、もう一度確認します。最低1週間くらい測定できるというのは1週間分を測定するという意味ですか。

○副議長（鈴木昭一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 1週間の給食といいますと毎日品目が変わると思いますので、その品目を1週間まとめて手元に置いておくということは多分難しいと思いますので、翌日給食材料として出すものについて前日それと同じものを購入するような形、あるいは持ってきていただくという形になりますので、そのサイクルが大体1週間に1回程度は当たるような形を組んでいきたいと。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 実は私の連れ合いも保育所の保母をやっているんですが、やはりお母さん方大変子供さんのこの放射能の問題、汚染問題については、食料の問題については本当に関心を持って心配されているんです。

今のご回答ですと保育所、保育園にしる小中学校にしる、月曜から金曜日までとして5日間のうち1日分しか食材の安全性は証明されないと。残りの4日間はわからないと。安全であるのか安全でないのかと。これで間違いないと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 議員おっしゃるとおりなんですけれども、通常の市販されている食品については事前に検査されておるということで、基本的にはそういう規制をクリアした品物が納品されると。ただ、今回それらも含めてなお安全・安心を確認するためにそういう検査をしていくというふうな考えでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 通常の納入先というか、そちらのほうで検査をされているのが前提だとしたら検査する必要ないじゃないですか。そうしたら。要するに5日間全部やるかどうか

問題だということを私は言いたいんです。1日やるんだったら、やる必要があるんだったら、残りの4日もやるべきなんです。そして、国もきちんとこれは、28日ですね、国の発表ですと新年度から小中学校などの学校給食について放射性物質の濃度測定を行う自治体を財政的に支援することを決めた。福島県内以外でも申請があれば福島県以外の自治体でも支援しますと国は明確に4月から、来年度からやるということを方針を出している。

この放射能測定、放射能の汚染の問題は国と東京電力にすべての責任があるわけなんですから、必要な測定器をきちんと買って全部毎日測定できるようにした上で、そしてきちんと国と東電に賠償を求めると。これが当たり前だと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問にお答えをいたします。

今、塩竈市の事例でちょっとご紹介をさせていただきたいと思いますが、4月1日から塩竈市で水揚げをする魚についても100ベクレル以下というようなことの基準が設定されていることについてはご案内のとおりであります。このことについては、県が前面の沖合い海面を7区域に分割をいたしまして、1週間に1回、毎週1回100検体の検査を実施をすることとなっております。これはゲルマニウム半導体検出器ということで、今議員の方からご指摘あった精密検査ができるような機器類を活用して、このような調査を県がやるということでありま

す。

しからば、先ほど来議論になっております塩竈市の魚市場が購入する簡易型、それから本市が購入する簡易型については、どちらかといえばモニタリング的な役割を果たすものと我々は認識をいたしております。したがって、例えば市民の方々の不安解消もその中に入れさせていただいているところであります。

それで、産地市場としての役割であります。先ほど申しあげました県から貸与を受けて測定する簡易の測定器によりましてチェックする測定値は50ベクレルであります。50ベクレルを超えたものについては2検体を再度調査をし、都合3検体の調査結果を踏まえて県の方に、県の調査結果と塩竈市で簡易測定をした調査結果で、こういった相違が出てきましたということの問題点として上げております。

それを踏まえて、県の方におきましては宮城県水産物放射能対策連絡会議というものを設置いたしております。その会議に諮りまして、そういったものについては出荷停止とするか、あるいはもっと踏み込んで水揚げをしないかどうかと、そういったことをこの機関で判断を

していただくということになっておりますので、本市の役割はモニタリング的な役割ということでご理解いただければと思っております。

今ご質問の給食の各例えはお肉でありますとか野菜でありますとかについても、当然のことではありますが生産者の皆様方がそれぞれの組織の中で、今水産物で申し上げましたような調査を行った上で、100ベクレルを超えないという確認のもとで納入いただいているものと思っておりますし、事実、例えば学校の方では産地を確認をさせていただくというような取り組みをさせていただいておりますが、そういったものをなおモニタリングをさせていただくという趣旨でございますので、ご理解をお願いを申し上げるところであります。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） なかなかご理解できないです。産地の方で検査しているから安全であって、それで5日のうち1日分だけモニタリング検査をやると。給食について。産地から来るのが安全だと証明されているんだったら週に1回だけの検査をやる必要はないし、少しでも不安があるんだったら5日間毎日食材について検査をするのが当然です。

それは塩竈市の責任というよりは東京電力と国の責任ですから、東京電力や国にその機材については責任を持たせろと私は言っているだけなんです。これは私は正論だと思うわけなんです。週に1回保育所、幼稚園、小中学校の児童や生徒がモニタリング調査という、何か実験されているように私は聞こえてしまうんです。そういうお話を伺いますと。

それで、別に市の負担じゃなくて、何度も言いますが国、東京電力に求めればいいわけですから、ここは堂々と声を上げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来申し上げております、例えば今の高橋議員の論法ですと市民の方々が日常口にするものをすべてチェックをしなければならないということになりますよね。それが議員がおっしゃっていることなんだと思いますが、それが物理的にできるかどうかということについてはぜひご理解いただきたいと思えます。

そういった中で、県のほうでは今申し上げましたような一定の基準を設けたと。当然のことではありますが、1週間分を毎日やっているわけではないわけではありますが、そういったことで一定の安全性を確認をしていくということではないかなと思っております。すべて口に入るものを検査するというのは、これは100%安全できるものということではおっしゃっている趣旨は理解をいたしますが、果たしてそれをできるかどうかということについてもぜひご理

解をいただければと思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） どこをどうとったらそういうふうな答えになるのか悩むんですが、市民のすべての食材を毎日点検しろなどという妄想は私は持っていません。子供は放射能の影響が蓄積する期間も長いし、しかも、これは小学校、中学校は義務教育ですから、だからここについての検査が重要、最も求められていると。それから妊産婦さんもちろんそうですけれども。それを何で私の論法だと市民全員の食材を毎日検査しなければならなくなるというふうにねじ曲がってしまうのか、そこの理屈が私のほうが市長に私の意見をご理解いただきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 別にこの放射能汚染の食品については子供に限ったことではなくて、大人の方々も基準を超えるものについては当然口にしないということを前提に議論しているわけでありませぬ。でありますから、それは一定程度抽出という形でこういったものを実施をせざるを得ないということを申し上げさせていただいているつもりでありますし、その抽出の中で本市の果たすべき役割は、決してモニタリングなんていうことが実験だというふうなことでは正確にモニタリングの意味を辞書でお調べいただければわかりますが……そういうことですよ。

ですから、今、モニタリングというのが決してどなたも実験だなんていうことはお考えにならないと思いますが、そういった形で塩竈市としてもでき得る限りの努力をまずさせていただきたい。その結果でまだまだ不足する部分があれば今後対応については考えさせていただくということは、先ほど来担当のご答弁でもさせていただいておりますし、また、国の方でも各市町村に1台こういった機器を貸与するということを言っておいておりますので、そういったものをいち早く皆様方の検査の機械ということででき得る限り活用させていただく所存でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋卓也君。

○15番（高橋卓也君） 先ほども申し上げましたように、小さいお子さんをお持ちの父母の皆さん、保護者の皆さん方の不安というのは本当に大変大きなものがありますので、市長のお考えはよくわかりましたし、理解もできましたが、なお一層安全対策として私はやはり毎日の給食については食材をきちんと点検するように求めていきたいというふうに思います。

これにかかわりまして、間違っていたら訂正していただいて結構なんですが、ちょうど1978年のきょうですよ、3月28日、アメリカのスリーマイルで世界で初めての大規模な原発事故があったと。くしくもきょうはそういう日でございます。ですから、なおのこと、ここから近距離にある女川原発の廃炉についても、自治体間の安全協定もございまして、県に対しても再稼働するなという声を市としてぜひ上げていただきたいということを強く要望して質問を終わります。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） では、私からも質疑をさせていただきます。

今回の臨時議会ですけれども、23年度の補正と24年度の補正という両方にまたがっている補正ということで資料をいただきました。それで、今回の議会の一番私としては重要だと思われる復興交付金のことについて、この条例です。資料No.1の1ページに復興交付金条例が載っております。

先ほど鎌田議員も質問されました。私は、この中で第7条のところにいるいろいろ書いてあることもございますので、そういう状況、ちょっとだけ7条をお読みします。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めると。そうすると、この文章だけを読むと、今回のこの条例案は議会で承認されて成立したと。そして、運用するに当たり具体的なことはこの条例には書いていないので、あとは必要な事項は市長が別に定めるということで、議会のほうに相談しなくても定めて運用したりなんなり、このようにも読み取れてしまうのではないかとこの危惧がございまして、もしこのような第7条を活用されるようなときは当然議会のほうにご報告があるとは思いますが、そのような考えでいいのかどうかだけを確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 交付金基金条例の第7条に関するご質問でございます。

ここには今ありましたように、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるということで、このようないわゆる委任規定、要するに条例は議会が定めると、それに対してこういうように細部については市長に任せるという規定が委任規定というものでございまして、これはこの基金条例に限らず、一般的に条例には大体こういった用語が最後についてございます。

これは、条例はあくまでも大綱といいますか、大枠を定めるものでございまして、この基金の運用につきましても上のほうにありますように、必要に応じ最も确实有利な方法でありますとか、財政の運営上必要があるときはというふうな形で条例上は縛りがかかっておりますので、ここで言っている7条の基金の管理に関して必要な事項というのは手続的な面とか大変細かい部分については市長にらせていただくという意味でご理解いただければと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。念のために一応聞いたんです。そのように私もそう運用してもらいたいし、そのようにしていただきたいということを一応言っておかないと、書いてあるから、ああ、もうあとこの7条で運用しましたと後から言われるとうまくないので一応聞いてみただけです。

では、別なことを聞きます。資料のNo.6の6ページから7ページにかけて性質別の比較表というものが、これは23年度の補正の方ですね。ございまして、その9番のところに積立金、東日本大震災交付金基金費が51億3,470万6,000円ということが積み立てされる。そのために先ほど聞いたこの交付金条例が必要だということで、23年度においてまずこの51億円を、これは積み立てするんだろうなというふうに思います。

それと、今度は9ページのほう、9ページのほうにはこの交付金の事業についてこのように配分可能額と、あと別な交付金の事業とはまたこの51億円とは違います。こういう金額が書いてあります。それで、いろいろ見るんですけれども、そうするとこの積み立てって復興交付金という形でこの51億円が積み立てになって、そうするとこれは基金ということで、ことしの3月31日の年度末のときにはこの51億円がそのまま基金ということで残高に残るんだろうなと思うんですけれども、決算のとき、今度は9月にまた決算でございます。そのときにちゃんとここが51億円で残っているという考え方なのか。

なぜ聞いたかという、次の、きょうはちょっとややこしくて、23年度の補正と24年度の補正があるからちょっとややこしいんでございまして、資料のNo.5の3から4ページをちょっと開いて、これは24年度の方の補正なんです。そうすると、24年度の補正ということはこれでもやはり3月の時点で考えたらいいか、24年度だから4月1日の時点で考えたらいいかと思うんですけれども、3ページから4ページにかけましては東日本大震災復興交付金の繰入金として26億9,931万4,000円が。

こういうふうにとっちの年度に使われて、どういうふうにするのかというと、全体的なこの

51億円ほどのお金がどのように流れているのかちょっとよくわからない表にも、2つの補正予算をやっておりますので、その辺ちょっと私はこんがらがってしまっていますので、その辺説明、わかるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、お答え申し上げます。

まず、資料No.6の今9ページというところのまずご説明させていただきます。

3番目にございますように、今回塩竈市が今認められています23年度から25年度までの復興交付金の総額、これが51億3,470万6,000円というふうになっております。今、議員さんのほうからお話もございましたように、これを23年度の予算で一たん全額を基金のほうに積み増しします。それが資料No.3の5ページに出てまいります。資料No.3、平成23年度一般会計補正予算説明書の5ページに出てまいります。一たん入ってきたお金がここの総務費のところ東日本大震災復興交付金基金の方に同額を一たん積み増しします。

そういう意味では、入ってくる時期、予定としては今週末に51億円が入金されるというふうな情報が入ってまいります、一たんそれが入りますので、入った時点ですぐ基金の方に積み増しするという意味では今年度末51億円のまず残高になるという形になります。

ただ、23年度でさらに、お戻りいただきますと同じ資料の3ページ、4ページ、こちらの方の18款、3ページの下の方にあります基金の繰入金1億8,130万5,000円と。これが23年度で取り崩すという予定のものになります。したがって、51億円一たん入りますけれども、あとは出納整理期間内というふうにならざる想定されますが、その間に1億8,100万円をまず取り崩すというふうな予定になります。そうしますと、51億円から1億8,000万円を差し引いた残りが24年度、25年度で充当できる金額というふうになるわけです。

そこで、今お話がございましたように、資料No.5、今度は平成24年度の補正予算説明書の3ページ、4ページの下段のところをごらんいただきますと、18款繰入金の1項基金繰入金、8目のところに東日本大震災復興交付金基金繰入金26億9,931万4,000円というふうに出てまいります。これが24年度で使われる基金というふうになるわけです。

したがって、先ほどの資料No.6の9ページに、先ほど開きましたように9ページの一番下段のところ、配分可能額、一たん51億3,470万円が積みれ、そして23年度で1億8,100万円が取り崩される。そして、24年度、今回の補正予算がさらに20億9,931万4,000円、これを取り崩します、今のところ24年度末の残高は25年度で充当されるべき22億5,408万7,000円、

これが24年度末の残高の見込みになるという形になります。

複雑ですけれども、説明は以上になります。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） どうも説明ありがとうございました。そういうことで、9ページのほうを見るとお金の流れが書いてあるのでこういうふうになると。

それで、きょう一緒にやっているからややこしくなるんで聞いたんです。それで、しっかりと各年度にまたがって動くような今審議というか、質疑していますので、忙しいところ皆さん職員の方も大変でしょうが、間違わないようによろしくこれからもしっかりと仕事のほうを進めていってほしいと思ひまして聞きました。ありがとうございました。

資料No.6の13ページ、皆さん聞かれているものがございまして、これは23年度の補正ですけれども、宮町分庁舎が解体ということなんでございましてけれども、ダイオキシンのほうは先ほど聞かれたからいいんですけれども、その後解体された跡を有効に活用していただきたいと思ひまして、あそこは鹽竈神社の裏坂の入り口のことでございまして、それから、道路のほうはそういうまちづくりにいいようなものをずっと塩竈の観光まちづくりのための景観条例とか、いろいろございまして、やられているところだと思います。そういう形の方向に向かったようないい使い方を考えていただければいいかなと思ひますけれども、その後、そういう事業というか、市のほうでそのまま用地のほうに新しく市の庁舎でもまた建設部でもお建てになるのかどうかわかりません。あるいは民間の方にも売却されて、そういうもののために使っていただく予定なのか、そのことがいい方向に使っていただきたいと思ひましたので質問させていただきましたが、何かご計画とかありますか。あるいは、どうせでしたらそういうものに、この神社の町並みを維持するようなもののためにということで、近くには亀井邸さんの観光施設もございまして、そういう観光に関連したようなものをあの辺にもう一つつくるような計画か何かその辺のところ、先々のことでございまして、計画がございましたらよろしくお知らせ願ひたいと思ひます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） この当該地区につきましては人口交流の拡大という観点からも非常に重要なエリアだというふうに考えてございます。今、ご提案がありましたように鹽竈神社の裏坂、また北浜沢乙線の景観も考慮しながら、門前町にふさわしい活用ができるよう十分今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） よろしく申し上げます。

それから、今不便なところにおいでにおられる建設部の方、ばらばらになっているし、不便だというのは職員の方も不便なんですけれども、市民の方も訪ねていくときあっちだ、こっちだと振り回される意味では不便でございます。そういう意味では、早くいいところに、できましたら理想を言えば市の庁舎が1カ所になれば、なるべくまとまったところに入っていたらいいと思います。

続いて、この資料No.6の29ページから30ページにずっと交付金の事業、結局この交付金、最初に質問した交付金条例によって交付金がこのように残って、実際にどういうふうな24年度の方で使われるかということの質問でございます。

特にここの中で1番目、29ページの①です。塩竈市の水産加工施設整備等支援事業というのがこの交付金事業の中でも26億円と抜きんで大きな事業でございますので、お聞きしたいと思います。

それで、前回協議会で何か水産加工の関連の事業をされる方に1件当たり5億ないし6億円ぐらいをこの予算分ぐらい支援する事業だということは聞きました。それから、これだけの支援事業でございますので、4月には公募をすると。応募していただくと。やはり、これだけの大きな金額の事業ですから、こうこうこういうことで。でないと、知っていた人だけがうまくすると5億円入ってくると。知らなかった人はそのチャンスを失うということでは公平性に欠けた行政でないかと後から批判されても困るので、その辺のところを詳しくお知らせしておいて、関連するようなところ、あるいは可能性のあるようなところはこういうところは手を挙げてくださいよと、こういう準備してください。

それから、この金額は8分の7の補助事業だという、残りの8分の1の方がなかなかつかないから手を挙げられないという方はその8分の1の方もこういうふうないろいろな支援を考えていますから、もう大いに早く、一日でも早く工場なり何なり復興して、塩竈に早く働き場所をつくってくださいと、こういう意味で国からの支援だと思いますので、その辺のところちょっと詳しく事業内容等。この1行以外にあと説明がございませんので、この議場でよろしく事業内容をご説明お願いしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） お時間をちょうだいしまして、それでは説明

させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

こちらの塩竈市水産加工業施設整備等支援事業という事業でございますが、東日本大震災の復興交付金事業の中で唯一民間事業者を含めて補助を差し上げて事業主体になっていただけるといふ事業でございます。

塩竈市におきましては、先ほど議員からもお話ありましたように、おおむね6億円程度の補助事業を5カ所整備されるという想定のもとに30億円の事業費の枠を確保させていただいております。宮城県内では当面塩竈だけということございまして、今回はそういう意味では全国初のケースとして今事業のほうをどのように進めるかという整理を水産庁、復興庁を協議をして進めさせていただいております。

こちらの趣旨でございますけれども、東日本大震災によりまして滅失損壊しました水産加工業等の迅速な復興を図るといふことで、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現することとあわせて、やはり働く場の確保というものを早期にしなければ、やはり何事においてもそこを図らなければいけないという危機感を持って国のほうでも制度化されたものというふうにとめておるところでございます。

対象となる事業でございますけれども、民間の方が行います地域水産業の復興に波及効果の大きい新規の施設の整備事業ということでございますので、既にあるものを直すとか、あるいは既に着手しているということであるとちょっと対象にならないということが重要なポイントかと思っております。

そして、波及効果が大きいということでございますので、大変恐縮ですけれども、やはり小さい規模の整備というものはなかなか対象にならないということが国のほうの指導で言われているところですので、先ほど申し上げたとおりおおむね6億円というのは比較的大きな規模ということをご理解をいただきたいなというふうに思っております。

もちろん4月1日の広報で記事の方は載せさせていただいておりますけれども、今現在交付申請のほうを国のほうにしておりまして、交付決定を復興庁では急いでいただけるといふことで4月早々にも交付決定が来るのかなというふうに思っております。交付決定参りましたら直ちに公募の方をさせていただきまして、相当程度の期間で公募を申し込みを受け付けさせていただいた後に、やはり外部の民間の有識者等を入れました形で審査を慎重にさせていただいて事業主体の方を決定させていただくような運びというふうに考えてございます。

先ほど申し上げたとおり、地域水産業の復興に波及効果が大きいという意味からしますと、

やはり水揚げの拡大につながるようなポイントですとか、あるいは雇用の拡大、あるいは関連産業、いろいろ製氷、製缶とか運輸、いろいろな間口が広い企業体がございますので、そういった関連産業に与える効果、そういったものとか、そもそもその事業主体の経営の状態ですとか、あるいは事業がきちっとその年度内に終わるのかとか、そういったことも含めて総合的に判断をさせていただくということで今準備を行ってございます。

先ほども言ったように広報等にも載せさせていただきますので、いろいろと詳細についてお問い合わせをいただきたいなというふうに思っております。本当に、ちょっと今回も資料も間に合えばつけさせていただきますところだったんでございますけれども、そういったことでございまして、今進めておるところでございますので、こういった機会を与えていただきましてどうもありがとうございます。こういったことでよろしく申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） はい、どうも詳しくありがとうございました。そういうことでアピール、宣伝、皆さんにわかってもらえるようにしていただいて、せっかくつけていただいた予算でございまして有効に活用していただいて、一日も早く塩竈の産業が復興するように努力していただきたいと思えます。

別のことを聞きます。このページで、それから、なかなか中身が見えてこないものがございまして、お聞きします。12番の復興まちづくり総合支援事業という事業が4,000万円以上の金額で載っております。総合事業ですから、先ほど説明は計画とか調整、全体的なものというふうに聞きました。

でも、ちょっと具体的に余りにも総合的な事業全般だということなので、具体的に総合事業と言われてもちょっと見えてこないところがあるので、何か今考えている、この事業に対してこれとこれとこれの計画に対して調整するために、あるいは、今まで具体的に出てこなかったまちづくりに対して、例えばですけれども海岸通のほうは海岸通のほうで具体的に事業名が上がってきますが、そのちょっと隣の南町あたりのところまでは津波は被害は来たんだけれども、まだあそこのところは具体的な特区の中にも入っていないというふうなところも含めて総合支援事業かなと私は勝手に思っているんですけれども、そうするとこういう総合支援事業を使ってちょうど佐浦町から南町に来るところだけ、あそこの一部分だけが一方通行なんでございますよね。

そうすると、あそこ、もうちょっとで今、今回津波が来て周りの方大分解体作業も空き地、

塩竈市内大分出ましたけれども、ちょうどもし道路を拡幅できて一方通行が解除になるようなまちづくりにしますと、その後建てた再開発した後の土地代の値段が、やはり一方通行だとしても単価が安くなるけれども、両方通れるような道路を拡幅できると付加価値が上がります。塩竈市の土地の付加価値が上がるといことは塩竈市の税収が、固定資産税が上がるといことですから、こういうところにお金を投資していただいて、塩竈市の土地を付加価値を上げる方に使っていただいて、後から都市計画税なり固定資産税の後から市税として収入してもらおうというふうな、そういう使い方をしていただけるといいんですけども、ちょうどいいチャンスといえは今回を逃してはなかなかこのままいろいろ計画が立ってしまうともう一方通行の狭いところも、あとちょっと何か所かのところだけちょっと広くすると可能でないかというところですので、そういうところにこのようなまちづくり総合支援事業で該当するかどうか、あるいは該当しないけれどもそういうところもお考えになっているかどうか、ありましたらお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回、復興まちづくり総合支援事業ということで上げてございます。これは、いわゆる5省40事業、基幹事業でいいますと都市防災総合推進事業といまして、中身は大変多岐にわたっておりまして、いろいろなことができる、ただし、今回こちらで想定しておりますのはここにありますように復興まちづくり総合支援、市が今後まちづくりをしていく上で総合的な考え方、どういった取りまとめでいったらいいかといったところについてこれを使いたいと思っております、具体的には復興まちづくり計画というものをまず検討していこうと。それと、都市防災推進事業計画、要するに都市防災をどのようにして今後計画的にやっていくかと。今お話あったようなことも含めて、塩竈市の特に被害があった地区の防災的な考え方といったものもこれを使って取りまとめでいこうというふうに考えてございます。

ですから、一つは復興まちづくり計画、それから都市防災推進事業計画といったような計画づくりをして、そして、その中で災害に強いまちづくり、あるいは全体的に今後復興事業がそれぞれいろいろ入ってまいりますので、それらの全体的な調整をして、いかにうまく進めていくかと、そういったものの検討をこの事業で行っていこうと。

さらには、先ほどちょっと話出ましたけれども、本塩釜周辺地区の再開発事業についてもこの支援事業を使って一定程度の支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。該当はするということはわかりましたので、そういうことも具体的に計画に入れて、いいまちづくりを行っていただきたいと思います。

最後の質問になるかと思いますが、30ページ、下水道の特別会計の方で中の島地区の港町地区の方の整備事業。それで、何名かの方がお聞きしたんですけども、こちらはこれは24年度の方ですから23年度と24年度で両方使ってやる事業なんですけれども、この30ページの方は24年度の補正の分だと。この24年度の方では第2ポンプ場の計画をどこのところまでかすると。途中まで、計画するところまでですか。24年度の予算までだと第2ポンプ場の計画はどこまで進むのか。そして、実際に工事が入ってポンプ場を着手するのは25年度なのか26年度なのか、完成するのはその後なのか。そこのこの事業の整備調査事業に関連して中の島の第2ポンプ場のことに絞ってお聞きしますので。中央第2ポンプ場のことをお聞きしますので、その中央第2ポンプ場がどういうふうになるのかだけ、そのことだけ。これからの計画をお聞かせください。

○副議長（鈴木昭一君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 中の島の中央第2ポンプ場の具体的な今後のスケジュールというふうな趣旨のお話かと思いますが。

先ほどもご回答させていただいておりますが、下水道事業につきましては23年度、24年度は効果促進事業として調査費だけをお認めいただいているという状況でございます。24年度の調査におきましては、それぞれの箇所では詳細設計を予定してございます。中央第2ポンプ場につきましても中央第2ポンプ場、さらには中の島の調整池、中央第2貯留管、これらの詳細設計を実施するという予定にしております。

こういった詳細設計等がまとまりますと、当然こういった内容でどのぐらいの概算事業費で整備が必要かといったものが明らかになってまいりますので、これらを踏まえまして、今度は復興庁さんの方と基幹事業として位置づけをしていただけるような協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

基幹事業として認められれば、先ほどお話しいただきましたように現場のほうに具体的にを入れるということになりますので、まずはそういった基幹事業に認めていただくような対応を早期に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） それでは、基幹事業が承認されるように頑張って、26年度は承認されて、27年度には工事入って、とにかく一日でも早くあそこの水害をなくしていただきたいと強くお願いして終わります。

○副議長（鈴木昭一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） それでは、今志子田議員から質問されていまして下水道の関係でちょっと一言質問しておきたいと思います。

先ほどありましたように、23年度、24年度についてはとにかく新浜町一丁目というのは藤倉雨水ポンプ場のことですね。そして中の島、そして港町二丁目の整備のための調査をやるということで、3カ所とも23年度と24年度の2カ年で調査をし、特に24年度では詳細設計をするということとして受けとめております。

それで、この調査をするに当たって3カ所の調査を1業者がやるのか、どういう方法でやるのかというのは一つお聞きしたいということと、それから、その24年度の今後の取り組みですが、24年度の詳細設計が上がってきた時点でどういうふうに今度やっていくのか。先ほど出ました第一次申請、第二次申請、第三次申請というふうな状況の中で改めて25年度でそういう申請をしていくのか、その流れについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 大きく下水道事業につきましては3カ所の調査というふうなことでお認めをいただいております。それを同一の業者さんに発注をするのかというお尋ねかと思いますが、それぞれ作業の内容が異なっておりますので、当然専門の業者さんにそれぞれお願いをしていくというふうなことで考えてございます。

それから、詳細設計後の取り組みということでございますが、先ほど来お話をさせていただいておりますように現在は効果促進事業というふうなことでございますので、基幹事業としてお認めをいただくための一定の復興庁さんとのすり合わせと申しますか、打ち合わせが必要になってくると思います。当然詳細設計等がまとまって概算事業費、施工内容が確定をいたしましたら、それをもとに復興庁さんのほうとお話をさせていただきながら、早期に基幹事業としてお認めをいただくような努力を続けていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 前に全員協議会のときに説明された資料の中で大体それぞれの事業がどれくらいかかるかということを行っているわけですね。それをまとめたのが500何億円ということで最初に報告された分野だと思います。

しかし、期待したいのはそういう意味で効果促進事業として調査した、その調査の結果でどういうふうな復興庁を動かしていくのかということなんだろうというふうに思いますが、この時点でぜひやはり基幹事業として取り上げてもらう上でどういうことが本当に必要になってくるか、当局と議会がそれこそ一緒になって取り組まなくてはならない場合もあるだろうというふうに思うわけなんです。その辺のところについてどういうふうにお考えになっているか、ちょっとありましたらお聞きしておきたいと思います

○副議長（鈴木昭一君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 具体的には復興庁さんのほうとの進め方ということになりますが、当然事務的にまずはこういった結果になりましたと。必要性は今までも当然お話をさせていただいて申請をさせていただいておりますので、そういったことも含めまして、さらに必要性、さらには具体的にこういったことをやらなければならないんだというふうなことをまずは事務的に整理をさせていただきながらということ考えてございます。

その際に、場合によっては今お話しいただいたようなというようなこともあるかもしれませんが、まずは事務的な部分からスタートをさせていただくというふうなことを考えてございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ぜひそれこそ基幹事業として取り上げてもらえるように全力を挙げてこの3カ所の工事が進められるように、そのための調査費がやっとなつたわけでありますから、そういう点でご期待を申し上げておきたいというふうに思います。

それでは次に、先ほどありました資料No.6の15ページ、あるいは23年度の補正予算の関係でNo.3の18ページに出ています藤倉一丁目の災害関連防災がけ崩れ対策事業でございます。これは4月7日のあの大余震のときに起きた事故だったわけです。

それで、以来1年近くなってきましたが、昨年の6月にこれともう1カ所の塩竈市造成地滑動崩落緊急対策事業とあわせて予算化させていただいて、それに基づいてとにかく一丁目については今回工事費も含めて出されているということでございます。

これは、今回のこの交付金事業とは別立てになっております。そういう点で、しかし、国の半分の補助と、さらに一般会計で持つべき分については交付税で見られるというふうにお聞きしているわけでありますが、いずれにしてもやっと工事に着手されるような段階にきたという点では評価したいというふうに思っております。

それで、お聞きしますのは、要するにのり面を崩れたところを取り払うのにも大変な思いをしたわけです。上の方の家、それから下の方の家というものもあります。そういう点で、今度の工事でも当然これからの工事をするに当たって下の方の隣地の協力をもらわなければ整備できないということもありますので、そういう点でそういった点を含めて十分協力を要請しながら取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、先ほど工事の関係で安全を第一にするというのは当然です。しかし、工期はやはりできるだけ早くやっていただきたい。工事の仕方についてどういうふうに考えられておるのか、今の段階で考えていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） お答えしていきたいと思えます。

我々も一日でも早く工事に入って完成するというのは同じ思いかと思えますし、それから、地域の方もそういう意味では同じ思いだと思いますので、まずはスケジュールなんかもお示しをしていますが、3月には補助金交付申請をさせていただきます。今度、この後にこの補助金交付申請の中で具体的な工法等も含めて当然申請をしていくことになるかと思えますし、この後に今度はいよいよ関係地権者の皆様あるいは関係する方に当然ご協力をいただかないと進まない事業になりますので、そういったところの合意形成にやはり十分な時間をつくりながらやっていきたいというふうに思っておりますし、それから、工法については先ほど概略でご説明しましたように、なるべく大型の機械を使わないような工事でもって今のところ考えているところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） そういう意味では、工事の発注の仕方についてもいろいろ工夫がされる必要もあるのかというふうに思うんですが、そういった点はぜひ今後の取り組みの中で考慮していただきたい。そして、今言われましたように安全に、しかも早い時期に対応されることを心からお願いしておきたいというふうに思えます。

次に、この資料29ページに出ています、あるいは24年度の補正予算の12ページ、塩竈市造成

宅地滑動崩落緊急対策事業、3億400万円ということで出ておりますが、これは実は6月に詳細設計費用をつけたときに図面は出てきたかと思うんですが、今回ちょっとそれが出てきていなかったのでもちよつとご説明いただいた方がいいかなと思うんですが。要するに、3億400万円でやる工事の内容についてです。どういうものなのか。ここ1カ所だけじゃないということもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 初めに、場所の確認をするために資料No.6の12ページをお開きいただきたいと思います。ちょうど中段くらいですか、その真ん中くらいのところに塩竈市造成宅地滑動崩落緊急対策事業ということでNo.8、24年度、それと同じようにその1つ2つ上のところにもございますが、これは1つは藤倉二丁目のJR線に沿った箇所が1カ所、それから、上の段の部分につきましては青葉ヶ丘の一番北側のところで、それぞれ擁壁といえますか、造成宅地の滑動の状況が見られるということで今やっているところでございます。

一つはJRの方に面した部分につきましては、やはりJRとの協議がちょっと必要になりますので、この分については一定程度協議の時間に時間を要するというを考えていますし、あともう一つの青葉ヶ丘の部分につきましては、こちらについては既に一定程度基礎調査だけは終わっていますので、基礎調査の中で進めていきたいと、このように考えています。

いずれにしても斜面の高さ10メートル以上超えるということもありますので、ちょっとこちらにつきましても今のところ工法についてはさらに検討を加えていくというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） わかりました。場所も位置図もこれではっきりしているわけですね。そういう点で、非常に心配されていた地域の滑動崩落緊急対策事業というものがこの今回の交付金の中に入れていただいて、そういう事業ができるようになったことについて大変喜んでおります。

そういう点で、これは藤倉一丁目の後に続いて整備されてくるというふうに思いますが、いずれにしても予算化されていけば事業化も早いというふうに思いますので、ぜひ特段のご努力をお願いしながら、さらに取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。本当にこういう点でいろいろご奮闘いただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。

それで、その次に、藤倉地区、北浜地区、港町地区の3つの地区の都市再生事業計画案作成事業あるいは市街地の復興の土地区画整理事業です。これは23年度、24年度で調査活動が行われます。これまでもそれぞれ市の方におかれては地域の地元の皆さん方にいろいろ説明をなされて、そして今日まできてやっとな調査に入ることになったと思います。

そういう点で、お聞きしたいのはそれぞれの調査面積といつまで調査をするのかということと今後の取り組みについてお聞きしておきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今回3地区、港町、北浜、藤倉の市街地復興土地区画整理事業ということで、その中でも前段の市街地区画整理を行うために必要な調査をするという意味で都市再生区画整理事業というものを上げてございます。これにつきましては、土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に必要な事業ということでございまして、いわゆる区画整理の前段ということになります。

今回、23年度につきましてはそれぞれのところで事業調査といったものを、こういった手法がいいのか、土地区画整理事業かどうかも含めてこういった手法がいいのか、あるいはこういった区域について事業を実施するのがいいのかといったようなところをこれで調査をさせていただくということを考えてございます。基本的には23年度は事業調査と、今言ったような事業手法等の調査になります。

面積につきましては都市計画課の方からお答え申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 3地区の調査のエリアにつきましては、おおよその面積というふうなことになりますけれども、港町地区については10.64ヘクタールほど、それから北浜地区については5.52ヘクタールほどになります。それから、藤倉地区につきましては8.13ヘクタールほどをまず調査の対象として進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） はい、わかりました。そういう点では、23年度、24年度の調査を踏まえていよいよまちづくりがいろいろかかわってくるというふうになると思います。そういう点で、これも非常に重要な課題でございますので、ぜひ、地元の人たちの協力をもらわないとできないという面もありますが、今藤倉では盛んに、一部分ですけれども、沿道の土地区画整理事業ができないものかということで積極的に取り組みが、相談会とか勉強会が開かれて

いるということも、そういう点で都市計画担当の方でいろいろその都度協力してやってくださっているということについて一言お話し申し上げさせていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

私の最後の質問になりますが、先ほど志子田議員のほうから塩竈市水産加工業施設整備支援事業についてお話がありました。これについて小山次長のほうから非常に詳しくお話がされました。1件6億円ということで5社を考えていると。まさにこれは先ほど来水産加工業にとっても、また雇用の面でも非常に重要な役割で、これは本当に塩竈にとっては必要な施策だということで非常に頑張ってこられたというのを感じながら聞いております。

そういう点で、しかし、4月から公募が始まるという段階で、6億円だけれども負担があるわけですね。8分の1の負担で。7,500万円ほどの負担が出てくるわけです。そういう点で、これはグループとか何とかというんじゃなくて、会社の中で新たな事業を起こすときにやられるということであるようですけれども、そういう点で6億円の基準からいけば5件ということになるんでしょうが、当面、今回のものは24年度の交付金ですので、それで5件で終わるのか、二次申請もして次々申請をして希望者にはこたえようとしているのか。公募をする段階でどれくらい当然希望者が出てくるかわかりませんが、しかし、こういうものを整理して出していく以上は当局の方でも一定分は押さえているのではないかというふうにも思うんですが、その内容についてありましたらお聞かせください。

○副議長（鈴木昭一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 24年度分として今のところ交付可能額ということではいただいておりますのがおおむね6億円程度で5カ所の30億円ということではございますが、本市といたしましては今年度直ちにできるところというのが一体どのくらいあるのかということの内々いろいろ調査させていただいて、おおむね今のところ5カ所程度かなということではございます。

その後、全体といたしましては30億円ということではなくて、なお全体では10カ所程度、24年度は5カ所、それ以降年度をまたがってさらに5カ所程度ということで考えて全体の計画は出してはおりますけれども、今のところは23、24年度の配分ということで24年度分の30億円の事業に対する交付可能額ということで26億何がしということではいただいております。

ただ、これから公募する中で私どもが押さえている以上のやはり希望ということが来る可能性がございますので、その際にはやはりこれからも今年度中に配分の要望ということができ

るというふうにも聞いておりますので、年度途中でできないのかということをもまず模索いたしますし、また、その事業規模によりましては私ども6億円5カ所と見ておりますが、もうちょっと小さいこととか、あるいは大きいということもあるかと思えます。また、最大8分の7という補助率なので、場合によっては8分の6とか、そういったことの配分ということももしかするとあるのかなというあたりも今水産庁、復興庁と協議をしているような状況でございます。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。

そういう点では、こういう震災で大変な時期にやはり乗り切っていく上で水産加工業、基幹産業のところが元気になってくれるということが一番でありますから、そういう点でぜひこういうものを活用しながら事業が進められるように心から期待したいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（鈴木昭一君） 議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたします。

8番西村勝男君。

○副議長（鈴木昭一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） 1点だけ質問させていただきます。平成24年度復興交付金の内容につきまして、あと復興まちづくり総合支援事業につきまして質問させていただきます。

この復興支援事業の支援内容といいますか、その詳しい内容を教えていただければありがたいんですが、よろしくをお願いします。

では、すみません、この復興支援事業、いろいろ災害、阪神・淡路、新潟、いろいろな事業の中でもいろいろやられている事業でございます。その中でも内容につきましてはまちづくりアドバイザー派遣事業、まちづくりコンサルタント派遣事業、まちづくり活動助成事業など、いろいろ住民に対していろいろな形で支援ということで前も出ていましたけれども、今回の支援の中で塩竈市としてどういうお考えなのか教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 復興まちづくり総合支援事業につきましては先ほども概略ご説明を申し上げましたが、都市防災総合推進事業という形

でかなり中のメニュー的には大きく4つに分かれて多岐にわたるものになってございますが、その中で本市で考えてございます今回認めていただきましたのは、一つは復興まちづくり計画についての検討を進めるということ、もう一つは都市防災推進事業計画といったものをつくりたいということの2つ、まず大きく2つでございます。

これは、今後復興事業をいろいろ個別に市内各所入ってまいります、そういった事業を全体的に総合的にどういった形で進めればいいのかといったようなことを全体の計画として十分に連携をとりながら各事業を進めていくというための計画の検討が一つでございます。さらには、特に被災地中心にどういった形で今後の防災を考えていくかということの内容について防災推進事業計画という形でこの総合支援事業を使って検討してまいりたいということと、もう一つ申し上げたのは、本塩釜地区の再開発事業についてこちらの事業を使って一定程度支援ができるという部分がございますので、そういったものも含めてこの事業を使って23、24年度と進めてまいりたいというふうな形で考えてございます。なお補足あれば。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 他市町村の事例等というふうなことだったんですけども、この点につきましてはこの事業は室長が申しあげましたように相当幅広く事業ができるような状況になっています。ただ、事業そのものが復興まちづくり計画あるいは都市防災推進事業計画、これが固まった段階で改めて復興庁のほうに認めていただいて事業採択というふうな流れになってきますので、前段申しあげるようなこの地区の支援とかというふうな具体的なものになってくると、まずはこの事業が固まってこないと認めていただけないという部分がございますので、早い段階の復興まちづくり計画あるいは都市防災推進事業計画といったものをまとめていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 西村勝男君。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

どうしてもまちづくり計画をつくる上で住民とのコンセンサスといいますか、どういうメニューがあるのかということは早目に教えていただいて、地域ごとにいろいろな意見をまとめ、いろいろな部分でもまちの中でそういう何か集まっているいろいろな、海岸通でも商店主の方々、地権者の方々が集まって再開発事業をやられるということなんですが、北浜、港町、藤倉、いろいろな部分についても、防災についてもそういうメニューがあれば話し合う機会にもなりますので、どうぞよろしくをお願いします。

また、今回2年間というスケジュールの中で調査研究されるということなのですが、2年間のスケジュールと、また今後について何かお話がありましたら、よろしくお願ひします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 基本的にはこの事業を使いまして、これはほかの自治体も同じなんですけれども、私どもと要するに国の方の復興庁との話し合いの中でどうしても要するに市の方の人材等が不足してくる部分があると。そういった中で、復興事業を相当うんとボリュームの大きな事業を全体を回していくためには、全体を進行管理をするような、そういったものが必要だろうと。その支援策として自治体に対してこの事業があるんでぜひこの事業を使つてうまく全体事業を進行管理していってくださいというふうな、そういった形でこの事業が用意されております。

ですので、まずは塩竈市の事業を管理していくために国から資金的な支援をいただきながら進行管理をしていくというのが主業務になります。ですので、この事業を使いながら5カ年間ほど進行管理を私どもとしてはやっていきたいというふうに思っていますので、2年目以降、25年度以降も国に対しては要望をして必要な事業費をつけていただきたいなというふうに思っております。

ちなみに、今お話にありましたように、地元の方々とのまちづくりの検討の中で、例えば津波のシミュレーション、そういった部分が例えば今回防潮堤が要するにでき上がったと。それについて自分のところの地区であればどうなるんだとかといったようなものもあります。そういった部分についてこの事業を活用しながら津波のシミュレーションとかも地元の方々に示しながら、ではこういった避難路のあり方とか、そういった部分を検討していくというふうな形で考えております。

○副議長（鈴木昭一君） 西村勝男君。

○8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願ひします。

この復興まちづくり総合支援事業をなるべく早目にやっていただいて、どうしても商店主、商店街、また中心市街地の方々は5年、10年とかかかりますと体力も経済的にもすべて失われてしまい、復興の意欲もなくなってしまう。いろいろこういう支援事業はスピード感を持ってどうぞよろしくお願ひします。

質問を終わります。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 議長、ありがとうございます。

資料の1番の52号の基金の条例についてです。これは先ほどからずっと伊勢議員とか聞かれております。それで、国の指導もあって、私はやはり会計上明確にすることだと思っておりますけれども、そういう中でこれ今回第1回で交付金配分として51億円基金に回すという話なんですけれども、これを管理するというのは会計課だと思っておりますけれども、こういう巨額の財源が入ってきた場合に会計課として今までもそうなんだろうけれども、危機管理マニュアルとか、そういうことがどういう内容、二、三点で結構ですけれども、どういうものになっているのか。

あと、同時に監査の方としても定期的なチェックというものを今後、抜き打ち的なものやっっていく考えがあるのかどうか、2点お聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 基金の管理ということで、財政課のほうで行っておりますのでご説明申し上げます。

確かに今回51億円というかなり大きな金額が入ってまいりますので、この条例に基づきまして確実に、まず有利な方法という形で、できるだけ資金を使うまでの間運用を図ってまいりたいというふうに考えております。その運用の方法といたしましては、まず今本市においてもかなり災害復旧事業等、かなりいろいろな費用が資金として必要になりますので、そういった一般会計に対しての貸し付けと言われるいわゆる繰りかえ運用でありますとか、あるいは資金的にまだ一定程度余裕があるという場合については例えば金融機関への大口定期預金でありますとか、そういったことで確実な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 基金の監査につきましては、月々現金の動きの中で監査で見ているということと、あとは決算時に基金の残高等については全部チェックさせてもらっております。それと、あとは会計の定期監査で年1回ですけれども、そちらの中でも預金の残高とかはすべてチェックさせてもらっております。今回、これにつきましても同じような形でチェックさせてもらうというつもりでおります。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 監査もいろいろ定期的なものもありますけれども、やはり時代に合った監査をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料6の10ページの9項目です。9番目の埋蔵文化財という、この予算100万円になっておりますけれども、これそこの調査ですか、発掘調査。どの部分。いわゆる住宅をするという部分に対するものだと思うんですけれども、これはどのぐらいの期間でやる予定なのかお伺ひします。

○副議長（鈴木昭一君） 郷古生涯学習課長。

○教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） この事業につきましては、個人住宅等の高台移転の復興事業なんですけれども、こういった事業が埋蔵文化財の包蔵地に含まれる場合、また近接する場合、遺構の範囲とか遺跡の範囲とか遺跡があるかどうかというものを確認するための調査であります。この事業につきましては、復興事業を推進するために迅速かつ事業者の負担軽減を図るためのものがございます。

それで、今どのぐらいの期間というようなお話がありましたけれども、これにつきましてはまず事業者から申請があった場合に事前協議ということになります。それで、その事業の場所が埋蔵地に含まれているかどうかというところをまず確認させていただきます。そして、含まれていなければそのまま工事という形になるんですけれども、埋蔵地にかかる、またどうしてもこの場所だと発掘が予想されるというようなこととなりますと分布試掘調査というような形になります。その分布試掘調査といいますのが、先ほど言いましたように遺跡があるかどうか、遺跡がどのぐらい含まれているのか、遺跡の範囲がどのぐらいあるのかというところになります。そういった形で、分布発掘調査、その次には確認調査、そしてさらにもう少し調べなければならないという形になると発掘調査と、本発掘調査という形になります。遺跡の規模なり内容、そういったものについて発掘の調査の期間が異なってくるといふような形になります。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） いずれにしても、これ文化庁なのか、いろいろな国の省庁、それがきちり調査されなければ災害の公営住宅もできないということになりますんで、何か新聞によると非常に人が少ないということもありますんで、そこら辺より課長のほうで対応をよろしくひとつお願ひしたいなと思っております。

次に、同じ資料で13ページの徳陽シティ銀行の問題で、解体に3,100万円だったんですけれ

ども、今度の補正で3,500万円ということで、非常に解体以上にこの補正が高いということは先ほど阿部かほる議員も指摘されておりますけれども、これ最初この徳陽シティ銀行、購入したときの額というのはどのぐらいになっているんですか。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、宮町分室ですが、先ほどもお話ありましたように七十七銀行さんから買い入れたという形になりますが、（「徳陽だけで結構です」の声あり）徳陽でよろしいですか。徳陽の方は、これは土地代だけになっております。建物は無償譲渡という形になっておりますので、徳陽シティ銀行の方は7,048万9,900円で購入してございます。（「もう一度」の声あり）

○副議長（鈴木昭一君） もう一度お願いします。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 7,048万9,900円で、これは平成12年度に購入しております。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 土地代だけだということなんですけれども、やはりこれを見ますとそうすると1億3,000万円かかるという試算です。状態になるわけですね。経費がこのぐらい購入したときに、更地であれば一番よかったですけれども、これがこういう解体も入れると大変な額になっているということで、これは本当に改めてこれ云々というよりも、やはり購入する目的と、またそれとこの解体も含めたすべてを見通してやはり買わなければいけないんじゃないかなと。市の財政あるいはまた市民の税金を活用するわけなんですけれども、本当に使い方もそうですけれども、購入の仕方に問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺についてお考えをお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） では、当時のちょっと購入の経過ということをまずご説明申し上げておきたいと思います。

今お話ししましたように、旧徳陽シティ銀行、これ平成12年12月に購入してございます。当時の購入の目的ということでございますが、その当時要望を受けまして本町の再開発というようなところの一つの一助というふうな考えのもとに、市全体の活性化のためにあの用地を先行して取得するというふうな考えのもとにあそこを当時の土地開発基金、こちらを活用して購入したという経過がございます。ただ、残念ながら実際には平成14年に当時の4番、5

番地区の準備組合というものが断念を決定したというような経過がございまして、現在に至ってきているということでございます。

ただ、その後、旧今野屋さんのところも含めまして本市のちょうど中心市街地に当たるということで、いろいろな多目的な広場でありますとか、あるいは現在では手狭になっておりますので壺番館に所在する福祉事務所等の公用車の駐車場というふうなところの位置づけの中で今活用させていただいているということでございます。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 本当にこの徳陽のこれはこれまで、今はお貸ししているんですけども、何年間で500万円とかやるんですけども、やはりもうほとんどこの12年で購入して、これがずっと市民全体のために活用されなかったというのはちょっといろいろな意味で、やはり市民からもいろいろな声を聞いておりました。

さて、次に15ページのがけ崩れ対策事業で、これ先ほど小野絹子議員もお話ししていましたが、私も今回の資料がこの地図のあたりだということで見えてまいりました。非常にこれ驚きました。大変驚きました。この現場の担当者としてどういうふうな、この崩れ方を見てどういうふうに判断されているんですか。お聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 私も現地に何度か行っています。当然確認させていただいていますが、擁壁の崩壊した箇所につきましてはやはり岩盤線がかなり後退しておりまして、その背後にやはり盛り土がされていたという部分があります。ちょっとブロック積み擁壁につきましても、ちょっと今の基準とは合致しない部分もちょっと見られるかなという部分がございますし、それから、やはり背面がどうしても岩盤じゃなくて盛り土だということになると、背面の排水等の問題も悪い影響を与えているんだろうなというふうに思っています。

実際、既にもうはらんでいる箇所がありますので、ああいったところは特に今回あわせて補強していく必要があるというふうに考えていまして、当然今回の工事区間の中にも含めておるところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 私も本当にあの高さとなのがけのへりを見て盛り土だなということ、そして、やはりこれを建てさせる建築確認というものを行われていると思うんですけども、

建築確認のときにやはり行政というのは安心な行政ということはずっと言っているわけですが、やはり建築確認のチェックというものがやはり不安定なところに建築確認を許可するというのはいかなるものかなと思うんですけれども、そこら辺についてお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 議員お話しになっている部分につきましては、あれはやはりどちらかといえば宅地造成という行為の中でやられている部分だと、そのような事例になってございます。宅地造成の許可につきましては、宮城県の方が一定の審査基準に基づいて許可をすることになっているわけですが、現在の基準では当然そういった地盤の沈下あるいはがけ崩れ、あるいはさっき言いました出水といたしまして、後ろの水です。そういうものの災害を防止するようというような強い指導もされてやられているところでございます。

また、特に阪神・淡路大地震以降は建築基準法も随分改正されまして、そういった中では一宅地であっても地盤調査等あるいは地盤の状況をよく確認することが基準法の改正によって強化されているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） これ本当に、建築確認というと何か道路幅しか見えないんですけれども、しかし、本当はこういうところをやはりきっちりやっていかなければならない。今部長のほうから阪神・淡路から見直されたと言いますが、本当に特に塩竈の場合にはがけが多いので、やはり本当に事故があつてからこれ災害のあれで直しますよという話ではなく、やはり先ほど言ったように建てる段階にきっちりチェックしなければいけないし、県もやはりそういう問題を、私は塩竈市だけじゃなく、これは国にも県にもやはりこういう問題を指摘すべきだと思っております。改正はもっともっと厳しくすべきだと思っております。

あともう一つ、このがけ崩れで工事でこれ7,700万円というふうになっていますけれども、あの下の家の方が家が壊れて、そして半分切って、そして、あるいはまた隣の人はもう風が通ってへこんだところを、こういうところというのは災害のこのあれには入るんですか。あるいはまた、今後そういう補償というか、災害という問題でそのがけだけの問題なのか、被害を受けた人の部分はどうなのか。5月に関係説明会を開くとなっているんですけれども、そういうものがその中に入っているのかどうかお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君）　そういった上のほうが崩落したことによって下のほうに被害を与えた部分については、それは民民の間で解決していただくこととなりますので、今回の事業ではそういったものは含まれてございません。

○副議長（鈴木昭一君）　佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君）　今、部長の方から民民の話で当然そういうことだと思いますけれども、ただ、被害に遭った人はどうなんですかねと今なおそこら辺の話ができていないということが実情だということだけまずお話ししておきます。

次に、31ページの放射能問題、先ほどからずっと問題になっています。この食品の放射能測定事業ということなんですけれども、本当に私はこの今の日本の原発も放射能も、あるいはまた電力もそうなんですけれども、昔はイザヤ・ベンダサンという方がいて、水と安全は日本はただだと思っていたと。しかし、今や安全がこれからどれだけ税金に陥入、あるいはまた税金として徴収される時代に、安全を先取りするほどあれだなというふうに思っています。

それで、給食のこの1台を買って、そして先ほど、本来は私はチェックとすれば論理的に言えば500から100に下げたということで、これ本当は毎日やるというのは基本的にはその考えはそうだと思います。現実はなかなか大変だと思っています。

きょうも来るときにテレビでも見ました。今まで500ベクレルだった。そして、事業者は250ベクレル以下だと精密検査でやっていくんです。それが事業者の今までのやり方なんです。食品関係は。それが今今度は100ベクレルになりました。テレビの報道だと4月1日に向けて、今度50ベクレルです。250ベクレルでさえ大変だと。50ベクレルで。そして、これは大変な経費になります。本当に国が決めたからこうなんだろうけれども、では100ベクレル以上は食べられないのかと。食べるものがなくなったときも食べないのかと。こういう問題も出てくるんです。

だから、本当に安全ほど高いものはなくなるし、これがどんどんいろいろな意味で僕は物価とか、あるいは経費がどんどんなっていって、これ大変な問題だなということをこの問題をつくづく感じております。

先ほど市長はモニタリングと言うんですけれども、本当に質問は、ではこの100ベクレルをオーバーした部分はそのときは給食はあるのかなのか、そこら辺まで考えているのかお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君）　佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 国の基準が500ペクレルから100ペクレルになっておりますし、100ペクレルを超える食品を提供した場合は罰則というか、罰金が科されることになっているわけがあります。したがって、先ほど塩竈魚市場の事例を紹介をさせていただきましたが、我々は100ペクレルで管理するのではなくて50ペクレルで管理していくということを県あるいは産地市場が一丸となってそういうことに取り組んでいくということを今決議し、塩竈の水産を何としても守っていくというのが我々の立場であります。

したがって、私は、当然のことではありますが、50ペクレルを超える食材については基本的には食には提供しないという方針を今県も出しておりますし、我々も同じことを申し上げさせていただきます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 市長もさきの高橋議員に対してもそうだし、私に対してもそういう考え、私わかります。ただ、やはり国の指導がありますし、また、私は事業者も相当徹底して50ペクレルを基準に、50ペクレル以上は売らないというふうにはなってくると思うんです。ただ、やはり我々は政治というのは本来は、その基準も云々だけれども、本当に安定したやはり食品、食品というのはその基準だけじゃなく、食べられるという継続維持、持続というのが私は大事だと思っていますので、だから、必ずしもこういうものがばんと出されて非常に日本が混乱したら大変だなということをちょっと懸念して今質問しております。

さて、最後の32ページ、まず。この高度衛生管理荷さばき所整備事業なんですけれども、本当にこれは水産としても非常に大事だと思っています。その中で、私、特に魚市場なんか行くと管理事務所が非常に旧式というか、老朽化しているというか、何となく古くなっているように感じるんです。そういう中で、この中に管理室というものがありますけれども、これは管理事務所も入っているのかどうか、まずお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 議案資料6の32ページに高度衛生管理型荷さばき所整備事業の事業概要ということで提出させていただいております。そこで、荷さばき所の関連施設ということで管理室、入札室、倉庫云々書いてございます。この管理室については荷さばき所と一体に整備されれば補助対象になるという意味でございますが、荷さばき所施設を管理するいわゆる管理事務所と同様のものというふうに理解しております。こういったものをあわせて衛生管理ができるような形で整備していくということで考えております。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） あと最後なんですけれども、この29ページなんです。そして、私の会派と、あと何人かの知っている議員で21日、陸前高田から気仙沼、石巻、一帯ずっと見てきました。あと、議員さんとの交流も1時間近くやってまいりました。あと、その地域の市民の方ともお話をしてきました。とにかくもうどこから手をつけたらいいかわからないというのが議員さんの考えでした。

ところが、塩竈は、先ほど市長が言いましたように、いろいろな意味でもう3県の被害地域の中でも一番の水産加工施設整備支援事業が順調に進んでいるし、また、この事業費も給付されているという状況であります。

そして、私思うんですけれども、今回のこのいろいろな事業、いっぱい塩竈市は市長は一生懸命やってきた、あるいは職員も一生懸命やった結果なんですけれども、こういうふうに出されても我々がこの事業どういう事業なのかということ、あるいはどこにこういう場所があるのかということ、なかなかわかりづらいところがあるので、やはり今回事業費の調査が中心だからこういうふうに進捗するように臨時議会をして議決してほしいというのはわかるんですけども、やはり私は市長がよく言う議会と行政は両輪でやるというときに、やはり同じ歩調を、同じ認識、同じ情報というものをやってもらうと、我々も市民からここはこういうふうな事業で今市はやっているんですよと、もうちょっと今調査しますからと、こういうふうに進捗できると市民にも非常にいい期待感、塩竈の復旧・復興というものがうんと前進する、また、そういう気が我々も足りないというのが十分言われていますけれども、やはりそういう情報とか、こういう中身のあれをやはり現場を見ながら、そして、あるいはまたお話を進めることが私は一番何よりも、事業の予算をつけたから進むんじゃないかと、そこが大きなポイントじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺についていかがでしょうか。それでお聞きします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 情報の共有ということについて私の配慮が足りない部分についておわびを申し上げますが、このことにつきましてもそういった趣旨で事前に全員協議会を開催させていただきまして、例えばパワーポイント等を使いながら議会の皆様方に具体的な内容でご説明をさせていただいたというつもりでありましたが、なお不足がある部分につきましては今後十二分に留意をいたしております。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 今、全員協議会の話、市長の話だと思うんですけども、やはり全員協議会だって今から1週間前の話なんで、やはり僕は今確かに議会としても非常に市民から何やっているのと聞かれるんですけども、本当に委員会が特別委員会もないし、それで行政の情報をあればどんどん一つ一つ聞いたり、あるいはまた全議員が行って、どこが壊れ、どこを直すのかということ具体的に目の当たりにして初めて我々の議決ということも僕は完全に自信と確信を持ってできるのではないかなというふうに思っていますんで、ぜひ、私は自分自身至らないんですから、なお一層そういうお話をいただければ非常に市民のためには復興のためにいいということをおもっています。

以上で終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。再開は17時35分といたします。

午後5時20分 休憩

午後5時35分 再開

○議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。5番志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 私の方から資料No.1から質問させていただきます。

まず、東日本大震災復興交付金の基金条例のところではありますが、ちょっとここで文言がわからないところがありますので、ちょっとその点の説明をいただきたいと思えます。

まず、組替運用という言葉が使われています。この組替運用というのはどういう内容のことを言っているのか。それと、第4条の財政の運用上必要あると認めるということが書いてありますが、どういう場合運用上必要となるのか。それと、確実な繰り戻しの方法と。どういうものが確実な繰り戻し方法なのか。それと、歳計現金に繰りかえて運用という、この歳計現金とは何なのか、ちょっと私理解できませんのでわかりやすく説明していただきたいと思えます。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、基金条例の表現です、内容についてご説明申し上げます。

今お話ございました、まず第3条、これは金融機関への預金その他、最も確実、有利な方法

と。あと第2項にも同様な表現がございます。基金の場合は確実にというところは、つまり最低限現金そのものは減らしてはいけないというふうなところが自治法上でも同様にうたわれてございます。したがって、その現金を減らさないで確実に運用する方法という意味合いをいいます。本市の場合ですと確実な方法としまして、まずは金融機関への大口定期で運用するというようなところがまず1つ考えられます。

あと、それから第2項の方で確実、有利な有価証券という表現がありますが、前段に震災復興推進室長のほうからもご説明もありましたように、おおむね国債でありますとか地方債の証券、あるいは通常ですと社債とか株式など、それから投資信託、貸付信託等もいろいろ手法がございますけれども、こういった確実な場合の有価証券となればまず国債などが適当ではないかというふうに考えるところです。

それから、第4条の繰替運用。まず、財政運営上必要があると認めるときはというふうなところです。このときに歳計現金に振りかえて運用するという表現の説明になりますが、まず財政運営上と申しますと、通常予算というものは歳入歳出まず同額で組んで、確実な収入をもって支出に充てるというふうな形で予算としては組まれます。

ところが、資金ベースに直しますといわゆるお金の出入りという時期、タイミングというのが、これはずれます。通常ですとまず工事が終わりますとすぐ業者さんへの支払いというのがまず先に行われます。つまり支出が先に行われると。実際にそこから入ってきます歳入としての補助金あるいは地方債というものが実績の確認後に入ってくるというふうには、どうしてもいわゆるタイムラグというものが生じます。そうしますと、一時的に一般会計あるいはその事業を持っております下水道会計とかの資金繰りといいますか、現金ベースに不足が生じるという事態が発生します。これが通常、財政運営上必要な事態というふうに解釈することができます。

そういった資金ベースでの不足というものにつきまして一定程度何らかの短期的な借入れを行わなければいけないという形になります。そうしますと、一時借入金として金融機関からという話もございますけれども、実際に基金という現金を持っているということになりますので、高い一時借入金、利率が高い方ではなくて、できるだけ低利で有効に活用すると、運用上で必要だという形になりますので、そういった歳計現金としての工事費等の支払い、これに対して一時的に基金から借入れると、これが繰替運用ということで、当然ながら基金の方としては各貸し付けた会計に対して運用するという形になりますので、一定のいわゆ

る利子、そういったものを収入として得て運用しているというような内容になります。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ということは、役所内で金を会計にまたがって運用するときはそこにも利子が生じるという形の理解でいいわけですか。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） おっしゃるとおり運用という形になりますので、基金の方にも利子が生じて、先ほどご説明にもありましたように一般会計を崩して今回の基金ですと財産収入として利子を入れて、それを積立金として基金の方に積み増していくという形で原資がふえていくというふうな内容になります。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 条例の常なのかもしれませんが、先ほど来伊藤室長さんも一般的にこういった条例の場合はこういう文言を使うんですというお話であったわけですが、一般的に非常にわかりづらい文言の羅列であるというふうに私感じております。

ですから、もうちょっと開かれた行政ということであれば、こういった文言についても従来どおり、従来はこういう言葉を使っていたからこれもずっと踏襲するんだではなくて、やはりもうちょっとわかりやすい言葉で、表現でこういった条例をつくるように努力されたいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、議員さんのおっしゃるようによりわかりやすい条例の中身というのは必要かと思しますので、できるだけそういった形の努力はいたしたいと思えます。

ただ、今回の、室長もお話、ご説明ありましたように、基金条例につきましては旧自治省時代に一定の条例の準則というものが実は示されてございます。その準則の中には、基金というのはいろいろな種類がありまして、積み立てするための基金あるいは定額で運用するための基金、そういった種類ごとに実は国の方からの条例のひな形というものが示されてございまして、それに準じて今回も基金条例のほうを作成してあるという内容でございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。ただ、この表現として、例えばこの3条の最も確実、有利な方法とはとか書いてあるわけですがけれども、多分ないと思うんです。A I Jじゃないですから、例えば貸付信託とか、利息はいいですがけれども、途中解約すると元金が返ってこないとか、やはりいろいろあるわけですから、そういうところでやはり役所が運用するお金というのは短期間の運用でしかないということになれば銀行に預けることぐらいしかなかない運用方法とは実際は存在しないんじゃないかなというふうに思いますんで、こういうあたかも何かありますよのような表現をいつまでも使っていていいのかと私感じております。ですから、その辺も国の指針に触れない程度でその辺も文言の変更をお考えいただければありがたいなというふうに思います。

これはこれで、ちょっとこの件については終わります。

それで、今度、資料No.6のページ、24、25。先ほど来小山次長さんから水産加工施設整備等支援事業の中身についてはお話をいただいております。それで、多分この事業者の方がいつになったら話決まるんだろかとやきもきしているかと思っております。というのは、もう予算が先月末に一応決まったわけです。それから1カ月たって、まだこれから公募ですという段階で、当然もうその間にこれから公募をしますよ、そして、いついつまでには審査結果が出ますよというぐらいのタイムスケジュールというのはまだ出ないんでしょう。

○議長（嶺岸淳一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 先ほどご説明したとおり交付申請というものを行っておまして、交付決定が間もなく来るといふふうに伺っております。その上で公募を申し上げて、それで、直ちに公募を締め切るわけにもこれはいきませんので、一定程度の期間を設けまして、その上で公募期間が過ぎましたならば審査をしてということになりますと、早ければ5月の中旬ぐらいにはというふうにはちょっと一定の考え方をしておりますけれども、ただ、やはり何しろ民間にこういった多額の補助を出すということをございまして、かなり細かい部分で、例えば入札の仕方をこうすべきだとかという、今ちょっと本当にそういう細かい詰めの方をさせていただいております。

やはり、拙速に進めるのも一方でいろいろ後ほど後でご迷惑かけることにもつながりますので、その辺は慎重に、しかもかつ早目にといふことで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 金額が金額なものですから簡単には右から左というふうには出せないと思います。ですから、当然審査期間というものもある程度見なければいけないと。それと、どういった方が審査に当たられるのか、先ほどちょっと有識者という言葉が出ましたけれども、有識者もいろいろあるようですし、その辺の人選等についても、何人ぐらいの規模で選考委員会をやるのかとか、その辺もし何かわかっていることがあったら教えていただけませんか。

○議長（嶺岸淳一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） ただいま人員数と内容については今調整中でございます。ただ、有識者ということでございますので、やはり水産業ですとか、あるいは産業の活性化等々に一定程度的見識を持っていらっしゃる方ということで今人選の方を進めているような状況でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） そうすると、一応何か頭には幾らかは入っている方はいるけれども、最終的な決定段階ではないということによろしいわけですね。

先ほど言いましたように、この事業の補助金をもらうために事業をストップして待っている方がいらっしゃると思いますので、できるだけ速やかにその辺の状況等を皆さんにお伝えただいて、一日も早い復旧・復興の手助けになればなというふうに私は思っておりますので、とにかく今産地間で本当に日々競争しております。ですから、こういった事業も一日でも早く取り組んで完成することが漁船誘致につながっていくことだと思いますので、ぜひとも塩竈にとっては本当にある意味千載一遇のチャンスであろうかというふうにも考えておりますので、ぜひこの機をとらえてできるだけ速やかに体制を整えていただいて、昔の塩竈には戻らないまでも、幾らかでも元気のいい塩竈になれるように頑張って事務方の方お願いしたいと思っておりますので。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） では、私の方からも何点か質問させていただきます。

まず、条例の部分で1つお聞きしたいと思います。資料No.1の2ページ、議案第55号についてお伺いいたします。

今回、障害者制度改革推進本部におけるという大変長いタイトルの条例でありますけれども、要はここに挙げている3つの中身で、特に今回お聞きしたいのは障害児通園事業施設条例の一部を改正するという中身で、今現在藤倉のほうの部分でこのように障害児の通園事業を行っておりますが、今現在の塩竈市の状況をちょっとお尋ねいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 塩竈市の障害児通園施設ひまわり園でございますが、指定管理者として業務をお願いしているところでございます。ことしの1月現在で児童デイサービスの契約者、未就学児で23人、就学児で49人、計72人となっておりますところでございます。

利用者数ということで申しますと、同じく1月の実績では未就学児が延べ83人、就学児が延べ49人ということで、1カ月で221人、1日平均では9.7人という利用実績となっております。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。以前に比べたら本当に利用者の数がふえておりまして、また、お母様方からも本当に子供の療育のあり方がすごく行き届いているという本当に賞賛されている声もありまして、この制度にしてよかったなとつくづく思っておりますが、そこで何点かお聞きしたいんですが、今、就学児、たしかあときは自立支援法の中では未就学児の人数の割合によって就学児を受け入れるということだったものですから、あくまでも未就学児が少なければ何か就学児の数がふえることができないというようなさまざまな規定もあったように思われますが、このような状況の中で今延べにして221名ですか、かなりの利用もあると思いますし、1日に対して9.7名という、そういった利用の中身を見ますと、そういったところの規制的な部分というのは今現在どのようになっているのか。また、利用金額というものはどのくらいの利用金額なのか、もしおわかりでありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 高橋生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） ただいま未就学児のことにつきましてはおおむね午前中という形の利用になろうかと思います。それからあと、就学されている方はやはり午後からの利用という形になりまして、一定の今現在職員の方が園長、それから保育士さん2名、介護福祉士さん1名ということで4名体制でやっていますので、

その4名の中で送迎も含めまして対応できる人数の方をご利用いただいているというふうな状況でございます。

また、一定の個人個人の方で利用計画に当たりましては、その方の自立につながるような支援という形で、保護者の方の要望も聞きながら週何回利用するとか、そういった形で決めさせていただいているところでございます。

利用料金につきましては、ちょっと私細かいところをつかんでおりませんが、これは自立支援法の給付費で賄われる事業でございまして、ご家族の経済状況によりまして最高で1割、それ以下の方もいらっしゃいますけれども、1割の負担以下ということでございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。大分いろいろな部分で使い勝手のいい施策になっていると思います。

それで、今お聞きしたかったことは、一つは今回この条例の中で今まで児童デイサービスと言っていた部分を児童発達支援に改めるという中身でありました。そういった関係で、今就学児もかなり利用されているということでありましたけれども、もう一方、放課後児童クラブ、こちらの方でもたしか発達障害の子供さんたちも受け入れないわけではないという枠で確かに支援員の方も市でふやしていただいているという部分もありましたが、こういった部分の関連性といいますか、すみ分けといいますか、今どのような状況になっているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 高橋生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 先ほど部長のほうから今現在の契約者数の人数をお話ししましたがけれども、この中には未就学児、それから就学児の方、それぞれ発達障害の方と思われる方が入っておられます。未就学児の方につきましては保健センターの方で1年6カ月健診以降でちょっと心配な方についていろいろな今後の指導とかさせていただいておりますけれども、その中でひまわり園に通所されるか、あるいは一般の保育所、幼稚園に入られるか、それは保護者の方のご要望もお聞きしながら対応させていただいているということでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） はい、わかりました。

今、放課後児童クラブの方の関連も聞きましたので、もしあれでしたら学校のほうでその辺の連携がとられているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 放課後児童クラブの方におきましてもいろいろな発達障害、あるいはそこまで病名がつかなくてもちょっといろいろな問題ある方も含めて、指導員なども含めて今対応させていただいているということでございます。あと、この辺もひまわり園とも連携しながら、例えばそういう訪問等も連携してやっていくという内容となっておりますようでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） はい、わかりました。

今後、このようなサービスにおいてもっともっといろいろな要望とかニーズもふえてくると思いますし、また細かいデータ、また新しい取り組みもふえてくる中身だと思いますので、ぜひ二市三町の中でも先進的な取り組みをしているのがこの塩竈でありますので、ぜひお母様たちのお悩みをしっかりと受けとめていただきながら、よりよい施策を続けていただきたいと思います。

それでは、資料No.6について私も若干お聞きいたします。

今回、復興交付金の事業の内訳が平成23年度と平成24年度と両方にまたがっている事業がありますので、その点について1点お聞きいたします。それはページ数の10ページと、それから29ページに出ておる中身でありますけれども、10ページは8番の土木費の中の朴島の地区小規模住宅改良事業、この部分について495万円、また24年度につきましても……30ページですね、2,010万円。この中身について少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 朴島地区の小規模住宅改良事業についてでございます。今回、23、24年度という形で予算を上げさせていただいております。浦戸地区の災害復旧・復興につきましては、今回いわゆる5省40事業の中でいろいろと工夫をして予算の確保に動いておりますが、特にほかの朴島以外の部分につきましては例えば漁業集落の防災機能強化事業と、あるいは漁港施設の強化事業などが使えるわけですが、なかなかこの辺の制度を朴島についてはちょっと難しい部分があるということで、何かかわるものはないかということで今回基幹事業で拾い出してきたのがこの小規模住宅改

良事業というものでございます。

内容といたしましては、災害、震災等で住宅が十分な機能を果たさない不良住宅になったことなどを受けまして、その不良住宅の改良というものがこの事業で行えるというものでございます。これは公共団体がその不良住宅を除却すると。そして、住んでいた方々のための小規模改良住宅を建設すると、それに伴って生活道などを整備するということがこの事業で可能となるものでございます。

特に朴島地区につきましては、地震、津波の被害に加えて地盤沈下等によって今でも冠水被害が出てございます。こういった状況でございますので、この事業を使いまして23年度につきましては測量、地質調査等を行い、24年度につきましては基本計画などを取りまとめていきたいという形で考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。朴島は確かにもう人数も少なくなりまして、高齢者のみ今お住まいになっておりますが、何とか皆さんで頑張っていらっしゃるところであります。

そこで、今回復興住宅という部分において、高齢者においては集合住宅というふうな形をとるんですが、ここの朴島の小規模住宅改良というのはどのようなものをイメージしたらよろしいのか、その辺おわかりでしたらお教え願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 小規模住宅改良事業につきましては、基本的には不良住宅等の建物を一度除却をして街区等の再編をして、例えば道路等もあわせて、今回の場合ですとかさ上げ等をしながら街区の再編をして、その上で住宅を再建していただくというふうな形になります。ですので、まずは基本的には自力で住宅の再建をしていただくというのがベースになろうかなというふうに思います。

ただ、どうしても自力での再建が難しいという方もいらっしゃいますので、この事業の中で補助事業による集合住宅の整備が認められておりますので、今回事業費の算定に当たっては私どもの方で一定程度そういった集合住宅も必要だろうというふうな形で事業費の積算をした上で国に対しては要望させていただいております。

ただ、今回あくまでも23年度と24年度の調査費について認められておりますので、まずはその調査費を活用しながら地元の皆さんの意向、個々の事情なんかもございますので、そうい

ったご事情も伺いながら具体的な整備内容というのはこれからまとめていきたいなというふうに思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。本当に皆様、住んでいらっしゃる方、人数は少なくてありますが、それぞれのご事情もありますし、しっかりとその辺も聞いていただければと思います。

また、あわせて島民の方が今これという事業がなくなっているわけです。朴島の方においては。カキ処理場もだめになってしましまして、ごく一部の方たちが従事したり、桂島のほうにお手伝いに行ったり、今は瓦れきの処理の部分でアルバイト的な仕事で生計をつないでいるという方もいらっしゃいます。

島の方のお話ですと、小さな島ではありますけれども大変菜の花は一部にありますけれども、本当にそういった意味で自分たちが住むまち、住む家と土地だけではなくて、そこがその浦戸の中において観光のスポットにもなれるような、そういったこともあわせての事業を考えていていただきたいと。

やはり、今地盤が下がった、そして潮が常に満ちてきて住むことができない、そのための復旧・復興は確かにございますが、やはり高齢者の方たちにも子供さんがいて、またお孫さんがいて、そういう方たちが地域に散らばっていらっしゃると思うんです。その方たちはやはりふるさとのほうに帰ってくるときに、また若い方が移り住んでいきたいと思うような、そういった夢とか希望とかが復興と一緒にあわせて夢を見ていけるような、そういった事業もあわせてこの2年間の中でしっかりと皆様のご意見を聞きながら、また、いろいろなことも私どもも勉強していきたいと思いますが、よりこの塩竈市にとっても、この小さな島の朴島であっても大変それが有益な場所になると。

たしか前に市長が足下に泉ありという言葉を使われましたが、私も朴島に行ったときにその漁業組合長さんが、浅野さんと、足下に泉ありという言葉あるけれども小さな島だけれどもここには本当にいろいろな夢があるんだというようなことを言われました。ぜひ見捨てないでほしいということも言われました。そうでないからこのような事業を今回行っていただくんだと思いますので、ぜひこの2年間の中でそういったことも考え合わせていただきたいと思います。市長のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回、本当に浦戸四島の方々が大変大きな被害を受けられたということ
であります。私どもも浦戸島民の方々が塩竈市民と同じような生活環境を保てるようにとい
うことで、震災発生以降さまざまな取り組みを行わせていただいております。今も仮設住
宅を島に建てさせていただき、できますれば引き続き災害公営住宅あるいは戸建ての家を建
てていただいて、引き続き浦戸の島々でお暮らしをいただければという思いでございます。

その思いは朴島についても全く変わっておりません。残念ながら今現在10戸程度の方々が残
られるというような話をお伺いをいたしておりますが、10戸の方々が本当に浦戸の朴島に
末永く定着していただけますようなさまざまなご支援を今後とも行ってまいりたいと考えて
いるところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、一番後ろの32ページになります。高度衛生管理型荷さばき所整備事業についてで
ありますが、この中でさまざま今回取り組みの中で荷さばき所として管理室、入札室等々、
また休憩室、トイレ、見学デッキ、こういったものもいろいろ見直し、また復旧していくと
いうふうに理解しておりますが、この中にぜひ休憩所、更衣室等とあわせて福祉的な部
分では、それはちょっと市とは違うというお考えもあるかもしれないんですが、ぜひ船が入
ってきた場合、遠洋から遠く塩竈をわざわざ目指して来てくれた方々がまずはおふろに入っ
てきれいになりたいという思いもあると思います。

なかなかそこら辺難しくて今まで取り組めていない部分とかもありますし、それは市の管轄
じゃないというお話もあるかとも思いますが、皆さんが何か遠いところまでおふろに入り
に行っているということを知って、そして、休む場所もまた船員室に戻って休まれていると。
せっかく、いろいろなところに港があるけれどもこの塩竈を目指して来てくれているのはど
うしてですかと私もある船長さんにお聞きしたら、ここは本当に価格が安定していると、だ
から塩竈がなくなったら私たちは逆に困るんですと、そこまでおっしゃって、遠い南の方か
らこの塩釜港を目指して来ていただいている方々に対して、やはり何らかの、本当にありが
とうございます、ご苦労さまと言えるものがこのような機会にできるのであればなという思
いもありまして質問させていただいております。見当違いかもしれませんが、お答え
がありましたらよろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 議員ご指摘のように塩竈の港に価格だけで入ってきているということではなしに、やはり長い漁を終えて本当にゆっくりしたいという、あるいはおふろに入りたいという思いがあるということは十分承知しておるところでございます。

いろいろ補助事業の枠の中で、通常の補助ではこれは確かになかなか難しいということもございますけれども、今回は比較的使い勝手のいい復興交付金事業の方も活用できるということでございまして、復興交付金の例えば漁業研修施設という中にそういったものまで入れられないのか、そういったことも水産庁、復興庁と引き続き協議をして、なるべく有利な財源、今回本当に千載一遇のチャンスでもありますので、そういった中でできることをまず第一義的に考えていきたいなど。それがもしできないときには、例えば卸売機関等々とどういう形でやるかということもあわせて第二義的には考えていくということで、これから今回の予算計上で設計の方をいただきましたならば、いろいろ設計協議してまいりますので、そういった中で十分そういった方向も考えていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひ塩竈が水産都市塩竈ということで、本当にいろいろな魚種もそうですが、やはり何といてもマグロ、それを火を消すわけにいかないと思いますので、大変な事業ではありますけれども、皆様のご努力でよろしく願います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 私からも若干質問させていただきます。

まず、資料の6の20ページ、あと10ページにもあるんですが、この中で皆さん質問もしておりますが、港町地区都市再生事業計画と、あとこの辺でいろいろ調査をしていくんだと、しかしながら、その調査の中で例えば北浜も藤倉もなんですが、道路の標高というのはどの時点のことを考えていくのか。

例えば、簡単に言えば、北浜も藤倉も港町も同じ道路の高さを考えての整備に向かうのか、それとも、いや藤倉は違いますよと、水害がうんと雨降ってもすぐなるんで少し高くなりますよというのか、その基準となる考え方をちょっとお示しいただければ。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 3地区の整備に当たっての基本的な考え方というふうなことになるかなと思いますけれども、まずは実際今回整備をするに当たって仙石線の高架がまずございます。実際のところ道路とかそういった部分が地盤沈下等があるんですけども、なかなかやはり仙石線の高架については要するに高さがもう固まっている部分がございますので、そこがまず通り抜けできるかどうかということで高さを決めていくというふうなことになるかなと思います。

北浜地区の皆さん方にはそういったご事情をまずお話ししながら、一方であとその部分を確保しながら宅地についてどのくらいのかさ上げができるか、それらを既存の方の建物が残った方々もいらっしゃいますので、そういったところを踏まえて設計で取りまとめていくといった形でお話をさせていただいております。

同じように藤倉地区とか港町地区についても、基本的にあと既存の建物とか、そういった部分もございますので、その辺を設計等で調整しながら高さを決めていくというふうなことになるかなと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） これからいろいろな既存の建物とか、そういうものを勘案しながらということなんですが、やはり安心して、塩竈市の安心・安全な住みやすいまちづくりを進めていくなれば、やはりある程度市内の高低差というものをなくすような努力、そして基準となる線というんですか、先日我が会派と、あと志賀議員さんと陸前高田から気仙沼、石巻とかと、先ほどもうちらほうの佐藤議員が言っていましたが、気仙沼では道路の高さはT P1.8とかとってましたんで、ですからそういったもの。

例えば塩竈でも防潮堤も3.3ですよというふうな話なんで、気仙沼さんともそういう議員さんといろいろ話してきました。その中で、やはり安心してまち全体を整備していくのであれば、やはり基準となる高さというんですか、標高というんですか、そういうものを設けたほうがわかりやすいし、津波の被害関係もそういうものである程度わかるんで、それが一番重要でないですかと、一番基本のきでないですかというふうなやりとりをしたものですから、我が塩竈市ではその辺の高さはどうなのかなというのが一番問題でないかなというんでお伺いしたわけです。

そうしたら、今既存の建物どうのこうのとなると、ちょっとやはり本当にそういった整備を

していつて本当に安心な整備、安全な整備ができていくのかなということをちょっと心配するものですから、あと、今の既存の建物を勘案しながらやっていけば大丈夫ですよというのか、その辺だけ確認していきたくいで、そういった塩竈市独自のTP、1.5にするとか1.8にするとかというふうな考えでいくのか、そういうことはしないでもうその現場現場でやっていくというんだか、その辺だけちょっと確認したいんですが、お考えをお示してください。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 多分気仙沼さんの場合については津波防御の考え方が若干うちのほうの場合と違っている部分がございます。そういった部分で少し環境が違うのかなというふうに思います。

まずは、塩竈市の場合には防潮堤を今回3.3メートルの防潮堤を海岸の中に全部つくっていくというふうな形になります。それを踏まえて、その防潮堤でもって整備をすることによって既存の宅地については一定の防御ができるというふうなシミュレーションの結果になっております。基本的な考え方とするとL1のレベルの津波については3.3メートルの防潮堤で対応できるというふうなこと、それから、L2と言われるような今回と同じような津波があったとしても、今回のように大規模な被災を受けないだろうというふうな、そういった結果になっていますので、まずそういったことがありますので、市内については現状の高さにおいても津波としては影響がないだろうということが一つございます。

一方で、市内域が地盤沈下しているというふうな状況がございますので、津波防御というふうな部分については今言った部分で特段支障がないというふうな部分がありますけれども、一方で地盤沈下している中で浸水を幾らでも防いでいく、より防災上の安全性を高めるというふうな観点で、私どものほうで宅地のかさ上げ費用の助成等も行っていますけれども、そういった部分をしながら少しやはり市域全体を上げるというふうな部分が取り組みとしては必要ではないかというふうなことで取り組まさせていただきます。

気仙沼さんの場合については若干防潮堤を少し抑える部分を、そういった土地の道路のほうのかさ上げでカバーできないかというふうな、そういった考え方で取り組まれているというふうな部分で若干違いがあるのかなというふうに思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 気仙沼さんも防潮堤結構高くすると言っていました。それで、だから、私が言いたいのは塩竈の防潮堤もTPを基準に3.3にするんですよというから、では道路の高

さはどうするんですかという質問なんです。そして、ある程度塩竈の市内がある程度の同じ高さのような整備も一つの方法じゃないかなと考えていますんで、そういった考え方を持って基準となる高さを、この地域は今の現状に合わせてやりますよと、そういう高く造成するところと逆に低くなったりするとまた災害なんか起きるんじゃないかという、そういう心配をしますんで、そういうことじゃなく、ある程度塩竈市の安心・安全な、一番住みやすいまちに本当にするんだったらそういった塩竈市独自で、気仙沼さんのまねをしろというんじゃないですけども、やはりいいものは住民のために対してやはりすべきじゃないかなと思いますんで、今後これからいろいろ施策なら考えていくということだと思いうんで、もしそういう考えもどこかに入れて実行してもらおうと本当に住民にとっていいのかなと思いますんで、ぜひそういったものも配慮していただければなと思いますんで、これは強く要望しておきます。

というのは、これからあとまた30ページの先ほど志子田議員やら鎌田議員なんかも質問していたんですが、下水道の整備関係にしてもやはり道路の高さ関係がある程度決まらないと、私は幾らポンプをやりますよ、何しますよと言っても、結局水は高いところから低いところにしか流れないと思いますんで、そうするとなかなかお金をかけて今回ポンプ場整備だ、港町のどうのこうののだのといっぱいなっていますけれども、そういうものが基本的に道路より低くすればポンプアップする維持費だのとうんとかかってくるんじゃないかなと思います。一たんはためるんですけれども。ある程度道路の高さを勘案してそういった企画をしていく。それが現状のままで、ただ、また配電盤関係を高くしますよだけでは本当に安心して住まいできる下水道整備にならないんじゃないかなという、そういう思いがありますので、ですから、さきに戻りますけれども道路の高さ、前にも私聞いたんですが道路の高さをどう考えるんですかと聞いたのはそういう事情なんで、そこから基本が始まっていくんじゃないかなと思うんです。

せっかく整備しました、はかったら藤倉地区が相変わらず低いんだといったら、また水害だとなったら本当に大変なことになるんで、そういった意味で水が上がってこないような道路の高さというものをぜひとも考えてほしいと思いますんで、その辺、その下水道の整備とあわせて道路関係、もう一度お伺いします。

○議長（嶺岸淳一君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいま下水道の関係でということでお話いただき

ましたので、下水の方の雨水排水の考え方ということをちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

下水道の雨水の排水につきましては、排水区域、水が集まってくる区域というものを見定めて、どこで排水を排除するかという、そういうふうな計画のもとに今まで施工させていただいているということでございます。当然、例えば今回中央第2ポンプ場とかというふうなことで計画をさせていただくわけでございますが、当然上流側の区域というのは今回の沈下している区域以外の地域からの水が流れてまいりますんで、当然沿岸部の土地の高さだけではなくて、上流側から水を円滑に集めてくるような、そういうふうな深さの設定で管を入れて、それをポンプで強制排水するというふうな形になっております。

今お話いただきましたように、当然水は高いところから低いところに流れるという原則がございます、当然低いところがなければより安全率は高くなるということも一方でございますんで、その辺で道路は極力上げるという方法は一番ベターな方法でございますが、一方で道路の高さを決定する際にどうしても変えられないコントロールポイントというものがどうしてもございますんで、例えばそれが既存の橋であったり、先ほどお話ししました高架であったりとか、そういうもろもろのものが一つあります。

それから、さらには沿線でお住まいの方の日常生活に支障がないような形での高さ設定をしなければならないといったものがございまして、そういったそれぞれの箇所の条件をすり合わせをしながらできるだけ安全度の高い社会基盤の整備、そういったものを下水も道路サイドの方もしていきたいというふうに考えております。

それらにつきましては今後実施されます詳細設計、調査の中でそれらが明らかになってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 復旧をするのか復興をするのかというふうな私のとらえ方とすると、やはり復旧じゃなく復興をしていかななくてはだめだと。そして、今説明されて、どうしてもできない橋だ何だと。では、橋自体が地盤沈下をしても、その地域が橋とともに地盤沈下していたらそのままの地盤沈下したままでいいんですかというふうになるんです。そうはならないでしょう。そう思うんです。

ですから、ある程度塩竈の高台でなく、今回津波が来たところの高さをある程度塩竈市とし

ではこのくらいの高さにしますと、それに基づいて整備しますよというふうな考えを持ってほしいということなんです。それは地盤沈下したままやりますよといったら、莫大な税金を使って、莫大な皆さんの労力を使って、それがまた水害になった何だとなったら、20年先、30年先、またなつたといったら社会資本がもったいないと思うんです。

だったら、この際、国でお金を出してくれるのであればやはりTP1.8くらいの道路にするんだというくらい強い姿勢を持ってもらわないと、何か復旧すればいいんですというふうにしかな聞こえなかったんで、これは市長さんの考えもやはりそうなんだと、職員の言うとおりですというんだか、やはり市長は安心・安全な住みなれたまちで過ごせるためにそういうものを考えていきますというんだか、その辺市長さんのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 一度整理させていただきたいんですけれども、我々いわゆる水と呼んでおりますのが、一つは外水であります。今回の津波に代表されるように海の水が陸地に入ってくるという現象であります。こういったものについては、繰り返しになりますが防潮堤を3メートル30センチの高さにして、海の水は水際で食い止めますというのが今の考え方です。

もう一つは、今の話でちょっとそこがごちゃ混ぜになってしまっているんですが、降った雨をどう排除するかといういわゆる内水、そういう意味で外水、内水という呼び方をさせていただいておりますが、もう一つは大雨が降ったときにその水を湛水しないようにいかに流してやるか、あるいはポンプで排水するかという2つの問題があるわけです。

今議員がご心配の部分は外水でまずは我々守るという考え方ではありますが、さりながらその防潮堤の下をくぐって潮の干満によって残念ながら水路とか、そういったところから吹き出してくるというような現象も地域によってはあるのではないかと。具体的に申し上げれば、港町地区の一番低い地域なんかは残念ながら恐らくは海水が防潮堤の下をくぐってきて噴き出しているという現象ではないかなと思っております。

そういったものについては内水対策、今担当が申し上げましたのは内水対策は内水対策として、一方で道路をつくる際に例えば潮の満潮に、先ほどの気仙沼の事例は1.8メートルとおっしゃったんですか、（「はい、TP1.8」の声あり）恐らく1.8メートルというのが気仙沼の満潮の水位に恐らく近いものだと思いますが、塩竈でいきますと大体1メートル20センチ前

後ぐらいでありますので、我々もその道路整備の一定の目安としてそういった高さを置きながら、今後例えば土地区画整理事業でありますとか道路整備に入っていくということは基本にございますが、そういった中で、繰り返しになりますが、どうしてもここはこの高さでという箇所が必ず出てくるわけでありまして、そういったことについては地域の皆様方としっかりと相談しながらケース・バイ・ケースで対応させていただきたいという思いでありますので、ご質問の趣旨と我々のご答弁というのは基本的には同じ思いであると思っておりますので、そういったことを今後も配慮しながら復興まちづくりというものを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 今、市長さんから気仙沼は1.8メートル、塩竈はいろいろ計算すると1.2メートルでないかというふうな数字を示されて、だったら、だから1.2メートルでやりますよとかと、そういうふうな基本的な考え方があるんだったらそういうふうに表示してもらえばこうやって時間をかけて議論することないんじゃないかなと思うんで、するとTP1.2メートルで塩竈の道路関係は整備していきますよと言ってもらえれば、ではわかりましたというふうになっていくんで、そして、でき上がった防潮堤からいろいろ判断されていくということなんで、今後もまず安心して住みなれた土地に住めるような、やはりこういった事業がうまくいきますように今後もお願いしたいと思っております。

あと、放射能の機器購入の件なんですけど、予算がこのくらい出ているんですけど、いろいろな今日進月歩、機材を一生懸命研究者、あと企業も生き残りをかけていろいろな開発をされて、価格も何か下がってきているんでないかというふうな話もありますんで、この提案をするときにはこの420万円の総予算、そして370万円くらいだというふうな話ですけど、2台くらい買えるものもあるんでないかなと思っておりますんで、その辺やはり幅広く情報を集めて、そして大切な税金を大切に使って、そして、その大切に使ったものが市民にとって有効になるように、その辺の考えを、もう予算で1台と買うと決めたからこの予算で買うんですというんではちょっと違うんでないかなというふうな思いがするんで、予算はこの総額で420万円、あとその入れる中の温度調整だのあるんでというようなお金はかかるけれども、その予算の中である程度2機買えるものがあるんだったらそういうものを買って運用した方がいいんでないかなと思っておりますんで、そういった考え方があるのか、もうこれに決めたんだからこれですというんだか、その辺のご回答をお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地市民安全課長。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（菊地辰夫君） 放射能装置の価格、確かに幅はいろいろあるようでございます。それで、必要な機能というか、能力、それをまずクリアするものをできるだけ安い価格で購入できるよう検討していきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） これには1台となっているけれども、もし2台買えるんだったら2台買ってください。議会で1台と決めたから1台、安くても1台しか買いませんではだめなんで、2台買えるんだったら2台買って、やはり学校関係のものは学校関係で使ってもらう、そしてあと、市民が持ち込んでくるものは市民が持ち込んでくるものと分けて使うくらいのやはり配慮があつていいんじゃないかなと思いますんで、これも強く要望しておきます。

あともう1点なんです、がけ崩れ、ページ、15ページ関係、皆さんもう質問されてもう何をあと今後聞くんですかというふうに思われますが、ここの藤倉、いろいろ部長さんなんか私の顔を見てああと思っているかもわからないんですが、一応その現場の方、被害に遭った方の意見としては、まず今年の7月あたりに一応こういうどうなんですかというふうな行政側で来てくださったということで感謝しておりました。

しかしながら、今回、こういった予算が出たんでこちら方の佐藤英治議員さんも私も、多分鎌田議員もその地域に行って心配なんで、やっとな今臨時議会でこういうふうになったんで7,700万円もかけてこの辺直すんでと行ったと思うんです。そうしたら、ええ、と。地域の方、わからない方もおったんで、そういったやはり議会の承認をもらわないうちだめだと言うかもわからないんですけれども、やはりその当事者にすれば、あと今度こういうふうになって今議会にかけるから待っててくださいねと安心をさせたほうが、反対する議員さんいたらあなたたち見なさいよというくらいの、やはり行政が住民サービスというものは必要じゃないかなと私は思うんですが、そういった配慮をぜひともしていただきたいと思います。

あと、こういった感じで要望、がけ崩れ、こういった危険箇所は何件くらい例えば行政に相談されてきたのか。午前中の質疑では全部見て回れないんですと、ある程度言われたところの調査は行きますけれどもと言っていたんですが、では言われたところで調査したところで今後こういった整備するところが何カ所くらい出てくるのか。ここの藤倉だけで終わりなのか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、まず一つは採択要件が必ずありますので、採択要件に合致したものであるということで、現在6カ所ほどご相談を受けているところにつきまして専門の知識を持っているコンサルにお願いをし、調査をさせていただいているところです。

その調査結果に基づいて合致するものについては県のほうに相談をしていきたいと思っておりますし、それからあと、被害を調査した総数という話されましたが、大小ありまして、ちょっと手元にも資料がありませんので、ちょっと答えのほうはご容赦いただきたいと思いますが、ただ、去年の3月11日以降かなりの方にやはりご相談を受けまして、我々自身も被災しておりましたが、極力職員が必ず現地のほうを確認するというような対応をさせていただいたところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） あともう1点、そのがけ崩れ関係で、以前にたしか尾島町地区内で大雨だか降ったときに避難するようにと勧告して、集会所に一時期避難させたところがありますよね。今の杜の都信用金庫さんからちょっと50メートルくらい行ったところなんですけど、その辺の今回地震で何ともなかったんですが、一時そういった避難勧告を受けてさせたところがあるんですが、そういったところの整備というのはどうなんですか。今から4年くらい前でなかったかなと思うんですが、そういうところの調査なんかもこの際やってもらって、今は偶然何ともないんですが、あとがけ崩れになったりとかとなった場合、大きな被害があると困るので、その辺の調査もお願いしたいと思っております。

そして、あともう1点、水産流通基盤整備に予算がついているんですが、これはいろいろさっきの荷さばき関係の予算に組み込まれていくものかなと思うんですが、その辺金額がいろいろあって、何がどうなんだかというのがなかなかわからないものですから、本当にこれで基幹産業の水産が一步も二歩も前進していくのかちょっとわからないんで、例えば32ページでいうと県の事業として例えば塩竈漁港関係、輸送施設、道路とかと書いてあって、その下に市が荷さばき所と書いて管理室、入札室とか、さっきも浅野議員が質問されていますが、こういうものでそのお金がどういうふうな流れでこういう整備になるんだか、ちょっと説明してください。

○議長（嶺岸淳一君） 小山水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） それでは、資料番号6の32ページをちょっと

主に使いましめてご説明をさせていただきたいと思えます。

高度衛生管理型荷さばき所の整備事業につきましては、こちらの事業主体と書いてあるところでこの県ということを書いてあります塩竈漁港につきましては、主に災害復旧事業で県が行うもの、あと県が水産基盤整備事業という水産庁の補助金を使って行おうとしているものでございます。

塩竈市が主体となつて行うものにつきましては、大きくは3つに分かれてございまして、1つは水産庁の補助事業でございます、該当事業の欄に書いてあるとおり水産基盤整備事業という一般公共事業の補助金というものを使って整備しようとしている部分でございまして、それが荷さばき所というもので、その財源の内訳は備考欄に記載しておりますとおり先ほどの水産庁の補助金が3分の2、その3分の2の補助裏分というふうに言いますけれども、その残りの部分については震災復興特別交付税が当たるということで予定をしております。

そして、こういった通常の補助金以外に今回の場合ですと復興交付金を使って行える部分でございます。それが下から2列目の部分でございまして、復興交付金事業で市が通常の水産庁の補助でできない部分というのがありますので、そういったものをうまくこの交付金を使いながら行おうということで、施設名としましては海水処理施設ですとか漁業研修施設ですとか水産物の畜養施設、こういったメニューがこの交付金の方でございますので、そのメニューを上手に使いながら補助対象にならないものをなるべくこういった交付金で充当していきたいというふうに思っております。この交付金については、備考欄にやはり記載しているとおり、国費は追加分を含めますと4分の3、その残りの分もやはり復興交付税が充てられるということになっております。

ただ、それにしましても、どうしてもやはり単独事業で交付金にも補助にもならない部分というのが最終的に残つた建物解体とか、それ以外にもちょっとあとこれから想定できかねる部分が出てくるかもしれませんが、そういったものについてはなるべく地方債等を活用しながらやっていきたいなというふうに考えてございまして、おおむねそういった制度を使いながら整備をしていくと。

そのために今回先だつて水産庁の補助事業で、この32ページの2番で書いてございますけれども、実施設計の方は水産庁の補助金を使って9,000万円、そして復興交付金を使ってどんなものがやれるかということも含めていろいろ検討して設計等まで持つていくための費用として2,000万円ということで活用させていただきたいというふうに考えておる内容でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 28ページの今説明を受けたんだけど、わからないのは9,000万円あって国庫支出金が6,000万円、そして一般財源が3,000万円とあると。だから、これがその32ページの中で下の方に、9,000万円はわかるんです。では、この2,000万円というのはどこからどうなるのかなというのがちょっと私理解できなかつたんで、その辺も聞きたかつたんで。あと詳しくは行ってお伺いしますんでよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（嶺岸淳一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 私からも、いろいろな質問をされているので、違う視点でちょっと質問させていただきます。資料No.6の食品放射能測定事業について今までずっといろいろなことを聞かれていますので、ちょっと違った視点でお伺ひします。

まず、これを置くということですのでごく市民が安心していくだろうということは推測できます。今までの議論で深まっているんですけども、一番聞きたかつたのは飲料水なんです。どのような検査をして、どのような費用がかかり、どのぐらいやっているのかをちょっとお伺ひします。

○議長（嶺岸淳一君） 福田水道部長。

○水道部長（福田文弘君） 審査については1ベクレルまではかれる機械、ゲルマニウムの機械を使いまして、現在のところ月2回検査をしてございます。結果からいくとセシウムは検出されないという状況になっています。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） それは年間ベースでいうとどのぐらいの費用になるかちょっと教えてください。

○議長（嶺岸淳一君） 福田水道部長。

○水道部長（福田文弘君） 1回1万8,000円ほどかかりますので、月単位で3万6,000円ほどになる形になります。ただ、24年度予算につきましては、実は今後雪解け水がダムに貯水されるような形になりますので、場合によってセシウムの量がふえる可能性等もございますので、月4回4月からは当分の間検査しようと考えてございます。そうしますと、月4回ずっと1年間やるような形になりますと100万円弱の金額になりますので、その部分につきましては予算ではマックスという形で見てください。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） これからどのぐらいはかっていくつもりであるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（嶺岸淳一君） 福田水道部長。

○水道部長（福田文弘君） 具体的に現在人体に悪影響を与えるセシウムは検出されていない状況でございますので、その現在の原子力発電所の状況が変わらないんだとすると、月4回やっていたものを2回あるいは1回に減らしていく。ただ、状況が変わりましてセシウムが出るような状況になるということになりますと、これはまた大変な状況になりますんで、かなり回数をふやしていくような形に考えています。状況を見ながらいつまでやるかというのは考えていこうかなと考えております。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 放射能の半減期が30年という形で言われている中で、30年ぐらいはからなければならぬんじゃないかと推測されているわけなんですけれども、そういう考えはありますか。

○議長（嶺岸淳一君） 福田水道部長。

○水道部長（福田文弘君） 先ほど言いましたように、放射能の状況がどういうふうになるのかということを見定めながら対応していきたいと考えてございます。半減期30年はセシウム137でございますけれども、136の方は5年ほどでございますので、そういうところを含めまして状況を見ながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 多分一度なるとそのぐらいの可能性が出てくると思われるわけです。そうすると、日々安全かどうかをチェックするのに、雪解け水があつたり、いろいろな状況が考えられるわけです。そうすると、週1回という形でやられる状況がこれからそれでいいのかどうかという問題にたどり着くような気がしているんです。そのときに果たして検体を見て四、五日後に確認をされたときに、もし出ていたときにどのような対応をされるのかということなんです。

もし市民の安心・安全を言われる飲料水であるならば、10ベクレルというものが根底にある

んであるならば、やはり真剣にそこら辺を議論をしていただきたいなと思っております。なぜかといいますと、飲料水だけは毎日使うんであります。人間として飲む量があるんです。1キログラムで食料品は言われています。水は1キログラム以上人間は摂取するはずなんです。すると、ベクレルが出てきた段階で発生するわけでありまして。食料品は1キロ食べるのは大変なんです。その違いを認識して、水の管理だけは徹底していただきたいと要望をしておきます。

次に、7ページ。6ページ、7ページです。

23年度一般会計補正予算の中で、桂島地区、野々島地区漁業集落防災機能強化事業、寒風沢と書いてありますんですけども、どのようなことをなさるのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 桂島地区、野々島地区、それから寒風沢地区、各地区の漁業集落防災機能強化事業についてでございます。

今回、交付金事業の基幹事業としてこの漁業集落防災機能強化事業というものを上げてございます。これは、被災した漁業集落におきまして安全・安心な居住環境を確保するためのいわゆる地盤のかさ上げでありますとか、あるいは生活基盤、それから防災安全施設の整備などをこれを利用して実施すると、それによって災害に強い漁港地域づくりを推進しようという内容でございます。

具体的なものでありますが、今申し上げましたように漁港集落の地盤のかさ上げあるいは盛り土等によって集落の造成をするというもの、それから、集落排水施設や、あるいは集落道、いわゆる道です。そういったものの生活基盤の整備。それから、漁港との連絡道などもこれによって整備することができます。また、高台などに移転した場合にはその連絡路など、あるいは防災上の道路の関係の施設の整備といったものがこれで整備可能になるという内容でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 整備可能になるということは、これはたしか基幹事業と聞いているんですけども、整備をしていくという意味なんですか。ちょっと教えていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 基本的にこの事業につきま

しては23、24年度で予算をいただいております。23年度につきましては測量、地質調査等あるいは基本設計等ということを行います。さらには、24年度、これらの設計を取りまとめまして一定の建物、実施設計のほうにも取りかかるということですので、こういったものを利用してより安全を確保していくということを考えてございます。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 25年度以降はどうなんですか。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進室長。

○市民総務部理事兼政策調整監兼震災復興推進室長（伊藤喜昭君） 今のところ今回の復興交付金事業につきましては23、24年度ということでお認めをいただいておりますが、この中の事業を利用して24年度中に一定程度の法定の手続ができればそこまで持っていきたいと。それ以降につきましては今後改めて申請をしてまいるといふ形になります。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） では、私の勘違いかもしれませんが、基幹事業と効果促進事業のちょっと意味を説明していただけますか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 基幹事業については40事業ということで、国の方から補助のメニューが定まった部分として設定されているものです。この事業については補助要件には合って、今回において認められた事業については、基本的にはあと今23、24年度で調査費が認められておりますので、実施段階の詳細な部分をまた補助申請すると採択になってくるといふふうに、基本的にはそういった考え方に持っています。

効果促進事業については、基幹事業とあわせて事業を推進していくというふうなことで、市独自に事業を考えながら、それが要するにうまく事業を推進していくといった形が説明できれば国の方から認めていただけるというふうな事業になります。そういった点で若干基幹事業と効果促進事業には違いがございます。

それで、桂島、寒風沢、野々島地区の事業なんですけれども、漁業集落の環境整備ということについては地元の皆さんとの協議を調べて整備をしていくというふうな事業になります。ですので、23、24年度で具体的には集落環境をどこまで整備するかといった部分をこれから実施設計を組みながら整理していくことになりますので、今メニューとしては集落道であったり、あるいは地盤のかさ上げとかと、いろいろなメニューがあるんですけれども、具体的

なものをどこまでやるかといったところをこれからこの2年間の事業で整理をさせていただくというふうなことになります。その上で25年度以降の整備費を改めて申請するというふうなことになります。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） それで、島のこの3つは基幹事業なのか、ちょっとお答えいただきたい。それがないんです。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 桂島、寒風沢、野々島地区の漁業集落の防災機能強化事業については基幹事業として採択を受けております。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） そういうことなんです。調査費がついたらやろうという話でいくのと、さっきから言われているのは調査費がついてもやろうとまだ言っていないものがあると言われていて、基幹事業だからやるという話で持っていくという強い意思でやるというのと全然意味が違うんです。受け取る方が。その話がないものですから、きょう個々に聞いたわけです。

それで、もう一つ聞きたいのは、港町、北浜、藤倉の再生事業計画書作成もどのようなのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 都市再生事業計画案作成事業については、基本的にはあと土地区画整理事業のメニューの中に、40事業の中に土地区画整理事業が入っているんですけども、若干土地区画整理事業に関しては違いがありまして、都市再生事業計画案作成事業についてはまずここで計画を固めて、その上で都市計画の手続をした上で初めて事業認可というふうな形になります。ですんで、都市計画の手続まで至らない場合には補助採択にならないというふうな部分がございますので、そこで若干違いが出てくるというふうなことになります。

ですんで、先ほど基幹事業で40事業で基本的には設計をやったものについては事業に移すことができるんですけども、例えば再開発の事業とかでもありましたように、都市計画の手続が必要なものについてはそこまで至らないと次の事業には入っていけないというふうなことになります。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） そうすると、この3地区も都市計画決定するための調査費はついたらけれども、その事業を決定させる要件というのは一応何になるか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） それが都市計画の事業区域の設定というふうな形になります。ですので、まずは土地区画整理事業として事業の採算性等も含めてこの調査の中で整理をさせていただくことになります。当然そこには減歩というふうな問題も出てきますので、減歩について地元の方々のご理解いただいて、その上で事業に参加していただくと、そういった計画案を示して都市計画の手続をつくることになりますので、それが確定したら次に都市計画事業として区画整理事業が進むというふうなことになります。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） そうすると、港町、北浜、藤倉にその調査をし、住民が減歩の合意をした上で都市計画決定すれば前に進んでいくという形になるわけですか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤都市計画課長。

○建設部都市計画課長（佐藤達也君） 基本的には区画整理の対象エリアを確定させるための作業になりますので、区域の決定をする際に地元の方々も含めて減歩等の状況も含めて合意に至った場合には事業化に入っていけるというふうなことはあります。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） それでは、大変な作業だと思いますけれども、この3地区が住民の方がかなり望んでいるので、頑張ってそのように持っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、8ページ。ここにまず23年度の補正予算の投資的経費内訳書という形で書いてあるんです。そして、財源内訳にその他一般財源、国庫支出金、県支出金、地方債という形で書いてあるんですけれども、この中でずっと聞いていたら市長はよく塩竈市の税金で使わなくて補助金でやっていくんだという話をされていたものですから、このその他とか一般財源の中身が市税を使われているのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 8ページの一般財源でございますけれども、これはまず

復興交付金事業の地方負担額という形で震災復興特別交付税、それから、一部衛生費の中の解体工事費、今回の宮町、それから旧徳陽シティ銀行の解体経費もこの中に含まれておりますけれども、これも廃棄物処理事業の補助裏の地方負担額もすべて震災復興特別交付税ということになりますので、ここの一般財源として記載されておりますのはすべて震災復興特別交付税という意味での一般財源という表現になってございます。

それから、その他というところにつきましては、今回一度51億円の基金を積み増しして、その後23年度で必要となる分を取り崩すという形になりますので、いわゆる基金からの繰入金というふうな内容になってございます。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） そうすると、この23年度の3月の補正予算では塩竈市の市税は一銭も使っていないということでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 23年度補正予算での純粋な一般財源、いわゆる市税あるいは財政調整基金の一般財源は今回は充当してございません。

以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） それは大変すごいことですよね。やはり、そういうことは当局がかなり頑張ってやられたんだという感じがしますんで、本当に感謝申し上げます。今、塩竈市がかなり厳しいものですから、そういうことが大事なんだと思うんです。

ところが、この書類にはそれが読めないんです。どんなにいいことを書いても、こちら辺に座っている、私だけかもしれませんけれども、意図がわからないんです。そういうことを配慮して書いていただきたいんです。貴重な時間なんで、そういうことを聞かなくてもわかるような、もしかしたら付表をつけていただいて、これはこうですよと書いていただければ、私この質問をしなくても済んだんです。そういう配慮をお願いして私の質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号ないし第57号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議案第52号ないし第57号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号ないし第57号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第52号ないし第57号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後6時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月28日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成24年6月定例会	6月14日	開会
	6月26日	閉会

塩竈市議会会議録

平成24年 6 月 14 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成24年6月14日（木曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 承認第1号
 - 第 5 議案第58号ないし第67号
 - 第 6 議案第68号
 - 第 7 議員提出議案第3号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	市民総務部長	佐 藤 雄 一 君
健康福祉部長	神 谷 統 君	産業環境部長	荒 川 和 浩 君
建設部長	金 子 信 也 君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊 藤 喜 昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐 藤 信 彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高 橋 敏 也 君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小 山 浩 幸 君
建設部次長 兼下水道課長	千 葉 正 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐 藤 達 也 君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤 間 忠 良 君	市民総務部 政策課長	阿 部 徳 和 君
市民総務部 財政課長	荒 井 敏 明 君	市民総務部 税務課長	赤 間 均 君
産業環境部 商工港湾課長	佐 藤 修 一 君	産業環境部 環境課長	村 上 昭 弘 君
建設部 定住促進課長	阿 部 光 浩 君	建設部 土木課長	川 名 信 昭 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴 木 宏 徳 君	市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君	水道部長	福 田 文 弘 君
水道部次長 兼総務課長	鈴 木 正 信 君	教育委員会委員長 職務代行者	太 田 忍 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教育部長	桜 井 史 裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷 古 正 夫 君
選挙管理委員会 委員長	坂 井 楯 二 君	選挙管理委員会 事務局長	遠 藤 和 男 君
公平委員会委員	佐 浦 弘 一 君	監査委員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安 藤 英 治 君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野 浩 志 君
------	-----------	------------------	-----------

議事調査係主査 芥藤 隆 君

議事調査係主査 西村 光彦 君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） 去る6月7日、告示招集になりました平成24年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

市長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 定例会初日に発言の機会をお許しいただきましたこと、感謝を申し上げます。

塩竈市第4代市長でありました内海勇三元市長が、去る4月23日にご逝去されました。市民を代表いたしまして、ここに謹んで弔意を表させていただきます。

内海元市長におかれましては、昭和38年5月に市議会議員に初当選以来、20年にわたり市議会副議長、議長などの要職を歴任され、昭和58年4月に塩竈市第4代市長に就任をされました。卓越した識見と豊富な経験に裏づけされた確かな行政手腕に加え、公正かつ円満な性格を身上に本市の諸課題の解決に熱意と信念を持って当たられ、市勢の発展にご尽力をいただきました。

内海元市長が市長に就任されました当時、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、健全化に向けた取り組みが急務でございましたが、市の事務事業の見直しや国・県の補助事業を積極的に活用することで早期に健全化を実現いただきました。

また、寝たきりのお年寄りの方々を養護する施設が皆無でありました状況を憂慮され、近隣自治体や関係団体と協議を重ねた結果、二市三町共同出資による特別養護老人ホームが開設されたところでございます。

これら多くの功績が評価をされ、平成11年には旭日小綬章の荣誉に浴されました。

現在、私たちのふるさと塩竈は大いなる試練のときを迎えております。豊かな行政経験を積まれました内海元市長を失いましたことはまことに痛恨のきわみであり、ここに心からご冥福をお祈り申し上げます。内海元市長が市勢の発展にかけられました情熱をしっかりと受け継ぎ、市民の皆様とともに魅力あふれるまちづくりになお邁進いたしますこととお誓いを申し上げます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） これより、去る5月23日、東京日比谷公会堂で開催されました第88回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規程により表彰の栄に浴されました方に対し表

彰伝達式を行います。

○議会事務局長（安藤英治君） それでは、全国市議会議長会の議員在職25年以上の表彰でございます。

香取嗣雄議員、演壇にお進みください。

○議長（嶺岸淳一君） 表彰状

塩竈市、香取嗣雄殿。

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成24年5月23日、全国市議会議長会会長関谷 博。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は電源をお切りになるようお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番田中徳寿君、5番志賀勝利君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に

指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第3号平成23年度塩竈市一般会計補正予算、専決第4号平成23年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第5号平成23年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第6号平成23年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第7号平成23年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第8号平成23年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算、専決第9号平成23年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第10号平成23年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第11号平成23年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、専決第12号平成23年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第13号平成23年度塩竈市水道事業会計補正予算、専決第14号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第15号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第16号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第17号塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、以上15件については3月31日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月7日付で議長あてに報告がされたものであります。

また、監査委員より議長あてに提出されました定期監査結果報告6件であります。

また、報告第1号一般会計、魚市場事業特別会計、下水道事業特別会計、公共駐車場事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項及び同令第150条第3項の規定により、報告第2号病院事業会計繰越計算書について並びに報告第3号水道事業会計繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第4号平成23年度塩竈市土地開発公社事業決算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月7日付にて議長に報告がされたものでございます。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成24年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成24年第1回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ただいまの専決処分について、第3号から17号まで、それぞれ議長のほうから報告がございました。それに関して何点かお尋ねをしたいと思います。

それでは、先ほどの報告にもございましたとおり3月31日の専決処分、さらに議長あてに6月7日の議長報告と、こういう運びになっていることが今本会議場の中で報告された件であります。

そこで、改めて今回の専決処分、6月定例会に報告として出された中で、資料ナンバーから言いますと3のところを中心にお尋ねをしておきたいというふうに思います。これは専決ですから、既に予算措置としては確定したものであるというような扱いになっておりますので、そこは踏まえた質疑という形になります。

1点目は、例えば今回の歳入ですね、歳出もございしますが、歳入で億単位の予算が計上されております。例えば9ページから10ページのところには災害復旧国庫補助金、こういうもので2億1,192万4,000円と、こういうことで2億近い予算措置がされております。

次のページを開きますと、県の、これは15款支出金の方で、これも7億4,588万8,000円ということで、詳細な説明はまずこちらの後ろのほうに説明欄がございしますので、構成額についてそういった予算措置がされている。

それから、17款のところでも2億1,830万円ほどの寄附金、義援金等がこの中に歳入として寄附金の17款に扱われております。

大体歳入で一番大きいのはそこら辺が目立つなというところですので、私たちはこの件について例えば提案理由とかそういうものについてはお聞きしていませんので、専決としてこういう措置がされたことについて、改めてこれまでの一連の経過も含めてお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、補正予算が大きく増減してございますので、その内容につきまして、一般会計を中心に主なる増減につきまして、まず歳入のほうからご説明申し上げたいと思います。

資料ナンバー3の3ページ、4ページをご参照ください。

1款1項1目市民税の個人所得割でございしますが、2億1,500万円ほどの増額補正を行ってございます。これは当初の見込みよりも減免控除が少なくなったことによるものでございます。具体的には、被災者の方の雑損控除が平成23年度よりも24年度に集中したことによるものでございます。

続きまして、今ご質問のございました9ページ、10ページをご参照ください。

14款2項3目衛生費国庫補助金1億3,271万8,000円、同じく、同じページの14款2項6目災害復旧費国庫補助金2億2,192万4,000円の増額補正を行ってございますが、これはいずれも国の制度上、補助率が大きくかさ上げされたことに伴います予算措置でございします。これらと連

動いたしまして、震災復興特別交付税はあわせて減額補正をしているという状況でございます。

また、11ページ、12ページをご参照ください。

これもご質問ございました15款2項3目衛生費県補助金7億4,588万8,000円を増額補正してございます。これは県がグリーンニューディール基金を活用し、補助率を86%から96%ほどにかさ上げしたことにより増額補正でございます。

同じページでございます。17款1項1目一般寄附金2億1,830万円の増額補正でございますが、個人・団体からお寄せいただいた義援金2,062万円、また市有物件、共済からの寄附金など1億9,768万円を計上しているという内容でございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そこで、この歳入を見ると、今、国の方の補助率がかさ上げされたというか高まったというか、補助率の引き上げというのが主な理由だという答弁でございました。

そこで、専決処分という形をたどっていますので、補助率のそうした引き上げについて、それぞれ国の通達なり事務通達なり連絡なりがあったと思うんですね。予算措置をするからにはそれなりの手続が行われたと思いますので、その辺の取り扱いはどのような形で進められたのか。とりわけ3月31日あるいは4月1日の年度をまたがった形で流れていく、その年度内の関係での取り扱いですので、その辺の点について一つお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） お答え申し上げます。

今回の23年度の東日本大震災関係の災害復旧経費、ご承知のとおり災害査定というのが昨年12月におおむね終了し、国庫補助金の査定されている中身の通知というのは大体1月以降にされているというふうに伺っております。

今回そういった中で、各事業ごとの積み上げ、あるいは国あるいは県のほうの補助金の枠というのがございまして、その枠の中の精査として、またさらに国庫補助金の上乗せがされたという経緯がございます。

これの一連の国庫補助金関係の通知につきましては、例えばですけれども、いわゆる道路橋りょう関係の災害復旧ですと3月末ごろに通知があったりしているという状況でございます。ですので、2月定例会、第1回の定例会にはそういった情報というのがお伝えすることができなかったと。その議決後に、第1回の定例会後にこういった通知が参ったものですから、今回

の専決処分の内容で補正という形でさせていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 2月の定例会の中からさらに補助率の引き上げ、あるいは通知等が来ての関係ということが今財政課長の方から答弁されました。

そこで、こういった予算措置との関係で、歳出で言いますと一番大きいのは、ページ数で言いますと、私たちが一応見た限りでは、同じ資料ナンバー17から18のところにもふるさと復興基金11億8,597万円、これが積立金として歳出としての取り扱い並びに一方で下水道事業ですね、27ページから28ページのところで第8款土木費の繰出金が3億3,888万5,000円ということで一般会計からの繰り出しが減額をされている。これはそうしますと、この辺の下水道会計の繰出金が減ったというのは財源措置が動いたというふうに私たちもとらえていく判断になるだろうと思いますが、歳出に関してその辺をお尋ねしたいのと、下水道事業の減額に至った経過についてお尋ねをしていきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、今ご質問の2点につきまして具体的にご説明申し上げます。

同じ資料ナンバー3の17、18ページに記載してございます2款1項20目ふるさとしおがま復興基金費11億8,597万9,000円の積立金でございますが、これは平成23年度の特別交付税として震災対応分約9億2,000万円が追加交付されましたことから、これらを主な財源として積み立てをしたものでございます。

それから、27、28ページでございます。

今ご質問ございました8款5項4目下水道事業会計への繰出金3億3,888万5,000円の減額補正でございますが、これは前段、国・県補助金の補助率のかさ上げにつきましてご説明申し上げましたが、下水道事業におきましても災害復旧国庫補助金の補助率がかさ上げされたことに伴いまして一般会計からの繰入金を減額補正したというものでございますので、ひとつよろしくご理解いただければと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） これは一般会計の繰り入れですね。そうすると特別会計の下水道のところではどのような形になっているのか確認をさせていただきます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 同じ資料の99ページ、100ページの下水道事業会計の歳入、4款1項1目一般会計繰入金をご参照いただきたいと思います。同額3億3,888万5,000円、これを減額補正しているということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そういったかさ上げあるいは補助率の引き上げに伴う主な歳入歳出の予算措置の専決処分だったということは確認をしておきたいと思います。

そこで、この専決処分に関して、じゃ専決処分だけでいいのかというのが私たちのとらえ方でございます。といいますのは、今述べられたように恐らく歳入では10億単位のお金が予算化されている。しかし年度末という特別の事情はあるやにしても、専決処分として例えば本会議に提案するとか、そういういわば中身がないままの専決処分というのがまず一つあって、こういう本会議で既に決裁済みのものを私たちは改めて確認の意味合いで確認をしているようなことになるわけで、その辺の関係について一つはどうなのかなというふうに感じているところです。

それで、180条での2月の冒頭での議会への提案、最終での本会議でのそういった議員の提出という形をたどっているわけですが、改めて去年の臨時会を見ても、災害という特別の事情はありましたけれども、4月時点での臨時会当時の議事録を見ますと結構、十数件だったでしょうかね、4月末の災害関係で専決処分をしながら、一方で4月末の臨時議会では承認案件にしているわけですよ。議会の方での取り扱いも、それは当時3・11の震災等があつてそういう取り扱いをせざるを得なかった——これですね、当時の本会議で提案されたものですから、当時承認案件として4月28日、日程第4、承認第1号ないし17号。よく読みますとそこにはさまざまな議案が付されておつて、いずれも専決処分をしながら議会への承認を求めると、こういうことなんですね。そうすると議会の審議を本来は我々ゆだねられている、それが無いというままの専決処分のあり方でいいのかというのが私たちの専決処分に対する共産党市議団の一貫した対応と立場でございます。

その辺について、もうそろそろ見直しの時期にかかるんじゃないか。確かに年度末として国の税制の動きが3月31日から4月1日にまたがってなかなか窮屈な思いだというのはそういうことも絡んでいますが、しかし一方で議員としてのこういうところでの審議あるいは承認、そういう地方自治法第179条に定められていたものも運用しながら、しっかりと審議できるようなくくりや進め方をすべきではないのかというふうに思うところですが、これは市長のほうか

ら議長にそういうことで180条運用について申し出がありますので、そこら辺の取り扱いをお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 専決処分につきまして議員よりいろいろご提案がございました。

たしか昨年の4月28日の臨時会につきましては、議員おっしゃるとおり3月11日の大震災の発災によりまして瓦れき等の対応をすぐさましなくてはいけないということで議長団を初め議員各位のほうにご報告をしながら3月31日付で専決処分をさせていただいて、そして4月にいろいろ災害対応に資する諸事業につきまして臨時会を開催させていただき、そしてその際、3月31日で179条で専決した部分につきましてはご承認を賜りますよう提案させていただいたところでございます。

なお、今回報告をさせていただいているところは、180条の規定に基づきまして議会の方にご相談申し上げまして、議会の方から指定を受けた案件につきまして専決処分をさせていただき、今回の報告にさせていただいているということでございます。

なお、今、専決のあり方について考える時期ではないだろうかというようなご提案がございました。我々は専決すべきところは議会と相談をさせていただきながらこれまで専決処分をしてきているところでございますので、今後ともそういうスタンスを持ちながら議会と協議をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 近くで言いますと多賀城の議会ですね、きのう6月定例会の初日の冒頭がございました。それで承認案件にしているわけなんですね。それから、これは直接私も聞いた中で、例えば専決処分と言ってもそれは事故関係の対応だと。やっぱりこれだけの23年度の補正の関係で言いますと、国の震災対応との関係でこういった大きな予算が動くわけですから、そこら辺も含めて、私のとらえ方としては、そういうことも含めてしっかりと検討していく時期に来ているのかということころは、その点について私の方でのそういったとらえ方と見方とご提案という形で、この点についてはまず1回終わらせていただきます。

そこでもう一つ、専決14号の改正条例についてお尋ねをしたいと思います。それは資料ナンバー1の条例20号というところがございます。これについて条例そのものの本文しかございませんので、この辺の中身というのはどんなふうにとらえていけばいいのかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 専決処分の中の市税条例の一部を改正する条例の内容についてのお問い合わせだと思いますが、主な改正内容でございますが、一つは固定資産の負担調整措置の延長。それから二つ目といたしましては、法改正によりまして条例で定めなくてはいけなくなりました下水道除害施設に係る課税標準の特例、それからもう一つといたしまして、特例民法法人から一般・社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税の非課税措置の追加ということでございます。本市はこれに該当する施設はございません。それからもう一つ、4点目といたしまして、東日本大震災にかかわります被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長ということで、現行3年を7年に延長しようとするものでございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そこで、固定資産税、土地の負担調整措置の延長というものについて、法的な解釈と本条例について、あるいは塩竈市としての影響などがあるのか。あるいはこれまでの経過も含めてご説明願いたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） まず、この負担調整措置制度のこれまでの経過というものを説明させていただきます。

この制度につきましては、平成6年度の評価がえ当時に導入されたもので、それまでは固定資産税評価額は、地価公示価格と比べてかなり低く抑えられていたという実態がございまして、国の方ではこれらの状況を踏まえまして、地価公示価格のおおむね70%を固定資産税評価額にするの方針を平成6年に示したところでございますが、ただし一気に引き上げた場合には税負担が過大になることから負担調整措置がとられたということでございます。つまり、これまで税負担が低かったものをゆっくり引き上げ、ほどよい範囲におさまれば据え置きをしながら、また既に税負担が高かったものは引き下げるといった形をとってまいりましたけれども、課税標準額と固定資産評価額との差が近年、少なくなってきたという現状を踏まえまして、平成24年度の税改正によりまして、住宅用地の負担調整措置につきまして段階的に特例措置が縮小、廃止されることになったものでございます。具体的には、本来の課税標準額に対しまして、前年度の課税標準額が90%を超えている場合、前年度の課税標準額に据え置くという特例は2カ年間の経過措置を設けた上で、平成26年度に廃止するというものでございますので、ご理解いた

できればと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 今現在、特例を受けている方々、あるいは26年度廃止をもってどのぐらいの、それぞれ宅地でしょうが、前年度課税並みになっちゃう上乘せのそういった措置から外されるのか、その辺について確認をしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 赤間税務課長。

○市民総務部税務課長（赤間 均君） 23年度の課税標準額の部分で負担調整措置分の適用になっている部分の納税義務者については約50名ちょっとでございます。24年度は評価がえの年になりますので、評価額、一応今回まだ下がるであろう。そういう部分からすれば、まず50名を下回る部分で、そういう部分で外れた人について税負担が上がるとは思いますが、全体的に見れば非常に少ない数、そういう部分であります。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 負担、これまでの経過措置が外されるということについて、これもやっぱりよく読んでみるとそういった特例措置がなくなるわけですから、議会審議といいますが、そういうものの対象なのかなと、私はそうとらえておりますので、その辺は前段の議論との関係の絡みで述べておきたいと思います。

最後に、公社についてお尋ねをしたいと思います。土地開発公社です。

資料ナンバー6の決算書で、15ページのところにそれぞれの土地開発公社の予算・決算について載っております。言ってみれば、ここに収益的収入及び支出の関係で14、15に示されておりました、一言で言えばこれをもって公社は事務手続上は解散したというふうにとらえていいかどうか。例えば官報掲載の9万2,000円とか境界点の54万円とかこういう事務作業等があって、こういうことも含めてどうなのか。まず先に確認をしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今おっしゃられましたように、今回の報告は公社の解散に向けた事務整理の一環として行ったものでございます。公社につきましては24年3月28日付での清算の手続が終了してございまして、今回、最終年度の決算報告をしようとするものでございます。

なお、これに伴いまして、先ほど議員の方からお話がございました歳出の中で役務費では官報に掲載してございまして、平成23年11月9日の宮城県知事の認可によりまして解散したので、

当公社に債権を有する者は申し出てほしいという旨の官報の掲載を3回ほど実施いたしまして清算といえますか、解散に向けた事務手続を行っているというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、今まで公社の方で解散したということは、公社の保有地はもうほとんどなくなつたと。会社、土地使用の土地開発公社も清算の終了というふうにとらえていいと思うんですね。そうしますと、今度は土地開発公社の持っていた土地が塩竈市の行政財産、普通財産になっているわけですね、取得を塩竈市が買ったということになります。そうしますと、こういった例えば漁港背後地と言われているもの、それから特養老人ホーム施設、今は市立病院の後ろ側というふうになっています。それから駅前広場、これは新駅のところ。それから東塩釜吉津線道路事業用地と、あるいは西町のところの都市計画事業の用地とかそういうところがありまして、この土地の活用はいろいろとこれまで何度か議論もされてきたし、それから公社解散に至る清算、あるいは今回のものも含めて土地の利用形態について幾度か議論は、例えば6月のところでも、当時土地開発公社があったときに議論していた記憶がございます。

そこで、震災もありますから、一概に私はそう簡単ではないと思いますが、こういった土地の市民的な利用に供するような検討はお考えになるのかどうかですね。もちろん市の財産になっているわけですから、その土地の利活用を通じて塩竈市がいろいろな意味で市民の利益に供するような方向での議論や検討が今なされているのかどうかだけお尋ねをしておきたいと思います。お考えだけ確認しておきます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 開発公社の用地につきましては、特に公共用地先行取得事業会計で購入した部分がございます。これらの用地につきましては事業用地ということで取得したものでございまして、今後計画的に事業化に向けまして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第4、承認第1号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました承認第1号「平成23年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため専決処分とさせていただきます案件につきまして議会の承認を求めるものでございます。

当該専決処分の内容についてであります。災害復旧事業4事業に係る繰越明許費について1億1,421万5,000円増額変更いたしましたものであります。

本市の災害復旧事業につきましては、早期復旧を目指すため、平成23年度事業として補正予算を計上し、議会の議決をいただいたところであります。国の補助に係る災害査定が平成23年12月末に行われ、その内示が本年1月以降となったことに伴い、平成23年度における事業完了が困難な見込みとなりましたことから、平成24年第1回定例会におきまして繰越明許費を設定し議決をいただいたところであります。

当該繰越明許費の金額につきましては、23年度内の発注契約を前提に前払い金額を控除した額を設定いたしました。建設資材や技術者の不足、あるいは人件費の高騰等により入札への参加辞退や予定価格を超過するケースが相次ぎ、設計額の見直しのほか、平成23年度内での前払い金の執行が困難となりましたことから、繰越明許費の金額を増額せざるを得ない状況となったものでございます。

なお、当該専決処分により繰越明許費の増額を行いました4事業につきましては9件の工事を予定いたしておりましたが、再度入札に付しましたところ、うち4件が契約締結に至りました。残る5件につきましても、一日も早い事業の完了を目指し契約締結に向けて準備を進めてまいります。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） これより承認第1号の質疑に入ります。

16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ただいま市長のほうから説明をいただきました。説明を聞けばなるほどと思うわけですが、そうは言ってもせつかくの機会ですので、もともとこの説明の中でも出ていますように、23年12月末に災害の査定が終わって内示が1月だったと。どだい入札がなかなか難しかったということもうかがい知るところであります、しかし24年度では180条に基づいて繰越明許を設定したわけですね。しかし、23年度に残念ながら契約ができなかった。本来なら一部支払いをしなくてはならないところが、入札ができなかったために繰越明許をせざるを得なかったという報告だったと思います。そういう点で今までもこういう形で限度額を変更というのはあったのかどうかですね。その辺ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど提案理由のご説明で触れさせていただきました。昨今、一日も早い復旧・復興を目指すということで、さまざまな自治体が災害復旧工事を発注しております。結果といたしまして工事が集中いたしまして発注量が増大し、建設業者の能力を超えた状況になりつつあるのではないかとこのように理解をいたしております。

先ほどご説明をさせていただきましたとおり、平成24年2月定例会におきまして繰越明許費を設定させていただいたわけですが、その際できるだけ早い復旧を目指してということで、一部につきましては年度内に発注ということを目指したわけでありまして、ご案内のとおり発注をいたしますと約5割が前渡金として支出をするということでございますので、その残りの分を繰越明許費として計上させていただいたということでもあります。結果として前渡金部分を今回179条で繰り越しをお願いさせていただいているところであります。

過去にどうかというご質問であります、少なくともここ10年について申し上げれば、こういったケースは皆無ではなかったかというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） 確かに災害で大変な時期でこういう事態にならざるを得なかったということは理解するわけです。当然ここでお聞きしておきたいのは、入札が不調に終わったということですね、要するに。そういう意味では建設資材や技術の不足、人件費の高騰などで入札への参加辞退や予定価格を超過するケースが相次いだということでも出されているわけですがけれども、具体的に23年度で不調になったということですがけれども、この4件について、入札の時期やら回数やら、あるいは個々に予定価格を超過するケースが相次いだという点では最低制限価

格が設けられたのかなというふうにも思うわけではありますが、その辺についてどうだったのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問をいただきました。正確にご報告をさせていただきます。

今申し上げました4事業、9件の工事であります。不調というのは、入札に参加をしていただきましたが、私どもの予定価格に達しなかったというものを不調ということで我々ご説明をさせていただきますいております。実は今回の場合は、入札まで至らなかったということでもあります。一般競争入札で参加業者を募集いたしました、一社も参加の意思がなかったというのも今回あったわけありますので、正確に申し上げれば不調並びに工事に応札いただけなかったという2つの種類でございます。そういったことが重なりまして、我々としてはできる限り早期に災害復旧工事を進めて地域の皆様方の生活環境の改善を図ってまいりたいという思いでありましたが、残念ながらそういう思いが届かなかったということでございます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、4月以降に入りましてからまた改めて入札を行いまして、一部の工事については落札をいただいたということではありますが、いまだ落札いただけない状況が続いているということでもあります。状況については先ほど申し上げましたとおりでありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ただいま6月議会であります。そういう点では専決処分をなぜするのかという点では一刻も早く手続を、契約を成立させて工事に入りたいと、その思いだと思いますね。当然そうしなければならない事業でもあるかと思えます。そういう点で、いずれにしましても4月以降に入札が成立したというところも部分的にはあるようでもありますけれども、残りの5件がまだ入札されていない。今日において、本来なら今日まで頑張って入札ができればというふうに思ったろうと思うんですが、いずれにしましてもまだ残っている分についての入札の見通しといいますか、それは1回契約しちゃって不調に終わるとなかなか次の分まで時間がかかっているというのもあるように思うんですが、その辺の段取りといいますか、日程的な計画といいますか、その辺をお知らせいただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどの提案理由のご説明の際に、一つは発注量が非常に膨大な量になってきているということを申し上げました。また、もう一つは労務者不足、あるいは結果的に

発注の量が多いということに関連するのかと思います。資材単価等が高騰いたしてきております。巷間言われておりますのは、約10%ぐらい資材単価が高騰してきている。例えば生コンでありますとか砕石でありますとか、そういった資機材が高騰の一途をたどっているということでございます。

我々も国・県に対しましては適正な資機材の価格の見直しをというお願いをさせていただいております。これはできる限り発注した工事を業者の方々に受注いただきたいという思いで、そういったことも申し上げてきているところでありますし、今現在は平成24年度単価というのが既に策定されて、それらを使用して発注工事につなげているところであります。若干、24年度につきましては単価等の見直しも行われておりますので、そういった改善も一部受注に結びついている部分があるのではないかとというふうに分析をさせていただいておりますが、なお業界の皆様方の状況等も見きわめさせていただきながら、できる限り早い時期に落札をいただけるような環境づくりをいたしてまいりたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

そういう点では、直接仕事をする人たち、労務者の方というんですか、働いている人たちのところも守りながらやっていくということは当然必要ですから、その辺も十分お考え願いたいと思います。

最後にお聞きしておきたいのは、今回繰越明許費の限度額が変更されたわけではありますが、変更した中で入札はこれでいくということでお考えになっているんでしょうか。あるいはその辺のところをどういうふうに、先ほど市長もお話し申し上げていましたけれども、見直しの関係とかそういう点からいけばこれでいけるのかどうかということだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回繰り越しいたしております案件については、事業費そのものについては変わっておらないわけでありませぬ。ただし、先ほど来議論させていただいておりますとおり、180条によりましておおむね大きな整理をさせていただければ、2分の1については前渡金として23年度中に業者が決まったらお支払いするので、残った2分の1については24年度に180条の繰り越しをお認めいただいたわけですね。ところがその後、落札をいただけなかったということで、繰越額を変更せざるを得なかったわけでありませぬ。でありますので、全体の事

業額が変わる話ではなくて、繰越額を増額させていただくことについて市長専決ということで179条で対応させていただかざるを得なかったということで、今回こういう形でご承認を賜ろうとするものでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、承認第1号については原案のとおり承認することに決定いたしました。



日程第5 議案第58号ないし第67号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第5、議案第58号ないし第67号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第58号から第67号までにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第58号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは東日本大震災による被災者に対し行っておりました市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成24年度分の税額も対象とするため、文言の整理等の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第59号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、東日本大震災による被災者に対し行っておりました国民健康保険税の減免について、平成24年度分の税額も対象とするため、文言の整理等の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第60号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」であります。これは、塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所について払い下げを希望する団体がございましたことから、塩竈市集会所としての用途を廃止し、普通財産とした上で払い下げを行うため、同条例から塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所を削除しようとするものであります。

次に、議案第61号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」であります。これは、市の指定を受けた事業者が認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域において一定の施設または設備を新設・増設した場合、5カ年間にわたり固定資産税を免除しようとするもので、固定資産税を免除することにより復興に向けた取り組みを支援するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第62号「塩竈市印鑑条例及び塩竈市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例」であります。これは、住民基本台帳法の一部が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民も住民基本台帳に記録されることに伴い、文言の整理のほか、外国人住民が通称で印鑑の登録が行えるなどの改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第63号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第65号「平成24年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第63号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成24年度第2回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金、漁港施設の災害復旧費の計上や災害廃棄物処理事業費、放射能測定事業及び被災者の健康支援事業費などの災害関連事業費の計上のほか、通学路の安全確保対策事業など、緊急的措置が必要な事業を計上し、歳入歳出それぞれ30億6,516万2,000円を追加いたしまして、総額を350億776万8,000円にするものであります。

主な歳出といたしましては、

東日本大震災復興交付金基金積立金といたしまして	16億2,432万円
漁港施設災害復旧費といたしまして	8,400万円

災害関連事業のうち、東日本大震災災害義援金及び災害見舞金といたしまして	2,277万円
同じく、被災者健康支援事業といたしまして	4,753万3,000円
同じく、放射能測定事業といたしまして	347万6,000円
同じく、災害廃棄物処理事業といたしまして	10億7,699万9,000円
財団法人自治総合センターが、コミュニティ活動の充実・強化に寄与する備品を整備する町内会に対して交付する一般コミュニティ助成事業といたしまして	610万円
同じく、集会施設を整備する町内会に対して交付するコミュニティセンター助成事業といたしまして	2,330万円
中心市街地の活性化を図るためのシャッターオープン・プラス事業の追加経費といたしまして	400万円
老朽化が著しい市営住宅の外壁の改修等にかかります市営住宅改修費事業といたしまして	3,418万円
児童生徒の安全確保のための通学路緊急安全対策事業といたしまして	1,900万円
スクールソーシャルワーカー活用事業といたしまして	229万9,000円
防災教育充実のため復興教育支援事業といたしまして	103万2,000円
下水道施設復旧交付金事業の所要経費にかかる水道事業特別会計への繰出金といたしまして	6,480万円
漁業集落排水施設災害復旧事業の所要経費にかかる漁業集落排水事業特別会計への繰出金として	970万円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

地方交付税といたしまして	1億4,078万2,000円
災害廃棄物処理事業及び災害復旧事業にかかります国庫支出金といたしまして	27億323万円
被災者健康支援事業などにかかります県支出金といたしまして	6,005万5,000円
東日本大震災災害義援金などにかかります寄附金といたしまして	2,177万円
通学路緊急安全対策事業に対するふるさとしおがま復興基金繰入金などの繰入金といたしまして	8,927万3,000円
コミュニティ助成金にかかります諸収入といたしまして	3,220万円

市営住宅外壁改修事業にかかります市債といたしまして

1,640万円

などを計上いたしております。

債務負担行為につきましては、県の地域防災計画との整合性を図りつつ、大規模災害に対応した防災計画へと見直しを行うための塩竈市地域防災計画策定事業、また災害公営住宅の基本設計等を策定するための災害公営住宅整備事業を追加するものであります。

地方債につきましては、市営住宅改修事業費の計上に伴いまして、公営住宅整備事業債を増額変更いたすものであります。

次に、議案第64号「平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災復興交付金第2回配分の交付決定に伴いまして、復興交付金事業費を計上し、歳入歳出それぞれ7,290万円を追加いたしまして、総額を73億2,770万円とするものであります。

地方債につきましては、復興交付金事業の計上に伴いまして、公営企業復興交付金事業債を増額変更いたすものであります。

次に、議案第65号「平成24年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。昨年5月に着工いたしました仮復旧工事により稼働いたしております寒風沢排水処理施設の本復旧を図るための事業費を計上し、歳入歳出それぞれ5,700万円を追加いたしまして、総額を8,110万円とするものであります。

地方債につきましては、災害復旧事業費の計上に伴いまして、公営企業災害復旧事業債を増額変更いたすものでございます。

次に、議案第66号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」でございます。これは議案第60号により塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所を普通財産にしようとするに伴い、平成21年6月定例会で議決され、同集会所の指定管理者として指定されました団体について、指定管理者の指定の廃止を行おうとするものでございます。

次に、議案第67号「市道路線の認定及び廃止について」でございます。これは市道宮町1号線及び市道宮町2号線の道路整備が完了したことに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道の認定及び廃止を行おうとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましてはそれぞれ担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方からは、議案第58号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、資料ナンバー11をご用意いただければと思います。

1 ページをご参照ください。

当該条例は、平成23年度に引き続きまして、東日本大震災によります被災者が一定の条件を満たす場合に法人市民税、法人市民税、固定資産税の減免を行おうとするものでございます。

減免要件は、平成23年度と同様の取り扱いとしてございます。

第2条第1項及び第2項にも規定しておりますように、個人市民税につきましては、居住していた住宅の損害程度に応じて、また、所得金額ごとに減免割合をそれぞれ定めてございます。

2 ページをご参照ください。

下線部分でございます。第3項では、原発事故に伴い特定避難勧奨地点の地区にお住まいの方が本市に避難されてきた場合、個人市民税を減免する規定を新たに加えてございます。

次に、同ページの第3条をごらんください。

法人市民税でございますが、平成23年3月11日におきまして、市内の津波による被害を受けた土地及び家屋に係る工事指定区域内にのみ事務所または事業所、寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する場合、平成24年3月11日から平成25年3月10日までの間に終了する事業年度分の均等割を免除しようとするものでございます。

3 ページの第4条をご参照ください。固定資産税でございます。

所有する固定資産につきまして損害を受けた場合、土地、家屋、償却資産の区分ごとに、その損害の程度に応じまして平成24年度の固定資産税額を免除しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） それでは、議案第59号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

ただいま説明をさせていただきましたものと同じ資料ナンバー11の定例会議案資料の7ページをお開き願います。7ページでございます。

7ページ、1の趣旨でございますとおり、東日本大震災の被災者に対しましては、条例により一定の要件を満たす場合、被災の状況等に応じまして平成22年度並びに23年度の国民健康保

除税の減免がなされておるところでございますが、その期間を平成24年度まで延長するために条例の一部を改正するものでございます。

2の減免の基準でございますが、大きく分けて3つの要件がございまして、まずAの主たる生計維持者の居住する住宅に大きな被害があった場合、Bの納税義務者の生計に変化があった場合、さらにCの原子力発電所の事故により避難または退避を行った場合でございまして、基本的にこれまで実施しております要件と同じものでございます。

3の減免の対象となる国保税ですが、(2)にありますとおり、改正後は平成24年度分が加わり、納期が平成25年4月1日までの間に設定されているものとなります。

なお、上記2の減免基準に掲げておりますCの原発関係の避難者の場合は、平成24年度分の国保税については1年分全部が減免となりますが、AまたはBに該当する場合につきましては、4月から9月までの半年分に相当する額が減免の対象となる内容となっております。

4、減免の申請でございますが、減免基準のAまたはCに該当し、平成23年度の減免を受けている場合は申請なしで減免が適用となります。Bに該当いたしまして、24年度の減免を受けようとする場合は、24年度の所得の見込みを確認するため簡易申告などの申請が必要な場合がございます。

5、その他といたしまして国からの財政支援でございますが、国の示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付金の対象となる予定となっております。

同じ資料、前段4ページから6ページにつきましては新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、続きまして議案第61号塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例につきましてご説明申し上げます。

引き続き、資料ナンバー11の9ページをお開きください。

この条例は、被災地におけます産業の復興、雇用促進の観点から、産業集積の形成及び活性化の取り組みを推進するために復興産業集積区域内において固定資産税の課税免除を行おうとするものでございます。

まず、(1)の課税の免除についてでございますが、復興産業集積区域内において復興推進計画の認定日から平成28年3月31日までに指定を受けた事業者または法人の家屋及び償却資産

並びに土地に対しまして、新たに課税されることとなった年度以降5カ年度に限り固定資産税を免除しようとするものでございます。

(2)の免除の申請手續でございますが、賦課期日の属する年の納期限前7日までに課税免除の申請をしていただくこととしてございます。

(3)の対象区域でございますが、平成24年2月9日に国の認定を受けました民間投資促進区域及び平成24年3月23日に同じく認定を受けました千賀の浦観光推進産業集積区域を対象としてございます。

(4)の対象者でございますが、平成28年3月31日までに指定を受けた事業者または法人としてございます。

それでは、引き続きまして、議案第63号平成24年度塩竈市一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー11の15ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が30億6,516万2,000円、下水道事業特別会計が7,290万円、漁業集落排水事業特別会計が5,700万円、合わせまして31億9,506万2,000円となるものでございます。

これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にございますが、547億6,687万円となり、補正前に比べますと6.2%の増となります。

18、19ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要でございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

この表は目的別に分類したものでございます。

費目2の総務費16億5,476万2,000円でございますが、右側の備考欄をご参照いただければと思います。一般コミュニティ助成金につきまして、財団法人自治総合センターからの助成金を活用した集会所の設備整備助成金でございます。また、コミュニティセンター助成金は、同じく同センターからの助成金を活用した集会所施設の建設整備のための助成金でございます。そして東日本大震災復興交付金基金費は、平成24年5月25日に決定を受けました同交付金の第2回配分額と運用利子に係る基金積立金でございます。それから国委託統計調査事業につきましては、平成24年度の経済センサスに係る事業費でございます。

費目3の民生費2,277万円でございますが、まず災害見舞金、これは本市の独自事業でござ

います塩竈市災害見舞金事業の被害認定調査に伴います増額補正でございます。それから東日本大震災災害援護金及び同宮城県配分につきましても被害認定調査に伴います増額補正の計上でございます。

それから、費目4の衛生費11億2,906万8,000円でございますが、被災者健康支援事業は仮設住宅に居住する被災者に対しまして健康支援事業を実施するものでございます。それから公衆浴場確保対策事業費は、市内の公衆浴場に対する施設整備の整備補助でございます。放射能測定事業でございますが、学校・保育所の給食食材、市民持ち込みの食材等の放射能測定のための委託経費でございます。災害廃棄物処理事業費は、危険建物解体業務、1次、2次仮置き場の管理経費などの追加費用でございます。

費目5の労働費472万5,000円でございますが、重点分野雇用創造事業につきましては、被害認定調査業務のための委託費の増額補正となっております。

費目6の農林水産業費3,470万円でございますが、漁業集落排水施設事業特別会計繰出金は、寒風沢漁港集落排水施設の災害復旧事業費の一部に係る一般会計からの繰出金でございます。高度衛生管理型荷さばき場整備事業は、塩釜魚市場の荷さばき場に係ります解体、設計及び調査等の経費でございます。

費目7の商工費400万円でございますが、中心市街地商業活性化事業につきましては、商業の活性化を目指しましたシャッターオープン・プラス事業の増額補正の内容でございます。

費目8の土木費1億1,798万円でございますが、通学路緊急安全対策事業といたしまして、登校時におけます児童生徒の安全確保を目的とした通学路のカラー舗装化をしようとするものでございます。下水道事業特別会計繰出金は、東日本大震災復興交付金事業に係ります下水道施設整備への一般会計からの繰出金でございます。公営住宅改修事業でございますが、市営住宅の各種施設の改修にかかわる補正でございます。

費目9の消防費290万円、これは防災対策事業でございますけれども、財団法人自治総合センターからの助成金を活用した自主防災組織等の育成のための助成事業でございます。

それから、費目10の教育費1,025万7,000円でございますが、スクールソーシャルワーカー活用事業は、児童生徒支援を目的といたしました担当員配置に係る経費でございます。

それから復興教育支援事業につきましては、防災教育の充実を目的といたしました国の委託事業でございます。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業につきましては、市内の巡回指導やボランティアの指導、育成を目的といたしましたスクールガードリーダーの配置事業に係る

増額補正でございます。さらに、協働教育プラットフォーム事業でございますが、学びを通じ、被災地の地域コミュニティの再生を目的とした事業でございます。体育館維持管理費は、塩釜ガス体育館の非常電源設備の改修経費でございます。

最後に、費目11の災害復旧費8,400万円でございますが、漁港施設災害復旧費でございますけれども、これは浦戸寒風沢漁港におけます浮棧橋及び道路の復旧に係る工事費でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。

費目10の地方交付税1億4,078万2,000円でございますが、これは災害復旧・復興事業にかかります震災復興特別交付税でございます。

費目14の国庫支出金27億323万円でございますが、災害廃棄物処理事業費、公営住宅改修に係る社会資本整備総合交付金、それから漁港施設災害復旧補助金、東日本大震災復興交付金の第2回配分額などを計上してございます。

費目15の県支出金6,005万5,000円でございますが、公衆浴場確保対策に係る市町村振興総合補助金のほか、被災者健康支援事業補助金、被害認定調査業務に係る重点分野雇用創造事業費補助金などがございます。

それから、費目16の財産収入135万2,000円でございますが、これは復興交付金の第2回配分にかかります運用利子収入でございます。

費目17の寄附金2,177万円は、本市が直接受けた義援金のほか、東日本大震災災害義援金及び同義援金の宮城県配分分でございます。

それから、費目18の繰入金8,927万3,000円でございますが、財政調整基金からの所要一般財源の繰り入れのほか、各災害関連事業の財源といたしまして、ふるさとしおがま復興基金及び東日本大震災復興交付金からの繰入金を計上しているものでございます。

費目20の諸収入3,230万円でございますが、これは各種コミュニティ助成事業に対する助成金でございます。

最後に、費目21の市債1,640万円でございますが、これは公営住宅改修事業にかかわる地方債でございます。

なお、20、21ページには歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。22ページは投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） これより議案第58号ないし第67号の総括質疑に入ります。12番鎌田礼二

君。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） 新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

私は、議案第63号平成24年度塩竈市一般会計補正予算のうち3項目に絞り質問をさせていただきます。

まずは最初に、食品などの放射線測定検査体制についてお伺いいたします。

食品の安全に関して関心が高まりつつある中、昨年発生した原発事故により、ここ塩竈においても放射線に対して心配する市民もかなり多いように思います。事業目的に、学校給食などで使用する食材についてさらなる測定検査体制の充実を図るものとしておりますが、食品などの放射能測定検査の基本的な考え方についてお聞かせください。

次に、通学路緊急安全対策事業についてお聞きいたします。

昨今、通学時の児童が交通事故に見舞われる事件が連続で報道されました。幸いにも塩竈市内においては子供たちの登下校を見守ってくださっている安全サポーターさんなどのお力により発生はしておりませんが、塩竈市としての登下校の安全に関する基本的な考え方と今までの取り組みについてお聞かせください。

最後に、市営住宅の改修事業についてお聞きいたします。

市営住宅は市内10カ所、623世帯だとお聞きしておりますが、その中で最近建てかえをした梅の宮住宅、そして古いものでは何と昭和38年に建設されたという玉川住宅がありますが、メンテナンスなどの維持管理の基本的な考え方と各市営住宅の耐震は問題ないのかをお聞かせください。

以上、3項目についてよろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 鎌田議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、食品等の放射能測定検査体制についてのご質問でありました。特に学校等の給食に関する食の安全のチェックについてというご質問でありました。

我々もこういった放射能の風評被害等に変な憂慮しております。基本的に学校につきましては、納入業者が検査の上、その確認書をつけて納入いただくというルールにさせていただいてるところでございますが、なお万全を期すために、さきの3月の臨時会で補正予算をお認めいただきました本市独自で購入いたします放射能測定器等々も十二分に活用しながら、より学

校教育の現場での安全・安心を確保いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

2点目の通学路安全対策について、登下校の安全に関する基本的な考え方についてのご質問をいただきました。

登下校時に児童生徒の列に自動車が暴走してという大変痛ましい事故が相次いでおります。こうした痛ましい事故を未然に防ぎ、登下校時の児童生徒の安全確保を図るために通学路の通常点検というものを毎年実施させていただいております。また、地域住民が通学路に立つなど、子供を地域全体で見守る学校安全ボランティアの参加を広く呼びかけさせていただいております。さらには東日本大震災の際に避難場所が危険であることを子供がみずから判断し、安全な場所に自主的に避難し、津波を回避したという事例のひそみに倣い、防災教育の重要性が認識され、今、総合的な学習の時間を活用してこのような意識の啓発も図らせていただいているところであります。その取り組み状況についてということでもございました。

毎年、学校では交通安全教室を実施し、歩行や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方等について学ぶ機会を設けております。また、小学校1年生については、先生方と一緒に安全に自宅へ帰る練習等も行っているところであります。さらに春・秋の交通安全旬間には教職員による交通指導、あるいは巡視活動等を行い、事故の未然防止に努めさせていただいているところでございます。

次に、市営住宅の改修について、特に市営住宅の維持管理についてご質問いただきました。確かに新しい住宅から古い住宅、さまざまございますが、このような住宅をどのように維持管理しているのかというご質問であったかと思えます。

市におきましては、このような市営住宅に標準的な修繕周期を設定させていただいております。定期的な点検などを行いながら、適切な時期に予防保全的な修繕や改修により居住性、安全等の維持向上を図り、建物を長期的に活用させていただいております。これまでも実施計画に基づき、例えば外壁落下防止工事や給水方式変更などの改修を行ってまいりましたが、なお今後とも適切な建物の維持保全に努めてまいりたいと考えております。

耐震性についてご質問いただきました。現在、市内に11団地、31棟の市営住宅がございますが、すべての建物の耐震性を確認いたしております。

具体的な内容についてご説明させていただきます。

新しい耐震基準以降に建設されました4団地、13棟については既にこの新基準を満足してい

るという状況であります。また、旧基準で建設をされました7団地、18棟につきましては、耐震診断によりその耐震性を確認させていただいているところではありますが、このような手続を踏まえまして、現在すべての建物の耐震性を確認させていただいたところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、放射線の測定検査体制でありますけれども、今までは結果として出ていないと思うんですが、基準値をオーバーした場合の対応についてどういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、2番目の通学路の安全対策事業ですけれども、サポーターさんやいろいろ協力していただいて今まで事故はないわけですが、今回のカラー舗装化、塩竈ではまだやっていないと思うんですが、実際にですね（「やっている」の声あり）ああ、もうやっているんですか。効果はあるのかないのか、その辺ちょっとわからなかったものですから、結構な金額になりますし、本当に効果があるのかなという疑問がわいたものですから、その辺お聞かせ願えるならと思います。

それから、住宅関係ですけれども、桜ヶ丘とか貞山については今回も結構古いなというふうに見てはいるわけですが、そろそろ建てかえの時期ではないのかなという心配があります。そういったことは考えられているのかどうか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから梅の宮の住宅、これは最新だったと思うんですけれども、庚塚にある梅の宮住宅ですけれども、たしかひび割れが私見たところかなりひどいなという、一番最新にもかかわらずひどいなと思っているわけですが、これ本当に大丈夫なのという、新基準で建てられたんだというふうに思いますが、あのままなのか、補修をもうしているのか、かえるのか、ないしは若干問題があるのか、その辺お聞かせ願えるならというふうに思います。よろしくお願います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、もし放射能測定の検査結果が基準をオーバーした場合の対処についてというご質問をいただきました。

ご案内のとおり、この4月から食品中の放射性物質に関する新基準値が適用されております。

一般の食品については100ベクレル以下と、旧来の500ベクレルから大分厳しい規制になってきております。学校・保育所の給食食材の検査については、先ほど申し上げましたとおり新基準に基づき、現在、都道府県等が食品中の放射性物質を測定しており、毎日の検査結果を取りまとめて公表されているところであります。

現在、市が検査している機器類は簡易検査器でございます。このような10ベクレル単位を測定する内容であります。市の検査におきましては基準値の2分の1、すなわち50ベクレルを超える場合には給食食材としては供しないというような内規に基づいて管理をさせていただいております。

もしその基準値を超えた場合についてというご質問であったかと思えます。その処分等につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法というものがございます。この規定に基づきまして、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル・パー・キログラム以下であれば一般廃棄物同様の埋立処分ができるという内容になっておりますが、今までは具体的なこのような事例は塩竈市では発生をしていないところであります。

今後このような事象が発生した場合には、改めて県や関係機関と連携を密にし、適切に対処してまいりたいと考えているところであります。

次に、カラー舗装についてご質問いただきました。効果があるのかというご質問でございました。

実は既に玉川小学校周辺でこのようなカラー舗装に取り組みを行いました。行った場所について、スクールガードリーダーの皆様方やご父兄の方々にその効果について確認をさせていただいたところでありますが、多くの方々からかなり効果が発揮されているのではないかとのご評価をいただいたところであります。

そういったことを踏まえまして、今回、他の地区での、例えばドライバーの皆様方に対して、ここはお子様たちが通学する道路ですよというようなことを未然に理解をいただくというような意識、あるいは子供さんたちもその部分以外は歩かないようにという啓発の意味合いも込めまして、ぜひこういったことに取り組みをさせていただきたいということでもあります。

最後に、桜ヶ丘、貞山通の住宅が大分古くなっているのではないかとご質問でありました。

大変恐縮をいたしております。ストック計画等を今見直しもさせていただいているところであります。そういったものと我々の予算上の問題等々も検討させていただきながら、今後適切

な時期に取り組みをさせていただきたいと思っております。

なお、梅の宮住宅の外壁ということでご質問いただきました。私も状況を確認しておりませんので、担当のほうからご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 先ほどご指摘いただきました梅の宮住宅でございますが、先ほど市長の方からも答弁しましたように、梅の宮の2棟につきましては新耐震基準で当然建ててございますので、建物の本体につきましては問題ないというふうに我々は判断をしております。

なお、ひび割れ等につきましては当然補修する必要がありますので、順次やっていくというようなことで考えてございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 新生クラブの志子田吉晃でございます。

私からは、平成24年度6月補正予算の議案第63号、議案第64号、議案第65号について総括質疑を行います。主に補正予算の概要と予算編成の考え方についてお聞きします。

まず初めに、東日本大震災復興交付金基金について。

今回、復興交付金の第2回配分が交付決定なされ、補正額16億2,432万円が基金積立金として計上されております。3月の臨時議会では、復興交付金として26億9,931万円が積み立てられておりますが、この復興交付金基金についての制度や概要について、これまでの経過などをお伺いいたします。

また、今回の交付で、合計額として6月末基金残高の予想額は幾らになるのかあわせてお聞きします。

次に、災害復旧事業と災害関連事業費についてお伺いします。

今回の6月定例議会に提案された補正額は、一般会計で30億6,500万円余り、特別会計を含めて31億9,500万円余りが計上され、24年全体の補正後予算額は一般会計・特別会計合わせて547億6,687万円となりました。

これまで24年度当初予算に加え、たびたび追加補正がなされております。今回も東日本大震災からの復旧を促進するため、災害復旧事業費と災害関連事業費に12億6,450万3,000円を計上しております。

そこで質疑内容は、①今回6月補正を計上した結果、平成24年度の災害関連予算額は幾らに

なったのか。そしてその金額は24年度予算全体の何%に当たるのかお聞きします。

それから、②別な観点でお聞きするとしたら、復興事業を推進するため4月から震災復興推進局が新設されましたが、この復興推進局の事業費は幾らになっているかお尋ねいたします。全体予算の何%の割合かお聞きします。

そして、このような災害関連の事業について、予定されている主な事業はどのようなものをお考えなのかお示し願えれば幸いです。

最後に、復興交付金事業についてお伺いします。

この交付金事業では、効果促進事業の一括配分という制度とお聞きしていますが、効果促進事業について、①制度の内容について概要をお聞かせください。

また、②これからどのような事業が展開されていくのか。

あわせて、③復興交付金事業の下水道会計には一般会計からの繰入金が入り込んでおりますが、この繰入金のルールや考え方を示してください。

以上、大きな項目で3点お聞きしました。

当局におかれましては、日本一住みたいまちの実現に向けて、一日も早い復興を祈念いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、復興交付金関係についてご説明をさせていただきます。

復興交付金制度の仕組みであります。国から、復興交付金は一たん全額を基金造成して積み立てながら事業執行に応じて取り崩し、事業に充当していくというようなルールを示されております。また、復興交付金事業は、区画整理事業や防災集団移転促進事業など5省40事業の基幹事業と、基幹事業の事業費の35%を上限として、基幹事業に関連して基幹事業の効果を促進するために自主的かつ主体的に実施する効果促進事業で構成をされております。

これらの事業に対する財源として、基幹事業についてはそれぞれの事業に対する補助率で、また、効果促進事業については80%として復興交付金が交付をされることになっております。

本市の復興交付金の交付額についてご質問をいただきました。第1回が51億3,470万6,000円、第2回目の交付額が16億2,296万8,000円となっております。合計で67億5,767万4,000円を復興交付金基金に積み立てをいたしましたところであります。

次に、6月末の基金残高についてご質問いただきました。23年度事業に係る取り崩し額とし

て1億8,130万5,000円、24年度事業に係る取り崩し額として27億5,331万4,000円を取り崩しており、これらに基金運用利子を加えました6月末の基金残高は38億2,440万7,000円となっており、このところでもあります。

また、後の方で効果促進事業についてのご質問をいただきましたが、この中で効果促進事業についてご説明をさせていただくことをお許しいただきます。

効果促進事業の制度概要と今回の一括配分及び事業の具体例についてご質問いただきました。効果促進事業とは、基幹事業に対して事業の効果を促進するために、その事業費の35%を上限として、基幹事業に関連して基幹事業の効果をより促進するために自主的かつ主体的に実施する内容であります。

今回、自治体が必要とする事業に復興交付金を充てられますよう、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速されることを目的といたしまして、第1回に採択をされました土地区画整理事業や漁業集落防災機能強化事業などの事業費に対する20%、まだ35%までには行っていないわけではありますが、20%を一括配分されたところでもあります。この効果促進事業の実施可能な具体例といたしましては、復興庁から市街地整備に係る住民合意形成に係る調査事業費でありますとか、地元企業経営再建指導事業などのソフト事業、あるいは観光施設整備事業などのハード事業などが示されているところでもあります。

今後の事業の進め方についてであります。これらの具体例を参考にしながら、現在庁内において事業を調整させていただいているところでもあります。内容がまとまりましたら、議会の方にご説明をさせていただきたいと考えているところでもあります。

次に、平成24年度におきます復興交付金関連事業、災害復旧事業、災害関連事業の予算額と予算総額についてご質問いただきました。

6月補正後の一般会計予算総額、先ほど350億776万8,000円とご説明をさせていただきましたが、この金額に対しまして復興交付金関連事業が53億632万6,000円で、15.2%の割合であります。また、災害復旧事業が7億9,221万7,000円で、2.3%の割合であります。災害関連事業が95億4,407万5,000円で、27.2%となります。これら3項目を合算いたしますと156億4,261万8,000円となり、予算総額に対しましては44.7%を占めるということになります。

また、震災復興推進局所管の予算についてご質問いただきました。3月臨時議会でお認めをいただきました復興交付金の第1回配分に係る予算額などの7億2,300万6,000円並びに今回の補正予算額16億2,432万円を合わせまして、合計23億4,732万6,000円が震災復興推進局の予算

額となります。

次に、24年度におきます復興交付金関連事業、災害復旧事業、災害関連事業の主なる事業内容についてご質問を賜りました。

初めに復興交付金関連事業であります。災害公営住宅整備事業を初め水産加工業施設整備等支援事業や造成宅地滑動崩落緊急対策事業、あるいは浦戸各地におきます漁業集落防災機能強化事業などがその主なる内容であります。また、災害復旧事業につきましては、当初予算で計上いたしました道路橋りょう災害復旧費のほか、寒風沢漁港施設災害復旧費などがこの内容に含まれるところであります。

災害関連事業につきましては、当初予算及び6月補正予算で計上しております災害廃棄物処理事業費の事業費が非常に大きく、その他、義援金等の災害救助費や宅地防災対策支援事業、あるいは災害派遣職員の方々の人件費等がこの主なる内容となっているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君） 2回目の質問をさせていただく前に、今いろいろ説明いただきました災害関係に関して、この1年3カ月間、行政当局の皆様、復旧・復興に力を注いでいただきましてここまで回復したことに感謝申し上げたいと思います。

それで、お答えを1回目いただきまして、復旧・復興関係で、予算は塩竈市の何%使っているかということですが、今6月の補正が通ると全体の44.7%を復旧・復興のために使っていると、残りの55.3%が今までどおりの予算だと。ですからそのくらいの大いなる予算をちょうだいしまして復旧・復興にかかわってきていると思います。

それで、順調にほかのまちよりは進んでいるとは思いますが、昨日の新聞でしたか、宮城県の方でも復興状況どういうふうになっているかという新聞記事で、職員の皆様方、予算はついているけれども、人員の配置が大変で、毎日残業に残業と。それで人員も少ないということでご苦労されていると。なかなか応援人員も見つからないということですが、塩竈市のほうも4月から任期付職員の方を採用していただいた。それから震災復興推進特区というのを新たにつくっていただきましたけれども、毎日大変だと思うんです。それで、震災の復興にかかわって職員の定員不足とか、それからほかの部署のほうの人員も毎日残業で大変だとか、休みもとれないとか、そういうことで職員の方の働く体制、相当疲れていると思うんです。その辺のバックアップ体制はどのようにされて、まず職員の方に頑張ってもらわないとこの塩竈

市、なかなか復旧から復興へシフトが変わっていきませんので、その辺のところ、何かやられていることがございましたら、市長さんのほうから市の職員の方にお聞かせ願えることがあればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 職員の配置についてであります。

議会のほうにもご説明をさせていただきながら、職員の定員適正化計画については、23、24、25については一たん凍結をさせていただき、必要な事務量に必要なだけの職員を配置させていただきたいというお願ひをさせていただきました。大変ご理解をいただきましたことに感謝を申し上げます。

ただ、なかなか本市だけの職員ではとてもこれだけの事務量は対応し切れないということで、私も全国各地をご訪問させていただきながら、ぜひ職員の派遣、特に技術系職員の派遣についてよろしくお願ひをさせていただきたいということで、今全国を行脚させていただいているところであります。

ただ、やはりそれぞれの自治体が行財政改革ということに取り組んでまいりました結果といまして、すべての基礎自治体が技術系職員の縮減を行ってきたということでございますので、なかなか私どものご要望を聞き届けていただけないということが現状ではありますが、そういった中で15市から16名の職員の方々を今派遣いただいております。本当に感謝を申し上げますし、また、任期つき職員というお願ひをさせていただきまして、6名の技術系職員を3年間、最長5年間という任期つきという中で対応させていただいております。まだまだそれでも足りないというのが現状であるかと思っております。職員はこのような市民の方々がすべて厳しい環境にある中で、やはり我々公務員がその先頭に立って頑張らなければならないという思いで今も土日返上で頑張ってくれております。体調が万全ではないということでは重々承知の上ではありますが、私もその先頭に立って引き続き努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

なお、本当に議会の皆様方にもこれまでさまざまなご支援をいただいております。改めまして心から感謝を申し上げます。しっかりと頑張ります。ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君）（登壇） 新生クラブの菊地でございます。総括質疑をさせていただきます

す。

まず、鎌田議員が事業内容について、そして同僚議員の志子田議員が震災復興交付金絡みで質問しました。私は一般会計関係を中心に総括質疑をさせていただきます。

まず初めに、大震災が起きまして1年3カ月が過ぎました。市内の景色も一変しており、寂しい思いをしております。しかしながら、各市内においては復興への歩みが一步一步動き出しているものも見えております。これもひとえに塩竈市の職員さんが一生懸命内頑張っているたまものかなと思います。心より感謝申し上げます。これからも市民のために、復旧・復興のために、健康に留意されながら努力されることを、お互いに頑張っていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

そこで、今回上程されました一般会計補正額が30億6,516万2,000円であります。総額を350億776万8,000円としようとする額ですが、私たち新生クラブでは常に予算が市民の福祉の向上、市民生活の質の向上を永遠に求めつつ質問をしております。

そこで、30億6,500万2,000円の補正で市民の福祉向上、市民生活の質の向上、住みよい塩竈市になるための予算がどのくらいなのか、はっきり見えません。補正額の大半は復興基金への積み立てで、残りが復興関連の予算です。では3月議会で当初の予算、つまり第5次長期総合計画に沿った事業予算は今回の補正の中にどのくらいの額が入って、どういう事業が推進されるのか、そしてその計画が進められているのか端的にお伺いいたします。

昨年4月臨時議会、6月議会、そして協議会等で、多くの同僚議員が長期総合計画の実施と震災関連の質問を多くなされておりました。当局答弁では両立させて努力するとの答弁でしたが、長期総合計画関係と復興関係の予算が一目でわかるように説明をしていただきますと、特に市民の方が理解するのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特に議会から指摘されている長期総合計画関係で、具体的な施策で人口増問題、そして二又ポンプ場の危機管理の対策、商業、水産業の対応、港湾の整備等、そして道路整備関係の状況をこの予算の中でどのように見きわめて、そしてどう理解していけばいいのか、市民が理解しやすいように説明をお願いしたいと思います。

最後に、総合的に市税の減収が見込まれますが、行財政運営にどのような配慮をされて行政を行うのかお伺いして第1回目の総括質疑といたします。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、議案第63号一般会計予算に関連いたし

まして、長期総合計画とそれから震災復興について調和のとれた事業の内容となっているかというご質問でございました。

先ほど志子田議員からのご質問にお答えをさせていただきましたが、全体予算が350億776万8,000円であります。そのうち災害復旧関係の予算が156億4,200万円余というご説明をさせていただきました。差し引き額を見ますと約193億円であります。この部分が長期総合計画の促進に充てる予算であるというふうに我々は考えております。

ご質問の長期総合計画に充てる予算ということについてのご指摘でありましたが、年間所要額につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりほぼ当初予算というような形で計上させていただいておりますが、6月補正では、国のその後の財政措置あるいは状況の変化等に対応するために、これらの長期総合計画関連の予算につきましても追加計上させていただいたところであります。

具体的な取り組み内容について若干触れさせていただきます。

まず、補正予算の主なるものであります。東日本大震災の復旧・復興にかかわる部分が28億8,882万円であり、今回の補正予算の94%を占めているところであります。

次に、第5次長期総合計画関連であります。まちづくりの目標、「夢と誇りを創るまち」という中で、重点戦略の定住・連携を促進させるための事業といたしまして市民活動推進費610万円を計上させていただいたところがございます。さらに集会所関連経費といたしまして2,300万円。これは向ヶ丘集会所、南錦町集会所に係る建てかえ経費であります。このようなものを長期総合計画関連で計上させていただいたところあります。

また、スクールソーシャルワーカー活用事業でありますとか協働教育プラットフォーム事業、さらには体育館維持管理経費など、健全な子供の夢をはぐくむ事業につきましても計上させていただいたところあります。

さらに、まちづくりの目標であります海・港と歴史を活かすまちを推進し、重点戦略の定住・交流を促進するための事業費といたしましては、中心市街地商業活性化事業として400万円を計上し、シャッターオープン・プラス事業の支援対象件数をふやすというような取り組みをさせていただいたところあります。また、だれもが安心して安全に暮らせるまちを推進するために、地域防災組織育成助成金として290万円などを計上させていただいております。

さらに、先ほどご説明をさせていただきました路側帯のカラー舗装の1,900万円などもこの範疇に入るのではないかと考えておりますし、市営住宅の改修工事、補修工事の3,418万円な

どもこの経費というふうに理解をいたしているところでもあります。

長期総合計画を特に増進をさせる取組費としては、今申し上げましたように1億183万9,000円で、先ほど申し上げました94%に比較いたしますと6%という比率で大変恐縮に感じておりますが、申し上げましたとおり、6月補正では国の財政措置、状況の変化等に対応したということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、長期総合計画に計上いたしましたまちづくり、人口問題、港湾関連、道路整備等々につきましても、当初予算に計上した経費を活用しながら、なお行政課題の解決に取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ご説明ありがとうございました。

それで、総括なのでどうこう細かいところまで入りたくないんですが、今市長さんの答弁の中にいろいろ言われました。言ったかどうかわからないのが魚市場の荷さばき場の整備とか、そういうのも入っているのかなと。あと中心市街地、それは言ったんですが、やっぱり今、日本で一番住みたいまち塩竈を目指すのであれば、人口、あと交流人口、そういう問題をどうするのかというのなかなか見えません。そしてあと市税の関係だって、災害により津波が上がったところの固定資産税関係はもう軒並み下がると。そんな意味で塩竈の財政どうするんですかと。我々の市民生活を守るための税金がだんだん減っていくと。そんな意味で、そういった対策をどうするのかとかそういうものを常に考えておられると思うんですが、やはり各議会、議会のあるたびにそういうものを注意しながら、安全な経営状況で塩竈市、進んでいますよというふうに言ってもらえれば塩竈市民も安心して、あとやはり日本で一番住みたいまちに一步一步進んでいるんでないかと皆さんが思えるような広報というか、そういうものをしていただくと幸いに存じます。

そんな意味で、税金の問題とかいろいろ今後予想されますが、やはり基本となる税收、そして行財政改革により本当に無駄のない、そして施策ができるような運営をさらなる努力をしていただきたいと存じます。

余計な話をしたかもわかりませんが、市民が望んでいるのは、やはり災害が起きる前の生活よりも、生活の質、クオリティーを上げるための塩竈市に住みたいという希望だと思います。それが、災害が起きる以前と同じだ、それ以下だというのは塩竈の住民は納得しないと思いますので、それもあわせてお願いをしておきますので、夢のある6月定例会になります

ように市長の決意をお伺いして終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

私どもももちろん旧来、被災前の塩竈市に戻すというよりは、さらに長期総合計画に掲げる塩竈市に一步でも二歩でも近づけるような努力をこの震災復興で取り組んでまいりたいという意気込みであります。

交流人口の拡大につきましても、これから先、交付金事業等を活用いたしまして、さまざまな取り組みをさせていただきたいと思っております。

先ほど議員のほうからご質問いただきました積年の懸案でありました例えば中の島地区のポンプ場の建設等々につきましても今回交付金事業でお認めをいただいておりますので、かなり状況が改善されるのではないかと。あるいは今まちづくりの中で特に被災が大きかった地域については土地区画整理事業等々を提案させていただいております。これらは住環境が旧来よりもさらに改善されるのではないかとというような提案をさせていただいているところであります。まだまだ時間がかかるかと思いますが、常に市民の方々としっかりと連携を図りながらこのようなまちづくりをさせていただきたいと思っております。

2点目のご質問の財政問題であります。23年度、対前年比でたしか11億ぐらいの市税の収入減という状況であります。大変厳しい環境でありますし、こういったことはなかなか一朝一夕に回復をしないだろうということを我々も予想いたしております。

国におきましては、24年度も23年度同様のご支援はいただけるというような方向であります。しかしながら、今の状況では25年から先が全く見通せない。もし25年度から打ち切られたとしたときに、塩竈市に限らず被災を受けられましたすべての市町が大変な状況に陥っているわけであります。私も先日、全国市長会の折に県選出の国会議員の方々と意見交換をさせていただきました際に、真っ先にこういった交付金でありますとか特別交付税を、やっぱりもっと長い期間を見据えて国が支援をするということに取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。

今後も議会の皆様方のお力もおかりしながら、やはり一定程度、残念ながら国の支援なしには震災復興をなし遂げることは困難でありますので、ぜひ議員の皆様方のご支援を賜りながら、我々がまずは率先してこのような取り組みをいたしてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党塩釜市議団を代表しまして、私の方から総括質疑をさせていただきます。

先ほど来ありましたように、一般会計の補正予算額は歳入歳出とも30億6,516万2,000円で、総体的に350億の予算になっているということでもあります。

歳入の主なものは、地方交付税として震災復興特別交付税で1億4,078万2,000円、国庫支出金が27億323万円で、その内容は、24年度でも認められました危険建物解体などの災害廃棄物処理事業費9億6,929万9,000円、東日本大震災復興交付金で16億2,296万8,000円のほか、社会資本整備総合交付金や、さらには漁港施設災害復旧費補助金、先ほど来ありました市場の水産流通基盤整備事業費、復興支援事業費などが予算化されております。

さらに、県支出金としては6,005万5,000円が計上され、うち被災者健康支援事業補助金として4,753万3,000円、雇用の補助金として重点分野雇用創造事業補助金472万5,000円、子供たちの精神面をケアするスクールソーシャルワーカー活用事業で229万9,000円などが歳入として予算化されております。

さらに、寄附金として第2次の被害認定調査による区分変更などに伴う義援金の増加分、さらに繰入金としては、ふるさとしおがま復興基金などでこの歳入予算が組まれておるわけでございます。

そこでお伺いしますが、歳入面で市として予定し、期待していた金額になったのでしょうか。つまり今回の補正の歳入分は地方交付税、国庫支出金、そして県支出金などですね。そういう意味では依存財源がほとんどであります。そういう面でその辺がどうなっているのかお聞きしたかったということです。

さらに、一般会計の補正予算の編成や考え方についてお聞きしておきたいと思っております。

2点目は、東日本大震災復興交付金の第2次配分であります。藤倉二丁目地区の下水道事業で5,400万円、石堂と浦戸3島の災害公営住宅で14億4,600万円ということですが、これを合わせますと17億1,761万円になるわけですが、これは塩竈市が2次申請したとおりになっているのかお伺いしておきます。

第3点目は、歳出面でお聞きします。

放射能測定事業について、市で独自に購入する放射能測定器と今後県から来る機器の2台の活用で、学校給食や保育所の給食、一般の持ち込みの委託費として市費で347万6,000円が予算

化されています。これで市民の不安にこたえられるような人的配置になるのでしょうか、お聞きしておきます。

さらに、6月5日に当市議団と天下みゆき県議は、塩竈市の復旧・復興の課題で宮城県に6項目の要請行動を行いました。食品の放射能測定器の増設について、県の原子力担当課の方からは8月ぐらいに県から1台と、消費者庁から検査機器が塩竈市に設置されることになっているというお話をお聞きしました。今回は2台分の委託料になっておりますが、消費者庁からの機器が増設されれば今後どのような対応をなされようとしているのかお伺いしておきます。

4点目は通学路緊急安全対策事業について、先ほど来ありましたが、通学路の路側帯にカラー舗装を施すことによって、歩行者用通路であることを視覚的にドライバーに訴え、児童生徒が犠牲となる自動車事故の発生を防ぐとして、ふるさとしおがま交付金から1,900万円を繰り入れて小学校・中学校5校の6路線を計画しておりますが、この事業の今後の計画性についてお伺いいたします。

さらに、本来なら通学路の安全対策には歩車道分離の整備こそ必要と思いますが、この計画はあるのかないのかお伺いして第1回目の総括質疑にさせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算の基本的な考え方ではありますが、先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、災害復旧・復興関係の予算が94%とその大半を占めております。特に東日本大震災復興交付金が16億2,432万円、さらに瓦れき類の撤去、あるいは家屋の解体等々に要する経費を含む災害復旧及び災害関連事業費が12億6,450万3,000円であります。これらが大きな内容であります。そのほかに、ご質問の児童生徒の安全確保、あるいは下水道会計の繰り出し等々が内容となっているところであります。これらの事業を実施する上での歳入全般にわたるご質問ということでありました。

すべて満足できるような国費の受け入れがなされたのかということではありますが、毎回同じことを申し上げるようですが、交付税、特別交付税によって構成をされているわけですが、私の答弁がもし間違っておりましたら後ほど財政課長から訂正をさせますが、特別交付税については起債を充当して、後年度負担という形になっておるわけでありまして。我々市長会としてはそうではなくて、交付税同様に直答をお願いしたいというお話をしているわけで

ありますが、なかなか国の財政事情も厳しいようであります。我々の要望がかなえられないまま来ておりますので、そういった財源もあるということについてご報告をさせていただければと思っております。

次に、東日本大震災復興交付金2次配分について、申請どおりであったのかというご質問がありました。実は申請につきましては藤倉二丁目地区の下水道事業のみの申請でありました。しかしながら、国におきましては既に塩竈市がURと一定程度の協議が調っているということで、石堂地区、桂島地区、野々島地区、寒風沢地区の災害公営住宅の整備につきましても25年度分を前倒しで内示をいただいておりますので、想定以上の内示をいただいたという認識をいたしております。

加えまして、これも先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、効果促進事業というものが今回20%認められております。これらにつきましても当初は本市の申請の中に入っておりませんでしたので、この部分についても申請以外というようなことであるかと思っております。

次に、食品等の放射能測定検査体制についてご質問いただきました。人的配置についてであります。

現在、開放実験室のほうで外部委託によりましてこのような検査を行っていることについてはご承知のとおりであります。現在2台体制で運用いたしておりますが、7月には間もなく、さらに1台追加になるものと思っておりますので、今回予算計上させていただきましたのは、3台体制に移行した際に必要な額について提案をさせていただいたところであります。

なお、議員のほうからお話をいただきました消費者庁からも1台貸与される見通しではありますが、消費者庁からのお話では数カ月程度の期間を要するというございますので、今回は3台対応の人員費を計上させていただいたところであります。

なお、4台目の消費者庁から貸与された測定器の活用につきましては、各学校、各保育所・保育園の検査回数の増加や事後検査等を実施し、より児童生徒の安全、保護者の皆様方の安心に向けた体制づくりを補強してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、通学路の安全対策についてご質問いただきました。

本来はすべて歩道付きの道路にすべきではないかというご質問でありましたが、現状を考えますと、すべてをとということについては大変厳しい環境であることについては、議員のほうにもご理解をいただけるのではないかと考えておりますが、そういった間のより安全

性の向上のためにということで、このような施設対応をさせていただきたいということでご提案をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 市長のご答弁いただきました内容について、こちらもお答え申し上げたいと思います。

今回の6月補正の災害関連、こちらにつきましては、基本的にまず復興交付金事業であれば東日本大震災復興交付金並びに地方負担額に対しまして震災復興特別交付税ということで、すべて国費で見られるというふうな財源構成になっております。

あと、市長の方からお言葉ありました特別交付税というものにつきましては、いわゆる通常の特別交付税と。こちらにつきましては本市独自の財政事情というものがたくさん発生してございますので、今後、国あるいは県の方のヒアリングを通じまして、財政としてそういった財源の確保という観点から本市の実情を訴えかけまして、特別交付税の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それからあと、ご質問にありましたいわゆる依存財源というものですが、もちろん今ご説明申し上げましたとおり、今回の災害復旧・復興、これはすべて国あるいは県の補助金というものを活用する形になりますので、その規模が大きくなればなるほど依存財源が大きくなります。いわば国費であるいは県費でその辺の財源はきちんと確保されているという状況になります。

ただ、一方で本市、今回の独自の緊急的な事業として計上してございますような例えば放射能測定事業でありますとか、それから市独自の見舞金の追加計上、あるいは通学路の緊急安全対策事業というものにつきましては、これは一般財源もしくはふるさとしおがま復興基金ということで、いわゆる自主財源というものを投入して、震災の復興・復旧とはまた別で緊急を要する事業、こういったものについては自主財源で対応しているという状況でございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 16番小野絹子君。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいのは、先ほど東日本大震災復興交付金16億2,296万8,000円、その中で、これは資料ナンバー11の24ページに細かく出ているわけでありましてけれども、今回この中に組み入れられているのは、先ほど出ていました藤倉二丁目の下水道の調査費がついたということで5,400万円ということでありまして。これが塩竈市としては2次の交付金事業として申請を

していたと、たしかそういうふうにも思っていたんですが、それが公営住宅を前倒しされてその分の予算が入ったということで認められたということで、これは市民にとっても非常に喜ばしいことではないかというふうに思っております。

そこで、それにあわせて、当然藤倉を初めとする都市計画上の都市基盤整備といえますか、そういう点で区画整理事業での調査ということが実際に藤倉とか北浜とかで始まっているわけですが、その効果促進事業としても1億2,200万円ほど来ていると。これは非常に大きいんだと思うんですね。それが20%だと。先ほど35%まで見られるということでお話がありましたので、これが今後どう膨らんでくるかということが期待されるわけですが、この事業をやっている分野についてそこでの効果があるということで、そこに使えるというものなのか、一般的に震災の交付金事業として基金に入れて使うものなのか。使い方、基金にはもちろん入れるんですけども、そういう点で使う場所といえますか部門といえますか、そういうのははっきりしているのがあればお聞かせ願えればというふうに思います。

あわせて、災害公営住宅の関係で、これは出していないから出てきていないのかどうかかわらないんですが、当初300戸の住宅の建設を持っていたわけですね。今200戸だと思えますけれども、それで300戸の申請についてはいつぐらいのときにやるのか、それとも最初のときに申請をしていたのかどうか。今回のように改めて申請をしなくても見られるというような状況もあるようなので、その辺がどうなっているのかというのをお聞きしておきたいと思えます。

それから放射能関係ですが――時間ですね。検査の関係ですが、市長、3台についてとお答えしていましたけれども、資料では2台というふうになっているんですね。それはともかく、これからいろいろ対応していただければいいですので、時間もないようですから今の点についてお聞き……。

○議長（嶺岸淳一君） すみません、時間が来ていまして、あと委員会の中でお願いいたします。今市長に大枠の中で答えさせますので、それではよろしくお願いいたします。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 3台、2台の話は、これは水産関係者の部分が1台ありますので、我々が学校関係で使えるのが2台でありますので、2台分を計上させていただいたということになります。

それから、復興交付金のうち今回申請した額は、事業費としては7,200万円でありますことをご理解いただければと思います。5,400万円というのは交付金でありますので、全体の事業費は7,200万円あります。その中で効果促進事業費が20%。ご質問の意味は、基幹40事業に

ついて、それぞれの事業ごとに例えば35%なのか、あるいは申請総額に対して35%であるかというご質問であったかと思いますが、我々も申請額全体の35%を認めていただきたいということ復興庁のほうには再三再四申し上げております。スタート当時はそれも検討しますという内容でありましたが、今回の内示を見ますと、それぞれの基幹事業ごとにどうも35%という枠で効果促進事業は内示をされるのではないかなと思っています。なお、これらさまざまな事業を活用して、より地域住民の方々に安心していただけるようなまちづくりに努力をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第68号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第6、議案第68号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます

この議案は、公平委員会の委員の選任についてであります。平成22年9月から本市公平委員会の委員としてご活躍をいただいております田中和弥委員が本年4月15日にご逝去されました。ご生前のご活躍に深く感謝を申し上げますとともに、改めてご冥福をお祈りいたします。

田中委員のご逝去に伴い、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任といたしましては、塩竈市泉沢町8番29号にお住まいの小倉和憲氏、昭和20年6月18日生まれを新たに選任しようとするものでございます。

任期につきましては、前任者の在任期間である平成26年9月29日までとなります。

人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付

託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第68号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員でございます。よって、議案第68号については同意を与えることに決しました。



日程第7 議員提出議案第3号

○議長（嶺岸淳一君） 日程第7、議員提出議案第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第3号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第3号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災被災者の保険医療機関における一部負担金免除の期間延長等を求める意見書

東日本大震災の被災者に対する保険医療機関における一部負担金を免除する措置は、国の財政支援のもと、平成24年2月分まで各保険者が実施してきたところである。

国民健康保険及び後期高齢者医療に関してはこの財政支援措置が平成24年9月分（福島原発事故の避難者は平成25年2月分）まで延長されているところであるが、財政支援のない他の保険者に関しては、独自の負担により免除期間の延長を実施している状況も見られる。

被災地では、多くの被災者の生活再建がままならず、将来に不安を抱える中、長引く避難生活により疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などが慢性化しており、長期にわたる治療が必要となっている。

よって、国においては、被災者が置かれている過酷な状況を踏まえ、被災者の保険医療機関における一部負担金の免除期間を生活再建が実現するまで延長できるよう各保険者に対する財政支援措置を行うよう強く要望する。

記

1. 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間が9月末で終了することとならないよう、現行の財政支援措置の継続をすること。

2. 東日本大震災の被災者に対する保険医療機関における一部負担金を免除するための財政支援措置をすべての保険者に対して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第3号については、会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案第3号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第3号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成だったらきちっと立ってください。こっち待っているのです。佐藤英治議員、はっきり、立つんだったら立つ、立たないんなら立たないようにしてください。よろしくお願ひします。待っていますので。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日から20日まで休会とし、21日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日から20日までを休会とし、21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後3時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月14日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

平成24年 6 月 21 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成24年6月21日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	震災復興推進局長 兼 政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼 会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 稅務課長	赤間均君
健康福祉部 保險年金課長	佐藤俊幸君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤修一君
産業環境部 環境課長	村上昭弘君	建設部 定住促進課長	阿部光浩君
建設部 土木課長	川名信昭君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	鈴木正信君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
事務局長	安藤英治君
議事調査係主査	斉藤隆君
議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから6月定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程は、日程第2号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源をお切りになるようお願いいたします。

なお、議場の議員には、暑い方は上着をとって結構でございますので、よろしく願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番香取嗣雄君、7番阿部かほる君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

13番伊藤栄一君。なお、伊藤栄一君は一問一答方式にて一般質問を行います。（拍手）

○13番（伊藤栄一君）（登壇） 新生クラブの伊藤栄一です。このたび質問の機会をお与えいただき、ありがとうございます。私は、議選により選ばれた塩竈市監査委員であります。地方自治法第198条の3第2項に抵触しないよう質問させていただきます。

質問の前に、一言お礼を述べさせていただきます。昨年3月11日発生した東日本大震災以来、復旧復興のため日夜ご尽力されている市長を初め職員の方々、そして関係者の皆様へ心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、質問に入りますが、塩竈市復興推進計画の中核を担う特区として、去る3月23日、宮城県では3番目に復興特区の認定を受けました。千賀の浦観光推進特区であります。市内は海岸通、本町、港町の36万6,000平米が対象区域となっております。そのうち港町地区についての構想をお伺いいたします。さらにこれらの構想に行政とのかかわりについてもお尋ねいたします。

次に、2番目に防災について伺います。私は、チリ地震津波の災害のときに塩竈市の職員でありました。いろいろな経験、問題点等について市議会において何度か質問をさせていただ

きました。救援物資の配布方法とか避難所のあり方など、災害はその都度いろいろと異なっておりますが、昨年3月11日の災害においても、とっさの判断でありますか、避難所等に問題があったようであります。一時避難所、臨時避難所、指定避難所など職員の担当者の組織連絡網についてお尋ねをいたします。また、災害に対する復旧復興の公共的な縦割りの責任度合いについてもお尋ねいたします。

次に、3番目に環境整備の主な項目について伺います。

第1に、下水道事業ポンプ場についてお尋ねをいたします。市内の環境整備が進み、野田の玉川、新町川、宮町川がボックスカルバートに切りかえられ、地表面より見えなくなりました。雨水処理についてはいろいろの資料を基に時間当たり最大40ミリ雨量を推定、市内にポンプ場を配置していると思いますが、最近異常気象が発生、豪雨の機会が多くなったようであります。ご承知のとおり当市は丘陵地が多く、また環境も整備されたため、雨水は一時に低地帯地区、新富町、舟入、中の島、尾島町、港町、宮町、北浜、藤倉などの地域に流れ込みます。その場合、現在のポンプ場での処理ができるかどうかをお尋ねいたします。

次に、道路事業について伺います。約20年にわたり市道北浜沢乙線、下馬春日線が大変軽快に整備されました。現在市内中心部の国道45号線では歩道の整備、電線・電話線の地下化工事など、県道では八幡築港線、越の浦春日線など着々と進められております。今後市内における国道・県道ともについて進捗についてをお尋ねいたします。

次に、学校教育について伺います。近年子供たちはパソコン、ゲーム機、塾など室内が多く、自然と接する時間が少ないと感じております。そこで、体験学習を通してふるさとの自然に興味を持ってほしいと思います。何度か市議会においても質問いたしておりますが、最近ではサマースクールなどが行われております。そこで私は、市内総合学習の一つとして、ひとつづくり体験学習から自然に接する時間、一貫した教育をお願いしたいと思っております。

「温故知新」、私は大好きな言葉です。ご承知とは思いますが、昔のことを調べ、そこから新しい知識を得るといことです。私は小学校の3年生のころ、学校から山に行き、松の根の掘り起こしをさせられたことがあります。何に使うかは知りませんでしたが、松の木の根より油をとり出し、飛行機の燃料の一部に使われたそうです。私たちはその松の根を使い、ろうそくがわりに使用した覚えもあります。現在の子供たちは、学校では週休2日制となり、時間も限られると思いますが、体験学習などをお考えになるかどうかをお尋ねいたします。また、近年は豊かな食生活を営み、農業を忘れ去られております。子供たちは花の実か根菜

かわからない子が多いようです。塩竈市には宝の島、浦戸があります。自然の空気をいっぱい吸って、ここは低学年、隣は高学年と分かれ、種をまき、草をとり、秋には収穫と競い合う体験です。収穫物は給食に使うとか販売して船賃の一部に使うなど、子供たちに励みとなると思います。農業のすばらしさを身につけることと、さらに親との会話、話題にもたゆまないと思います。このような体験教育があると思いますが、自給自足、農業の豊かさなどを身につけることの当局のご見解をお尋ねいたし、第1回目の質問にさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤議員から、大きく4点についてご質問をいただきました。

初めに、震災復興特区港町地区のまちづくり構想についてというご質問をいただきました。基本的なスタンスであります。震災復興に向けたまちづくりの基本的な考え方につきましては、計画段階から地域の皆様方にご参加をいただき、その方向性を模索いただきたいと考えております。港町地区の具体的な復興計画につきましても同様の取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。特に港町地区は震災により地盤沈下が著しく、大雨や高潮で冠水被害が生じるなど、生活環境の向上が喫緊の課題となっております。つい先日の台風4号通過の際にも、残念ながら一部に冠水被害が発生したという状況もございました。こうした地域課題の解決の第一歩といたしまして、今年1月に復興交付金事業計画を申請し、港町地区における道路等基盤整備に係る調査費1億2,511万2,000円並びに中の島地区へのポンプ場の設置と下水道施設整備に係る調査費3億300万円が既に認められております。3月の臨時会で予算化をさせていただき、既に調査のためのコンサルタントも決まり、これから具体的に調査業務に着手いたしてまいります。一方、第1回申請におきまして復興交付金事業に採択をされております県道八幡築港線と築港大通り線の2路線につきましては、第2回申請におきまして調査費が2,800万円から2億800万円と大幅に増額され、調査からいよいよ実施計画策定の段階へ移行いたしてまいります。また、次年度以降整備の見通しがこのことによりまして担保されたものと考えているところであります。

港町地区のまちづくりはこれら県道の設計作業と十二分に調整を図りながら、地元の皆様方にも設計内容を随時ご説明申し上げ、ご意見を賜りながら、下水道排水機能強化とともに周辺道路のかさ上げと地域内の浸水・冠水被害の課題解決に取り組んでまいりたいと考えてい

るところであります。

次に、防災につきましてご質問をいただきました。特に今回の大震災の際に避難所運営に若干混乱が発生したのではというご質問でありました。

まず避難所のあり方についてであります。避難所の運営マニュアルを策定させていただいております。このマニュアルの中では、指定避難所への配備職員として市職員並びに教職員を配備職員とし、1カ所当たり6名から7名を配置させていただいております。これら配置職員により開設から施設の点検、また避難されました皆様方の共助のもと、避難者の方々が主体となる運営組織づくりなど各業務の役割分担などの内容を具体的に示したものであります。また、指定避難所の運営責任につきましては避難所開設職員の班長が、運営委員会が設立されるまでの間、務めることといたしております。

次に、公共事業について、特に国道・県道・市道等の復興事業が縦割りとならないような事業推進についてというご質問をいただきました。ご質問の趣旨は、国道・県道・市道で整備の間に若干のばらつきあるいは時期的なずれがあったのではないかとご質問であったかと思っております。常日ごろよりこれらの道路整備に当たりましては事業調整を図るために、さまざまな機関一堂に会し連絡調整会議を設置させていただいております。今般の災害復旧事業の実施に当たりまして関係機関が連携し、早期に事業の目的が達成されますよう今日まで努めてまいったところでありますが、細かい部分につきまして若干調整漏れといったようなこともあったようでありますので、なおそういった点に留意をいたしてまいりたいと考えております。

次に、環境整備の中で下水道事業についてご質問をいただきました。基本的に現在ある下水処理場でこれらの水害に対応できるのかというご質問であったかと思っております。今、牛生・芦畔地区にポンプ場の建設をさせていただいておりますが、このポンプ場をもちまして市内を各流域別に分割させていただく中で整備を位置づけられておりますポンプ場については、ほぼ完成という状況であります。また、取り残されております部分につきましては、今日までご説明をさせていただいておりますが、現行の交付金事業等々によりましてさらなる促進を図ってまいりたいと思っております。下水道の雨水排水計画であります。基本的にはこのような流域単位でポンプ場を整備し、まず当面は5年に一度ぐらいの確率雨量に対応できるようなポンプ施設を配備いたしております。全体的には、今現在国におきましては下水ポンプ場については10分の1規模の雨水配水に対応できますような施設整備計画というものを持

っております。塩竈市におきましても5分の1から整備が終わったものについては順次段階的に引き上げをさせていただきまして、市内全域がほぼ同等の安全率で守られるような配慮をしながら全体の治水安全度の引き上げを行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、同じく環境整備の中で市内の国県道の整備の方向についてご質問をいただきました。災害との関連ということでご説明をさせていただきたいと思いますが、市内を走ります唯一の国道であります国道45号であります。今回国道45号につきましては、大きな被災がなかったということでは当面災害復旧というものは予定をされておらないところでありますが、例えば越の浦地区につきましては冠水被害によりましてかなりの期間通行どめということがございましたことを踏まえ、その抜本対策として道路のかさ上げ工事を行うための検討が始まっておるといふふうにお伺いいたしております。今後現況測量など具体的な調査が進められるものと理解をいたしております。また、海辺の賑わい地区、海岸通周辺では電線の共同溝事業が進められておりますが、この事業につきましては引き続き取り組まれる予定とお伺いいたしております。また県道であります、主要地方道につきましては平成24年度より災害復旧工事で塩釜吉岡線、塩竈七ヶ浜多賀城線において順次復旧事業に着手すると伺っております。また塩釜港線につきましては復旧交付金事業での整備が計画をされており、主要地方道仙台塩釜線、通称我々八幡築港線と呼んでおりますが、これは現在工事中の多賀城市境から貞山大橋までの区間に加えまして塩釜港線に至る区間1,200メートルが復興交付金事業に追加され、間もなく調査に入るというふうに認識をいたしております。また、県管理の臨港道路も広範囲で被害が発生いたしておりますが、この道路の地下に埋設いたしております本市の下水道管が被災を受けており、現在復旧工法を検討させていただいております。今後仙台塩釜港湾事務所等と整備時期を調整いたしてまいりますので、港湾道路の本格的な復旧は本市の下水道復旧工事の完了後となるものでございます。また漁港道路につきましては、前面の岸壁での復旧工事が完了後に背後にあります漁港道路等の本格的な復旧に着手するというふうにお伺いいたしているところでございます。

最後に学校教育についてご質問をいただきました。自然と接するということと、過去のひそみに倣いながらよりよい学校教育の充実を図るべきではないかというご質問でありました。議員からは温故知新という言葉を引用いただきまして、松の根の掘削というようなお話もちょうだいいたしました。私も学校時代に田んぼのイナゴとりをしたという体験をいたしてお

りますが、こういったことが物を大切にするという意識高揚につながっているのではないかなというふうに私も考えているところであります。特に議員のほうからは浦戸での自然体験学習等を大切にしてほしいというご質問でございました。このことについては、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で、多様な体験活動の充実が今でも求められていると思っております。中でも農業や浅海漁業等の第一次産業は、自分たちで種をまいたり稚魚や稚貝を放流したりしながら育てる喜びや収穫の楽しさを直接体感することができる大変貴重な機会であると考えております。このような考え方にに基づき、例えば既に第二中学校が岩手県の奥州市と、また第三中学校が同じく岩手県の遠野市で農家に民泊をしながら農業体験を実施いたしているところであります。また、市内の小中学校は浦戸サマースクールを初め遠足などの学校行事、生活科や総合的な学習の時間などで浦戸の産業や自然を生かした体験活動に取り組んでいただいているところであります。また、震災後は避難所等で中学校の生徒さんが直接ボランティア活動を行っている姿も数多く見受けられましたが、今後とも浦戸地区でのボランティア活動を初めとするさまざまな体験活動に活発に取り組むことにより、地域の早期復興と豊かな児童生徒の心をはぐくむ活動につながっていくような、そういった教育に努めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 13番伊藤栄一君。

○13番（伊藤栄一君） ありがとうございます。

2回目の質問に入りたいと思いますが、いろいろ市長のほうからご説明をちょうだいしていますが、2回目として、1番目の港町地区の構想ということなんですが、市長からの答弁で八幡築港線のかさ上げ、いろいろ地域住民との懇談会とかそういうものも重ねるということを知っておりますが、一つもう1回聞きたいのは、事業決定が貞山橋までだと思っておりますが、一応計画できなければその事業のほうに着手できないんじゃないかと思っておりますが、今度の災害でその辺のかかわりをお尋ねしたいと思います。

次に構想の内容で、水族館構想がちょっと市長から出なかったんですが、いろいろ新聞などでは水族館があそこの港町の特区の区域に入るとことを聞いております。水族館については観光客、集客についてすばらしい施設であると私は大賛成でございます。これは議会にもいろいろと諮られると思うんですが、賛成の中でも大賛成、賛成、それから仕方なく賛成と3つあるんじゃないかと思うんですが、私は大賛成をするものであります。水族館構想に

については6月5日の新聞報道である程度の理解はしておるつもりでございます。塩竈市における水族館はほかにない塩竈ならではの特色を備え、海洋科学館として機能をあわせ持ち、塩竈国際水産海洋都市構想推進に寄与する施設と思っております。この水族館構想では私も平成22年11月、場所は違うんですが、グランドパレスにおいて約350人の市民を前に夢日本一水族館海の動物公園として講演をしております。私のこのリーフレットにも書いて出しております。その中で、塩竈市は特に財政的に乏しいまちですと。企業誘致で民間資金の経営能力及び技術的能力を活用したPFI方式で施行した方がいいと私は述べておりましたが、その内容で少し勉強させていただいたんですが、約四、五十億を投資しますと年間約70万の人が入場しなくちゃならないと。そうすると、70万というと1日2,000人の入場者が必要。そうすると平均で2,000人ですから4,000人の入場者の建物が必要じゃないかなと私は思っております。さらにこういう建物についての入場者となると、今、車で来ますので、4,000人の入場者となれば半分、2,000台、1台当たり3メートル掛ける5メートルで15平米の駐車場が必要。そうすると1,000台で1万5,000平米、2,000台というと3万平米が必要だと。これは企業のほうでいろいろ考えておると思うんですが、新浜町などで今実際の食材を運んでいる仲卸を見せたり、また水揚げを見せてあの辺の駐車場からシャトルバスで運ぶとか、そんな方法もいろいろ企業では考えておると思います。そんな中で、今度の特区では固定資産の5年間の免除というようなものも入れるんですが、例えばその特区外に駐車場を設けた場合、その辺の市としての考え方、そういうものをどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。

それからこのようなすばらしい集客、交流人口増加を持った施設でありますので、市も何らかの対応をしなければならないんじゃないかとも思っております。そんな中で行政とのかかわり、どんなふう到现在まで打ち合わせをしておるのか。この2つをお伺いしたいと思っております。

今、人集めにはたしか1番目は飲食店街の据え方、それからゲーム機コーナー、運動施設、それから水族館と5本の指に水族館も入っておるようでございますので、ぜひその辺を考えて水族館誘致には力を入れていただきたいと思いますが。まず今第1番目の港町地区ということで申し上げたので、きょうは一問一答式ですから、八幡築港線の事業認可と、それから水族館についてちょっと当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 1点目の港町地区の復興構想に関連してご質問をいただきました。

初めに八幡築港線ではありますが、ご案内のとおり4車線化が図られつつございます。これは45号の代替路線としてはもちろんであります、例えば今回の震災を契機に、避難道路でありますとか物資輸送道路ということで大変大きな役割を果たす路線ではないかなというふうに考えているところであります。県も同様の考えのようでありまして、今取り組んでおります第1期整備区間の取り残し部分が、先ほどご説明をさせていただきましたように約1.数キロあるわけではありますが、これらについて今回復興交付金事業の中で4車線化に取り組んでいただけるということになったものと理解をいたしているところであります。

2点目の水族館についてであります。いろいろ議員のほうから熱い思いをご披露いただきました。私も一つは交流人口の拡大のみならず、本市にさまざまな波及効果が発生するというふうに理解いたしております。こういった産業面のみならず、例えば児童生徒の学校教育の体験学習の場としても利活用ができるような施設ではないかというふうに考えておりまして、過日記者会見の折に新聞等で掲載をされましたように取材を受けました際に、ぜひ我々としてもできる限りの誘致努力をさせていただきたいということをお願いしました。ただ、今後本市がこの水族館計画にどのようにかかわっていくかということについては、その中でも申し上げさせていただきました。市民の方々の思いあるいは何よりも議会の皆様方と情報をまずは共有させていただいた上で、そのような情報に基づきましてどのようなご支援を行っていくべきかということについて意見交換をさせていただくべきであるというふうに考えておりますので、そういったご意見をいただく中で本市のかかわり合いということについては進めさせていただきたいというふうに考えているところであります。また、議員のほうからはPFI方式、いわゆるプライベート・ファイナンス・イニシアティブという方式であるかと思いますが、このような方式もご提案をいただきましたが、まだその会社組織ができ上がっておらないわけであります。したがって、事業者の方が今後どのような形でということ、本市に対してどんなことをご期待されるのかというようなことについて、やはり今後の課題ではないかなと考えております。ただし、1点であります、先ほど議員のほうから特区構想にということでこのご質問をいただきました。当該施設については観光施設特区の中に入っておりますので、もし事業者の方々がそういった制度をご活用したいというようなご意向でありましたら、最大限そのようなことについてはご支援をしてみたいというふうに考えているところであります。また、駐車場の規模等についてもご質問をいただきました。恐らくはこういった施設ができると現状の交通体系の中で混乱を来すのではないかなという意

味でのご質問であったかと思えます。当然これだけの敷地の開発となりますれば行政に対して一定程度の手続等も必要となりますので、そういった中で駐車場の配置計画とかそういったものについてもまた確認をさせていただきながら、地域の経済活動、市民の生活活動に支障を来さないような形での計画ということで取り組むものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 13番伊藤栄一君。

○13番（伊藤栄一君） ありがとうございます。

八幡築港線については、やはりあのような災害で大変地元住民も期待しておるところでございます。きのうですかテレビで気仙沼のことをやっていたんですが、道路とかああいうところが早くて民家のほうの土盛りがおくれているということで不平不満が出ておったんですが、ぜひそういうところを地元の方々と連携も図りながらタイアップして、ひとつ推進していくようにお願いしたいと思っております。

次に水族館問題ですが、これは企業がやるので私らがどうのこうのではなく、市のかかわりとなれば議会に一応かかると思えますので、ぜひこういうものの波及効果を見るとき、塩竈へ誘致のほうで塩竈市としても何らかの応援をしなくちゃならないんじゃないかなというふうな考えも持っていますので、ぜひその節は議会のほうに報告いただきたいと思っております。参考に福島の、皆さんご承知のようにアクアマリンですが、あそこは150億かかっています。それで、今年間85万人の最近の調査で人が集まっているということのを参考に述べさせていただきます。

次に防災についてお伺いいたしますが、昨年3月11日の災害では私は町内会の会長さんを初め役員の方々と一緒にひとり暮らし、ふたり暮らしのところを回って第1次避難、集会所のほうへ案内したという経過がございますが、その中で私はちょっと名前を出すんですが、後楽町で出入りがあったので11日の晩には100人近くの方が出入りして避難したと、それであそこでは発電機も用意しておまして、その11日の晩からテレビなど、あと暖房は隣近所から器具を借り暖をとったという経過がございます。しかし、その中で、皆さん寒かったので相当暖めようとして、ストーブも何台か入れ過ぎたか知りませんが、夜中の12時ころになって酸欠の方が出まして、そういう現況があったと。それで慌てて会長を初め役員の方々とその方々を病院に運んだんですが、当日は電気も水道もなかったのが病院が皆閉まって開かなかったということで大変苦労しました。ただ、何軒か回るうちにぐあいが悪くなった方々も

治ったものですから、また集会所のほうへ戻って暖をとったという経過がございますので、今後そういういろいろな避難方法があるかと思いますが、そんなときの一つの参考にしていただければというふうにも思います。

またあとさらに1次避難、2次避難、それから指定避難とあると思うんですが、指定避難所では何か聞くところによると市議会議員が旗振りしておったと。ほかの人は、市の職員が口を出す合間がなかったということも聞いているんですが、これはいろいろな話なので。1次避難、臨時避難については担当者というのは大体町内会任せというものじゃないかなというふうに思っております。町内会の自治防災とか何かでいろいろやっておりますけれども、やはり町内会のあり方、そして避難所、1次避難、2次避難所のあり方、そういうものの責任者をどうするか、やはりきちんと当局でわきまえていただきたいと思っております。それと同時に指定避難所においては、やはり当局も市長を先頭にいろいろな組織があるかと思っておりますけれども、こちらは1次避難、2次避難のほうで歩けない人が避難しているので救援物資とか、また油とかいろいろな要望をするんですが、その都度人が変わり、回答を1から10まで同じことを説明しないとらちが明かなかったというふうなことがあります。そんなことで、あと1次避難所に一応連れてこなければほかの救援物資なんかはちょっと配布できないという、これもいろいろわかります。内容について、一応1次避難、臨時避難にみんな配ってあるくようでは、当局もこれは何人おっても大変じゃないかなというふうには思いますが、やはり指定避難所のあり方、しっかりした担当者、組織、そういうものをはっきりとわかるようにしていただきたいとかように私は思っております。これは一ついつも混乱が起きるんですが、救援物資などは前のチリ地震津波も同じなんですが、回るところだけ回って行かないところは本当に水とパンだけとか、それしか回らなかったよとかそんなふうなこともありました。今回も同じような経過が、いろいろと市民から苦情が来ているのは、私が前から質問したのと同じことじゃないかなというふうに思っております。こういう災害というと混乱しているんですからなかなか大変だとは思いますが。

また、去る6月10日の防災についても、この玉川中学校なんですが、私は8時半から終わるまでいたんですけども。やはり私は前の日、会長さんたちともお話しして、訓練だというときと昔といいますか、ことわざにあるオオカミ少年みたいに、余り防災だよと言うときょうは訓練だからということでそこで終わるようなことになってはいかんということで、今度の6月10日には自分のうちからその避難所までどれだけの距離があるか、またどれだけの時間が

かかるか、そういうものも一つの訓練の基礎となるんじゃないかということで私は話したんですが、百数十名の方々が避難所にみんな歩いてこられました。災害というのはどうなるかわからない。道路が寸断して歩けないかもしれない、火災があつてその第1次避難所に来られないかわからない、そういう面から私は1次避難、臨時避難、あと指定避難所の役割、そういうものもきちんとしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に公共的な縦割りなんですけれども、これは国道・県道それから市道、それは工事したりいろいろなことはわかっておりますが、例えば今この間の災害で油を買うとか何かで栄町・泉沢地区で車が並んで、あの街灯が、この1年になるんですが、赤坂橋から栄町まで30灯の街灯がついていない、消えている。これも何回も地元民も役所へ言っているんですが、あれは県だよとか、こちらは公園管理でやるんだよとか、いろいろ言ってらちが明かない。その辺はやはりどこが担当しようと塩竈内のことであれば、やはり塩竈市が窓口になって県になり国になり交渉するのが筋じゃないかなと。

もう一つ。防潮堤でございますが、チリ地震津波の以降、15年20年で各沿岸地区では全部工事が終わっております。塩竈は、いろいろな条件もあるでしょうけれども、52年たった今日、半分しかできていない。それで塩竈市民を安心安全で守れるのであれば、その以後仙石線の立体交差ができています。あそこの下にできないわけないと私は思っています。それも県だ、やはり国だということで、やる気がないわけじゃないんですが、造船場が移転してからとかいろいろな問題はあつたと思います。しかしそういう面で、やはり市が窓口になって、縦割り責任というのは私は国であり県であり市であり、全部やはり市内であることは市が責任を持ってそこのパイプ役にならなきゃいかんんじゃないかなというふうに思っております。

そんなことで、この防災についての質問に対してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 避難所のあり方についてのご質問でありました。避難所については、先ほどもご答弁させていただきましたとおり避難所運営マニュアルというものを策定させていただいております。基本的にはこのマニュアルに従いまして、まずは本市の避難所開設職員の班長が中心となりまして避難所運営委員会を設立し、避難をされている皆様方が自主的に運営を行っていただくということにさせていただいております。しかしながら今回は、8,700名の方々が避難所に避難をされました。すべてが指定避難所に避難をされたということでは

なくて、最寄りの集会施設を活用して避難をされたという方々も数多くおられたことは事実であります。ただ、これだけ大勢の方々が一時期に大量に避難をされたということで、指定避難所も相当に混乱したのは事実であります。そういったときに大勢の皆様方にご支援をいただきました。本当に議員の方々も率先して各避難所の運営あるいは食事の提供等々に24時間体制でご支援をいただきました。心から感謝申し上げます。また、避難者の方々の中にもそういったことに率先して取り組んだ方々もおられましたし、中には避難所となった中学校の生徒さんたちがボランティアとしてそういう避難所の運営に取り組んでいただいたということでございました。本当に塩竈市は素晴らしい方々が数多くおられるということで、改めてこの機会に感謝申し上げたいと思っております。

ただ、ご質問の例えば救援物資等についてもわかりであります。私どもで100%の対応ができたかと言われれば、全くそのとおりではありません。ただ、あの3月11日の大震災の中で限られた職員数で取り組める限界のところで対応したのかなと思っております。本当に2日3日寝ないでそういった対応に当たった職員というのが数多くおりました。それでも責務が果たせなかったということで涙をこぼしておりました。これはすべて私は市長の責任だと思っております。真摯に反省をさせていただきたいと思っております。

次に、公共事業についてご質問いただきました。基本的に道路整備の考え方ではありますが、歩道と車道を分離することはない、あるいは道路に付帯する附属施設、具体的に申し上げれば照明等々についても、本来はすべて道路管理者が施行されるわけであります。ただし塩竈市におきましては、例えば北浜沢乙線を事例にご説明をさせていただきますが、門前町の風情にふさわしいまちづくりをということで、本来県が設置すべき照明施設を塩竈市が一部肩がわりをいたしまして、まちづくり交付金事業的な制度を活用して塩竈市が整備をさせていただいております。残念ながらそういった施設も今回被災を受けております。今申し上げました道路に付帯する施設については、そういった照明器具等は塩竈市が設置させていただいておりますが、その電気をつけられるようにするまでの受電盤でありますとか地下に埋設したケーブルということについて、今申し上げましたように基本的には道路の管理者、市道であれば塩竈市が、県道であれば県が、そして国道であれば国がということの基本は変わっておらないわけであります。したがって、そういった道路に付帯する照明灯だけを単に直すことができるかということになりますと、受電盤が津波をかぶって例えば動かなくなっている、あるいはケーブルが塩水で被災したという場合は、それを全部取りかえられないと照

明灯まで整備ができなかったというような事情もございました。そういったこともございまして、市としてはできる限り早急にそういったものを復旧していただきたいという声は上げてまいりましたが、一方ではそれぞれの管理者が災害査定を受けた後に災害査定の交付がないとなかなかできないということで、おこなっていることも事実であります。なお、塩竈市長として積極的に活動してまいりたいと考えております。

それから防潮堤についてご質問をいただきました。今塩竈湾内にごございます防潮堤については、昭和35年に発生をいたしましたチリ地震津波対応ということで防潮堤の整備に着手をしたところであります。もうそれ以来何十年たっています。しかしながら、残念ながら北浜地区については今回の大震災までに整備ができなかった、唯一取り残された区間でございました。このことについては今議員のほうからもお話をいただきましたが、かつてこの地区の公有水面埋立問題があったわけであります。公有水面埋立法が変わったときに無願埋め立てと、申請がなしに埋め立てした部分の土地の帰属をどうするかということが積年の懸案になっておりまして、民地と公有水面の境界線というのがなかなか確定できなかった。したがって、この部分の防潮堤の整備が結果として一番後回しになってしまったということでございました。しかしながら、こういった問題に土地所有者の方々も大変なご努力をいただきまして一定程度問題が解決し、県のほうで用地を取得し間もなく着手という段階で残念ながら今回の津波被害にあったということについては、私も大変じくじたる思いであります。これまでも再三再四県のほうには足を運び、買収した部分からでもいいから手をつけてくれないかというお話をさせていただきましたが、力不足でそのようにならなかったということについては私の大いなる反省材料であるかと思っております。今後でもできる限りそのような努力をいたしてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 13番伊藤栄一君。

○13番（伊藤栄一君） ありがとうございます。

防災についても手が回らなかったんじゃないかということも私も認識しております。100%というのはなかなか不可能であると。しかし、こういうときこそ町内会を頼りにするんですから、町内会のあり方ももっとしっかりと当局としても考えていただきたい。今町内会長さんの総会の時期、時期は終わったんですけれども、会長さんのかわる人がいないというのも、いろいろなそういう思いもあるんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつ心得ていただきたいと思います。

あと今の堤防についてですが、市長から土地の境界、海面、公有水面との境もあったんですが、いろいろ経過は経過、52年も過ぎたんですが、あの仙石線の土地はあの下をずっと堤防にするのであれば、とっくに本当はできていいんじゃないかなというふうにも思っています。そんなことから、縦割りということじゃなく、ひとつ塩竈市に係ることは積極的にお願いを申し上げるものでございます。

時間もなくなってきたので、次のほうをまた質問させていただきますが。

下水処理なんです、ご承知のように今塩竈は埋め立てて、前に前にと海のほうへ進んでいるんですけども、昔は床下とか床上なんていうのはほとんどなかった、昭和の時代は。平成2年の大雨になって以来、環境も整備されたし、そういう現象もあるんでしょうが、もうあの道路が泉沢あたりの高台でも20センチくらいの深さになって走るんですよ。だからあのグレーチングに入っていく暇がない。そういう水が全部平坦地におりているということはもうご承知だと思います。そういう点で、参考に多賀城の国道45号線、あそこは警察、それから東土木の前はいつも雨が降ると通行どめになるのが、今ポンプ場ができたらずあその通行どめはなくなったと。そんなことで、東京だって江戸川とか荒川とかああいうところの下にあるうち、あの辺もそんな水害だというようなことは余り耳にしません。これもやはりある程度の処理の仕方があるんじゃないかなと。低地域、低いところにかめをつくってそこから上へポンプで吐き出すとか、そういう処理方法もあるんじゃないかなと思うんですが。それで先ほどその低い地帯に流れるのが、今の表面だけに降っている雨水じゃなく、この間、先日の大雨も豊橋なんかで時間当たり100ミリの雨量も降っているんですから。だからそういうふうになるとやはり今後、平坦の40ミリ云々じゃなくてもその5割とか何割増かではポンプ場を用意しているというふうには思いますが、ある程度グレーチングに入って下から流れて処理できるということじゃなく、一時的な処理もひとつ考えてほしいというふうなことをご要望しておきたいと思います。

あと時間がないので最後になりますが、学校の教育問題なんです、我々の年代の人は皆知っていると思うんですが、小学校から学徒でみんな行って、みんな、やはり田んぼ、畑とか、あといろいろな部品づくり、これが今でも70、80になってみんな思い出になっているわけです。これは人づくり、やはり人とのきずな、こういうものが一番大事な体験教育じゃないかなというふうに思っております。そんな関係から、ぜひその畑づくりとかああいうもので高学年、低学年競わせると。私らのところではこんな大きいのが出たよとか、これはおいしい

ものがとれたよなんていうとお父さん、お母さんだのにも話題にもなると私は思っております。それと同時に、これは私は先ほど販売したものを船の運賃とか言っていました、逆に販売したお金を100円でも200円でも給食費から差し引いたら、お父さんだのお母さんだのに子供たちが胸を張ってしゃべるんじゃないかなというふうにも思っております。どうぞそのような機会をひとつ教育長さん、つくってあげていただきたいということを要望して、私の時間が来ましたので質問を終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。なお、伊勢由典君は一問一答方式で一般質問を行います。（拍手）

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党塩釜市議団を代表して一般質問を行う伊勢由典でございます。

質問の第1は、塩竈市復興交付金事業の中の海岸通再開発事業について質問いたします。

海岸通のシンボルであったアーケードも解体撤去され、周辺は一層更地が目立つようになりました。市民の方々からも海岸通は今後どうなるんですかなど、意見が寄せられております。一方海岸通商店会は6月2日役員会を持ち、約70人といわれております地権者の方々に対し再開発の説明会を6月30日に行うとお聞きしました。そこで、質問は次の4点についてお聞きいたします。

1点目は、海岸通商店会に塩竈市は再開発事業についてどのような説明を行ったのかお聞きをいたします。

2つ目は、地権者の方から、再開発のため組合をつくらなければならないが、今後どうなるのか、資金的なものも含めて必要ななどの意見もお聞きしました。再開発事業を進めるに当たりどのような形で進めることになるのかお聞きをいたします。

3番目は、6月2日の役員会にはこの再開発事業の関係でコンサル事業者も参加したと聞きました。海岸通商店会とコンサルの役割についてお聞きいたします。

4点目は、海岸通再開発事業調査費800万の使い方と一部負担金、2割と言われております160万についてお聞きをいたします。

質問の2番目は仮設店舗についてお聞きをいたします。

仮設店舗は市内2カ所、マリゲート塩釜前の県有地に昨年8月中旬設置され、津波あるいは地震で店舗を失ったの方々が入居しております。本町くるくる広場、これは市の用地であります、これも昨年10月に設置し、被災した店舗が入居いたしました。この2年間仮設店舗

の期間、さらに延長することについてお聞きをいたします。宮城県内被災地の市長会が5月8日復興庁に対し、宮城県市長会東日本大震災からの復旧復興に関する特別決議と要望書を提出しております。読ませていただきましたが、仮設店舗延長については触れられておりませんでした。2カ所の仮設店舗で営業している方の中には海岸通、やみ市、あるいは新浜、越の浦漁港、藤倉、本町で被災し店舗を失った方々がいらっしゃいます。もとの場所での復旧復興のめどもたっておりません。中小企業庁から借りるのは2年間としております。6月17日、高橋千鶴子衆議院議員、そして天下県議と私も期間延長についてを要望いたしました。どの店舗も期間延長の声が出されました。そこで次の点についてお聞きをいたします。

1つは、宮城県市長会特別決議に仮設店舗期間延長が入っておりません。なぜ入らなかったのかお聞きをいたします。

2つ目は、市として入居期間延長についてどのように考えているのかお聞きをいたします。

3点目は、マリゲート塩釜の土地は県有地であります。期間延長の県の関係についてお聞きをいたします。

質問の3番目は、第34回宮城県地方港湾審議会の仙台塩釜港、石巻松島の港湾港区統合と、そして統合港湾計画、塩釜港区について伺います。

6月5日、天下みゆき宮城県議と日本共産党市議団は、6月5日付で村井知事あてに塩釜港湾機能強化を図ること、早急な塩釜港湾復旧整備について申し入れました。一方第34回宮城県港湾審議会、3月29日の仙台塩釜港、石巻港、松島港の統合について審議し、原案のとおり議決されたと佐藤市長名で4月13日付市議会各位に文書報告されました。宮城県港湾審議会には統合概要と塩釜港区に関する資料が添付されたとしております。質問は2点でございます。

第1点は、ことし2月の産業建設常任委員会で報告された以降の宮城県の動きと塩釜港区の空間利用と港湾計画、これは塩釜港区、これはどういった内容なのかお聞きをいたします。そして統合港湾についてことし2月の産業建設常任委員会で報告されましたが、直近の産業建設常任協議会5月19日では報告はございませんでした。なぜ議会の文書配付にとどまったのかお聞きをいたします。

2点目は、統合港湾や塩釜港湾計画、塩釜港区素案について、今後の取り扱いはどういう形で進められるのかお聞きをいたします。

質問の4番目は塩釜港全体の復旧についてであります。塩釜港の復興について、天下県議も

2月県議会で取り上げました。県当局は平成25年度を目途に復旧を完了させると答えております。そこで塩釜港区の復旧について宮城県からどのような説明や復興工程を聞いているのかお聞きをいたします。

質問の5番目は、塩竈市の放射線、放射能測定などの検査測定について質問をいたします。

東京電力はことし5月24日、福島第一原発事故で大気と海洋に放出した放射性物質が昨年3月12日からことし3月31日までで大気放出量約90万テラ、1テラは1兆ベクレルだそうであり、であること、海洋に放出された放射性物質の量は1万8,100テラと公表いたしました。元中央大学で放射線防護学に携わった館野 淳氏は、昨年仙台で行った「福島原発事故の真実とエネルギーの政策転換の展望」との講演で、炉心は核分裂生成物から放射熱、崩壊熱と言っておりますが、が出ており、原子炉の冷却のため原子炉2号機、3号機に1日約200トンの水を入れていると聞く。これは高濃度の汚染水の堆積増につながっている。そして現在集中廃棄物処理施設にある1万1,000トンの低濃度の汚染水を海に放出し、ここに高濃度汚染水を移す作業を始めているが、1カ月で満水、その後はどうなるかといった疑問も呈しております。問題点も指摘しておりました。現在原発第1号機から3号機の核燃料を冷やすため注水はしましたが、原子炉格納器から汚染水が漏れている状況になっております。そのため東電は汚染水を循環し、再び原子炉に注水、冷却するという方式をとっております。循環した水のタンク、これは17万トンあるそうですが、これも秋には満水になると言っております。汚染水循環用パイプからことし放射線汚染水の水漏れが2度あり、海洋放出しました。野田首相の事故は収束したとはとても言える状況にはございません。加えましてセシウムの放射能100ベクレル、水10ベクレルの基準が引き上がり、ますます厳しい状況になっております。したがって、水産物水揚げ、水産加工品への放射能残留と取引への厳しさが強まっております。大手量販店ではゼロベクレルを求めるなど、そうした現実の問題にもなっております。市民の受けとめ方も大変敏感になっております。そこで次の2点についてお聞きをいたします。

1つは、空間放射線測定について、測定器配備と測定公表についてどう進めているのかお聞きをいたします。また、低放射線量とはいっても長期の被曝となります。土質調査を行うことを考えているのかお聞きをいたします。

2つ目は、より精密な測定について伺います。塩竈市が配備している簡易測定器の検出限界は10ベクレルまでとしております。それ以下の測定機器の配備を考えているのかお聞きをい

たします。ゲルマニウム半導体測定器の測定性能について、東京都板橋区にある農民連食品食品分析センターに直接私は伺いました。ヨウ素131、2種類のセシウム、カリウムなどガンマ線を水1リットル、野菜1キロを1時間で1ベクレル以下でも検出しますと言われました。当県議団、市議団は4月6日、魚市場そして浅海漁業関係者の意見・要望を聞きました。その中で、検査機器の増設と、より精密な測定は国の指定の千葉県で行い時間がかかるといったご意見、塩竈市にもゲルマニウム半導体機器を設置してほしいという声が直接出されました。塩竈でのゲルマニウム半導体設置についてどう考えているのかお聞きをいたします。

質問の6番目は、宮城県放射線放射能測定実施計画についてお聞きをいたします。これも6月4日の天下県議、市議団との県の要望交渉の際、宮城県の測定の新基準や拡充などが計画されていることが明らかにされました。宮城県の同計画と塩竈市の対応についてお聞きをいたします。

質問の7番目は、被災により解体予定の宮町分庁舎、建設部、産業部が入っておりましたが、その行政執務室の確保についてであります。5月16日の総務教育常任協議会で、宮町分庁舎の解体と新たな行政執務室について検討していることが報告されました。私からは壱番館の地方銀行フロアを活用してはどうかという提案なども行いました。そこで次の2点についてお聞きをいたします。

1点目は、行政執務室確保の検討状況についてどうなっているのか。

そして2つ目は、その前提に市民合意と利便性についての考え方についてお聞きをいたします。

質問の8番目は本町、南町の復興策についてであります。双方とも更地が広がり、ある店主の方は「水族館もいけれども被災地商店はどうなるのか」といった胸の内を言われました。質問は、更地となった土地の今後の活用調査と塩竈市の今後の考え方についてお聞きをいたします。

質問の9番目は定住策についてであります。乳幼児医療助成制度についてであります。市内の清水沢保育所に通っている、預けている子供さんのお母さんから、塩竈市の乳幼児医療制度はどうなっていますか。「勤めている職場では利府町での乳幼児医療制度が小学校6年生までになっている話題がしきりです。塩竈市はどうなっているのでしょうか。利府町に転居を検討したい」とも言われました。佐藤市長の選挙の公約でもございました。こうした声をどう受けとめ、どのような形で進めようとしているのかお聞きをいたします。

最後になりますが、社会保障と税の一体改革、消費税の10%増税についてであります。消費税10%の増税は国民の6割が反対をし、7割が今国会での採決を進めるべきではないという声になっております。しかし、民主、自民、公明は国会審議を行わず、密室協議による3党合意を進めました。3党合意は消費税10%の増税を2015年10月から進め、民主党政権の社会保障と税の一体改革で述べていた消費税の逆進性対策、税の累進課税対策、消費税の価格対策は何一つ具体策がなく、民主党の目玉でありました最低保障年金制度もさらなる消費税増税で40年後の制度化と言われておりますから手が届かない制度であります。こういったことも結局たなごらし、医療介護保険外し、保育新システムの修正を今国会、きょうは6月11日で会期延長79日間とする方向でさまざま国会ではなされているようでありますが、その会期延長も含めて3党合意の社会保障改革推進会議法案も急遽出し、一切の審議なしで本会議で採決を図り社会保障全面削減をするなど、被災地の県民や市民の暮らし、福祉を壊す3党合意となっております。この消費税増税についての佐藤市長の見解をお聞きし、第1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から10点についてご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

初めに、塩竈市復興交付金事業についてご質問いただきました。具体的には海岸通地区再開発支援事業の現況と今後についてという内容であったかと思えます。

まず、市で予算化しております海岸通地区再開発の支援事業の概要についてご説明をさせていただきます。今後地元の皆様が再開発組合の設立に向け準備組織等を発足させながら、再開発構想や事業所ごとの検討に加え都市計画決定が必要でありますので、その手続のための事業計画案の策定を行うこととなっております。これらの調査費につきましては23年度の復興交付金として配分されております復興まちづくり総合支援事業を活用しながら、地域の皆様の検討を支援させていただきます。また、再開発組合の事業として都市計画決定された後の支援につきましては、平成24年度の復興交付金事業として震災復興市街地再開発事業補助金640万円を予算いたしているところであります。

再開発はどのような形態をとるのかというご質問でありました。海岸通地区のようにその地区で商売や生活をされます方々が共同で建物を建築し、既存の商業機能等の再編強化を目的

とする場合は、再開発組合をつくり国の補助や市町村の支援を受けてみずから実施する組合施行の再開発事業が一般的であります。

今後の進め方、スケジュールについてご質問をいただきました。これまで地区で勉強会等を重ねてきました方々の呼びかけによりまして、6月下旬には地元権利者の皆様が集まり協議を行うこととなっております。今後地元の皆様の話し合いが具体化していった場合、最終的には再開発する敷地の前権利者の同意が必要となりますので、都市計画等の手続を進めながら、一日も早く事業に着手していただける環境となるよう本市も一緒に努力をしてみたいと思っております。

コンサルの役割であります、このためには今後地元の皆様方のコンセンサス形成にはやはりこのコンサルタントの役割が極めて重要となります。例えば事業構想の検討や都市計画に係る事業計画案の作成などにコンサルがご支援をさせていただくものとなっております、市が業務委託いたしておりますコンサルタントを派遣、活用しながら地元の方々とともに再開発に取り組んでみたいと思っております。

なお、負担金の内容については後ほど担当からご答弁をいたさせます。

次に仮設店舗について何点かご質問をいただきました。

特に宮城県市長会とのかかわりでご質問をいただきました。宮城県市長会、13市長が集まって組織をされております。さまざまな活動をさせていただいております。国・県に対する要望等のとりまとめにつきましてはそれぞれ各自治体から大体5件を目安にさまざまな喫緊の課題をご提案させていただき、それらについて宮城県市長会の中で議論し、特に要望が必要なものについては国・県等に要望活動を行政の責任として行わせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

そういった中で、仮設店舗の入居期間についてであります。仮設施設の整備に当たりまして被災された事業者の皆様の実業再開の場を早急に提供するために、本市におきましては中小企業基盤整備機構と協議しながら、着工前に建築確認を行う必要のない建築基準法の適用外の応急仮設建築物として着工を急ぎ、整備の促進を図ったところであります。その後建築基準法第85条第2項の許可を得たところであります。その後、仮設建築物として建築基準法の許可を受けました後からは、施設完成後2年3カ月以内に限り存続が可能となる内容でありましたが、その間に施設の利用を終了し撤去を行う必要がございますので、入居者の募集を行うに当たりましては入居期間がおおむね2年間であるということをご了知いただいた上で

契約をさせていただいたところであります。しかし、昨年12月に東日本大震災復興特別区域法が施行されまして、応急仮設建築物の活用について復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けることにより、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合は計画の活用期間内で1年以内ごとに許可の期間の延長が可能となるような特例措置が講じられているところであります。このようなこともございまして特別決議の要望の内容には盛り込んでおりませんことを重ねてご理解をお願いいたします。

また入居期間の延長についてであります。市内には現在2カ所の仮設店舗が設置されております。昨年8月に整備完了いたしました海岸通のしおがま・みなと復興市場は現在16店が入店、営業しており、また本町くるくる広場は同じく10月に完成し5店舗が営業いたしております。入居に当たりましては法の定めにより存続期間が定められていること、あくまでも仮設施設での営業期間を事業再開の足がかりとして、一日も早く市内で復興・自立を目指していただくことなどから、契約書上でもおおむね2年以内の入居期間という条件を設定し無償で入居いただいているところであります。しおがま・みなと復興市場は入居から1年が経過しようとしておりますが、震災時に営業いたしておりました地区の復旧復興の時期が不透明であり、入居期間内に事業を再開し仮設店舗から退去することが難しい方々もおられると懸念をいたしております。今後につきましては入居者の方々の事業再開の見通しや意向を調査した上で、早期の復興自立を支援する観点から総合的に入居期間を判断いたしてまいりたいと考えております。

また、しおがま・みなと復興市場の土地についてご質問いただきましたが、この土地につきましては県有地であります。県有地を塩竈市が貸与を受けている場所であるというふうにご認識をいたしておりますので、県に対しましてこのような使用をするということで了解をいただいた上で今のような運営形態にさせていただいたと認識いたしております。もし私の答弁に訂正があれば、後ほど担当から釈明をいたさせます。

次に、統合港湾の長期空間利用構想と港湾計画素案についてご質問いただきました。2月の協議会以降の県の動きと塩釜港区の空間利用の内容についてであります。仙台塩釜港、石巻港及び松島港の3港統合につきましては昨年、宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会で議論をされまして、そのビジョンが策定されております。引き続き今年の1月、3月に開催されました統合港湾長期構想委員会で、統合港湾後の各港の長期空間利用構想と統合港湾としての新たな港湾計画の素案が検討されました。東北をけん引する中核的な国際拠点港湾の実現

を目指す統合港湾の戦略ビジョンは、統合後のそれぞれの港湾の役割分担が明確化されております。塩釜港区は地域産業支援港湾として位置づけられ、物流面では貞山地区の背後地の土地利用を変更しながら、仙台港区の荷役効率の低下の原因ともなっております水産冷凍品や鉄くずなど小型馬力貨物船への対応が可能な港、また観光交流面では松島観光の玄関口としての役割、プレジャーボートの専用ふ頭を有する港、さらに防災面では第2管区海上保安本部を活用した広域的な海上防災拠点となる港として位置づけられております。また、戦略ビジョンを踏まえた長期空間構想としては、塩釜港区は既存の機能やストックを活用して再編・高度化を図る空間であり、機能配置に応じて物流関連、エネルギー関連、海上防災関連、交流拠点などのゾーニングが行われたところであります。統合港湾における港湾計画は目標年次を平成30年代後半に置いて改定を行う方針が示されており、長期空間利用構想を踏まえた新たな港湾計画の素案として、塩釜港区につきましては現在の港湾計画に加えまして利用実態を踏まえた貞山地区での土地利用の変更と、立地企業の事業計画に合わせた一本松埠頭の専用埠頭において施設整備を行うというような内容となっております。

資料配付にとどまらず、5月の協議会で報告を行うべきではなかったかということのご質問にお答えいたします。かように統合港湾については前段で開催されました宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会で既に一定の方向性が決定いたしましたことから、議会に対しましては昨年12月にその資料を配付させていただきますとともに2月には所管の協議会で内容報告をさせていただいたところであります。その後、この宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会の決定内容につきまして、統合港湾長期構想委員会で詳細について議論をさせていただき、その内容を港湾法で定められております港湾計画とするために、3月の宮城県地方港湾審議会で港湾の統合に伴う港湾区域の変更ということを図られたものでございます。したがって、各港区の港湾区域及びその役割等については前段申し上げました、あるいは協議会でご報告させていただきました内容とは全く変わるものではないというような状況でありましたので、なお確認をいただく意味で今回統合港湾の承認経過と塩釜港区に係る資料を各議員にご配付させていただいたものでありますことをご理解をお願い申し上げます。

最後に港湾計画の素案の今後の取り組みについてであります。港湾管理者はあくまでも県であります。県によりまして8月ごろには港湾区域の変更と統合港湾の新たな名称が正式に決定し、それぞれを受けて具体的な整備計画も含めた新たな港湾計画が年度内にも策定される見込みとお伺いいたしているところでございますが、今後ともこのような情報につきまし

ては議会の皆様方と共有できますようになお一層努力をいたしてまいります。

次に、塩釜港湾の復旧整備につきましてご質問いただきました。前段で県議会議員の方からこういうようなというお話をいただきましたが、先ほど来ご報告申し上げておりますとおり塩釜港区は宮城県が管轄する港湾でありますので、宮城県の港湾計画に基づいて県が肅々とこのような事業に取り組まれるものと理解をいたしております。

具体的な内容であります。まず防潮堤につきましては、港湾管理者である県は平成23年度中に国の災害査定を完了いたしております。被害が県内沿岸部の広範囲にわたっておりますことから、今後県によりまして優先順位を定めながら順次着工されますが、仙台塩釜港につきましては、今年の3月に県が策定いたしました宮城県社会資本再生復興計画緊急アクションプランに基づき平成25年度までの完全復旧に向けて復旧が進められると伺っております。なお、市内沿岸部の防潮堤につきましては高さがT P 3.3メートルと確定いたしましたので、より早急に整備をいただきますよう私からも要望いたしてまいりたいと思っております。また、海岸通・港町地区における胸壁や陸閘及び水門整備は震災前から県が津波対策事業として実施しており、既に胸壁や陸閘部が完成し、水門工事を残すのみとなっております。震災により胸壁や陸閘が損傷したため、水門工事につきましては現在もその工事が凍結されております。周囲に地盤沈下が生じておりますことから現在県が修正設計を行っており、来年度から工事が再開され、27年度の完成見込みとお伺いいたしております。また、北浜地区の護岸緑地事業であります。県が津波高潮対策を兼ねた環境整備事業として延長650メートル、親水空間としての緩傾斜護岸とその背後に市民が憩うための幅30メートルから50メートルの緑地整備が予定されておりますが、これまで震災による地盤沈下等の影響で事業がストップしているところであります。護岸の高さにつきましては先ほど申し上げたとおりであります。当初2.7メートルとして計画をいたしておりましたが、今回の大震災を契機に3.3メートルに変更される予定であります。なお、今年度は地下からの海水の浸水防止のための地盤改良工事に着工し、平成27年度の完成を目指す予定であるというふうにお伺いいたしております。

次に、塩竈市の放射線測定についてお答えいたします。空間放射線量測定と土質調査についてであります。空間放射線量の測定につきましては、県から貸与されました機器を使用し、昨年4月1日から測定を開始いたしております。現在小中学校、保育所などの公共施設を中心に市内49カ所で定期的に測定をいたしており、測定結果につきましては随時市のホームペ

ージで公表しております。測定は市役所並びに各保育所・幼稚園では敷地内の園庭の地面から50センチメートルの高さで、また各小中学校の校庭並びにその他の測定地点では地面から1メートルの高さで1分置きに5回測定を行い、その線量率の平均値を測定結果といたしております。また、空間放射線量の測定結果からは現在市内では不安視されるような結果が発生しておりません。したがって土壌につきましても空間線量と関連するものと判断し、一定程度の安全性が確保されているのではないかとというふうには現時点では判断をいたしておりますが、なお今後の推移を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、ゲルマニウム半導体検出器設置についてご質問をいただきました。食品等の放射能測定体制として、魚市場に水揚げされる水産物につきまして、県から貸与を受けております簡易検査器により簡易測定を行っております。万が一この簡易測定によりまして50ベクレルを超える数値が検出された場合には、直ちに県におきまして精密検査を行う体制となっております。また、市民の皆様の不安解消に向け4月から測定を始めております学校給食の検査回数数の拡充を含め、6月定例会に保育所給食の食材検査、一般市民持ち込みの食品検査に係る予算を計上させていただいたところであります。検査体制として県から水産物を測定するために貸与されました簡易測定器が1台、6月14日には市で購入した簡易測定器を1台設置いたしております。さらに8月に県から貸与される1台と9月末に消費者庁から貸与される1台を合わせて合計4台体制で測定を行ってまいります。食品等につきましては生産流通段階において国や県等により安全確認が行われており安全性が確保されていると認識をいたしておりますが、なお市民の皆様の不安解消のため市独自に簡易測定器での測定を継続いたしてまいりたいと考えております。

次に、宮城県放射能測定実施計画についてご質問をいただきました。県の対応と市の対応についてであります。県では平成24年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画を策定いたしております。この計画に基づき県が実施する放射線、放射能に関する測定についての実施計画として宮城県放射線・放射能測定実施計画を取りまとめ、6月15日には市町村に対して説明会が開催されております。説明会におきましては、空間線量の監視をよりきめ細やかに実施することや、食品については生産段階と流通・消費段階においてそれぞれ放射性物質濃度の測定を実施することなどの説明を受けております。特に食品については生産段階では国と県におきまして、流通段階では県において、また消費段階では県と市が連携して測定を行うという内容であります。今後これらの計画に基づき放射能対策に対する

実施計画を策定し、さらに県と連携を深めながら市民の皆様への安全確保、不安解消により努めてまいります。

次に、行政執務環境の確保についてご質問をいただきました。5月の総務教育常任協議会におきまして報告をさせていただきました分散している行政執務室の集約化の問題の検討状況についてでございます。ご承知のとおり震災により甚大な被害を受けました宮町分室につきましては使用に耐えがたく危険な状態となりましたため、本年9月末を目途といたしまして解体工事に着手したところであります。このため宮町分室を使用しておりました現在の産業環境部は壺番館の1階、建設部の都市計画課と定住促進課は公民館本町分室、土木課は水道部庁舎にそれぞれ分散し業務を行っており、市民の皆様方には大変ご不便、ご不安をおかけいたしているところであります。市民の皆様への行政サービス面や事務の効率面を考慮いたしますと早急に行政執務室の集約化の検討が必要でありましたので、さきの総務教育常任協議会でその集約化に向けて検討をしている旨の報告をさせていただいたところであります。現時点におきます検討状況であります。従前から分散しております建設部下水道課や産業環境部を含めた行政執務室の集約化を図るため、総務省起債算定基礎ベースで約1,500平米程度の事務スペースが必要となりますが、このようなまとまった規模が必要でありますことを踏まえ、今後具体的な検討をさせていただきたいと考えております。その際に市民の皆様方の利便性についてということでありましたが、行政執務室の集約化を図る上では事務スペースの確保のほか市民の皆様方にとりましての利便性が極めて重要でありますので、広さ、利便性のよさなどの条件に合致した場所を今後選定してまいりたいと考えておりますが、新たにこのようなスペースの建物を建設することは時間的にも経費的にもなかなか困難ではないかと考えております。したがって、既存施設の活用ということを基本に検討させていただきたいと考えております。

本町、港町の復興対策についてであります。塩竈市震災復興計画では市民生活を支える商工業の再生・復興についてさまざまな記載をさせていただいているところでありますし、またこのように復興を目指される商店街の皆様方に少しでもお手伝いをできればということで、例えば災商店再生支援事業といったようなものもスタートさせております。確かに現在の本町、港町地区は商店街機能の維持に懸念が持たれる状況であり、一定のまとまった面積であれば例えば区画整理や再開発などの事業手法の導入も検討できるところでありますが、個別の空き地につきましてはそれぞれ所有者の方々もおられますことから、行政としての働き

かけにも限界があるのではないかと考えておりますが、なお本町地区につきましては本年3月23日に認定を受けております千賀の浦観光特区の区域に当たりますことから、ぜひこのような制度を利活用いただきまして商店街の再生に取り組んでいただければというふうに考えているところであります。

次に、乳幼児医療助成制度についてご質問をいただきました。議員から私の選挙公約ではなかったかというご質問をいただきました。確かに私の選挙公約であります。25年度までに何とかそういったことに取り組みをさせていただきたいということで、公約とさせていただいたかと思っております。今でもそういった思いを強く持っております。乳幼児医療助成制度についてであります。現行制度であります。県の補助事業として入院でゼロ歳から小学校就学前まで、外来でゼロ歳児から2歳児までを対象に助成をいたしております。さらに21年度から本市独自の制度といたしまして外来の3歳児から小学校就学前まで無料ということで拡大させていただきました。県内でもその取り組みに幅があることについては事実として私も認識をいたしております。ただ、このような乳幼児医療費助成制度等に代表されます子育て支援策こそが、まさに国家的課題となっております人口減少社会の少子化対策として極めて重要であり、そのような財源として、次にご質問にお答えする例えば消費税の引き上げ等々が使われるのかどうかといったようなことが大変大きな命題ではないかなと思っております。今後ぜひこの乳幼児医療費等につきましても個別個々の自治体の競争というものではなくて、やはり国の大切な施策だということを真剣に議論していただくことを期待申し上げるところであります。

このような観点、視点から社会保障と税の一体改革、それに伴う消費税の増税についての私なりの考えを述べさせていただきます。社会保障と税の一体改革につきましては、今後少子高齢化が急速に進んでいく中でこれまでの基礎年金、老人医療、介護のいわゆる高齢者3経費を拡大し、年金、医療、介護、少子化対策といった社会保障4経費を中心に、持続可能な制度として実現させることを目的というふうに私は理解をいたしております。また、主要な財源として税源が安定している消費税を段階的に増税する、14年の4月が第一段階、次がというような段階的に増税するというような理解であります。国民が受益する社会保障の経費をあらゆる世代が広く公平に分ち合うというものがその基礎となっているものかという認識はありますが、なお今国会で具体的な提案がされるのかなということで今、見守っているところであります。

国が示しております概要を見ますと、本市に対する影響であります。まず歳出面では社会保障経費に係る地方負担額の増と、物品購入等に係る消費税そのものの増といったようなものが考えられます。一方歳出面であります。消費税を財源とする地方交付税の増額と地方消費税交付金の増というものが見込まれるものになるのではないかと判断をいたしております。したがいまして、社会保障経費等の増に対しては交付税等の増によりその財源を確保しているものと考えられますが、なお今後にそのような状況の見きわめも必要ではないかと判断をいたしております。基本的に私どもは増税によりまして納税者であります市民の皆様方のご負担がふえるということを重く認識していかなければならないと考えております。特に東日本大震災の被災住民の方々にとっては極めて大きな負担となることが懸念されますことから、国に対しましては、もしこのようなものが進められるとしても被災地域に対する特段の配慮を求めていくことが必要であると思っております。この改革は我が国の将来を見据えた大きな制度改革であります。国民の理解のもと、国全体として取り組んでいかなければならない大変重要な課題であります。私といたしましては、我々基礎自治体責務の原点であります。最小の負担で最大のよりよいサービスの提供をさせていただくということが我々の役割ではないかと考えておりますが、今日まで私も市民の皆様方に大変厳しいお願いをさせていただいたことも事実であります。しかしながら、こういったことについては本市のみならず現在の社会保障制度が限界に到達しているものとの認識も必要ではないかと考えております。将来を見据えた改革の必要が今、国会で議論されているものと思っております。現在税負担のあり方と社会保障のあり方をあわせて国会で議論いただくものと確信をいたしておりますが、先ほど市政運営の姿勢についてお話をさせていただきましたように、まず軽い税負担で行財政運営するにはくれぐれも無駄遣いがあるてはならないということでもあります。細部にわたって歳出節減に最大限の努力を行うことからスタートしていければと思っております。

もう一つの問題であります。消費税の増税に関しましては、デフレ経済下となっております日本経済の事情を考えますときに、経済回復への障害となる危険や景気低迷にさらなる拍車がかかることも懸念されますことから、ぜひ経済対策もセットとしてこのような改革への取り組みをお願いすることでもあります。

さらに消費税であります。議員のほうからもお話しいただきましたあらゆる世代が負担をしなければならないということは、一方では所得階層にかかわらず税を徴収するといういわゆる逆進性の問題を内在いたしておりますので、こういった部分にも今後の審議過程できめ

細やかな配慮がされることを心より期待いたすところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進局長。

○震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） 海岸通地区の再開発支援事業補助金でございますが、これは国から復興交付金事業として認められました。全体事業費としては800万でございます。そのうち5分の4が国からの補助、これが640万でございます。残り5分の1が補助を受ける再開発組合側の負担として160万でございます。合わせて800万ということになります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そこで、時間もさほどありませんので、要点だけ一つ一つ詰めていきたいと思います。

再開発事業はそういうことで進めていただきたいと思います。そこできのう改めて海岸通に伺いましたら、一番の望みはLEDの設置だそうです。といいますのは、夜、真っ暗なんです。大体街路灯がこっち側の、前の公共駐車場の側に2基しかないんですね、国土交通省。ですから、これはぜひ設置をしてほしいということですが、その辺の取り扱いについて再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

○市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 海岸通につきましての防犯灯もしくは街路灯につきましては、LEDの部分で今年度、24年度で100灯ほど、海岸通ではないんですけれども市内として予算化させていただいておりまして、町内会のほうと打ち合わせをしながら進める予定でございます。以上でございます。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ひとつよろしく願いしたいと思います。暗いところで、やはり歩く上でも大変苦勞しているというお話ですので、どうかよろしくひとつお願いしたいと思います。まず再開発は再開発、これはこれとしてしっかり扱いを進めていただきたいと思います。

それから45号線沿いのところに1つ建物として残っているところがあるんですね。ちょうど高架線の信号機の左側に行くところですね。実はここがビルとして残ってしまっていて、昔婦人服か何かを扱っているお店、仮設店舗のほうに今いらっしゃる方の借りているところなんです。実は8月末解体というお話、解体もしたいと。現場に行ってみますとガラスが壊れち

やって、アーケードを撤去した後にガラスの壊れたところがそのまま残っているんですね。連絡のとり方がなかなか厳しいらしくて、山形にいる方の方ですけれども、その辺の援助の仕方、さほど時間もありませんし再開発と危険物の取り扱いについてどういった援助の仕方があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 45号線の交差点の角のところの、たしか婦人服とかを販売されていたお店という。私も現場を見ております。確かにガラスが割れておりますので。いずれにしても個人の所有でございますので、行政がこうしてくれああしてくれというのはなかなか申し入れにくいところがございます。されど人通りの多いところでございますので、これらの安全性について持ち主とご相談させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） よろしくお願ひします。

それで仮設店舗の関係で、先ほどいろいろ市長のほうでもおっしゃいました。私の表現で中小企業基盤整備機構というところなので、ちょっとそこは訂正いたしますが。そこで改めて、先ほども復興庁、行政庁というんですか。これは塩竈市ということですよ。その辺のところからお尋ねしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 今のご質問の中身につきましては、復興計画等による規制手続特例の内容でよろしいですか。その中で、先ほど市長のほうからも説明がありましたけれど、特別区域法が施行されて応急仮設店舗等々の延長の特例が認められたということでありまして、店舗それから工場、それから応急仮設建物につきましては期間の範囲内で延長することができるというふうな法規制が成立しているというふうなことであります。その期間が、行政庁が塩竈市であれば、建築基準法であれば建築主事が塩竈市におりますので、その判断につきましては塩竈市で判断できるというふうなことです。ただ、用地許可とか消防法とかいろいろな要件がありますので、そういったものを含めまして判断させていただくというふうなことになると思っております。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） つまり塩竈市の判断で延長してほしいというふうに、中小企業基盤整備機構が窓口になると思っておりますので、これはやはり延長してほしいというのを市長みずから述

べてほしいと思うんです。それから商工会議所の会頭も、実はこの間県議会の地域産業復興部会に18名県議会議員が来まして商工会議所の会頭もそれぞれ幹部の方とお会いした際に、同様のやはり要望をしているんですね。ですからぜひこれは、言ってみればそういった行政庁という性格を県内6市持っていて塩竈市も持っていますので、ぜひそれはそういう塩竈市としての役割をしっかりと果たしていただきたいと思いますが、あとは市長の決断と判断だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 特定行政庁と基礎自治体というのをちょっと混同されているのではないかとこのように思いますので、確認をさせていただきますが、宮城県市長会で復興局あるいは国にという要望については13市が共同であります。実際復興局には仙台市長と副会長3名で行っております。今ここで延長できるかできないかの判断をするのは特定行政庁という話ではありますが、塩竈市は建築主事がお持ちして特定行政庁としての機能を保有しておりますので、このことについては塩竈市として1年延期するかどうかということについての構造的な問題がないかどうかということについては判断ができますよということをお部長からご説明いたしております。

○議長（嶺岸淳一君） 17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 時間もさほどありませんので。いずれにしてもそういう建築行政何とか主事というんですか、そういうのをお持ちですから、やはりそういうところも含めてしっかり中身を見ていただきながらということですか。

最後に、この復興市場の方々はこのようにふうな陳情書を今必死になって集めているんですね。近く市長のほうにもこういった延長を求める陳情というのを持ってこういった形で、市長にもお願いかたがた伺うかと思っております。ぜひその際にはこういった入居している方々の声を聞いていただいて、速やかな対応を求めて、私の質問を終わります。

○議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番小野幸男君。なお、小野幸男君は一問一答方式にて一般質

問を行います。（拍手）

○2番（小野幸男君）（登壇） 平成24年度6月定例会におきまして公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長を初め当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

はじめに、防災・減災対策について4点お伺いいたします。

1点目に、学校施設等の非構造部材の耐震点検及び対策の実施についてお尋ねいたします。学校施設は地震等災害発生時において地域の避難所となり、児童生徒だけではなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、最後のとりでとなります。その安全性の確保は待ったなしの課題であります。本市におきましても、学校施設の被災の概要を見ますと非構造部材と言われる天井や照明器具、外壁、内壁などの被害状況がございました。私は昨年12月定例会でも質問をしております。そのときの答弁では、本市における学校施設の被害状況と、市民の皆様の生命を守るため、今後も学校施設の点検を行いながら年次計画により整備を進めるとの答弁をいただきました。そこでお尋ねをいたしますが、本市の学校施設における非構造部材の耐震点検の実施状況についてお聞きをいたします。

2点目に、橋、道路の耐震補強についてお伺いいたします。東日本大震災が発生以降、新たな想定地震や想定震度などが発表される中で、公助の基盤になっている橋や道路などの社会資本の中にはコンクリートの耐用年数である50年から60年を迎えるものも出始めており、今後急速に老朽化し防災力の低下が心配されております。日本では1950年代以降の高度経済成長期に集中的に整備された全国の社会資本が一斉に更新時期を迎えます。安全性の確保には適切な補修など急ぐ必要があります。私は従来の悪くなってから直すという方法から、悪くなる前にこまめに直すという早い段階でのメンテナンスが必要であると考えております。そこでお聞きいたしますが、本市の橋梁、道路の改修・補強計画についてお伺いいたします。

3点目に、公共施設の耐震補強についてお尋ねいたします。公共施設は災害発生時に行政の対策本部や避難所が設けられるなど市民の命を守る拠点となります。公共施設の老朽化問題について近年さまざま指摘されております。さきの東日本大震災を受けて、市民の安全安心を確保する点から一層注目をされております。一般的には鉄骨鉄筋コンクリートづくりの建築物の耐用年数は学校等で47年、またそのほかの建物でおおむね50年と言われております。そこでお伺いいたしますが、本市の公共施設の現状と今後の耐震補強計画についてお伺い

たします。

4点目に、空き家対策についてお尋ねいたします。空き家は全国的にふえ続けている状況であると聞いております。人が住まなくなった家は年月がたてば柱などが腐り倒壊の危険度が増す上、強風が吹けば壊れた戸や屋根などが近隣に飛ぶ可能性もあり、ごみの不法投棄や放火も含め火災発生も心配されております。また、子供たちのたまり場など犯罪の温床にもなりかねないと思っております。空き家の増加は景観上の問題だけではなく犯罪や放火の要因になることから、市民の方は日々不安を抱きながら生活されております。空き家問題で頭を悩ます点は、所有者の私有財産であるため現在の法律ではあくまでも所有者の管理責任となっており、近隣に迷惑状態になっていても第三者が勝手に解体や撤去など処分ができないことでもあります。あくまでも所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、一步踏み込んだ対処ができない状況であります。子供たちが独立し、残された親が亡くなると空き家になり、すべての親族が相続を放棄し、空き家の所有者が宙に浮いている事実上の存在しない空き家もあります。そこで空き家対策について調べたところ、条例の制定により所有者に対して一步踏み込んだ働きかけを行う自治体がありました。埼玉県在所沢市では空き家等の適正管理に関する条例を施行しております。大まかな流れは、1. 住民の方から相談を受けて市が調査、2. 管理不全とみなした場合、市長名で所有者に文書を送付し対応を勧告、3. 勧告に応じない場合は期限を決めて再度改善を命令、4. 正当な理由なく命令に応じない場合は該当する空き家の前などに所有者の氏名・住所を記した看板を設置するというものです。そこでお聞きいたしますが、空き家の適正な管理に対する条例の制定についてどのようなお考えをお持ちなのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、居住環境の整備について2点お伺いいたします。

1点目に、仮設住宅の整備についてお聞きいたします。東日本大震災後仮設住宅が建設されましたが、ほとんどの仮設住宅のおふろには追い炊き機能がなく、家財道具を収納するスペースも少ないため、家族が多い世帯は特に不便を感じております。公明党では、被災者の方が安心して暮らせる仮設住宅を目指し、こうした不便の解消を再三にわたり求めてまいりました。公明党宮城県本部では、昨年6月、7月とことし1月に県内の仮設住宅団地で総点検運動の実施を行いました。ことし1月のアンケート調査では、特におふろの追い炊きや物置の設置への要望の声が多くありました。こうした調査結果を踏まえ公明党のネットワーク力を生かし国会でも取り上げてまいりましたが、政府は仮設住宅のおふろについて、さし湯を

して入っていただくしかないとの答弁を繰り返しました。そういった中で公明党の国会議員の粘り強い訴えにより被災者の方の願いがようやくかない、仮設住宅への追い炊き機能の追加と物置の設置を行うことが決まりました。そこでお聞きいたしますが、一日も早い工事をお願いしたいと思っております。仮設住宅への追い炊き機能の追加と物置の設置について、整備の概要と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

2点目に、市営住宅の整備についてお伺いいたします。市営住宅は、住宅に困窮する低所得者層の市民の方々に、低額の家賃で住居の安定的な確保を目的としております。近年では市民の生活様式がより多様化する中、市営住宅でも人気の高いところとそうではないところとさまざまあると思います。高齢者の方にとりましてはエレベーターやバリアフリーの住宅などの声もあります。また、入居当時は若く元気だった方が、年齢とともに身体上に障害が出てくる場合が多々あります。今後はより一層住民ニーズにこたえられる市営住宅への取り組みが必要ではないかと思っております。本市の市営住宅の多くは昭和40年代後半から50年代にかけて建設されております。中には安全性に欠けるのではないかと心配される建物も見かけます。そこでお聞きいたしますが、これからの本市の市営住宅の建てかえ計画についてお伺いいたします。あわせて市営住宅の室内の修繕計画についてお聞かせください。

次に、交通安全対策、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。本年4月以降に登下校中の子供たちを巻き込んだ事故が相次いだことを受け、文部科学省では学校が地元の警察など関係機関との連携で通学路の安全点検を行うよう通知を出しております。本市におかれましても安全が確保されているとか言いがたい通学路が少なくない中、子供たちの安全を守るためには早急に点検調査を行い、問題があれば対応策の検討が必要であると思っております。また、事故を防ぐにはドライバーの意識も大変重要であります。実際に歩行者優先という基本が忘れられているケースが目につくときがあります。例えば横断歩道を挙げますと、道路交通法では横断しようとする歩行者や自転車がいないことが明らかでない限り、車は手前で停止できるよう減速をしなければなりません。ところが、横断歩道の端に人がいてもスピードを落とさずに通過する車が多く見られます。また歩道と車道の区別がない道路では、歩行者のそばを通過するときは、安全な間隔が保たれないときは徐行しなければなりません。しかし、かなりの速度で歩行者のわきを通り過ぎる車があります。怖い思いをされた経験のある方も少なくないと思っております。国土交通省の調査でも、歩行中や自転車乗車中の事故により亡くなる方の合計が51%を占めております。こういった点から、児童生徒の安全を守るために、通

学路の危険箇所の総点検を初めドライバーの安全意識の啓発や地域社会の協力などが必要となります。そこでお聞きいたしますが、通学路の安全確保について、本市の登下校時の安全対策強化への具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、放射能対策、放射能測定についてお伺いいたします。3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、食品の放射能汚染の問題が発生し、市民の皆様もまだまだ不安に思っております。現在本市では空間放射線量の測定を市役所、保育所、小中学校など49カ所地点で測定しておりますが、市民の方からもっと身近な場所の放射線量を知りたいとの声もあります。そこでお聞きいたしますが、身近な場所での放射線量の測定を希望される方へ個別の調査ができないものかと考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、4月より食品に含まれる放射性セシウムの暫定規制値が見直され、野菜類、穀類、肉、魚など一般食品は500ベクレルから100ベクレル、牛乳、乳製品は200ベクレルから50ベクレル、飲料水は200ベクレルから10ベクレル、また新たに乳児用食品が分類され50ベクレルと、厳しい基準となりました。規制値が低くなることを歓迎する声がある一方で、現在の検査体制への不満や不安、そして食品の安全性について疑問を持たれている方もおります。そこで、食品等の放射能についての正しい情報の提供を、ホームページだけではなく広報等を通じてさらに進めるべきと考えます。そこでお聞きいたしますが、情報の提供を見直し、市民の方の不安解消に努めるべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員より大きく4点についてご質問をいただきました。

初めに、防災対策についてお答えをさせていただきます。

学校施設等の非構造部材の耐震点検及び対策の実施についてというご質問でありました。塩竈市におきましては、子供さんたちが長い時間を過ごされます例えば保育所、学校施設については最優先課題として防災・減災対策を行うべきではないかという多くの議会の皆様方からのご意見等も参考にさせていただきながら、今日まで取り組んでまいりました。例えば小中学校及び保育所ではありますが、平成22年度までにはすべて耐震補強工事が完了いたしており、今回の大震災におきましても建物の構造に直接影響のある被害というものは発生してお

らないところであります。また、窓ガラス等の非構造部材につきましても耐震補強工事の際にすべて点検をさせていただいております。例えば窓ガラスについては学校、保育所ともにアルミサッシに交換する、あるいは交換できなかった窓には飛散防止用のフィルムを張るなどすべて対応をいたしておりましたため、大きな被害というものは発生しなかったというふうに認識をいたしております。しかし、何棟かの学校の体育館におきまして外壁、天井材あるいは照明器具等に亀裂や破損、落下等の被害がありましたことも事実であります。特に被害の大きかった外壁につきましては今回の復旧工事の際により耐震性のある工法を採用し、軽量の部材に交換するなどさらなる安全性の確保を図っております。ご質問の照明器具などにつきましては、保育所はすべて飛散防止カバーを取り付けさせていただいており、学校におきましても震災後直ちにすべての小中学校を対象に1灯ごとにボルトのゆがみやゆるみなどを点検し、安全の確保に努めたところがございます。学校施設は学校生活はもちろんであります。議員のほうからもご指摘がありましたとおり災害発生時の避難所となるなど市民の皆様も広く利用する施設でありますことから、施設の安全性を確保することは極めて重要であると認識いたしております。今後とも市民の生命を守るため保育所、学校施設等の非構造部材も含む安全点検を行いながら、より一層の安全確保に努力をいたしてまいります。

次に道路、橋梁等の耐震状況についてご質問をいただきましたが、本市の市道橋梁の数は20橋を数えております。このうち国の橋梁長寿命化に係る調査の対象となる橋長15メートル以上の橋は11橋でございます。うち耐震化工事の完了しております貞山大橋と昭和55年以降の新基準により設計された3橋については現時点で一定の耐震性を有しておりますことから、今後耐震補強が必要な橋梁は7橋と認識をいたしております。補強対策としては社会資本整備交付金事業を活用しながら順次耐震化工事を進め、早期の安全確保の向上に努めてまいりたいと考えております。これらの課題を早急に促進する手だてとして、津波浸水区域にある橋梁につきましては、現在復興交付金事業により整備に取り組む方策について国と協議をさせていただいております。残念ながら今の時点では基幹事業による採択は難しいとの返事がありますが、なお基幹事業が難しいとすれば効果促進事業も含めたあらゆる対応を協議しながら、早期整備が図られますよう予算の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、学校、保育所、市営住宅及び各庁舎等公共施設等の耐震補強についてご質問をいただきました。建築物の耐震改修の促進に関する法律により平成19年度に決めました塩竈市耐震

改修促進計画に基づき、当時の市有建築物の耐震化率74.5%を平成27年度末までに90%以上とする目標を設定し、耐震補強工事などの推進に取り組んでまいったところであります。現在の進捗状況でありますが、全体の市有建築物は106棟ございいますが、このうち耐震性を有する建築物が98棟となっております。耐震化率は92.5%で、現時点で目標の90%を超える状況となっております。特に震災時に避難所や医療救護施設となる学校や病院などの79棟については、すべてにおいて耐震化率100%を達成したところであります。なお、現在未改修の建築物は公共駐車場、児童館、清掃工場と事務所、魚市場、宮町分庁舎、旧新浜浄水場及びポンプ室の8棟であります。公共駐車場や児童館、魚市場、宮町分室は今年度中に解体や建てかえを実施いたしてまいります。また清掃工場と事務所につきましては平成25年度を目標に耐震改修を進める予定としております。また、旧新浜浄水場ポンプ室と事務室は平成15年4月の用途廃止に伴い現在普通財産として管理をいたしてしておりますが、被災被害等も発生いたしていませんことから、今後の施設の利活用計画を検討させていただく中で対応してまいりたいと考えているところであります。

空き家対策についてご質問をいただきました。まず空き家の相談窓口であります、市民の皆様方からのご意見やご要望を総合窓口として市民相談室での受け付けを行わせていただいているところであります。また、防災や環境といった観点や、さらには住宅の指導的立場からそれぞれ関係する部署と連携を図り、要望などへの対応及び日常の点検に取り組み、市民の皆様の不安解消に努めているところであります。空き家対策に抜本的に取り組むためにはやはり条例等の制定が必要ではないかというご質問でありました。本市では建物の所有者を確認し、安全対策の実施や場合によっては危険物の撤去などをそれぞれ文書でお願いいたしております。また、緊急を要する場合や近隣の住民に被害を及ぼすような状況下におきましては応急処置なども行わせていただいております。また、建物等を占有または管理する方のごみの散乱防止や清掃などの環境美化を促進する目的から、本市におきましては塩竈市環境美化の促進に関する条例を既に制定いたしており、本条例により環境整備等につきましても具体的、個々にご指導させていただいているところであります。空き家の管理についての強制力を持たせた条例の制定につきましては、今議員からご紹介いただきました先進事例としての所沢市や足立区、秋田県の大仙市などがあるようでございます。このように空き家につきましては全国すべての自治体が課題・問題として抱えているところであります。本市におきましても今のご提案を踏まえながら、今後具体的な対応策がどうあるべきかといったよう

なことにつきまして、そういったところからまず取り組みをさせていただきたいと考えているところがございます。

次に、応急仮設住宅のふろの追い炊き機能追加あるいは物置設置についてご質問をいただきました。仮設住宅のふろの追い炊き機能追加と物置の設置につきましては、応急仮設住宅入居者の居住環境向上のために、宮城県がこのたび追加整備を行うことを決定いたしております。その概要は、ふろの追い炊き機能は、既設のユニットバスに穴を開けまして既設の給湯器を取り外して、新たに追い炊き機能付きの給湯器を取り付けるものでございます。設置しますと、使用状況にもよりますが、これまでに比較し若干ガス料金がふえるのではないかとといったようなことがございます。また、水道料金が節減できるようなことも期待できるのではないかと考えております。また物置は間口が80センチメートル、奥行き75センチメートル、高さが180センチメートルの据え付け型のものでございます。いずれも入居者の希望に応じて整備がされることとなります。6月中に希望を取りまとめ、7月中旬以降に順次整備を行うことといたしております。仮設住宅で大変不自由な生活をされておられる方々の住環境の改善にお一層努力をいたしてまいります。

次に、市営住宅の整備についてであります。現在本市では11団地703戸の市営住宅と地域優良賃貸住宅を管理いたしております。そのうち昭和50年代までに建設され築後35年程度を経過した住宅は7団地350戸となっております。公営住宅法によりますと鉄筋コンクリートづくりの住宅の耐用年数は70年となっておりますが、近年のエコロジーを初めとする地球資源の有効利用を重視する社会情勢の変化から、耐用年数の半分を経過しても直ちに建てかえをするということではなく、維持管理を計画的に実施し、建物の寿命を延ばすような指導を国から受けているところであります。本市でも既存ストックを有効活用するために市営住宅の建てかえの検討の時期等についてはなお精査をしながら、よりよい利活用ができるような環境の醸成に努めてまいりたいと考えております。

各住戸内の修繕等についてもご質問をいただきました。定期的に修繕計画を策定し、そういったサイクルの中で必要な修繕等には対応させていただいているところであります。

学校の安全確保のための通学路の点検についてご質問をいただきました。通学路の安全確保であります。本市ではだれもが安心して地域で暮らせますよう、交通弱者に配慮した特定交通安全施設等整備事業を実施いたしております。この事業では、ガードレールやカーブミラー、道路照明あるいは歩道等の安全対策を計画的に進めることといたしております。しか

し、今年4月下旬に京都、栃木、徳島など全国各地で登校中の児童のとうとい命が失われるなど、大変痛ましい事故が相次ぎました。こうしたことから、本市では地形上歩車道が分離されていない狭隘な道路が多いことから、子供たちの安全を守るために、特に通学路緊急安全対策事業を実施することといたしました。今後も通学路に指定されております歩車道が分離されていない学校周辺の道路につきまして、路側帯をカラー舗装によって区分表示するなど、児童生徒の登下校時の安全確保に計画的な取り組みを行わせていただきたいと思います。なお、学校内での取り組みにつきましては教育長からご答弁をいただきます。

最後に、放射能測定について2点ご質問をいただきました。

初めに空間放射線測定についてであります。地域全体の空気中の放射線量の傾向がわかるようにするため、市域を約500メートルメッシュで区切り市内49カ所で測定し、このことから全体の状況が類推判断できますような情報を提供させていただいているところであります。身近な場所というご質問でありましたが、この全体の状況、空気中でありますので、ホットスポット的などということではなくて全体の状況から安全性を類推いただくということをお願いをいたしているところであります。なお、個別に測定する必要があるというような場所につきましてはその内容等をお伺いし、適切な対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

食品の測定結果の公表についてであります。まだまだ市民の目にとまらないのではないかとご質問でありました。現在、市ホームページの中で放射能測定結果について掲載をさせていただきますとともに、広報しおがまに放射能測定結果の一部を毎月掲載させていただいておりますが、なお引き続き検査結果につきましてより多くの市民の皆様方に理解いただきますような周知に努めてまいります。また、これとあわせて学校給食並びに保育所給食につきましては給食だよりも検査結果を掲載し、保護者の皆様に検査結果をお知らせさせていただいているところであります。いずれ放射能問題につきましては生活のさまざまな場面において関連がありますので、国及び県が実施する測定結果とあわせて市民の皆様により正確な情報が発信できるよう努力させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、学校の交通安全対策としてこれまで取り組んでまいりましたことについてお答えをさせていただきます。

基本的に交通安全指導の充実というのは、子供がみずからの命はみずからで守る力を醸成するということが基本になるかと思えます。そういった観点から、毎年交通安全教室を実施し、歩行や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方等について学習をさせております。また、小学1年生についてはまだまだそういった理解が乏しいものですから、先生方と一緒に安全に自宅に帰る練習を行っております。さらに春、秋の交通安全旬間には教職員による交通指導、巡視活動等を行い事故防止に努めておるところでございます。さらに日々の登下校時には、学校安全ボランティアを中心に登下校中の見守り活動を通して児童生徒の安全確保に取り組んでまいりました。東日本大震災以降は学校、保護者、地域住民が一体となって通学路の点検を実施し、主として交通安全や防災の観点から危険があると認められる箇所について確認し、随時改修や補修を関係機関にお願いしているところでございます。

特に今年度の取り組みといたしまして、4月下旬に大変痛ましい事故が相次いだことを受けまして、5月上旬に市内各小中学校を対象に通学路の危険箇所及び対策必要箇所の緊急調査を行いました。こういった経過に基づきまして、先ほど市長のほうから説明がありました路側帯をカラー舗装によって区分表示するなどの工事を行う予定でございます。具体的には通学路6路線について路側帯をカラー舗装することでドライバーに対して子供たちが歩く通学路であることがわかりやすくすることや、子供たちが意識して歩きやすくなるなどの効果が期待でき、交通事故の防止に大きく役立つものと思われるところでございます。

なお、今後の取り組みといたしまして、先ほど議員のほうからお話がありました文部科学省のほうで、全国の小学校を対象に保護者、警察、道路管理者、教育委員会や関係機関等が連携協働し、通学路の安全点検や安全確保を図ることを求めています。本市教育委員会では小学校だけではなく中学校においても危険箇所の点検を行い、対策案を作成し、対策案に従って計画的に施設整備を実施していく予定でございます。今後とも通学路における子供たちの安心安全が確保できますようご支援とご協力をお願いしまして答弁としたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきましてありがとうございます。これから順次確認をしてまいりたいと思いますけれども、同じ内容のことをもしかして聞く可能性もありますので、そのときは聞き逃したというところでご答弁をお願いしたいと思います。

それで本市の学校施設、今答弁にもありましたように平成16年度から耐震診断及び補強工事

に取り組みまして、平成22年度で全小中学校の補強工事が完了したと。それで耐震化率も100%を達成いたしております。その中で、このときも非構造部材におきましては通達等がありまして、一緒にそういう点検を行うようにという内容もあったかと思えます。しかし、東日本大震災においても学校施設の非構造部材と言われる天井、照明器具とか、そういった部分の被害状況がありまして、本市におきましては前の対策が十分であったために最小におさめられたということをお聞きいたします。それで耐震化されてから一番最初に、16年度から耐震化をされた学校などではやはり5年6年と経過しておりまして、そういったところの点検は、被害があったところはその補強の際に、改修の際に点検等を行ったとは思いますが、そういった耐震化から5年6年たっているところの点検等は行われたのか、その点をお聞きいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 学校施設のその非構造部の点検ということでございますけれども、学校では日常の施設の安全点検の一環といたしまして点検を行っているところでございます。また、震度4以上の地震が発生した場合には、昼夜を問わず担当の教職員が出勤いたしまして施設の安全を点検し、確認をしているところでございます。このような点検を通じましてふぐあいな場所というものが発見されましたときには、随時補修等を行っているという状況でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。今回、ことしの4月にも通達に来ておりまして、そういった非構造部材の点検を、学校保健安全法ということでその点検もその中に含むようにという要請とかも来ているとお聞きしております。今答弁にあったようにその中に項目を入れて点検をしていただいているということで、安心いたしました。

それで、先ほども窓ガラス等の落下防止等についてはサッシ等の交換または飛散防止フィルムを張って対策をしているというような答弁がございましたけれども、サッシを交換すればそういった飛散フィルムなんかを張る必要はないのか、そこだけちょっと確認をしたいと。

○副議長（鈴木昭一君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 窓ガラスにつきましては、大部分についてはアルミサッシに交換をということでございます。ただし一部の小学校については鉄製のサッシがあるところがございますので、そのようなものについては飛散防止のフィルムを張っているという

状況でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） その飛散フィルム、どれくらい張られているのか、その点、わかる範囲でいいんですけどもお聞かせ願えればなと思うんですが。

○副議長（鈴木昭一君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 私どもが把握しているところでございますと、第三小学校につきましては校舎の構造上鉄製のサッシということでございますので、第三小学校については飛散防止フィルムで対応しているという状況でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。それではもしほかにも飛散フィルム等のそういった対策が必要であると思われているところがありましたら。何か工事として行う場合はそういった財政支援があるお話も聞いておりますので、その辺の対策も今後行っていただきたいなということで要望させていただきますので、こういった非構造部材というところは大事ということで、耐震化だけじゃなくて両方大事だということなので、なお一層注意をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいかせていただきますけれども、橋、道路の耐震対策ということで市長のほうから丁寧なるご答弁をいただきました。補強が必要というところは7カ所ということでお話がありましたけれども、それには財源等いろいろ多大な部分があります。それで、公明党ではニューディール政策といたしまして、過去にグリーン・ニューディールとって観光分野への集中投資ということで家電エコポイントなどの制度を使いまして経済効果または雇用を創出するという政策を行いましたけれども、今回は防災・減災ニューディール政策として、老朽化した道路、橋または下水道管などといった更新に公共投資を行いまして災害に強い国づくりを促進するとともに経済の活性化を目指して新規まき直しをしていくという政策を提案しております。そういったところで毎年何十兆という予算を生み出して10年間で100兆円というような提案をしているわけですが、そういったところで今後予算等そういう枠組みが出てくると思ひますので、何とかこの7カ所についても前倒して早急に対策ができるようにと思ひますけれども、こういった政策は市長、いかが思ひますか。ご意見を願ひします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 橋に限らず道路その他ポンプ場、いろいろありますが、こういった公共

施設については、つくるときには一定程度国あるいは県からご支援をいただきながらというのが現行の制度でありまして、でき上がった後の維持管理はすべてその市町村が負担をするというのが一般的なルールでありました。今、直近で申し上げれば石油基地から牛生・芦畔のところ、抜けるところに貞山大橋という橋がありますが、あれをつい最近まで耐震補強を兼ねた修繕工事をやってまいりました。名目的には修繕ということではありますが、耐震構造物としてあいつた石油基地からの交通を考えるとやはりまず最優先で取り組まなければならない路線ということで取り組んだわけではありますが、残念ながら国費の補助というのが極めて低いわけでありまして。10%とか20%と。どういう取り組みをしたかということではありますが、例の石油交付金をこの事業に活用させていただきました。実は、橋の補強もですが、今の橋には落橋防止というのをつけなきゃならないことになっています。阪神淡路大震災のときに橋げたが落ちました。それによって2次的な災害が発生する等々を防止するためには、今、すべての橋に落橋防止装置というのをつけなきゃならないわけでありまして。橋が落ちてそれが下に落ちないでぶら下がるようにというような落橋防止装置をつけなきゃならないんですが、大変な費用であります。でありますので、長くなりましたが、議員のほうからニューディール政策という中で、もし計画的に国のほうの補助が認められるとすれば、我々は一時も早くこういう橋の耐震化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。では我々も地方のほうから何とかそういう施策ができるように取り組んでいきたいなと思っております。そういった際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして空き家対策に移りますけれども、相談窓口の一本化についてですけれども、市民相談窓口で電話して、空き家対策の件であればそこから環境なり土木なり危機管理の部分だったりそういったところに、市民は1カ所に電話していただければそこに繋がるということでよろしいのでしょうか。その辺確認をいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今おっしゃられたような形で、受け付けは一本化で対応できるような体制にしております。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。それで空き家なんですけど、本当に全国的に問題になっている部分ですけども、本市の空き家の数、そういったところを把握はできているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 直近の廃屋調査では、市内に154軒ほど廃屋がございます。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。これは浦戸等もみんな入っての話だと思いますけれども、その中では危険家屋というか、そう見られる数というのはどれくらいあるんでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 危険家屋という定義にもよりますけれども、私素人が見ても大体154軒につきましては危険な建物ではないのかなという印象は否めないという状況でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。本市においてはすべて危険な建物ということで、わかりました。

それで、空き家とかそういったところを解体する、所有者に解体費を助成する制度を設ける自治体もありますけれども、危険家屋がほとんどだということなんですけど、本市においてはそういったところは考えられるのか考えられないのか、できるのかできないのか、その辺をお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 市というよりも国のほうで、空き家再生等推進事業という制度がございます、その場合空き家の除去費用につきましては国のほうが2分の1支援するというふうな制度でございます。そういうことを踏まえまして地域の防災性や防犯性の向上につなげようという内容でございますが、本市の実態を申し上げますと、先ほど申し上げました150軒を超える廃屋に対しましての所有者というものがなかなか把握できないというのが現状でございます。大体8割程度がその財産相続とかいろいろな理由によりまして所有者がなかなか確定できないということで、その対応に先ほどお話があったように各自治体も苦慮しているというのが実態でございます。そういう状況を踏まえまして、国のほうではこの不動

産の適正管理を行うためにはやはり所有者不在・不明のそういう不動産のあり方について今検討しているところでございまして、我々といたしましてもその辺の国の動向を十分踏まえながら今後の対応策を考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。何とか、こういった相談も実際結構あって、どうしようもない部分が多いこの空き家対策というところだと思いますけれども、今後の対応に期待してこの件は終わりたいと思います。

それで次にいきますけれども、市営住宅の整備ということですが、市営住宅11団地で耐震化もすべて終わっているということをお聞きしております。70年が建てかえ基準というか寿命というお話がありましたけれども、玉川住宅はもう49年、50年となるわけですがけれども、その辺建てかえ時期は……、寿命を延ばすというお話もありましたけれども、どの辺を見ているのか、その辺だけちょっとお聞かせ願えればと。

○副議長（鈴木昭一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） お答えをしていきたいと思っております。

耐用年数につきましては鉄筋コンクリートづくりの住宅が70年というのが国から示されておりました、本来70年の半分を経過する35年を経過すれば補助事業でもって建てかえることも可能だよという話をこれまでされてきております。ただ一方では、近年のエコロジーといいますが資源を有効に使うという意味合いもありまして、近年では逆に維持管理を計画的に行いながら資源の活用を図りなさいということと言われてございます。我々も長寿命化計画を一定程度取りまとめしようとしているところでございまして、今回の震災を受けてさらに修正をかけているところでございます。またサンコーポラス等もありますし、それから今後整備をされていく災害公営住宅といったところの管理も含めて検討していくところとしております。なお、玉川住宅につきましては議員お話しのとおり築50年ということもございまして、前の改修計画におきましては建てかえまたは廃止というようなことで検討させていただいておりますが、そういったことで先ほどお話ししましたように震災以降の需要等も今後調査をさせていただきながら総合的に判断をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。それで建てかえのほうは、今お聞きしまして理解をいたします。

それでやはり長年住んでいる方だと、先ほどもお話ししましたがけれども身体上いろいろな障害が出てくる可能性があるんですけども、そういった方のために住みかえというかそういうお話があるわけですけども、本市ではその住みかえについて許可されるのかされないのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 阿部定住促進課長。

○建設部定住促進課長（阿部光浩君） ご高齢者の方で足が不自由な方などがいらっしゃる場合、同じ団地の中であれば、例えば5階から、1階の方があけば1階のほうに移っていただくといった配慮はいたしております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。

もっと質問はあるんですが、時間の都合上、次の通学路の安全確保について最後に質問をいたします。今答弁では通学路の点検を行って、緊急の対策として路側帯のカラー舗装を行うということで5カ所ありますけれども、この点でもう一つ、縁石があると思うんですが、縁石に蛍光塗料を塗るのも一つの対策でありまして、ドライバーにとっては縁石の切れ目がわからなくてそこに乗り上げるという、そういったこともございますので、そういうところもあるのかなと私は思っております、通学路については危険また盲点がないか、また点検により一層安全対策を本当に私も強化しなければならぬと思っております。それで通学路の安全点検の調査結果、どれくらい危険箇所があったのか、またどれくらいの今年度対策を講じられるのか。カラー舗装はわかっていますが、その辺がわかればお話を聞かせていただきます。

○副議長（鈴木昭一君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 全部で46カ所、各学校から出てまいりました。この中には暗い場所であるとか横断歩道の設置が必要であるとか、それから一部路側帯がないとか、速度規制表示が欲しいであるとか、中には不審者が出たのであるというようなことも出ております。この中で特に緊急性の高いところ、そして歩車道が分離できない細いところについてカラー舗装をするというところがございます。それから県道や標識につきましては、公安委員会であるとか関係のところを依頼をしているところであります。さらに8月に警察と一緒に現場

を見るということでもありますので、その際にさらに緊急度に応じて対処してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（鈴木昭一君） 2番小野幸男君。

○2番（小野幸男君） わかりました。危険箇所で交差点等は今塩竈でも歩行者と車の分離をさせる信号機等もふえてきておりますし、横断歩道とか信号機を取り付けるということで私も何回か要望をさせていただきましたけれども、やはりそういったときには待機場場というか避難場所がないとつけられないとか、そういういろいろ規制がございますけれども、市民の協力でそういう待機場場所を本当に協力しますという方もいるかと思うんですね。ですからそういった方にその待機場場所を提供していただくときはそういう声がけとか、ただ単に規格があるからできないとかじゃなくて、そういう対策も講じながら、より安全対策をしていただきたいなと思うんです。またあと住宅地から大きいところへ出るときに、横断歩道がわきにあるんだけど右側、左側の壁が邪魔になって本当に危険だというときは、そういったところも市民からの協力があれば排除できるのかどうかちょっとその辺はわかりませんが、その辺の対策とかいろいろあると思いますので、本当に子供の目線、そしてまたはドライバーの目線といったところにも重点を置きながら、今後なお一層交通安全が図れるように努力をお願いいたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で小野幸男君の一般質問を終了いたしました。

次に、4番田中徳寿君。なお、田中徳寿君は一問一答方式にて一般質問を行います。（拍手）

○4番（田中徳寿君）（登壇） かいしんの田中徳寿でございます。今回一般質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

私の1番目の質問は、市民の健康管理に関する放射能の監視体制について、塩竈市の現状についてお伺いいたします。また、塩竈市として企業、商店、生産者の放射能被害による検査費用や風評被害による損害賠償を求めることを考えておられるのかお伺いいたします。

2番目に、浸水地区の道路の路盤の高さは浸水地区ごとに既に路盤の高さが決まっているのかをお伺いいたします。そして路盤のかさ上げされた道路より低い住宅や非住家はどのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

3番目として、塩竈市を再生するためにどの業種に光を当てていかれるのか、そして企業誘

致対策を市役所の総力を挙げて取り組むべき課題としてとらえておられるのか、市長にお伺いいたします。次に、雇用先の確保対策として、企業誘致による雇用の受け皿づくりだけでなく、雇用対応事業はこれからも継続的に続けていかれるのか、市長にお伺いいたします。

4番目として、市役所の経費の削減について、現在の対応の仕組みをお伺いいたします。次に、経費削減について、復興交付金などを活用した積極的な対応についてお考えがあればお教えください。

以上4点を質問いたします。市長の明快な答弁を期待して、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 田中議員から、大きく4点についてご質問をいただきました。

答弁の内容がご質問の趣旨に沿っておりますかどうか若干不安ではありますが、思いを伝えさせていただければと思います。

初めに放射能対策であります。質問の要旨の中で、放射能対策として市民の安全対策はどうであるかというご質問でありました。空間線量測定については先ほど小野議員のほうからもご質問をいただきましたとおりであります。市内49カ所を設定いたしまして、面的な広がりを持たせた中で、その間の空間線量については一定程度類推いただけますような情報提供をさせていただいているところであります。若干場所をふやすべきではないかというようなご質問等々も先ほどいただきました。そういったことも踏まえながら、より精度の高い情報が市民の皆様方に身近なところで提供できるような取り組みをあわせて行ってまいりたいと思っております。また、食品の放射能測定体制であります。基本的には先ほどご説明いただいたとおりであります。末端自治体としてはその国・県で出されます情報を補完をさせていただく形で、より市民の方々に一番身近な場面、具体的に申し上げれば食べる段階で本当に放射能がどの程度含まれるのかということをご理解いただけるような測定体制にしてまいりたいと思っております。したがって、今後は市民の方々の持ち込みをされる食品についても対応させていただきますとともに、特に学校あるいは保育所といったような分野については、なお体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。さらに毎日飲んでいただいております水道水ですが、これらについても定期的に外部機関に精密検査という形で本市では委託をさせていただいております。その結果につきまして、も広報紙並びに水道だよりでお知らせをさせていただきますが、どうも私どものほうの広報

がまだまだ不足しているようであります。そういった広報活動の強化ということに取り組んでまいりたいと思っております。

2点目であります、損害賠償についてご質問をいただいたということでもあります。国では文部科学省に設けられております原子力損害賠償紛争審査会におきまして昨年8月に、東京電力株式会社が賠償すべき損害についての中間指針を策定いたしております。大変けしからんことではないかと思いますが、宮城県等がこの中から外れているわけでもあります。一方多くの市民の皆様が放射能汚染問題の恐怖にさらされているわけでもありますし、事業者の方々は日々風評被害で経営の危機に立たされているわけでもあります。この状況は単にその被災地、発災地だけではなくかなりの範囲に及ぶわけでもありますので、ぜひ国のほうにはそういった地域にもしっかりと目配りをしていただきますように要望してまいっておりますし、今後さらなる声を上げてまいりたいと思っております。

一例を挙げさせていただきますが、中間指針では避難区域、警戒区域等にお住まいの方々についての損害賠償や政府等による出荷制限指示等がなされることになっておりますが、損害賠償については一定の方向性は示されているものの、例えば今申しあげました風評被害で大変な思いをいたしております宮城県の水産物については損害賠償対象地域外という扱いであります。また、その他の風評被害につきましても事例ごとに個別具体的に判断しなければならないという状況であります。現在市が実施しております放射能対策に係る諸経費につきましては国に対して財源措置を求めておりますが、取り上げられていないという実態であります。また企業、商店、生産者の方々の損害賠償請求につきましては、現行では直接東京電力に損害賠償請求を行っていただくということになってしまうわけでもあります。今月11日には水産振興課が水産業界の方々と同行し、東京電力との損害賠償に係る協議に連携を図って臨ませていただいたところでありますが、今後市といたしましても情報収集と周知に努めますとともに、これら損害賠償請求に向けまして関係機関としっかりと連携する努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、道路の路盤高についてご質問をいただきました。初めに全般的なご説明をお許しいただければと思いますが、災害復旧事業につきましては基本的には原形復旧が原則とされております。また復興交付金事業であります、例えば地盤のかさ上げに代表されますような質的な改良を含む内容も認められる制度となっております。塩竈市におきましては、これらの2つの事業を状況に応じて事業制度を使い分けしてまいりたいと考えているところであります。

す。被災を受けた地域の地盤の高さについてというご質問でありましたが、今申し上げましたように浸水区域のうち港町、北浜、藤倉につきましては復興交付金事業を活用して区画整理的なまちづくりの手法を模索しているところでありますので、今現在ではまだ地盤高というものは決まっておらないというふうにご理解をいただければと思っております。その他災害復旧事業ということで着手いたします主に道路整備につきましては、ほぼ旧来の地盤高まで道路復旧ができるということになっておりますので、おおよその地盤高が決定しつつあるという状況でございます。

こういった災害復旧事業あるいは復興交付金事業で残念ながら救済されない市民の方々の取り組みについてというご質問でありました。特に店舗や工場、事業用地につきましては規模も大きく、個々人のご負担というのは大変な状況であります。今後もさまざまな手法を模索させていただきますとともに、一般住家等につきましては塩竈市宅地防災支援対策事業ということで現行取り組みをさせていただいておりますが、上限額が20万ということで、まだまだご不安、ご不満等が寄せられている状況であります。今後なお精査をいたしてまいりたいと考えております。

次に、本市の将来に向けたまちづくりの中で特に重要な役割を果たすであろう企業誘致等についての受け入れ体制、今後の取り組みについてというご質問でありました。この取り組みであります。本市の基幹産業であります水産業、水産加工業を初めとする産業の低迷は、本市の解決すべき重要な課題であると理解いたしております。第5次塩竈市長期総合計画の基本構想で定めた3つの重点戦略であります定住、交流、連携のすべてにおいて産業の活性化を具体的施策に掲げておりますが、震災の影響も加わり、産業の活性化による本市の再生は喫緊の課題であると認識をいたしております。本市のこれまでの企業誘致への取り組みといたしましては、将来的な税収の増大や雇用の拡大、さらにはにぎわいの創出などを目指し、国の企業立地促進法に基づく固定資産税の課税免除制度や市の独自の施策として企業立地奨励金あるいは雇用奨励金の交付及び法人市民税の控除を制度化したいいきいき企業支援条例を活用し、これまでに新規進出4社を含め8社の企業支援を行ってまいりました。まだまだ足りない状況であります。昨年の東日本大震災によって被災した地域における復興推進事業の支援策として国は東日本大震災復興特別区域法、いわゆる特区法ですが、これに基づく税制の特例制度を設けました。本市も本制度を活用すべく、宮城県や県内自治体と共同での民間投資促進特区、新浜地区の漁港背後地あるいは港湾の関連区域であります。こう

いった地域をものづくり特区として位置づけました。さらに本市単独での千賀の浦観光推進特区の認定を受けたところでもあります。これはマリゲート周辺から本町周辺にかけてであります。復興特区制度につきましては市のホームページで掲載をさせていただきましたほか、5月に商工会議所の会員を対象とした説明会を開催し周知に努めておりますが、現在この特区関係の申請企業はまだ4社にとどまっておりますことから、今後は周知方法をなお検討させていただきたいと考えております。これまでも東日本大震災の影響で本市に進出を新たにいただいた企業もございますが、現在の他の被災沿岸部からの移転や、この機会に被災地への移転と、逆のケースであります。企業の動きもございますので、企業誘致や復興特区についての相談や申請を受け付けております産業環境部並びに関連する各部の体制内での連携をなお密にしながら企業誘致、そして結果といたしましては本市の経済の活性化というようなことに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に雇用先の確保についてご質問をいただきました。ハローワーク塩釜によりますと、管内の平成24年3月末の新卒者の企業内定率はほぼ100%と高い数値となっております。その理由としては、やはり昨年度は震災復興関連で県外からの求人がふえたためと分析をいたしておりますが、一方では雇用のミスマッチというような問題が発生していることも事実であります。また、職種における求人、求職のアンバランス等もありまして。ハローワーク塩釜管内の職業別常用の有効求人・求職者では、特に事務的な職業や販売、営業では残念ながら低く、建築、土木関連が突出して高いというように業種によりまして大きな差があり、雇用情勢全体としてのミスマッチが発生しているというふうな認識をいたしております。ぜひ行政といたしましてこのようなミスマッチを解消し、より多くの方々が自分の能力に合った職種を選択できますような機会創出に努めてまいりたいと考えております。

市役所の経費削減についてご質問をいただきました。今、本市はさまざまな行政課題を抱えております。今申し上げました産業振興あるいは定住促進等々もその大きな課題でございます。残念ながら大変財政が逼迫いたしておりましたために、まずは自分たちの身近な改革をということで行財政改革あるいは定員適正化計画というようなことに取り組みをさせていただき、一定程度の効果が発現されつつあるものと考えております。そういった矢先の大震災の発生であります。大変恐縮ではありましたが、定員適正化計画あるいは行財政改革等についても一時凍結という扱いをさせていただいております。理由を申し上げます、例えば職員の絶対数が足りない、あるいはさまざまな事務事業が拡大してきているという中であります

ので、職員個々の資質の中でしっかりとそういった進行管理を行いながらも早急な震災の復旧復興ということをまずは大命題とさせていただいたところであります。そういった中で何か特別の解決策はというご質問でありましたが、特別な解決策というのはなかなか難しいというのが率直な感想であります。しかしながら、まずはできるものから勇気を持って我々は率先して取り組もうということを職員には再三再四申し上げております。例えば事務用費の問題でありますとか、今庁内で抱えている事務事業をアウトソーシングすることによって経費の節減が図れないかといったようなさまざまな課題を与え、一つ一つに答えを求めております。今後も、小さいことからと言われるかもしれませんが、そういったことから私を初めしっかりと取り組まなければならないということが私の認識でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 大変丁寧な説明ありがとうございました。

今までの中でどのようにしたらお金を生むのかということはずっと考えてきました。今回4番目の質問の経費の削減から一問一答に入らせていただきたいと思います。

何年か前、市長は病院を支えるために水道部の資金を病院に提供したやに記憶しております。ある会社の社長さんが経営不振の会社を応援するときに、まず事務用品を一括して配給するシステムを導入していました。それは経費の削減の意識づけの始まりだと思っているからです。私のうちの机の中にも鉛筆立てがあります。3つぐらい机の上を見たらありました。その中に十数本の鉛筆とボールペンが入っておりました。果たしてそれで経費削減できるのかなと私も感じております。そういう身近なことから、もしかしてその会社は伝票1枚を上司からもらって、その判こを持ってそののところにとりに行くそうです。そういう仕組みが今この震災から塩竈市が復興するときに必要な仕組みなのかと考えておりました。それでお聞きしたいのであります。塩竈市のリースの自動車とリースのコピー機械は幾らぐらい、何台あってどのぐらいの費用が年間かかっているのかお教えいただきたいのであります。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 水道会計のほうから病院会計にというお話でありましたが、このことについては貸し付けでありまして、今計画的に返済をいたしておりまして、間もなく水道会計から借り入れた部分については病院会計のほうから返済というようなことでありますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。

また、リース等については細かい数字でありますので、私からではなくて担当部長からご答弁をいたさせますことをご理解いただければと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） ご質問にございましたコピー機それから公用車のまずそれぞれの台数というお話がございました。まず公用車につきましてはこの6月の1日、初旬の現在で128台、それからコピー機につきましては39台というふうなことで今管理をさせていただいております。なお費用につきましては今ちょっと、大変恐縮です、予算書等持ち合わせの資料がございませんので。ただ、債務負担行為という手法で両方ともリース契約を行っているという状況にございますので、債務負担行為でたしかそれぞれ数百万単位で予算は計上しているという状況にあらうかと思っております。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） ちょっと勘違いしないでいただきましたかったんです。先ほど申した病院のことは、非常時にそのような手法がとれるのであれば、リースを現金購入に充てる仕組みをつくって、そのリース代で元本を返済していけば経費が浮くのかなと考えているからであります。今、128台、現金購入されているのか、リース費用でされているのか、1台幾らなのか、その考えができればかなりの金が浮いてくるのではないかと思っておるからであります。リース満期の期日が来るものからそのような手法で経費削減をしていけないのかという考えの一端であります。そのとき、お金がないというのであればお金があるところから市長が借りてくればいいんじゃないかと思っただけの話であります。非常時にそのぐらゐの手法が市長には許されるのじゃないかと思っっているからさっきの発言があったわけであります。今、市長は経費を削減して復興に、市民のために充てたいと思う心を述べられております。そのような一端を使うことによってお金が浮いてくるのではないかと考えているからです。どのように考えているのか教えていただきたいのです。

○副議長（鈴木昭一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まずリースと一括購入というお話がございました。もちろんリースにするということはリース料率という形になりまして、当然ながらその会社に対するいわゆる利子的なものがかかってくると。例えば車両でいきますとおおむね5年間、それに係るリース料率が何%ということで月額を支払いが決まってきます。当然ながら購入経費よりもリースによって契約することによっての利率分、利子分がかかってくるということ

では確かに購入のほうが安いというふうな言い方ができるかとは思いますが、ただ、最近のそのリース契約の内容というのが大きく見直しがされまして、例えばその車両管理に関する経費、例えば車検代でありますとか、あるいは冬場用のスタッドレスタイヤ、こういったものも含めまして今リース契約というのできるようになっております。つまりはどういうことかといいますと、間接的にかかる例えば我々のような人件費、いろいろな管理経費にかかる人件費等も実はそのリースに含まれるという形になりますので、いわゆる通常でいきますとライフサイクルコストという面からすると一概に、詳しい計算はしておりませんが、一括購入という形を含めても差が余り生じてはいないんじゃないかということも一方では言えるんじゃないかというふうに考えられます。それから資金のお話がありました。資金的には当然ながらさまざまな資金があると。例えば財力的にはまだ余力がありますほかの会計から資金繰りをするとか、あるいはその貯金として持っています基金からの一時的な繰替運用という方法もあるかと思えます。ただあくまでもその資金というもの、基金というのはそれぞれその使用が実は条例上決まっていると。決まっていないのが財政調整基金ぐらいであって、あとの用途は決まっているということですね。したがってあくまでも基金、こういった資金の使い方は一時的にその資金不足が生じた場合、つまり出ていくお金、契約がどんどん進み支払いが先にいきますと。入ってくる補助金、起債が年度末あるいは出納整理期間しか入らないといった場合のその資金ベースでの不足が生じた場合の繰替運用、いずれにしてもそれは充当して使うということではなくてキャッシュフローベースで少なくなった場合に活用できるということになりますので、この辺の資金、お金についてはきちんとその用途制限があるということになりますので、その辺は使えるものと使えないものがあるということが言えるのではないかというふうに思います。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 確かに正論であるかと思えます。ただ非常時に、この役所がマリゲートに貸し出した法則あるいはそのような法則を経費の削減の中で使えないかと。それからもう一つもう一度伺いますけれども、リースの料率が普通の料率なのか、アドオンなのか、そういうことがわかっていらっしゃるのか。金利の計算方法が間違いなく計算できているのかどうか。128台も持っていたら、4年であれば約30台、毎年借りかえていくわけじゃないですか。30台の車をキャッシュで買ったならどのぐらい安くなるのか。自明の理ではないでしょうか。それを定価の販売の中で考えていかれることが果たして正しいのか。ひとつ実験をし

てもらいたいのであります。仮に30台、軽だって百何十万、私だってわかりません、車の値段は、正確には。ただ、四、五千万の金が、現金を用意すれば、それからリース料が出ていなくなるわけです。他人に任せる経費が果たして安いのでしょうか。手が省けるからコストが安いという考え方が果たして正しいのでしょうか。手をかけてやってもコストが安くなる仕組みが、必ずどこかに知恵を働かせてくれるものだと考えております。この問題は幾ら議論しても多分ここではちがいがあかないと思います。ただ、そういう考え方で新しい道を模索していただきたいのであります。この問題はここまでにします。

次に、放射能対策についてお伺いします。私が心配していたのは、水産物の流通段階での即日停止ができるかどうかだと思っております。この間、ある市場でそのようなことが起きました。簡易測定器で測定していることが果たして産地として正しいのでしょうか。精密検査をしたら数日かかる。それで産地と言えるのでしょうか。そういうことをお聞きしたいのであります。ほかがこのようにしているからこうやるんだではなくて、市場を守っていくんだという使命感が、市場管理者としての使命感がどこにあるのでしょうか。我が塩竈市から出ていく水産物は管理もされた、風評被害ももろともしない水産物と唱えていただきたいのであります。できたら塩竈市のマークを張っていただきたいのであります。この間、買い物に行きました。そこには堂々とゼロベクレルと書いてありました。悔しい思いをしております。ゼロベクレルでなければ買わないのでしょうか。でも正確な資料を作成し、それで市場に受け入れられる努力をしていくことこそが、産地市場を持つ行政のあり方でないかと思っております。お答えをお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 水産物の放射能測定についてご質問をいただきました。今現在は県から貸与を受けております簡易型の測定器で1日5検体ぐらいをチェックさせていただいております。今まではなかったということではあります、今後ということについては議員からご質問いただきましたとおり、直近では最近、某産地市場で結果的にそういったものが一部流通にということについては私も了知をいたしております。今、市場の関係者もこういった問題にどういうふうに対応できるかということについて検討させていただいております。例えばそういった材料が前日に入って、市場に上場する前に検査ができる体制であればいいんですが、当日例えば市場に上場されるものをどうやって検査をするかということでもあります。検体がないことには検査ができない。ですから、我々は理想と現実のはざまにあるわけであ

ります。じゃあその当日揚げた魚については市場に上場しないで1日ぐらい置いておきますよと。これは恐らく塩竈には生産者の方々が寄らないということになってくるんじゃないのかということを懸念いたしているわけでありまして。そういったことも踏まえまして、関係者の方々は、今後例えば早い時間であってもその検査すべき魚を提供いただければ、早い時間からでもやろうかという検討を今始めていただいております。でありますので、今後のその取り組みについては、ただいま申し上げましたような課題というのがまだ残っているということをご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 確かに市長のおっしゃられるのが現実だと思います。でも、少しずつ、少しずつ前に進めていくべきだと思うんです。簡易測定器が1台しかなかったのが9月まで4台になると。それも前進だと思います。そういうことをしながら、一つは消費者にアピールする仕組みも必要なんだと思います。逃げてはいけないんだと思います。一つ一つ前進させていくべきだと私は考えております。ぜひそのように頑張ってくださいたいであります。そういう姿を見せることが市場と全国民からの信頼だと思います。今、私はこの問題を聞くときに、知り合いの加工屋さんに聞きました。売り上げが急減しているそうです。大変悲しい話であります。そういうことを少しでも取り除いてやることができないかと考えております。それには皆さんの知恵が必要だと思っております。少しでも前に進めること、少しでも生産者であり市民がよくなる方向に持っていく努力をいつもしていただきたいのであります。これで放射能の問題は終わります。

次に、企業誘致対策なんであります。今、この市役所は、何十年も前から不幸にして市役所が一体化しておりません。窓口がばらばらであります。不幸にもこの東日本大震災によってもっとばらばらにされました。それでも企業誘致であったり市民サービスに対応していきなかなきゃならない立場に立たされているわけでありまして。その中で一番大切なのは何かと、私を感じたことは、一つの部がやっていることを全部の部が知らななきゃいけないということなんであります。あちらの部がやっているんだけれども、おれたちわかんないんだものねというやり方では、企業誘致はできないんじゃないかなと思っております。それを徹底してしていかないとできないんじゃないかと。もしかしてある社が産業環境部に補助金があるから私どもは出たいという相談が来たときに、建物を建てるときに建設に行つて、水道の問題で水道部に行つて、社員はどうするんだ、保育所は、じゃあ不動産はというときに、すべての部を

回らなきゃならないわけでありまして。そういうことに対してどのような仕組みをこれからつくっていくかということが問われているんだと思います。現状はなかなか変えられません。でも、意識を変えることだけは簡単だと思うんです。その案内の中に、一つ一つの部の中で、教育の、学校の現場の中でさえ編入届が来たときに、そういう社員がいるかもしれないんです。だから教育委員会は関係ないんだとは言えないんです。保育所でもそうなんです。すべての部門が、市役所が担っている公的部門がすべて窓口なんです。

それを私に気づかせたのは、二、三日前の論説でした。あるホテルの経営者が言いました。ホテルはすべてのことがうまくいっても、たったひととき、帰るときに嫌な思いをしたらもう二度と来てくれないんだということでもあります。どんなにすばらしいサービスをし、幾ら喜ばれても、たった1カ所のミスでもう二度とそのお客さんはこのホテルを利用しないと書かれてありました。マイナスなのであります。私はそのとき初めて、役所もそうではないかと。一生懸命頑張っている姿を目の当たりに見ているからであります。ただちょっとした疲れからの言葉の乱れ、書類を配布することの心の足りなさ、すべてあるんだと思います。でも、今、このまちに魅力を感じて来てくれる企業があるのであるならば、未来のこのまちの繁栄のために心配りをさせていただきたいんであります。

補助金の問題でもそうであります。どの役所に行ったらいいのか、どの窓口に行けばいいのか、わからないのであります。たった一つ私が感じていることは、してあげるといふ心から、迎え入れるといふ心に変えていただきたいのであります。そのときこの行政が、ほかの町と違うと言われる光を放つと私は感じているからであります。今、このまちは東日本大震災で岐路に立っております。明るい未来か暗い未来か私にはわかりません。ただ、みんなが一生懸命心をついにし、佐藤 昭市長のもとに一つにしていくことが、このまちの行政を、市民を、このまちで集う人たちを、働く人たちを明るくしていく源だと思います。現状は足りないことだらけかもしれません。でも、心配り一つできればできるんでないかと思っております。すべての事案だと思います。そういう行政体になってほしいんです。

震災から復興して一番早く瓦れきがなくなった、一番早くいろいろなことをしたと言われております。あるいはきのうも徹夜で働きながら会議をしておりました。そういう姿を見ると心が打たれます。でも、その打たれる心もたった一つのミスが市役所全体を変えてしまうんです。だから頑張ってもらいたいのであります。それはこの地に生まれ育つ塩竈を愛する子供たちのためなのであります。私どもももう60を過ぎました。長いことありません。でも今、あし

た産まれる子は、この地で育てば何十年とこの地で生きていくわけであります。その子のためにもそういう行政体であってほしいんです。そして負け戦を勝ち戦に導くものをつくっていただきたいんです。それにはここにいらっしゃる皆さんが一人一人迎え入れる心でそういう仕組みをつくっていただければできると思っております。市長、どういう考えか教えていただきたいんですけれども。よろしく申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 田中議員の人生観をお伺いしたものと思っておりますが、ただ、我々行政としての思いもございませう。個々の企業誘致についてはさまざまな思いがあります。一人一人違う思いであるかと思っております。同じように行政課題というのは共有しながらも、その行政課題の解決の手法というのは一人一人が違って当たり前なんだと思っております。要は目的が達成されるということの、目的達成型のというのが今の社会全体の風潮であります。しからば行政もそうなのかということでもあります。目的が達成されればそれでいいのかということではありますが、実は行政というものはそうではないのではないかと私思っております。目的が達成される過程というのも実は問われているのが行政ではないかなと思っております。ただ単に、起点と終点が決まっていますと終点に行けばどこを行ってもいいですよというのでは行政はないということでもあります。常に公明正大に、どなたにもわかっていただける、それから大勢の方々にご理解をいただけるというさまざまなハードルがあるわけではありますが、そういったことを一つ一つ乗り越えていく過程も含めて行政というのはその評価を問われているわけです。今いみじくもおっしゃったとおりであります。

例えば24時間寝ないで仕事をして、ちょっと一言何か不都合があればその部分を問われるのが行政であります。私は職員にはそういった大変厳しい要求をいたしております。本当に職員一人一人の立場を思うと自分でも胸が痛む場面がありますが、でも、我々は行政のための仕事ではないですよ。市民の方々のための仕事をやっているというのはそれぐらい厳しい、つらいことなんだということを申し上げさせていただいておりますし、私も思いはそういう思いで行政に取り組みをさせていただいているつもりであります。先ほど申し上げましたとおりであります。100点満点を目指す。ただし職員も人間でありますので、例えば50点でとまってしまふ、60点でとまってしまふということもあります。そういったときに我々がそういった職員とどう対峙していくかということが、今田中議員が言われた部分なのかと思っております。100点満点じゃなければだめだということでは、やはりなかなか全体が停滞してし

まうということになりはしないかということでもあります。そのすき間を埋めていくのが、まさに管理者の役割ではないかなと思っています。私、副市長あるいは教育長、その他各部長であります。

そのために、組織としての意思を統一するために、たびたび例えば庁議でありますとか対策本部会議でありますとかさまざまな会議を持たせていただいております。その中で各部が抱えております課題、問題については広く議論をするということにさせていただいております。これは単に例えば議会あるいは予算ということだけではなくて、通常の課題の中でこういったことに迷っているよというのをどんどん話していただきたい。それらを経験した者あるいは経験しなくても、こうあるべきではないかということの意見交換をさせていただきながら、よりよい塩竈市を目指していこうということにさせていただいております。なおかつそういった場で議論したことについてはそれぞれの部あるいはそれぞれの課に持ち帰って、部の会議、課の会議というものを開催していただいて、できれば末端の職員一人一人が同じ思いであればということ今取り組ませていただいております。

なかなか難しい課題でありまして、私も時々悩んでおります。しかしながら、思いは全くそういうことありますので、今後もなお一層の努力をいたしながら、最終的にはやはり市民の方々の福祉、社会福祉の向上というところに必ずつなげてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） ありがとうございます。私は100点満点を望んでいるわけではないんですけれども、一つ一つ、来られる方々に対してどのような仕組みをつくり上げるかということが大事だと申し上げたわけでありまして。それには各部が共通するものを早くつくり上げていただいて、それが窓口で、あるいは役所の隅々でできることを望んでおります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で田中徳寿君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明22日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月21日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 阿 部 かほる

平成24年 6 月 22 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成24年6月22日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	震災復興推進局長 兼 政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼 会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政 策 課 長	阿部徳和君
市民総務部 財 政 課 長	荒井敏明君	市民総務部 税 務 課 長	赤間均君
健康福祉部 保 険 年 金 課 長	佐藤俊幸君	産業環境部 商 工 港 湾 課 長	佐藤修一君
産業環境部 環 境 課 長	村上昭弘君	建設部 定 住 促 進 課 長	阿部光浩君
建設部 土 木 課 長	川名信昭君	市民総務部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業 務 課 長 兼 經 営 改 革 室 長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼 総 務 課 長	鈴木正信君
水道部 営 業 課 長	菅原秀一君	水道部 工 務 課 長	大友伸一君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教 育 部 長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
選挙管理委員会 事 務 局 長	遠藤和男君	監 查 委 員	高橋洋一君
監 查 事 務 局 長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は電源をお切りになるように
よろしく願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番西村勝男君、10番菊地 進君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。7番阿部かほる君。

なお、阿部かほる君は一問一答方式にて質問をいたします。（拍手）

○7番（阿部かほる君）（登壇） 6月定例会一般質問2日目となりました。自由民主の会の阿
部かほるでございます。

去る20日未明、宮城県を通過いたしました台風4号、大潮と重なりまして大変心配されましたが、被害も最小限に食い止められました。市長初め職員の皆様には不眠不休で対応して
いただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、第1番目に、被災建物解体後の課題。

まちづくりについて、全体復興の青写真の早期作成と交通網の再検討についてお尋ねいたし
ます。塩竈市の震災による復旧復興については震災復興計画に基づき、また、まちづくり
については第5次長期総合計画に将来の都市像、そして、それを実現するための重点戦略を掲
げ推進しているところではありますが、震災から1年3カ月、復興に向けての具体的な姿がま
だ見えない中で、市民の中には将来設計を描けずに苦悩している方もいらっしゃると思
っております。特に被災した建造物の解体後の跡地の利活用についてはできるだけ早く全体復興
の青写真を市民に提示することが今最も求められております。住宅につきましては暮らしや

すい居住環境の整備、早期商業地の再生、工場等については働きやすい環境整備を基本に置き、必要に応じて目に見える将来像を提示してほしいと思います。また、防災、救急を念頭に利便性を高めるために今ある道路がこれでいいのか、再検討も塩竈再生を果たす大きな課題であると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

2番目に、復興再生の街並み景観。

観光資源としての視点から街並みづくり景観条例の制定についてお尋ねいたします。塩竈市は、日本三景の一つ松島に隣接し、塩竈神社などの歴史的建造物などがあり、観光資源に恵まれ、行政も観光客の誘致策に力を尽くしているところではありますが、まちづくりの中に観光資源としての街並みづくりの視点がまだ十分できていないのではという声が聞こえてまいりました。水族館の誘致も実現化する中で、塩竈市の歴史、文化を十分に考慮に入れた町並みを構築していく取り組みが必要になってくるのではないのでしょうか。そのガイドラインとして、既存の景観条例を見直し、新たにあすを切り開く理念、目標を定め、対象計画区域を設定し、屋根、壁面、生け垣などに助成を行う施策を盛り込んだ新条例を制定して市民に協力を求めるのも一つの方法ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

3番目に、災害時に避難道路。

各地域集会所、避難所へのアクセス道路の整備についてお尋ねをいたします。塩竈市では、共助の中心的役割を担う町内会に対し自主防災組織の結成を呼びかけ、組織率90%を目指して努力しているところではありますが、それとあわせて町内会のコミュニティー活動の核をなす集会所を災害時の一次避難場所として指定し、情報提供や防災備蓄品の支援などを行うこととしております。そのためには市内に点在する避難指定集会所には支援物資の車両、救急車、消防車の通行が非常に大事なものとなってまいります。十分に確保されていなければなりません。この安全であるべき避難所に通じる道路が狭く、車両の通行に支障のある集会所がございます。その集会所は玉川3丁目にある石堂集会所であります。当局において調査の上、適切な処置を講じていただきたいと思います。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

4番目に、住まいの再建について。

その1、津波浸水被災住宅の塩害に対する援助救済についてお尋ねをいたします。津波で1階部分が浸水した家でも、住みなれた家であれば何とか修理してまた住みたいと考えるのは私たちの自然の感情だろうと思います。ところが、二次災害と言うべき塩害が発生しているのではと思われる事例が出てまいりました。いち早く復旧修理した家を取り壊さなければな

らない事例が散見されるのであります。この場合の民間借り上げ仮設住宅の家賃の補助が県では認められないという決定が出されております。一次被災者と二次被災者との対応に対し大変納得できない現状があり、不公平感が生じているのであります。この不公平感を解消するために家賃の救済ができないものか。また、今後、津波被災住宅の耐震診断も必要となると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

その2、震災で生じた宅地等の地盤沈下に係る宅地防災支援事業として、市はかさ上げに要する費用の一定額を補助していますが、過去に市が区画整理した土地は大きな石を使い造成していたために、地盤沈下している土地のかさ上げ工事は想定以上に工事費が多額になっております。かさ上げ時の地盤整備に係る被災者の負担を軽減するため、補助金の増額についてのお考えをお尋ねいたします。

第5番、震災からの教訓と減災対策について。

津波被害地区、新たな公共建物、市街地形成予定地等に対する新エネルギー活用整備促進についてお尋ねいたします。私たちは、昨年の大震災から多くを学びました。この教訓を今後のまちづくりに生かしていかなければなりません。例えば津波浸水地区の公共施設には高いところに避難場所を設ける。あるいは、これからつくる施設には防災機能を持たせたものにするなど、工夫と同時に津波被害地域や市街地形成地域を中心とした建物、特に浦戸諸島を含む災害公営住宅には太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、新時代のまちづくりの目標として、次世代の環境モデル地区を創造するお考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問でございます。当局の誠意あるご答弁よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から大きく5点についてご質問いただきました。

初めに、被災建物解体後のまちづくりの課題についてお答えさせていただきます。

まちづくりについてであります。復興の基本理念といたしましては、本土側につきましては、市街地での現地再建を基本とする震災復興計画を策定をさせていただいております。このような基本理念に基づきまして、現在、北浜や藤倉あるいは港町など浸水被害の大きかった地域におきましては、区画整理事業などの具体的な整備に向けて測量調査、設計等が既に行われているところでございます。今後は、議員のご質問にいただきましたとおり、整備後

の全体像を目に見える形で示しご判断いただけますように、道路や公園とあわせまして地域全体のイメージパースを作成をいたしてまいりたいと考えております。また、災害公営住宅や再開発事業等、建物につきましては具体的な目標を作成し、地域の皆様のまちづくりの将来像を共有をさせていただきながらご判断をいただければと思っております。その他の地域についてのご質問等もございました。できる限り、このような取り組みを幅広く展開をしてみたいように努力をいたしてまいりたいと思っております。

あわせまして、交通ネットワークの構築というご質問をいただきました。ご案内のとおり、本市の市外への道路交通ネットワークが今回の大震災でかなり大きな被害を受けているところであり、改めて市内の道路交通体系のネットワークを再構築する必要性が生じております。狭隘でなかなか狭くて通れなかった道路、あるいは計画にはありますが、整備がまだ進められてこなかった道路等々、さまざまな道路がございますが、今回の震災復興計画におきましては、市内の自動車道路のネットワークというものの構築を重点的に取り組ませていただきたいと考えております。

また、もう1点であります、今回の大震災によりまして、道路交通ネットワークはもちろんであります、本市におきましては海上交通のネットワークというものが新たに脚光を浴びているところであり、道路が使えないときの海上輸送の代替手段の有効性、これについては改めて申し上げるべくもないわけではあります、港を有する優位性といったようなことを全体の交通ネットワークの中で構築をさせていただきたいと考えているところであり、

街並み景観についてご質問いただきました。

特に観光資源としての視点を持った歴史、文化に配慮する町並みづくりについてというご質問でありました。本市におきましては、平成5年4月、塩竈神社からの眺望エリアの保全あるいは北浜沢乙線の景観整備の推進を図りますために塩竈の景観を守り育てる条例を制定をさせていただきました。また、北浜沢乙線の整備に際しましては、景観に配慮した建物などの工事を行った場合には費用の一部、上限が50万であります、を助成する制度を創出し、より門前町の歴史にふさわしい景観の保全といったようなものを図らせていただきました。

このような中、平成16年6月、景観法の制定を受けまして、長期的かつ全市的な景観行政に取り組むため、本市におきましては平成23年4月に景観行政団体へ移行いたしております。景観行政団体へ以降後の具体的な取り組みであります、今後、塩竈の景観特性を把握する

ための基礎調査とあわせまして、市民の皆様方のご意見を伺いながら、良好な景観形成に関する基本的な方針、公園の制限に関する事項や景観上重要な建造物等の指定の方針等を定める景観計画の策定や必要な景観条例の見直しを行いますとともに、景観形成のための各種施策が景観策定によりまして、国の補助等も受けられるようになりますことから、それらの制度を活用しながら、今、議員のほうからご提案をいただきました歴史と文化にあふれる塩竈らしい景観形成に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、例えば屋根、生け垣等への補助というお話もいただきましたが、そういった検討の中で、助成策についても取り組ませていただきたいと考えているところであります。

次に、災害時の避難道路の整備についてであります。

ご案内のとおり、今回、今後の地域防災計画の中に、初めてレベル1、レベル2という考え方が導入されております。レベル1につきましては、ハード施設あるいはソフト施設を組み合わせまして、およそ100数十年に一回の大災害、具体的には地震、津波、あるいは洪水といったようなことになるものかと思っておりますが、そういったことから地域の皆様方の生命、財産もしっかりと守らせていただくという考え方でありまして、しかしながら、その規模を超える、具体的に申し上げます、今回、東日本大震災規模の場合につきましてはレベル2という整理の仕方をさせていただいております。生命を重点的に守るという考え方でありまして、こういったレベル1、レベル2というような被害が発生した場合、地域住民の皆様を安全・安心に避難いただくための誘導路としての避難道路の整備というものが大変大きな意味合いを持つものと思っております。

具体的に、議員のほうから、石堂集会所へのアクセス道路が、幅が狭くてなかなかこういったときに緊急車両あるいは消防自動車等々の進入ができないのではないかというご質問でありました。この道路の現況であります、管理道路という位置づけになっております。市道昇格一步手前の道路ということでありまして、最小幅員が2メートル20から2.5メートル、さらには屈曲部などもあり、我々もその対応に憂慮いたしているところであります。今後、交付金事業の活用、あるいは効果促進事業等を活用しながら、こういった集会所が市内にまだ三、四カ所取り残されておりますので、そういった地域の整備を重点的にということで検討させていただきたいと思っております。

次に、住まいの再建についてご質問いただきました。

津波浸水被災住宅の塩害に対する援助救済についてであります、災害救助法に基づく支援

として、半壊以上の住宅被害を受けた住宅に対する応急修理助成、そして、応急仮設住宅の供与等の制度がございます。応急仮設住宅の供与は、震災により住宅に被害を受け住居を確保できない方々に提供させていただくものであります。プレハブ仮設住宅のほかに県が民間賃貸住宅を借り上げてその家賃等を支払う制度等が創設をされております。

しかし、今、ご質問の件であります災害救助法の枠組みの中では、県の応急修理実施要領によりますと、応急修理助成か、あるいは応急仮設住宅の供与のいずれか一方しか利用していただけないという制度となっております。一たん、応急修理の助成を受けられた方が、その後やっぱり住めないということで、ぜひ仮設住宅あるいはみなし仮設住宅に入りたいという方々にとっては、残念ながら、今申し上げましたように、その対応が極めて難しいというような実態であります。ぜひ、我々も市内でこういったご要望をいただいている方々が結構相当数に上っておりますので、私も県のほうに参りまして同様の要請をさせていただいたところではありますが、制度上、どちらかを選択すると。しからば、応急修理を受けた方が、例えばその資金をお返しになられて、仮設住宅あるいはみなし仮設住宅に入りたいということぐらいは認められてもよろしいのではないかとというようなことも申し上げさせていただきましたが、現行制度ではということで、残念ながら、そのような要請に対しては今こたえておられないという状況であります。

なお、今後とも、また足を運んでお願いをさせていただきたいと思っております。

次に、そういった形で塩害のために大変ご苦労いただいている皆様方への被害救済ということについてのご質問でありました。現行の制度でありますと、耐震改修助成事業をご活用いただくことになるものかと思っております。まず、限度額が30万円であります。この耐震改修工事で、例えば建物の耐震性の強化につながるような工事を行っていただくわけであります。さらに、限度額25万円の耐震化促進補助と、本市が独自にということで取り組んでおります限度額20万円、住環境整備を活用いただきますと、最大で75万円の助成が可能となりますので、該当される住宅被災の方々にはぜひご相談をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、住宅かさ上げ補助の増額についてご質問いただきました。今年1月の臨時会でご承認をいただきました住宅宅地防災対策支援事業につきましては、かさ上げ工事費の算定に当たり、本市におきましてモデルケースを設定をさせていただきました。市内の被災状況から、かさ上げの高さを平均50センチと想定し、宅地面積100坪について、土砂の運搬・搬入・敷き

ならし・転圧等の重機作業も含めた工事費用を積算した結果、42万円となりました。こういったことを踏まえまして、当該工事に要した経費のほぼ2分の1ということで、20万円の助成上限を定めた制度であります。これまでに申請されました件数が28件であります。助成対象工事費の平均が48万円となっております。本市で推定した額から若干上回っているようがあります。

また、こういったケースにつきましては、本事業におきまして、越の浦の一次仮置き場にございます良質な盛り土材を提供させていただいております。かさ上げ費用の削減にもなればということで、今このような取り組みをさせていただいております。ただ、なかなか利用件数が、思ったほど上がってきておりません。我々のほうでも取り組む上で課題がまだ取り残されているという認識をいたしております。今後、なお検討させていただきたいと考えております。

次に、震災からの教訓と減災対策についてということで、新エネルギーの活用、整備促進についてご質問いただきました。

震災では、地震と津波により長期間にわたり各種エネルギーの供給が滞りました。また、続けて発生いたしました原子力発電所の事故による放射能に対する不安、産業や観光業などに対する風評被害など多大な影響が生じているところであります。本市では、これまでも特定のエネルギーに依存せず、地域特性を生かした再生可能エネルギーとして、既にPDF事業を推進いたしております。また、市立病院、塩釜ガス体育館、壺番館におきましては、太陽光発電パネルを導入するなど、再生可能エネルギーの活用にも取り組みをさせていただいてまいりました。今般、震災によるエネルギー供給に関する課題を踏まえ、再生可能エネルギーの活用や、環境問題を意識した次世代型の都市として復興を進めるためのみやぎスマートシティー連絡会議にも本市も参画をさせていただいております。今後は、災害時におけるエネルギー確保の面からも県と連動しながらこのようなエネルギーの活用策などについて協議を進めますとともに、今、現行スタートをいたしております太陽光発電等についてもできる限り活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） 大変、市長のほうから誠意あるご回答をいただきました。町中に更地がどんどんふえてまいりまして、本当に市民の皆様が「塩竈はこれからどうなるんだろう

か」という不安な声がたくさん出てまいりました。私たちがこの震災を通して、むしろ、ゼロからの出発という意識を持ってこのまちづくりに取り組んだら、すばらしい町ができ上がるんじゃないかという、大変難しい課題でございます。本当に市長初め当局においては一生懸命やっつけていってやるということ、十分にわかっておりますし、私も知り得る限り、情報提供に努めてまいっております。それぞれの地域で地域懇談会なども催されて、現況あるいはこれからの土地計画、そういったものをいろいろご報告されていることもお聞きしております。ただ、地域ごとに説明、もちろん第一歩でございます。しかし、今、いよいよ復興にかけて本当にスタートを切らなければならないというときに、やっぱり、今市長がおっしゃいましたけれども、大きな意味で塩竈はこういうまちづくりをしていくんだということが目の前に出てくれば、市民の皆さんに夢と希望とを与えていただけるんじゃないかというふうに思っております。まさしく、町全体の構想が今必要なんだろうというふうに思っております。

昨日の質問に対しまして、海岸通の商店街の再生ということで何か動きがあるようだけれども、私もいろいろ皆さんのご意見を伺ったりして見てまいりました。実は、高松市の丸亀町商店街といいますか、本当に市街地再開発で成功した例なんですけど、やっぱり、その再開発の一番の成功した例というのは、土地の売買なく、コスト減を実現したというところなんです。一つの民間まちづくり会社というものを商店街の方たちや地権者の方たちが立ち上げて、そして、定期賃借権の設定という形で土地を借り上げて、一つの会社が大きな組織として借り上げて、そして、再開発をし、そして、それを貸すという、非常に経済的には循環型の非常にすばらしい例だろうというふうに思います。そして、丸亀町のすばらしい成功例を私も映像で見たり、いろいろ資料で拝見しまして、ぜひ、この中に一つの知恵があるんじゃないか。塩竈と大変よく似ております。海があって、町が、非常に商店街が疲弊して、人口減でという、非常に条件として似たようなことでしたが、今や、すばらしい町によみがえっているということで、その都市計画課という、そういった本当の第一線で活躍なさっている方がここに力をおかしいただいてやったということで、私もぜひこういう方のお話を伺いたいものだというふうに思っておりましたが、ちょっと一歩先を、石巻でこの方をお呼びして、定期賃借権を活用して立町あるいは中央通りの再開発ということで何か話がずっと進んでいるようでございます。そして、一つのショッピングセンターという大きな建物を建てると。1階は津波に備えて駐車場にする。2階は店舗、そして、3階以上は商店主の住居、

あるいはここに2,000戸の災害公営住宅を整備するということが今計画の段階で出されております。

こういったことも、私も前に議会で申し上げましたけれども、1階の駐車場というのは、ちょっと商店の並びとしてはどうなのかなという疑問もありますけれども、塩竈におきましても、これからこういったまちづくりの核となる中心地、本当に塩竈周辺、駅を2つ持って、そのかわいを交流人口の増加ということでもいろいろと計画を立てて考えておりますが、本当に核というものをどこに置くのかということで、まちづくり、そして、マリゲートまでの線、あるいは神社の表坂までの線、いろいろな線があると思いますが、こういった都市計画の面を拝見しますと、そういったことが非常に町の発展のための大きな核となるものですから、この辺のことをいかがお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、具体的に都市開発事業的な手法を活用して町中の再生を図ってはいかがかというご提案等をいただきました。

今、海岸通地区の皆様方が、この都市再開発事業を活用して、もう一度、本市の中心市街地を形成する海岸通地区を再生しようということでいろいろ頑張っていただいております。この事業の問題点は、いみじくもお話いただきましたように、一つは、土地の権利関係の調整であります。今の制度でありますとすべての権利者の方の同意がないとこの事業のスタートができない、あるいは都市計画決定ができないというようなことになっておりまして、海岸通地区にはたしか80名近い地権者の方々がおられまして、すべての方の同意をいただくというのが大変大きな労力を必要とすることになるんだろうというふうに考えております。今、土地の借り上げというようなことで丸亀市のほうで取り組まれたということですが、我々もちょっとそういう、いわゆるリースになるんですけれども、リース方式というようなことについても検討はいたしているところではありますが、なお、他市の事例等も勉強させていただきたいと思います。

もう1点は、やはり、資金面であります。いずれどの事業費を活用しても、権利者の方々が一定程度資金的なものをご負担いただくというのが現行のすべての制度であります。こういった部分について、塩竈市としても現行の制度の中でこういった資金的な制度を活用したらよろしいのかというようなことにつきましても、今までもご提案をさせていただいておりますが、なお、今後もさまざまな制度をいかに有利に活用していただくかということの情報を

提供させていただきたいと思っております。

3点目であります、今、そういった都市再開発区域の中に居住空間を確保するというようなお話でありました。昨今、都市回帰という現象が全国的にございまして、駅前の地域には一たん都市部を出られた住民の方々がまた戻ってきておられるというものが全国的な傾向になっております。本市におきましては、公共交通機関、具体的に申し上げれば仙石線、東北本線等の駅がございますので、こういった公共交通機関が整備されているという優位性を活用しながらのまちづくりということについても、もう一つの課題になるのかなと思っております。また、地元の皆様方とそういった視点、観点からさまざまな意見交換をさせていただきたいと思っております。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

まず、人の住まぬ町は寂れていくと申しますが、やはり、市の中心部への人口定住を可能にするような住宅設備をその中に入れていただいて、そして、町の再生を図っていただければというふうに思います。各商店街ございますけれども、決して、地区ごとに分けることなく、今回は、塩竈、本当に駅を中心とした大きな意味での商店街の再開発といったことも考えていただければというふうに思います。

次に、第2番目の復興再生の町並み景観ということで市長からいろいろお話をいただきました。私も塩竈の景観を守り育てる条例、目を通させていただきました。実は本町周辺の大きな建物が壊されまして、やっぱり、市民の皆さんが「どんな建物が今度は建つんだろう」、銀行さんは建つと思いますけれども、そういったところで、本町かいわいもやはり景観必要じゃないかということもお話がありました。これまでも神社の表坂周辺は非常に一生懸命頑張って、塩竈でも大変美しい景観に整ってまいっております。そういったところで、もう一步踏み込んだ条例が必要なんじゃないかというふうに私も考えたわけです。

お隣の多賀城市さんなんですが、23年11月に多賀城市の歴史的風致維持向上計画というものを出版しております。ちょっとお借りして私も目を通したんですが、大変よくまとめられていまして、その中で、とても私もちよっとありがたいなと思ったのは、鹽竈海道修景事業というものが入っております、決して自分の町だけではなくて、塩竈に通じる歴史的な、やはり、鹽竈海道、あるいは貞山運河のこれからの観光開発といったことも考えて、工事事業というものが全部出ているんですね。計画的にやろうということを出ておりまして、そこに

は何かの社会資本整備総合交付金という、きちっと交付金事業としてそれを出しているわけです。

非常によくできておりました、私も塩竈もぜひこういったものを大きくとらえて作成し、そして、進めていっていただけたらもっともっとすばらしい町になると、塩竈、まだまだ財産がいっぱいありますので、そういったことで努力をしていただきたいというふうに思います。塩竈の条例の中にもいろいろと踏み込んだところもあるようですので、ぜひ総合的な計画というものが需要ではないかという、さまざまな建物、新たな建物がどんどん建っていく、「ちょっと待ってください」というわけにはいきませんので、その辺、なかなか市としても難しいところですが、総合的な計画というものは必要じゃないかと思いますが、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 景観形成についてご質問いただきました。先ほども若干触れさせていただきましたが、本市、平成23年4月に景観行政団体へ移行をいたしております。隣の多賀城市が全く同様のタイミングで景観形成団体というようなことに取り組みをいたしておりますほか、松島町も同じような取り組みをさせていただいております。つい先日も広域行政連絡協議会がございました際に、今回の震災復興は単に塩竈、多賀城、七ヶ浜、松島、利府ということではなくて、塩釜地区全体として、調和のとれた震災復興をやってまいりましょうということも申し合わせをさせていただきましたし、それから後、町並み復興を進める上で、やはり、交流人口の拡大というものが大きな課題になりますので、そういった際には、一市一町ではなくて、塩釜地区全体としての観光のあり方、あるいは交流人口のあり方といったようなことについても、ぜひ、意見交換をさせていただこうということになったところであります。

今、ご質問の鹽竈海道であります、このことにつきましては、例えば、今、整備をほぼ終了いたしました北浜沢乙線が実は鹽竈海道という中での取り組みであります。鹽竈海道、せっかく塩竈があそこまで整備したのであれば、ぜひ、多賀城でも鹽竈海道の一部がありますので、そういったところを取り組みたいというお話をちょうだいいたしまして、大変ありがたいと、であれば、塩竈から多賀城へ昔の鹽竈海道を歩いていただくというようなことも大変観光客の方々には大きな魅力になるのではないかとというようなことをお話をさせていただきましたが、今申し上げたような断片的な話ではなくて、それを全体として取りまとめよう

というのが、先ほど説明させていただきました景観計画であります。その中には、さまざまな事務事業が盛り込まれますし、この計画に盛り込まれたものについては、社会資本整備のみならず、さまざまな制度が適用となることとなりますので、より望ましい景観行政を進める上での第一歩になるものがこの景観計画ではないかと思っています。具体的にはこれからでありますので、そういったことの製作過程についても、また、議会、市民の皆様方に明らかにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

何かだんだんいろいろな形で塩竈が活性化し、そして、進んでいく様子がかがえるような気がいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第3番目の災害時の避難道路についてお答えをいただきました。この震災を受けまして、それぞれ一次避難所として、地域の集会所は大きな役割を担ってくれました。皆様ご承知のとおりです。集会所に食料を持ち寄ったり、そして、水を分け合ったり、あるいは肩を寄せ合ったりということでこの難局を乗り越えたという体験を通して、地域の輪、もっとももっと強いものにできたものと思っております。こうしたコミュニティーの核としての集会所の重要性を考えていただきまして、市の方では防災備蓄品あるいは発電機など、いろいろと配備していただき、いち早く手当てをしてくださっております。しかし、なかなか車両が不便で、地域の方たち難儀しております。ぜひ、この辺の避難道でありますので、ぜひ、早急な整備が必要と思われまます。よろしくお願いいたしますと思いますが、その辺は市長さんから、先ほどお話をいただきましたので、次に移らせていただきたいと思います。

住まいの再建についてですが、津波の浸水被災住宅、これは塩害という言葉を使っていいかと思えます。今、これがたくさん出てきております。実は1年過ぎまして、本当に努力されていち早く自力で家を直して入られていた方が、「もうだめだ、ここの家には住めない」と、「地震が来ると、とても怖い」ということで全部解体してしまった。そして、民間借り上げ住宅、みなし仮設に入られた。そういったことで県の窓口のほうに申し込んだら「もうだめですよ」ということだったというお話を受けまして、大変お気の毒な感じをいたしました。

塩害については、私たちはこの災害でどの程度かわかりませんでした。一度塩をかぶった家あるいは木材、そういったものがどういう現象が起こるのかということは本当に私たちの考え及ぶところではございませんでした。実は、私、昨年12月、石巻のいとこ、北上川のほ

とりなんです、下は全部やられて2階が残った。先祖代々の家なものですから、取り壊すには忍びなくて迷っておりました。私も現地と一緒に行きまして見ましたら、天井、それから、大きなはり、全部塩が吹いていたんですね。私、何気なくに残っていた土台の材木に手をかけましたら、全部ぼろぼろだったんです。表から見ると全然わからないんですが、手をかけましたら、ぼろぼろ崩れてくるんですね。これはとてもじゃないけれども住めないということで、いところを説得しまして、「こんな状態では直してもどうしようもないでしょう」ということで、あきらめて解体ということになりました。

現在、とても案じられるのは、早期に改装した方で、先日もちょっとお伺いしてみたんですが、床が新しく張った床板、そこがぶかぶかな状態になってきて、傾いてきている部分もあるわけです。非常に二次災害的な現象というもの、私は本当に今心を痛めております。

それと、もう一つは、みなし仮設に入った方が、当初から「家がもうだめだね」とあきらめて入った方は5万何がしかの家賃がただで、今回、どうしようもなく家解体して入られた方が「家賃はだめですよ」という、こういった状況が今生まれておりますので、その辺、例えば県のほうに市のほうから、こういった塩害という今現象が出ている、さまざまな、これからも出ると思います。私が案じているのは、この次にも大きな地震が来たときにはこういった家は恐らく崩れるだろうというような心配もしているわけですので、そういったことをもう一度、ぜひ県のほうにお伝えしていただいて、港地区、あの辺でも全部、今、取り壊ししているそうです。修理した家全部取り壊しをしているという情報もいただいております。これは塩竈市だけの問題ではございませんので、どうぞ県のほうにこういった情報を伝えていただいて、何とか善処していただく方法をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどは応急修理と応急仮設住宅の供給についてのご説明をさせていただきました。本当に残念であります、なかなか制度の垣根を越えられなかったということをご説明させていただきました。今はそういった塩害を受けた住宅にその後も住み続けていますが、やはり、改めて振り返ると住み続けることは難しい。それらについて取り壊しをしたいというお気持ちですが、というご質問であったかと思っております。

本市におきましては、災害等で被災を受けた家屋の解体については、基本的には23年度ということで取り組んでまいりましたが、そのような被災者の方々がまだまだおられる。もう一

つは、取り壊したいという気持ちを持ちながら、判定区分が取り壊しの基準に合致せずに、今、再調査をお願いをされているという方々もまたおられます。本市のほうでも一生懸命対応させていただいておりますが、何せ期間がかかる、人的なパワーが必要なことでありますので、罹災の再調査もまだ完全に終えていないという状況でありますので、被災家屋の取り壊しについては24年度も引き続き取り組まさせていただくということで、今、予算につきましても、今定例会に200戸分の予算を計上させていただいております。一定程度、8月いっぱいという期間は設定をさせていただいておりますが、状況の推移を見ながら、また、議会の皆様方にもお諮りをさせていただきたいと思っております。我々もでき得る限り、そういった被災者の方々が生活再建ができますような環境づくりということを第一に今後とも取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

こういった塩害の被害というのは、今までちょっと想定外という部分であったろうかというふうに思いますので、ぜひ、新たな課題として出てきておりますので、その対処法をよろしくお願ひしたいと思います。もし、県のほうでどうしてもそれは認められないということであれば、こういった方の家賃の補助というか、そういったことが市のほうでできないものかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 問題点が2つあるのかと思ひます。

1つ、取り壊しにつきましては、ですから、半壊以上であつて、そこに住み続けたいという意志をお持ちであれば、これは国費で解体をさせていただくという基本的な考え方あります。例えば一部損壊で壊すということになりますと、現行の制度の中ではなかなか難しい。ですから、あくまでも被災区分が半壊以上の方々に、住めないというご判断をされれば、これは我々としては早速対応させていただきたいと思ひしております。

2点目の住居の関係であります。先ほど、私は現実にはこういうケースが市内でも何件も発生しているんですが、やはり住み続けたいということで、応急修理の費用、52万円であつたかと思ひますが、それを活用して自分のうちを直した。ところが、住み続けているうちにやっぱり大変な状況がありまして、そのうちは取り壊しを願ひし、ほかに住居を借りて移

りたいというようなお話をちょうだいいたしました。その方には、私からは、「応急修理のほうのお金をお返しただいて、そちらのほうに切りかえるということで県のほうにお話しさせていただきますが、よろしいでしょうか」というお話でありましたから、その方は、「いや、それでも、ぜひ、これから先を考えると応急修理の費用よりもはるかに大きな負担をしなければならないので、ぜひ、そういったことを実現するように」というお話をいただいてまいりました。ただ、残念ながら、県のほうでは、先ほど申し上げました基準、応急修理実施要領というものがあまして、この制度を活用した方についてはみなし仮設住宅、仮設住宅には入れないというような大変に厳しいお話でありました。今後もさまざまな場面でそういうお話をさせていただきたいと思っておりますが、残念ながら、現行制度の中ではそういう状況であります。

今、議員のほうから、しからば塩竈市で独自にというお話でありましたが、やっぱり、我々はこの制度がある以上、何でもそういうものを活用いただけるということをもまずは最優先課題として取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） 実は今例として挙げました方は、北浜で大分おうちがやられて、それでも頑張ってその時点で修理しておうちに入られた。今は全部解体して更地になっております。そして、家族は今みなしということで借りているんですが、ほとんど今家がない状態で、全壊でやっておりますので、そういった方たちがまだいらっしゃるということで、非常に県の窓口では二次災害ということはちょっと認められないような感じで却下されてしまったという事情がありますので、どうぞ、市長、その辺、これから段階的に、その状態、被災の状態を説明されて、県のほうにも報告として上げていただいて、何らかの救済措置が施されればというふうに思いますので、どうぞひとつ、この辺はよろしく願いたいと思います。

それでは、第5番目に、震災からの教訓と減災対策というところでお話をいただきました。この震災から私たちはたくさんを学びましたけれども、先日来、水族館には避難タワー的な役割、あるいは備蓄等さまざまな設備を施すような建物が建つといった情報も流れておりまして、本当にありがたいなというふうに思っております。被災地区の建物、やはり、大きなこれからは一つの防災の役割があるのだろうというふうに思います。市内にも、今、市長からお話伺いました新エネルギー活用の促進も徐々に徐々に進んでいるようでございま

すが、特に浦戸諸島の災害公営住宅におきましては、あの震災のとき、浦戸は、電気、水道、大変な思いで復旧、本当によく頑張ってやっていただきました。特に電気の復旧は大変困難をきわめたという面があります。ぜひ、こういった災害公営住宅には、最も災害時の対応に必要である電気、あるいはそういった設備を活用していただければというふうに思いますが、その辺のお考え、もう一度お聞かせください。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 新エネルギーの活用については、今、特に今回の大震災を契機にさまざまな取り組みをされているところであります。特に民間事業者の方々が相当関心をお持ちのようであります。空き地を活用してというようなことで、つい最近でありますと、七ヶ浜の旧火力発電所跡地にこういった新たなエネルギー基地ができ上がったようであります。私どものほうでも、既存の学校の屋上でありますとか、既存住宅の屋上にということで、実は内々に検討はさせていただいておりますが、1点であります、結構重量物であります。私も意外に思いましたほど、太陽光発電のパネルというものが結構な重量であります。例えば耐震改修が済んだ建物の上にこういったパネルを乗せるとしたときに、その量によりましては、基礎の補強とかそういったことが発生するということが、最近、私もよくわかりました。

今ご質問の災害公営住宅にという話でありました。制度的にお話をすれば、災害公営住宅整備と新エネルギーというのは別なる事業であります。一緒にということであれば、それぞれの事業を我々が申請して両方でということになるのかと思っております。聞くところによりますと、災害公営住宅についても、一定程度、1戸当たり幾らとかというような上限値がありましてのでございますので、今、そういったことについて業務を委託しておりますURと調整をさせていただこうということで考えておりましたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 7番阿部かほる君。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

特にこれからそういった備蓄あるいはエネルギー活用ということが非常に時代的に求められているところでございますので、ぜひ、そういったことも先進的に進めていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、市街地開発におきましては、ぜひ、その道の第一人者と言われるような方をお願いして、塩竈の青写真を描いていただけたらという、本当にこれはお願いで

ございます。新たな塩竈再生ということで、大変、市民の皆さんも期待を持って一生懸命眺めております。そして、3年、5年かかるかもしれません。でも、できるだけスピードを持ってやっていただきたい。生きているうちに塩竈の再生を見たいとおっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で阿部かほる君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、8番西村勝男君。

なお、西村勝男君は一問一答方式にて一般質問を行います。（拍手）

○8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村勝男です。どうぞよろしくお願ひします。

質問の機会を与えていただきました先輩議員初め皆様に感謝申し上げます。平成20年も半年を過ぎようとしております。昨年の大地震以降1年3カ月が過ぎ、復旧復興が確実に進んでいるように思えます。私の住んでいる北浜地区では、建売住宅が6棟、そのほかに新築住宅が12棟でき上がりつつあります。お店も新しく5店舗ほど開店しております。住宅や店舗がリフォームされ、震災前の北浜地区に戻ろうとしており、小さな一歩ですが、前に進んでいるように思ひます。復旧復興が順調に進む中、今回は、各事業の進捗状況について質問させていただきます。市長並びに当局のご答弁、よろしくお願ひいたします。

初めに、（1）としまして、瓦れき処理の状況についてご質問いたします。

初めに、県内で東日本大震災で発生した瓦れきの総量は1,800万トンと言われております。被災12市町から県が処理を受託する瓦れきの量が初めに考えていた1,107万トンが676万トン、推定で40%ほど減少したと言われております。塩竈市でも、初めに22万トンの推定が13万トンに、10万トン、10トントラックで1,000台分の瓦れきが減少したと報告されております。減少した理由は、被災家屋が解体ではなくリフォームして住み続ける現地再建が予想以上に多かったこと、相当量の瓦れきが海に流出したと思われまふ。それが最終的に瓦れきの総量の減少につながり、それに伴ひ確実に処理費用が減額されるのではと期待をしております。

減額の一翼を担ったと思われまふ2点について質問いたします。1つ目として、一番初めに処理作業が終わった被災車両の処理費用とリサイクルによる収益についてお知らせください。

2つ目は、鉄筋・鉄骨建物、工場等の建物の鉄材等の数量と金額、売却料等の発生で減額になるのではないかとちょっと考えております。その辺をお知らせください。また、解体に伴ひビル・工場解体後の土地利用についてお伺ひします。新浜地区では、震災後、石巻市、気

仙沼市の水産加工の方々から問い合わせがあったと聞いております。その内容について、もしお知らせできるのでしたらお知らせください。また、塩竈市内中心部での土地の動きについても、動きがあるとも聞いております。行政として情報がございましたらお教えてください。

次に、公共施設の解体についてお伺いします。

公共駐車場、宮町分室、市が管理している建物で旧徳陽シティ銀行の解体に向けての進行状況についてお知らせください。被災された市民の方々の解体が優先されなければならないようですが、この解体、いつごろで解体が終わるのか。そして、これらの解体後の利用方法について、どのような活用方法を考えているのか、お示しください。また、3件の解体事業費の落札額を教えてください。

3番目に、藤倉児童館の解体新築の予定についてであります。

ことし1月には発注される予定のはずでしたが、解体さえいまだ進んでいない状況です。おくれることで不利益をこうむるのは行政ではなく、建設業者でもなく、利用者である子供たち、また、親御さんです。明るい子供たちの声が響き、児童館の新築は藤倉地区の復興のシンボルになるのではないのでしょうか。

手前みそですが、北浜コミュニティセンターを例にしますと、震災後1年余りで新築完成をしました。実質解体作業を含めて約6カ月で完成しました。これは地域の皆様方のご協力と行政よりのご支援、そして、地元建設工務店の努力の結果、地域に必要とされる施設が完成できたのであります。

藤倉児童館はいまだ解体すら行われておりません。北浜コミュニティセンターの建設状況から見て、藤倉児童館のおくれは非常に考えにくい状況であると感じます。いまだ進まない、事業のおくれている本当の理由をお聞かせください。また、藤倉児童館の建設費の落札額を教えてください。

4番目に、塩釜水産加工業施設整備支援事業についてあります。

決定内容が河北新報に掲載されました。1番目に、決定までの経過と審査会の流れについてご説明いただきたいと思っております。また、2つ目に、この支援事業に対して金融機関の協力支援についてどのような体制を金融機関は考えているのか、情報がありましたらお聞かせください。

5番目に、魚市場の放射能検査についてお伺いいたします。

1つ目に、現在まで、水揚げされた魚の検査結果についてご説明ください。2番目に、魚の

取引前の検査状況についてどのようになっているのか、ご説明ください。また、魚市場2社のこの問題に対する考え方についてお話しください。3番目に、今後の魚市場としての放射能検査器の状況及び人員と検査体制について今後どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

6番目に、災害公営住宅建設に向けてお伺いいたします。

住まいの再建に向けての第一次アンケート結果から、全体で300戸の公営住宅戸数を見込まれたようですが、決定した経緯をもう一度ご説明ください。また、二次アンケートを実施すると2月定例議会で説明がありましたが、どのように、また、いつごろ調査をするのか。そして、さきのアンケート調査で答えなかった残りの30%の被害者に対してはどのような対応をお考えなのか、お示しください。2番目に、市街地沿岸部に公営住宅建設計画があります。その進捗状況をお知らせください。3番目に、自宅再建のための助成についてお伺いします。長い間、住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにという復興の基本理念に沿う自宅再建の方々に対しての助成はどのように考えているのか、お示しください。

最後になりますが、ものづくり特区・観光特区についてお伺いいたします。

発表から3カ月が経過した申し込み状況はどのようになっているのか、ご説明ください。特にものづくり特区地域にある企業は、現在、新浜地区だけでも対象企業はかなりあると思いますが、現状をお話しください。2番目に、指定された地域を初め塩竈市以外に対するPR情報発信はどのようになっているのか。企業誘致等にふさわしいPR活動は行われているのか、行おうとしているのか。現状をお聞かせください。3番目に、今後、観光特区関連の事業を推進するに当たり、道路環境の整備も重要であります。特に国道45号線において仙台方面から来てマリゲート側へ右折できないという状態が続いております。その対策はどのようにお考えか、説明してください。

以上7項目について第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から大きく7点についてご質問いただきました。

初めに、瓦れき処理関連についてお答えをさせていただきます。

津波被害に遭った車両の処理費用、リサイクル収益についてのご質問でありました。津波被害を受けた市内沿岸地域では、道路、公園、宅地など至るところに数多くの被災車両があり、

復旧に向けて被災車両の撤去が大きな課題となっておりました。震災復旧復興を促進するため平成23年4月に市内の自動車リサイクル業者と収集運搬や一時保管等に関する協定書を締結し、放置車両処理に当たったところであります。当時、市内には約500台の被災車両がございましたが、宅地内や幹線道路上にあり復旧の妨げとなります車両を新浜町二丁目地内に仮置きしました台数が142台、所有者が判明し処理を市に委任した車両を直接業者へ搬入した台数が190台であります。合計332台を本市として取り扱いました。その他170台につきましては、所有者みずからが処理を行っております。なお、所有者不明で仮置きをした車両につきましては、遺失物法の規定に基づき、塩竈市で告示した後3カ月経過した時点で処理を行ったところであります。処理費用につきましては、原則として市が負担すべきものであります。自動車のリサイクルで発生する収益を処理経費に充てることとしたため、被災車両の処理に伴う市負担については現時点では発生しておらないところであります。

また、鉄筋・鉄骨建物の鋼材・鉄材等の処理についてご質問いただきました。5月末現在、各一次仮置き場の搬入状況につきましては、中倉埋め立て処分場が3,700トン、越の浦が1万1,000トン、浦戸地区が1,100トン、合計1万5,900トンの鉄筋等が一次仮置き場に搬入をされております。これらの鉄筋等の処分につきましては、でき得る限りリサイクルする方向で進めております。津波被害を受けた金属は引き取り価格が安いというような話もいただいておりますが、今後、でき得る限りリサイクルに当て、過程で収益が発生した場合につきましては、適切な事務処理を行い費用の削減に努めてまいります。

次に、ビル工事解体後の土地利用についてということでございました。国土利用計画法によりますと、市街化区域内で2,000平米以上の売買契約締結を行った場合、届け出が必要であり、震災以降、本市では7件の届け出があったところであります。しかしながら、それ以外の土地、いわゆる民対民で売買をされているという個人間の売買であります。そういったものについては特に本市に届け出を行うという法的権限がございませんので、現時点で特段の情報は把握しておらないという状況であります。

なお、新浜町の新たな立地企業の動向等につきましては、後ほど、担当よりご説明をいたさせます。

次に、公共施設の解体についてであります。

契約あるいはその入札状況、その後の進捗状況等々についてのご質問でありました。まず、宮町分室及び旧徳陽シティ銀行解体は、本年4月19日に一般競争入札の告示を行いまして、

宮町分室は地元業者3社を含む9社から応募がありました。また、旧徳陽シティ銀行解体は同じく地元3社を含む8社の入札参加申請があり、5月8日に入札を行ったところでございます。宮町分室解体の落札額は税抜きで2,528万で、落札率が83.3%、入札回数が第1回で仙台市青葉区に本店があります株式会社昭和羽前建設工業が落札をいたしました。旧徳陽シティ銀行解体であります、落札額は税抜きで5,890万、落札率が92.3%でありました。入札回数は1回であります。地元業者の株式会社千葉鳶が落札をいたしましたところでありました。塩竈中央公共駐車場解体であります、5月7日に一般競争入札の告示を行い、地元業者2社を含む7社より入札参加申請がありまして、5月23日に入札を行っております。落札額は税抜き1億300万で、落札率83.8%、入札回数は1回であります。株式会社本間組東北支店が落札をいたしております。

解体工事の進捗状況についてご報告を申し上げます。旧徳陽シティ銀行は6月6日に、宮町分室は6月15日に地元町内会に対しまして工事説明会を行いました。その後、本格的な解体工事に入ることにいたしており、両工事とも9月末を竣工予定といたしております。公共駐車場はJR仙石線及び高架線に近接をいたしておりますので、JR及び東北電力と協議をした後、地元町内会に対し説明会を行い、12月末の竣工を予定いたしております。今後も関係機関と十分協議を行いながら適正かつ安全な工事施工を進めてまいりたいと思っております。

なお、跡地利用等については、今後の課題とさせていただいているところであります。

次に、藤倉児童館の解体新築の取り組み状況であります。

直近では、6月7日に工事契約を締結をさせていただきました。7月上旬には、早速、解体工事に着手し、9月上旬からは本体工事に着手する予定であり、年内中の完成を目指しております。

契約までおくれました理由についてご質問いただきました。3月に第1回目の入札を執行いたしましたところ、被災地において発注が集中し人件費や資機材関係費が高騰したことから、残念ながら応札価格が予定価格を上回る事態が生じ、不調となりました。加えまして、国による災害復旧事業における補助金の査定におきまして諸経費が一律カットされました。本市としては、内容確認を県並びに本省に求めたところであります。そういった調整のためにかかりの期間がかかったということもございました。2回目の入札では新年度工事単価による見直し等を行い、再度、入札を執行し、先ほどご報告をさせていただきましたとおり、落札をいたしましたところであります。

なお、落札額、請負業者等については、後ほど、担当よりご説明をさせていただきます。

この施設利用者には大変ご迷惑をおかけをいたしておりますが、この5月からは地域の皆様方のご協力を得ながら藤倉コミュニティセンターをお借りいたしまして、下校後の児童を対象に出前児童館を開設をいたしております。いましばらく、利用者の方々にはご不便をお願いを申し上げるところであります。

次に、水産加工業施設整備等支援事業についてご質問いただきました。

まず、決定までの経過についてであります。まずは、制度の概要についてご説明をさせていただきます。この事業は、東日本大震災復興交付金事業の基幹事業の一つであり、市町村が策定する震災復興計画に基づき水産加工流通業を復興させ、ひいては水産業全体の復旧を図ることを目的とした制度であります。本市では、全国に先駆け、3月の一次配分におきまして、事業費30億の枠を確保いたしており、市内の水産加工流通業施設の整備を対象に、最大8分の7を補助することとし、公募をいたしました。その結果、12社の事業者から本市が確保しておりました額の約3倍、90億の事業申請が出されたところであり、実施主体の選定に際しましては、書類審査と担当による訪問による調査、そして、外部から3名の審査委員を加えた審査会を開催し、本市の水産業や水産加工業に広く波及効果が期待できるかといった点、あるいは事業効果を速やかに発揮できる。さらには、雇用をふやす効果が大きいかなどの何点かのチェックポイントにより事業主体を選定させていただいたところであり、今回の選定では、既に新聞等で報道されましたとおり、3つの事業者を選定させていただいたところであり、なお、今後も復旧交付金事業費を第3次で追加要望を行い、本市水産業、水産加工業の復旧が大幅に進展するよう、さらなる事業者の方々への配分を考えてまいりたいと考えております。

金融機関等へのというご質問いただきました。公平を期するというので、資金計画につきましても提案の中に入れてさせていただいております。今回の事業に関しましては、既に公募の段階で資金計画書を提出いただいております。事業の確実性を担保させていただいたところであり、実施主体におかれましては、資金確保に関しましては、一定の見込みの中でご応募をいただいたと考えております。今後は、事業者に対し、本決定を差し上げさせていただくことになるわけですが、これが資金調達面でさらなる効果を持つものと期待をいたしているところであり、

次に、放射能検査についてお答えいたします。

魚市場に水揚げされた魚の検査結果についてであります。本市では、県から簡易測定器の貸与を受け、取り扱い規定を設けた上で、両卸売機関が主体的に提供する検体を用いまして、水産加工開放実験室に委託をし、平均1日5検体の測定を行っております。簡易検査の結果、放射性セシウムが50ベクレルキログラムを超えた場合には県に精密検査を依頼し、その検査値が再度50ベクレルを超えた場合には県が中心となり設置をしております宮城県水産物放射能対策連絡協議会におきまして、水産物を市場に流通させないよう、その取り扱いが協議されることとなります。

なお、簡易測定結果につきましては、ホームページ等で公開をさせていただいたところであり、ます。

取引前の検査というご質問も賜りました。出荷前の全量検査が、今申し上げましたような状況での取り組みで大変困難な状況であります。今後、基準値を超えないようなことで、さらなる取り組みをどうするべきかということにつきましては、水産振興協議会の場でご議論されるものと考えております。両卸売機関というお話もいただきましたが、こういった取り組みにつきましては、水産振興協議会を窓口として今日までも取り組んできておりますので、今後も、両卸売機関が加入をされているこの機関の中で調査検討をされるものと理解をいたしているところであります。

なお、今後の放射能検査の強化についてであります。水産物検査品として、宮城県から、現在1台簡易測定器が貸与されていますほか、市が購入いたしました簡易測定器が1台、都合2台が既に設置をされております。今後は、さらに宮城県及び消費者庁からそれぞれ1台貸与される見込みでありますので、都合4台を活用し、さらなる検査体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

災害公営住宅の整備についてご質問いただきました。

初めに、300戸の根拠というお話をいただきましたが、災害公営住宅につきましては、災害査定を受けまして、その建築可能戸数が認められております。おおむね全壊家屋の2分の1というものが災害査定の基準となっております。本市におきましても、災害査定を受けました結果、正確には312戸であったかと思いますが、312戸を災害査定として認めていただきました。その件数をおおむね300戸という形でご報告をさせていただいておりますが、そういった戸数で果たしてよろしいのかどうかということがございまして、アンケート調査を実施をさせていただいたところであり、ます。

昨年10月に住宅が全壊した734戸を対象に一次調査を実施し、511世帯、約70%の方から回答をいただきました。そのうち、159世帯、31%の方々が災害公営住宅へ入居の意向と把握をいたしたところであります。前段、ご説明させていただきました数字と734戸が若干食い違いが発生をいたしております。この差につきましては、その後、全壊ということで報告があった件数でありまして、この残されました件数につきましても、24年に再度査定を受けておりまして、今現在、認められている戸数は400戸を超えるという状況であります。また、先月末には、全壊世帯に加え、半壊、大規模半壊で解体を余儀なくされた世帯920世帯を対象に二次調査を実施いたしております。速報値であります。56%の516世帯から回答があり、うち188世帯、36%の方々が災害公営住宅へ入居の意向と把握をいたしているところでありますが、なお、今後とも、さまざまな調査を通じまして精度を高めてまいりたいと考えているところであります。

次に、市街地沿岸部への災害公営住宅というお話でありました。議員のほうから、北浜地区、順次新たな建築が進んでおるといふ大変明るい話題を提供いただきましたことに感謝を申し上げます。我々もできる限り災害公営住宅の戸数が早期に整備されるよう取り組みを行ってまいりたいと思っております。また、まちづくりのほうで触れさせていただいております土地区画整理区域等につきましても、その内容等を精査しながら災害公営住宅として整備する必要性の有無等につきましても、今後、検討を進めさせていただきたいと考えているところであります。

最後に、ものづくり特区、観光特区についてご質問いただきました。

特区法に基づき市が指定いたしましたのは、ものづくり特区が3事業者、観光特区1事業者が現在申請をいただいたところであります。このほかに問い合わせをいただいた事業者が多数ございます。また、一方では、他市に特区の指定申請を出された市内に本社を置く事業者もあるという現状であります。また、既に区域内にある企業について、このような特区のさまざまな制度が適用にならないのかということでありましたが、基本的には新たに立地をいただく企業の方々というのがこの特区の内容であることをご理解いただければと思います。

利用促進のための方策、まだまだPRが足りないのではないかとご質問でありました。これまで説明会なども実施をさせていただきました。また、議員からご提案もあったように、対象地区内の対象業種の方々に向け、ダイレクトメールといったようなことにつきましても、今後検討させていただきたいと考えているところであります。でき得る限り幅広くこのよう

な制度をご活用いただければと思っております。

千賀の浦観光推進特区の区域内にある交差点の交通処理の課題についてご質問いただきました。みなと振興交付金の基幹事業を活用し、県が現在臨港道路としての右折レーンを設け、地域内のより交通の利便性を図るということで取り組んでいただいております。用地買収等も伴いますことから、本市も一緒に取り組みをさせていただいているところではありますが、今現在、権利者との用地調整に難航いたしております。今後とも県とともにぜひご協力をいただくような働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 皆さんに申し上げます。暑い方は上着をとられて結構でございますので、よろしく願いいたします。

8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） 大変丁寧にご説明いただきまして、まことにありがとうございます。質問するものがなくなるのではないかと心配しておりました。

初めに、がれき処理の状況についてご質問しましたが、1つ目、2つ目、十分にわからせてもらいました。3番目の解体後の土地利用についてでございますが、駅前周辺のビル、それから、商店街での解体された土地につきまして、できればアンケート調査などできないものかと、今後の利用法について。今回は国のお金といいますか、税金を使わせていただいて解体ということをさせていただきましたが、そういう方々に対して、解体後の地権者に対して、この利用はどのようにしていくのか、その辺はできないものかと考えております。問題は、予定がないという方、そうしますと、土地が荒れて雑草が生い茂り、北浜でも初めに解体された土地については雑草が生え放題になっております。景観を壊してしまうということもありますので、もし、こういう部分で意向調査といいますか、今後どうされるのか、駐車場にするのか、新しく再建されて店舗を再開されるのか。そういう部分で、もし、そういうものはできないものかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 3地区に限る話でご説明させていただければと思いますが、やはり基本的には、方向性につきまして、一定程度、市としての考え方というのは整理する必要があると思っておりますし、当然のことではありますが、議会の皆さん方にもこういう土地利用をしたいと

いうことは、当然、我々として申し上げるべき義務があるというふうに市長としては認識をいたしております。そういった内容を踏まえながら、例えば事業者が参画されるような土地でありますれば、公募という形でやっていくのか、あるいはその他具体的な目標を決めた上で進めていくのかというようなことも含めまして、今後の課題となってくるのではないかとというふうに考えているところであります。全く白紙でどういうふうに使ったらいいでしょうかというのは、ちょっと我々のほうとしてはなかなかそぐわないのかなというふうに考えているところであります。

○議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 先ほど、1回目のご質問でございました藤倉児童館の解体の契約の関係でということで、ご説明申し上げます。

こちらの藤倉児童館、これは災害復旧事業という名称にいたしまして、解体、それから、建てかえという工事を含めた一括した発注という形にしてございます。設計額も3,000万円を超える大規模な工事というところがございまして、一般競争入札の告示を行い、5月31日に入札ということを執行したところでございます。こちらのほうに応札していただきました業者数は3社でございまして、落札価格、これは税抜きで6,100万円、落札率は97.6%、入札回数は1回で、地元であります株式会社鈴木工務店が落札してございます。完成予定としましては12月の下旬を予定しているという状況でございます。以上です。

○議長（嶺岸淳一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） 今回、公共施設の解体並びに藤倉児童館の解体についてご質問させていただいたのは、行政側の積算方法と民間の積算方法で大分違うかなと、それで何回も入札が破談といえますか、揺れているのかなということでお聞きしましたら、震災前と変わらないような状況でのパーセンテージで落札しているので、安心しました。

また、藤倉児童館につきましては、何度も申しますように、なるべく早く手を打っていただけなかったのかなというのはちょっと残念に思っております。マリンゲートの修理につきましても、昨年6月に予算組みされまして、ことし1年たちまして7月にオープン、藤倉児童館にしましても、昨年12月に予算化されまして、後、12月に完成。なかなか1年という歳月が流れる中での事業遂行ということで、着実に進んではおりますが、何かスピード感がないような気がしたものですから、きょうは質問させていただきました。

続きまして、4番目の水産加工業施設整備支援事業についてであります。2番目に、議員

間ということでやらせていただきました。今回は有能な、事業規模の大きい事業者が選ばれて資金的には問題ないと思いますが、今回、いろいろ補助金、交付金の中で、補助金といえますか、グループ補助金などで考えますと、なかなか、中小企業、零細企業の方々が、例えば4,000万円の事業をするという場合に1,000万円は自己資金で3,000万円は銀行からお借りするという中で、4,000万円のお金を最初に用意しなくてはならないということで大変苦労していると聞いておりました。事業資金をなかなか銀行のほうでは、補助金が出るとわかっても審査基準が厳しく大変だということなので、今回の支援事業の中で金融機関と連携をとりましたら、何かそういう面での融通といえますか、柔軟な姿勢を要請はできないものかなと思っておりました。

私も商工会議所のほうにお邪魔しまして、会議所の理財部会といまして、金融にかかわる方々のトップが集まる部会があります。その辺に向けても、今後いろいろな補助金の中で金融関係に対して申し込みがあった場合にはある程度柔軟な体制で要望にこたえてほしいということの要請だけはしておりますが、いろいろリスクが絡むものですから、大変だとは思いますが、その辺で協力体制に対して依頼というか、お願いできないものかということで、上げさせてもらった次第でございます。それについてどう思われますか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたように、この事業に対する需要が大変高いわけがあります。12社であります。本当に我々も優劣をつけるのに大変苦労いたしました。すべての方々にぜひこういったものをという思いは今でも持っております。ただ、限られた事業費の中でありますので、どうしても順序をつけざるを得ないということでありまして、先ほど、3社に絞らせていただきました。当然であります、事業の実行性が担保されないと今回外れた方々に対して大変申しわけなくなるわけでありまして、条件を同じにするということで、資金計画が立った方々ということを大前提にさせていただきましたので、決まった後に、実は資金計画ができていないということであれば、ほかの方々に大変申しわけないことになるわけでありまして、我々としては、やっぱりしっかりと資金計画に基づく方々が応募いただいたものというふうにご理解いただければと思います。

○議長（嶺岸淳一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） わかりました。どうもありがとうございました。

続きまして、5番目、魚市場放射能検査についてお伺いします。

いろいろ放射能検査につきましては、随時お知らせいただいておりますので大体わかっておる次第ですが、今、新しい機械が出てきつつあります。つまり、全量検査に向けての機械でございまして、漁業者が捕獲した魚を傷つけずに放射線測定ができる措置ができつつあるとのことです。魚を発泡スチロールの箱に入れたまま7秒から8秒で測定がベルトコンベアで、サンプルの測定ではなくて、全量検査ができる装置がそろそろできるという話、情報も入っていると思いますが、約2,000万円ほどかかるという機械でございまして。農協のほうでは、米の場合、秋にはこの方式で全量検査をするというような情報も入ってきておりますが、こういう新しい機械について導入するということは考えていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

○議長（嶺岸淳一君） 小山産業環境部次長兼水産振興課長。

○産業環境部次長兼水産振興課長（小山浩幸君） 今議員からお話ありましたような機械が開発されつつあるという話は聞いてございます。今お話しあったとおり、ちょっと発泡スチロールに詰めて並べて箱詰めされたものがある装置の上をベルトコンベアで通過すると一定程度の時間で全量検査に近いような形でわかるというようなことを聞いております。そういったものについては、いろいろ魚の種類とか、箱詰めの形状とかという状況はあるみたいですので、そういったものが塩竈の例えばマグロとかそういったものに対応し得るのかどうかということについては、ちょっと問い合わせなんかはしてございました。それについては、今開発途上だということでもございますので、そういったメーカーさんから引き続き情報のほうを入手しながら考えていきたいとは思っておりますけれども、今現在は、実効性が担保されております簡易放射能検査機器で測定に対応させていただいているというような状況にございます。

○議長（嶺岸淳一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） どうぞ時代に合ったといいますか、その時代に合った測定器を導入いただきまして、全量検査によって、安心・安全なものを市場に提供されることをお願いしたいと思います。

では、次に、災害公営住宅建設に向けてお伺いします。

先ほど、市長から説明ありましたように、回収率70%ということで511世帯から回答がありました。私としては、回収率で、もらえなかった30%すべて、ある程度把握しないと絶対数の人数や戸数は出てこないのではないかと心配がございまして。仙台でも、入居者募集を

したところ、一番多いところで17倍の倍率が出てきてしまったということもありました。そういう部分に対しても、きちっとした、私としては、個人的には、全棟に対して、面談調査といえますか、まず、できれば再興で被災者と行政の信頼関係というものははっきり結ばれるのかなという気もしていますが、難しいのはわかっておりますが、この件についてどうお考えでしょうか。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど第1次調査で159世帯、第2次調査で、半壊・大規模半壊の方々の調査で188世帯という状況であります。合わせますと約350戸ぐらいという状況であります。70%の回収率の中で、残った方々をとということではありますが、一戸一戸をご訪問させていただくというのはなかなか至難のわざではないかなと思っております。我々は例えば734戸と511世帯の差の分は、31%という数字に重きを置けば、残った方々に31%を掛ければ、対象となった730世帯の方のうち、どの程度が潜在必要世帯かということぐらいは類推できるのではないかなと思っておりますし、また、2次調査の部分についても、そういったことで、一定程度、大きな数字は整理できるのではないかなというふうに考えております。

なお、精度を高める努力は引き続きいたしてまいりたいと考えております。

○議長（嶺岸淳一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） どうもありがとうございました。

6番目の、住宅の件に関係して、自宅再建のための助成についてということでお伺いしました。長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにということで、自宅再建の方々に対して助成はどのようにお考えなのかということで、いろいろな情報が入ってきておまして、女川町では200万、仙台市では700万強、石巻でも200万、多賀城市でも200万、これは行政体によってそれぞれ違うとは思いますが、この辺につきまして市長のお考えをもう一度お伺いします。

○議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変答弁漏れがございまして、おわびを申し上げます。

市独自の助成についてということでもあります。被災に遭われましたそれぞれの自治体がさまざまな支援策ということに取り組んでおりますことについては、私も了知をしております。本市におきましては、今現在、現行の制度を活用して住宅を再建いただけないかというようなことを基本とさせていただいているところであります。理由であります、やはり、個人

資産の形成という部分と、新しく建てられる部分に対しての補助ということになりますと、震災前と震災後の規模の比較でありますとかさまざまなことが規制になってきます。そういったことを今後どのような形でということについては、いまだ検討過程でありまして、大変恐縮であります。今現在ではこういった既存の制度を活用してということでご答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（嶺岸淳一君） 8番西村勝男君。

○8番（西村勝男君） わかりました。

この件につきましては、定住人口といいますか、それをふやす一つ的手段でもありますので、どうぞご検討のほどをよろしく願います。

最後に、ものづくり特区・観光特区について、お伺いします。

3番目のアクセス道路についてということでお伺いしました。前、市長からはお答えはちょっといただいていたんですが、一番のキーポイントになるのではないかと。今でも仮設店舗のほうに仙台のほうから来ますと、「あ、あるな」と思っても、左に曲がっていけないと。そして、藤倉方面でUターンしてまたあそこに入ってくる方というのは結構あるらしいんですが、そういう部分を含めて、早目にその辺の大変な思いをしている市民もあるということで、大変でしょうが、その辺をよろしくご検討いただきたいと思います。

市長、これにつきましては質問は終わらせていただきますが、最後になりますが、ちょっと要望といいますか、それを一言お話しさせていただきます。

国会では、消費税が8%から10%増税が決定されようとしています。確実に被災地の景気は悪くなる一方です。今回、一次産業、二次産業に対して交付金や補助金が適用されています。しかし、三次産業については、一部を除いてはなかなか難しいようであります。市内では確実に経済格差、経済的な格差が生まれようとしております。4月より実施された復興支援事業は、大型店が参加を見送ったおかげで、多くの業種の個々店が潤ったと聞いております。このような短期的な事業を、大変ですが、根本的に長期的な町のにぎわいや活性化に向け、予算の配備を検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、魚市場と地域の基幹産業である水産加工業の再建、災害公営住宅の早期実現、この2点だけはスピード感を持って取り組んでいただきますことをここにお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（嶺岸淳一君） 以上で西村勝男君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後2時48分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都合上、暫時休憩いたします。再開は3時35分といたします。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

○副議長（鈴木昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番佐藤英治君。

なお、佐藤英治君は一問一答方式にて一般質問を行います。（拍手）

○14番（佐藤英治君）（登壇） 私は新しい塩竈、そして、新しい議会を目指す新生クラブ、佐藤英治でございます。現在、本市は復旧復興に全力で取り組んでいます。しかし、その先は明確なビジョンのある新生塩竈を市民が求めているのではないかと肌で感じております。今回、5項目にわたる質問を書きながらつくづく思うことは、今、塩竈はターニングポイント、いわゆる転換点ではないかと考えます。

それでは、通告に従って質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、市立病院のがん早期発見についてであります。

今日の日本は世界一の高齢社会が急速する中で、国の中心課題が税と社会保障が今議論になっております。その中心が医療と介護であり、毎年1兆円増加する非常事態であります。国民の90%近くががんで亡くなるという中で、今回の市立病院が血液検査でがん発見がわかるというのに驚きと同時に医療費の大改革と思いました。市民も大きな関心を寄せております。そこで、市民にもわかりやすく、どのような種類、あるいは検査方法、時間、経費等について、説明をお願いいたします。

また、市民の健康長寿、これは厚生省、最近、この表現を使って2週間前、新聞などで健康長寿という県内、全国の指標を公表いたしました。この健康長寿は、自治体のテーマであり、

このすばらしいニュースを塩竈市民へ情報伝達をこれからどのようにしていくのか、お伺いいたします。

あわせて、健康とスポーツの一体化についてであります。現在の健康保健課は、市民の健康診断を初め十年來健康推進員による地域への健康推進に力を入れて取り組んできているものと私は評価しております。市民の健康長寿づくりはスポーツ強化と一体的に進めるのが一層効果があると考えます。ダンベル体操や野外でのスポーツに親しむ環境づくりはまさに不可欠であります。健康課とスポーツの一体化が求められておりますが、市長はその点どのように考えられるか、お伺いいたします。

最後に、市立病院の今回のがん早期発見やさまざまな医療の充実と、そして、市の行政の健康化あるいは長寿化、それとあわせてスポーツ振興の一体化が健康長寿の環境は、今、塩竈はできつつあると考えております。今こそ、塩竈の健康都市宣言を定める考えはあるのか、ないのか、お伺いいたします。

次に、第5次長期総合計画についてお伺いいたします。

23年度からスタートしました10カ年の第5次長期総合計画における人口目標は5万5,000人を維持するという計画であります。しかし、3・11大震災の影響もあり、6月現在5万6,563人という急激な減少になっております。計画の土台と言われる人口減は、計画の見直し、立て直しが急務と考えますが、この点について、市長の見解を伺いたい。

あわせて、計画の大きな柱でもある交流人口の拡大について、どのような政策を持っているのか伺います。

次に、3・11大震災の検証についてであります

日本史上最大とも言われる3・11東日本大震災は、はや1年3カ月を迎えました。震災に遭われた市民にとってつらく長い日々が続き、今なお不安と苦悩のときを過ごしております。そのような中で、市長初め職員の日々の努力により道路の整備や瓦れき処理及びさまざまな事業が進展して明かりが見えてきたものと考えます。

さて、歴史的な被害は、今後の復旧復興に向けて進めるには、3・11の問題点を十分検証するところから始めなくてはなりません。お伺いしたいのは、まず、骨太の検証の結果の公表をどうするのか。第2に、危機管理の観点から、今後の防潮堤、避難経路、道路のかさ上げ、防災無線についての検証と対応についてお伺いいたします。

次に、行財政改革について質問いたします。

3・11被災地である本市の財政状況は大変厳しいと考えております。昨年の市税収入が13億円減収があり、24年度の市税も減額となっております。よって、今後5年間における財政見通しと、あわせて行財政改革は、施政方針に示された前例主義から脱却という考えから、具体的な改革への考えを示していただきたいと思えます。

最後に、公共施設でございます。

塩竈市の公共施設である庁舎及び学校などは、日中の業務であります。公共施設は広い施設ゆえに、屋上での太陽光発電は温暖化問題や自然エネルギーの一つとして期待されております。特に、塩竈の小中学校の施設は、耐震工事も完了しており、太陽光発電は国も前向きに取り組む姿勢で、今や絶好の機会であります。市長の考えを伺います。

次いで、図書館エスポが月曜日定休日であり、月曜日休みの市民は利用できないと訴えております。行政の平等という観点、公平という観点からどう考えるのか、お伺いいたします。

また、高齢社会が一層進む中で、市民の利用はエスポや図書館は増大すると考えております。時代との整合という立場で、この辺をどのように改善するのかをお伺いいたしまして、私の第1回の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま5点についてご質問がありました。

初めに、健康推進都市の課題のうち、市立病院での最新のがん検診についてのご質問でありました。

4月26日の記者会見で発表させていただきました最新のがん検診についてであります。5月1日の新聞報道の直後から、市民の皆様方から多くの反響があり、約1カ月間で260件を超える問い合わせがありました。そのうち、半数の方がこの検査を受診をいただいたところがあります。報道以前の4月中は検査が1件もなかったということに比べますと、マスコミ報道の影響力の大きさというものを我々は改めて痛感をしたところでもあります。

なお、具体的な内容につきましては、病院事業管理者からご答弁いたさせます。

次に、健康づくりとスポーツの関連性という意味でのご質問であったかと思えます。

健康づくりについてはさまざまな選択肢があるものと思っておりますが、そういった中で大変重要な役割が果たすのがスポーツ環境の整備ではないかというふうに考えております。本市におきましても、第5次塩竈市長期総合計画の中では、市民が生涯にわたって健康で明る

く活気に満ちた生活が送られますよう、生涯スポーツの推進を目指しております。スポーツ機会の充実とあわせて子供さんからご高齢者の方々まで常にスポーツに親しめるような環境の創出に努めさせていただくことといたしております。ご案内のとおり、本市にあるスポーツ施設であります。例えば体育館、温水プール、あるいは清水沢公園グラウンド等に代表される市の施設や県有地を整備して、ソフトボール場などで利用されている二又スポーツ広場、そして、民間所有地を借用し整備を行い、サッカー、ソフトボール競技等に供用をいたしております月見ヶ丘スポーツ広場、さらには小中学校の体育館や校庭の学校開放等々で年間約32万の市民の方々にご利用いただいております。これらの活動がぜひ市民の皆様方の健康推進につながればという思いでありますし、今後も、さらなる施設の充実、拡充等に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、健康都市宣言についてご質問いただきました。

このような健康とスポーツという中から、健康塩竈、この課題については、本市では、健康しおがま21プランを策定をさせていただいております。その基本理念として、ともに支え合う健やかさと安心に満ちたまち塩竈を掲げ、市民の方が生きがいを持ち充実した人生を健やかに暮らせる町の実現に向け、市民の方々とともに健康づくりに取り組んでおるところであります。

これが実は本市の健康宣言かなと思っておりますが、健康都市宣言というようなことを活用している市町もあることについては十重認識をいたしております。今後ともプランに掲げております基本理念に基づき、地域の、例えば議員のほうからもお話しいただきました健康推進員の皆様を初め町内会など地域での健康づくりのすそ野を広げながら、健康都市宣言への地域の意識高揚みたいなものを今後見守らせていただきたいと考えているところであります。

次に、第5次塩竈市長期総合計画に掲げております人口減少と交流人口への対応というご質問でありました。

初めに、人口減少についての取り組みをご説明をさせていただきます。まず、第5次長期総合計画策定の際、将来人口フレームであります。10年後の人口が厚生労働省等の統計によりますと5万1,201名と推計をしてあります。これを重点戦略等を駆使し、定住促進政策により5万5,000人を下回らない範囲で食いとめることを長期総合計画の目標の一つといたしております。長期総合計画の策定作業を行った平成22年度の推計であります。26年度にこのままでまいりますと本市の人口は5万5,000人を下回るのではないかとということが予想されてお

りました。加えまして、今回の東日本大震災による人口減少等も懸念し、さまざまな検証を行っているところでありますが、例えば本市の人口フレームに今回の大震災が与えた影響がありますが、比較的減少率が緩やかになってきております。したがって、今の推計でまいりますと、26年が逆に1年伸びるというような状況ではありますが、なお地域の大変重要な課題であることには変わりがないわけでありますので、今後とも、例えば塩竈市定住人口戦略プランといったようなものを策定いたしまして、この分野に重点的な取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

その対策であります。例えば子育て支援としてのファミリーサポートセンターあるいは集いの広場でありますとか、今定例会でもご質問をいただいております乳幼児医療制度がどうあるべきかといったようなことについて議論をいたしてまいりたいと考えております。また、そういったことにあわせまして、例えば年度当初の待機児童ゼロでありますとか、ヒブワクチン接種助成、子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業等も取り組んでまいったところであります。また、新たに絵本デビュー事業でありますとか赤ちゃんの駅というようなことも取り組みをさせていただいておりますし、生産人口定着のためには地域の賃貸優良住宅制度というものにも、今回、取り組みをさせていただいたところであります。このようなさまざまな政策課題を駆使し、ぜひひ定住促進ということにつながってまいりますように、なお一層努力をさせていただきたいと思っております。

また、交流人口についてご質問いただきました。

このたびの東日本大震災によりまして、人口減少に歯どめがかかるのではないかとこのことを懸念いたしました。そういった対策等の一つとして、交流人口の拡大といったようなことにつきましても、震災後、早速取り組みをさせていただいたところであります。例えば駅長オスメの小さな旅を早い時期に再開をさせていただきましたほか、仲卸市場あるいは神社等々へのバス誘致のために、私も再三東京のほうに参りまして、旅行会社の方々を一軒一軒訪問させていただいたところであります。また、来年度に予定をされております本県では2度目のdestinationキャンペーンに向けて、今、民間の方々のご協力も賜りながらさまざまな取り組みを開始をいたしましたところであります。つい先日にもdestinationキャンペーンに向けて全国各地の旅行代理店の方々を招集される機会がございました。私もその場に出席をいたしまして、本市のさまざまな魅力をご披露させていただいてきたところであります。

次に、東日本大震災の検証についてご質問いただきました。

検証結果の公表についてであります。今回の大震災は地域防災計画の被害想定をはるかに超えたということが第1点目の検証課題ではなかったかなと思っております。我々ここ10年、宮城県沖地震が必ず発生をいたしますと、その確率が極めて高いということを申し上げさせていただいてまいりましたが、そういったものについては、ハード、ソフト対策を駆使すれば何とか水際で食い止められるのではないかなというような考え方に基づきまして、さまざまな対応策を行ってきたわけではありますが、しかしながら、まさしく未曾有の大震災でありまして、とても水際で食い止めることができなかったというのが、我々が大いに反省すべき点ではないかなと考えております。

その結果といたしましてであります。先ほどもご答弁をいたさせていただいておりますレベル1、レベル2という新たな考え方を打ち出しました。今まではすべてハード、ソフトで守るということを前提にしてきたわけではありますが、今後は、レベル1につきましては、もちろん生命も財産もしっかりと守るということではありますが、レベル2に至りましては、まずは人命を守るということを最優先にということで大きくかじを切ったわけであります。こういったことを市民の皆様方にしっかりとご理解をいただきたいということで、説明会等々、さまざまな機会を設けますとともに、広報紙あるいは広報紙の号外号等々でこういった内容の周知に努めてまいったところであります。今後とも、これから先、このようなレベル1、レベル2の対策としてさまざまな行政課題の解決に取り組んでまいります。その都度、皆様方にその内容等をしっかりとお知らせをしてみたいと考えているところであります。

また、今定例会では、地域防災計画の見直しの予算を計上させていただいております。24、25と2カ年間をかけて現行の地域防災計画の見直しを行います。これが防災の基本になるわけですので、この防災計画の見直しに当たりまして、地域社会の皆様方のさまざまなご意見を拝聴する機会を設けさせていただくということを申し上げさせていただいております。そういったことにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防潮堤についてはどうだったかというご質問であります。

防潮堤につきましても、今申し上げましたように、2メートル70というチリ地震津波対応の高さで防御できなかったということでもあります。約1メートルぐらい防潮堤の上を超えているわけであります。そういったことを踏まえまして、県におきましては、レベル1対応ということで2メートル70から3メートル30に防潮堤の高さをかさ上げをすることといたしてお

ります。間もなくそういった工事が再開されるものと期待をいたしているところではありますが、県全体を同時期にということは困難なようであります。区域分けをし、その地域の抱える施設等々も勘案しながら、国のほうで優先順位の高いものから順に取り組まれるというふうにお伺いをいたしております。当然、塩釜港でありますとか、塩釜漁港という大切な交流インフラを抱える本市でありますので、早い時期にこういったことに取り組んでいただけるものと期待をいたしているところであります。

次に、避難経路についてであります。

平成24年3月に県で策定をいたしました津波避難のための施設整備指針に示されている過去の津波浸水区域を踏まえ、新たに津波浸水予想図を今般各沿岸被災都市に提供いただくこととなっております。この津波浸水予想図を踏まえ、避難対象地区の設定でありますとか避難困難地域の抽出、対象避難者数などを想定し、避難経路の確立あるいは道路のかさ上げなど、震災復興計画による都市基盤の整備とあわせ、避難路の整備などハード、ソフト両面での総合的な津波対策に今後取り組んでまいります。

道路のかさ上げについてであります。被災状況の検証につきましては、被災箇所を調査し、4月から12月にかけて実施した災害査定により、259路線、181件、21億円、被害について確認をいたしております。沈下道路の原形復旧を基本に、現在、市道災害復旧事業を促進をいたしておりますが、発注率が43.1%、5月現在であります。このような状況であります。また、藤倉1丁目・2丁目の一部、北浜1丁目・4丁目の一部、港町地区の地盤沈下の大きい地区につきましては、復興まちづくりの観点から相当のかさ上げが必要と判断をいたしておりますので、今後、復興交付金事業の制度を活用し、新たなまちづくりに取り組んでまいります。

同報系防災行政無線の検証と対応というご質問もいただきました。

今日までアナログ方式の無線で情報伝達をいたしてまいりました。地域によりましては、大変聞き取りにくいというようなお話も寄せていただいております。また、停電時の非常用電源であります。48時間、2日間の対応となっております。このような課題を解決するため、本市では、議会のほうのご承認をいただき、新たにデジタル方式による同報系防災無線を導入をいたしております。新たなこのシステムでは、東日本大震災の際、停電により途絶した伝達網が120時間前後稼働ができるということでもあります。また、聞き取りにくい地域の解消に向けてさまざまなアンケート調査を実施をし、拡声子局の設置場所の見直し、あるいは

音声の通達エリアの拡大等に取り組んでまいったところではありますが、残念ながら、先日の総合防災訓練の際にもまだまだ聞き取りづらいという情報を数多く寄せていただきました。早速、改善に取り組みたいと思っております。

次に、行財政改革について、特に今後5カ年間の財政見通しについてというご質問でありました。

震災の影響によりまして、専決第3号平成23年度塩竈市一般会計補正予算でお示しをさせていただきましたとおり、平成23年度の市税収入は、およそ9億6,900万円の減収見込みでございます。また、今年度におきましても引き続き大幅な減収が見込まれ、今後の本市の財政見通しにつきまして、長期間にわたり悪化が懸念をされる状況であります。

一方で、地方負担の軽減策として、震災復興特別交付税の制度の継続や復興交付金による震災復興事業の推進などの国の各種支援策が打ち出されておりますことのほか、復興交付金の国の査定推移、あるいは今後必要となることが見込まれます単独事業の実施なども考慮に入れ、今後の推移を見据えた新たな見通しを近々中にお示しをさせていただきたいと考えております。

また、行財政改革につきましては、まずは、震災からの復旧復興の早期実現を達成するため、例えば人員の確保が必要な状況でありますことから、定員適正化計画は3年間程度凍結をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解をお願いを申し上げます。

次に、太陽光発電についてご質問いただきました。

先ほどの西村議員の質問の際にも一定程度お答えをさせていただいたところではありますが、自然エネルギーへの転換が求められている中、中学校、小学校など広い屋上を有する公共施設にも有効にこの太陽光発電装置を活用していったら、というご質問でありました。平成22年度に塩釜ガス体育館には国の地域グリーンニューディール基金事業を活用し、太陽光発電装置を取りつけております。また、このことによりまして体育館の使用電力の一部に、現在、活用させていただいているところであります。壱番館におきましても、23年度、大手電機メーカーからの支援によりましてソーラー発電機を設置をいたしております。夜間の塔屋の照明等に活用させていただいているところであります。一方、学校施設であります、現在の校舎に太陽光発電装置を設置する場合、新たな問題点が発生いたします。平成22年度まですべての学校の耐震調査と工事が終わっているところでありますが、もし太陽光発電装置を設

置ることとした場合、構造計算の見直しという作業が必要となります。また、見直しによりましては、 I_s 値が0.7を下回るというケースが発生した場合、新たな耐震補強といったような課題も発生をすることでございます。このようなことを総合的に勘案し、今後、太陽光発電等について検討させていただきたいと思っております。

最後に、公共施設についてであります。エスポ図書館の通年オープンのお考えがないか、特に公共性という観点でというご質問でありました。

ふれあいエスポ塩竈及び本市図書館の休館日ではありますが、塩竈市生涯学習センター及び塩竈市民交流センターの組織及び管理に関する規定で毎週月曜日、祝日、年末年始及び月一回の管内定期点検日として設けさせていただいております。休館日は市民サービスの満足度を確保するための、例えば書籍の選定や整理、企画展などの展示物の準備、施設設備の点検、施設の利用実態、職員の配置体制等々のために年間を通じて取り組ませていただいております。

他市の事例をあえて申し上げるのも恐縮ではありますが、ちなみに、県内に31館、図書館がございます。月曜日休館が29館、他の2館につきましては、土日2日間の休館となっているようではありますが、いずれ図書館という性格上、どうしてもやはり週1日ぐらいはこのような作業をさせていただくということで対応させていただきたいというふうに考えているところであります。

公平性というご質問をいただきました。大変恐縮をいたしておりますが、こういった代償行為といたしまして、例えば市民図書館のホームページにおきましては、年間を通じて図書館、エスポの書籍や資料の検索及び予約などのサービスを提供させていただいているところであります。また、公民館につきましては、お正月とか特殊な期間を除きまして年間を通じて利用していただけるような努力もあわせて行っているところでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） それでは、私のほうから市立病院で導入しましたがんの検査についてお答えいたします。

この検査は、アミノ酸を使ったアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査と言います。がんの疑いがある患者さんになりますと、健常時と比較しまして血液中に含まれるアミノ酸の濃度が変わってまいります。がんの種類によりまして、アミノ酸の濃度がある一定の

パターン化されるということがありますので、それを利用しましてがんの種類と確率を分析するという最新のがんリスク検査システムです。

この検査の大きな特徴は、一度の採血で複数のがんのリスクを同時に検査でき、さらに早期がんにも対応した検査となっていることでもあります。この検査でわかるがんの種類ですが、男性は、胃がん、肺がん、大腸がん、それから、前立腺がんの4種類でございます。女性の場合は、胃がん、肺がん、大腸がん、それから、乳がん、子宮がん及び卵巣がん、これは一緒になると思いますけれども、5種類ということになっています。女性の場合、現在、乳がんと子宮ガン・卵巣がん、2種類のこういう項目が最近できるようになってまいりました。

検査方法は、5 ccの採血という非常に簡単な検査でございますが、前日の9時ごろから飲食を控えていただくということがありますので、人間ドックとか健康診断、一緒に受けていただく非常に便利かと思っております。検査の予約でございますが、当院の健康管理センターにお電話いただければいつでも受けることができます。検査料金でございますが、この検査のみですと2万1,000円、それから、健康診断、人間ドックと同時に受診しますと1万8,900円となっております。ですので、ドック等と一緒に受けていただく非常にいいかなと思っております。

この検査の最大の特徴というのは、ほかの検査ではわかりにくいがんのリスクが予測できるということでございます。この検査を受けまして、危険のある、リスクのある部位に関してさらにそこで精密検査をすることによって、がんの早期発見、早期治療ができるということになりますので、医療費の面でも早期で見つかって治療すれば非常に経費がかからなくなつてまいりますので、今後、こういう検査の増加に期待しております。

市立病院におきましては、病気になって来院していらっしゃる患者さん、そういうものに関しても、質の高い医療は当然でございますが、このようながんのリスク検診、あるいは人間ドック、健康診断など予防医学の分野にも非常に力を入れておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） それでは、第2質問させていただきます。

まず、エネルギーというか、太陽光問題なんですけれども、今、国でも力を入れておりますし、本当に塩竈は表日本式気候というか、本当に太陽がいっぱい当たる地域なので、塩竈が一番、これは塩竈市としては太陽光が一番適していると思いますし、また、太陽光発電が塩

竈は値段も高くなっているし、そして、塩竈の場合は、さっきも言ったように、日中使っていますので、ぜひ太陽光をいろいろな施設に、今、体育館とかいろいろ言われましたけれども、いろいろな方向にやっぱりやっていく方向が必要じゃないかなと思っております。塩竈市のエネルギー計画とあわせて、そして、太陽光によって電気代がすごく節約されるし、同時に土曜・日曜とか、そういうときにどんどん電力で買ってもらえますから、歳入面から見たら、収入、僕はあるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、学校が屋上が弱いとかというのですけれども、パネルもだんだん軽くなっているし、構造も考えれば、僕は大丈夫じゃないかなということで、より、きょうの市長の回答以外に前向きに今後努力して、そして、ランプなんかもLEDとかを使うようになれば、本当に相当な収益があるということをおもっております。

それから、もう一つ、公共施設のエスプとかの問題なんですけれども、これは市民の声でありまして、ぜひ、ほかの自治体もほとんど月曜日休みです。同時にいろいろ準備方もあります。しかし、できないというふうにするのか、あるいはまた、それに対して、なお一層前向きに取り組むかということ、非常に、市長の姿勢として大事なかなというふうに思います。

それは、この間、我々気仙沼に行ったときに、廊下に市長の考え方がいっぱい張られていました。何かというと、ちょっと忘れちゃったけれども、「できないということを言うな」みたいなことを書かれておりました。ああ、これが本当の政治なんだなというふうに私も感心させられました。これの答弁は結構です。

次に、行財政改革ですね。財政、非常に厳しくなるということで、今後、一体何をもって税収減を埋めていくかというのが、これまでは、ある意味では人員削減とか、いろいろな補助金の見直しとか、非常に細かな点をやってきたというふうに私は評価しております。しかし、これからは、やっぱり、市長は3期目ですから、やっぱり、政策的な、制度的な問題に取り組んでいくという、そういうことが本当の行革じゃないかなというふうに思っておりますので、この間、我々が学校給食なんかも、他の周りはセンター化しているんですね。塩竈がセンター化に踏み込む、その検討時期というか、調査する時期というものがあるんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてお伺いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今ご質問いただきました行財政改革は、何度も申し上げますが、これは目的ではなくて手段ですということを申し上げております。目的は、やはり長期総合計画に

掲げる施策、各行政課題をしっかりと解決していくことが目的でありますよね。でありますから、そういったことに取り組める財政基盤をしっかりとつくるためには、まず、みずからが行財政改革をしっかりとやるべきではないかということで今日まで取り組んでまいりました。もちろん長期総合計画の課題を隅っこに追いやってというつもりではさらさらないわけでありまして。今、例えば議員のほうからご質問いただきました、やはり定住を促進する上でさまざまな施策体系が必要であります。その一端については先ほどご説明させていただきました。例えば企業立地等につきましては、塩竈市いきいき企業支援条例でありますとか、そういったものも過去に取り組んできているわけでありまして。そういった総合的な施策体系が実現して初めて定住というものがなし遂げられるということについては、再三再四ご説明をさせていただいているとおりであります。

したがいまして、議会の場でも、長期総合計画は長期総合計画としてしっかりとかじ取りをしていきます。また、震災復興計画につきましても、あわせて早期に完成されるようにということをご説明をいただいているつもりでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 何か長期総合計画にチェンジされたかなと思うんですけれども、私はやっぱり長期総合計画するにしても何にしても、それは財源をきちっと確保する。そして、今の塩竈市に、やっぱりいろいろな行政需要というか、今までやってきたものをもう一回見直して、やっぱり前に類似都市と比較して、有識者によるいろいろな検討会で提案されてきました。それに沿っていろいろな人員削減をやってきたんだと思いますけれども、やっぱり私は今まさに、本当にもう一回、市として政策的なものがなければ、本当にもう一回、有識者やるべきじゃないかと思うけれども、その点、お願いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 何とご質問いただいたのか理解できない。有識者……。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 以前に、行政改革に関する審議会を市長のあれでやったことがあると思うんですけれども、そのことについて言っているんですけれども。有識者会議と言うのですか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来、ご説明させていただいておりますとおり、本市の例えば行財政改革につきましては、ほぼ計画どおりにこれまで推移してきたと思っております。例えば職員定数の削減については、定数削減計画を上回るような形で取り組んでまいりました。また、財政につきましても、今回の大震災に何とか持ちこたえられるところまで来ているというのは、今までの財政改革の取り組みではないかなと思っております。

なお、今ご質問いただきました有識者の方々の審議会等々につきましては、その後も継続的に開催をさせていただいております、その取り組みの成果等についてはご報告をさせていただいております。長期総合計画の審議会の皆様方にも、これこれこういう進捗状況でありますということをその都度ご報告をさせていただき、改善すべき点、あるいは今までの成果が認められる点というようなことについて、ご議論をいただいておりますので、今後とも、そういったことについては引き続き継続をいたしてまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） ある意味では、非常に豊かな塩竈は安定した財源だと。計画どおりにやっているから、これからは別にそこまで改革する考えはないというふうに、ちょっと、私聞こえるんですね。だから、報告を、今までの以前に立ち上げたそういう人たちにちゃんと報告をしてやっていますというのはいいんですけども、これからのことをどう考えるかということについて、今私は質問しているんですけども、市長としては、今までのやってきたことをみずから評価して、別に、特段今急ぐ必要はないという考えであれば、それで結構です。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そのような意味でご説明しているとは、私は思っておりません。ただ、再三申し上げておりますとおり、この震災期間の3年間は凍結をさせていただきたいと、今議会でも何度も繰り返していますよね。もしかしたら、議員はそれをお聞きになっておりませんか。何度もそのことをご答弁申し上げてきております。3年間、例えば職員定数削減、あるいは行財政改革については、大変恐縮ですが、この厳しい期間については凍結をさせていただきたい。凍結ということは、その期間が過ぎれば、当然、また行財政改革を進めていくという意味で、皆さんにはご理解をいただいているものと思っております。決して、そういったことをやらないということは、私は一言も申し上げておりませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） それはそれとして、この3年間はいろいろな技術屋も人材も復興復旧の事業を進めるためには必要だということで、それは聞いています。ただその上で、やっぱり政策というのは対応が、その3年後にするとかでなく、やっぱりどういうところに今の塩竈の改革すべきところがあるのかということを検討して進めるというのが私は大事だと思っています。これ以上しても時間がないので、時間で逃げるわけじゃないんですけれども、やめます。

次に、検証ということで、3・11の検証ですね。市長、今、いろいろ市民にも説明してやってきたと言うんですけれども、これがこの間、消防組合からもらった東日本大震災の検証です。中身を見ると、消防事務組合が今までやったことのいわゆる弱点あるいは問題点を、今度はこうしようということが明確に書かれています。それから、学校関係も防災教育とか何かで何か出されておりますけれども、ああいうふうに歴史的な災害に対して何が塩竈市は問題だったのかということを引きちと記録し、そして、そこからそういう検証をして、どういふふうに取り組むかということをやっぴり残しておかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。ぜひ、簡単でいいです。本当にどこに今回の3・11の問題があったのか。どこが弱点でどういふふうに対応するかということは、やっぱり、せめて10ページでもいいですから、僕は、これは塩竈市民の歴史に残るんだというふうには思っております。また、いろいろな意味で、3・11の記念碑というか、この間、本塩釜駅前にいろいろな花時計ということもありましたけれども、私はこの3・11を風化させない。大体、人間というのはすべて3年になってしまうと忘れる可能性があります。やっぱり石に刻んで、そういうふうには市民にも、また観光客にも、この3・11は忘れてはいけないというふうには明確にすべきだと思います。

それから、防潮堤の問題なんですけれども、市長、3.3というふうな県の考え方が出されておりますけれども、アンケートを見ても、防潮堤に対しては非常に市民も重大な関心を持っています。本当に3.3でいいのか、もっとやっぱり4.3ぐらい、1メートルほど、もう少し高くしないと、本当に3・11の津波の被害に安心できるかということに対してはどのように考えていますか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 防潮堤の高さについても、議会の皆様方にそのような状況をご説明させ

ていただき、アンケート結果を踏まえて本市におきましては3.3メートルにさせていただきますということをご報告させていただいているつもりですが、ほかにと言いますと、ちょっと私も答弁に苦慮するんですが、そういったことを県にも私は報告をいたしております。と申し上げますのは、県としては、塩竈市の最終意思決定がなければ防潮堤の整備には着手できないと言われております。それは、県としては4.3というのが基本ですということを出されているわけでありますよね。ただし、数値シミュレーションという新たな推計手法を駆使して、その津波が湾内に来たときに、基本的な高さが3.3メートルであれば、100数十分の1の規模の津波については防御できますという検証結果が出ております。それのご報告をさせていただきながら、こういったことを踏まえて、市内につきましては、例えば港湾施設でありますとか漁港施設の利便性、もう一つは町にお住まいの皆様方の生活、さらには交流人口の方々の景観等々さまざまなものを考えまして、市民の方々が結論を出された3メートル30で決定をさせていただいたという経過でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 説明は、私もそれは3.3とか、あるいはまた4.3とか、いろいろ協議会では聞いております。しかし、やっぱりいろいろ現状を見たときに、本当に60センチの高さでこの3・11の防潮堤は大丈夫なのということは、やっぱりもっともっと、県のいわゆる考え方も出ているんだろけれども、やっぱり私は塩竈市としてそこはもっと議論すべきじゃないかなと思うし、それから、もう一つは、もう1点大事なことは、私なぜこれを取り上げているかという、やっぱり今度の検証をしながら、避難経路も今本当にどれだけでいいのか。そこら辺が一番大事なことだと思います。何といてもいつ津波が来るかわからない、そういう危機管理のためにこれをどうするかということが最大の私は危機管理のテーマだと思うんですけれども、避難経路は依然として見えない形になっているんですけれども、そこら辺、どう思っていますか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の部分の補足をさせていただきますと、議員もごらんいただいているかと思いますが、マリゲートのところに2メートル70、3メートル30、4メートル30という高さを示させていただきました。そのほかに北浜地区にも同様のものを設置をさせていただき、広報紙等も通じて、ぜひ皆さん一度ごらんいただきたい。そういうものをごらんいただいた上で4メートル30の高さがどういう高さであるか、3メートル30がどういう高さ

であるかを客観的にごらんいただいとということでお話をさせていただいた結果として、今回3メートル30の方々が過半数を超えたということ、その決定をさせていただいたという経緯をぜひご理解をいただければと思います。

また、避難道路につきましても、県の方で津波浸水区域を新たに示しますというお話をいただいております。そういったものを受けまして、例えば津波浸水被害区域の中に一次避難所を設置するというのはいかがかというような問題も出てまいるわけでありまして。そういったものをどのように配置し、そこまでどのような経路を使ってということについては、その結果を見ない限りなかなか具体的な議論ができないということでありましてということをお先ほど申し上げさせていただき、そういったものを総括する形で本市の防災計画を来年度に向けて取りまとめをしてまいりますという話をいたしました。もちろん、あした津波が来るということだれも否定できないわけでありまして、その間については、既存の施設を活用していただきながらということになるものと考えているところであります。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） 防潮堤の高さも、非常に意見が3.3と4.3に分かれていたし、もう一つは景観の問題でも、僕は道路ということも書いていますけれども、やっぱりこの間の台風でも道路が低いという塩竈の弱点があるんですね。だから、僕は道路は今、本当に1メートルか1.5メートル以上高くしていく、特に湾岸地帯は何かの災害のときにあそこが全部雨でなったというときに、今回の雨でさえストップなんですから、やっぱり1メートル50ぐらい高くする。道路も一つの大きなテーマです。

それから、塩竈の湾内はV字路になっていますから、ここの部分はいわゆる津波に弱くて高くなるんですね。そういうことを考えたら、僕はさっき市長が言いましたように、避難経路も、あるいは防潮堤に何か塩竈の、県待ちみたいな感じして、非常に危機感が本当に問われているんじゃないかなというふうにちょっと思います、私は。そういうことで、思っています。いいです、これは答弁求めません。

それから、次に、長期総合計画も、非常に減少化しています。ぜひ定住、交流人口ももっと、今までの考え方以上にもっと進めていただきたいと思っております。

次に、最後に、医療の問題、病院長さんから受けました。私は今回のあれは大きな医療転換期じゃないかなというふうに見ております。この間も6月15日にNHKの情報クラブで心臓病とか食道がん、糖尿病など、細胞シートというものを張ると、ぺたぺた革命というのです

けれども、そうすると腫瘍がすごく治るという状態なんですね。私はこういう状況が、医療の大きな革命がどんどん今起きているということを考えたら、これは相当医療の効率あるいはまた病院自体の効率が大きく変わるし、今、国でも問題になっている医療費の大きな改革ではないかと思うんですけれども、専門的にどのように考えられますか。

○副議長（鈴木昭一君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 先ほどもお話し申し上げたとおり、例えば早期がんと進行がんとあります。一般的に人間ドックとか検診で見つかるがんは7割くらいが早期がんなんですね。症状が出てきますと進行がんということが多いわけです。医療費がどれくらい違うかということでもちょっと申し上げますと、例えば胃の中に悪性腫瘍が見つかって、内視鏡的に治療しました。治療費、大体46万円くらいでしょうか。ところが、がんができて、内視鏡では取れませんでしたので手術しました。216万くらいになります。4.5倍くらい違ってきます。そのほかに今度進行がんになりますと、それに今度は化学療法をしますから、おそらく9倍から10倍くらいの差は実際に開いてくる。医療費が相当大きくなるということは明らかなものですから、やはり我々はこういうような検査、それから画像検査も含めてやって早目に見つけていければ、かなり医療費は削減されてくるんじゃないかと思います。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 14番佐藤英治君。

○14番（佐藤英治君） ありがとうございます。

私はやっぱり医療費はどんどん上がるという考え方から、今、本当に大きな医療革命が起きるといって、相当、国民健康保険なども、あるいはまた、社会保険の健保なんかも非常に今大変な事態なんですから、これが改善されるというふうに思って期待をすごくしているわけです。そういう中で市長が、私は健康都市塩竈が健康推進都市をつくるということを提案しましたけれども、計画をしているからという話なんだけれども、僕はやっぱりトップというのは塩竈を一つのどういう方向に今進めようとしているのかということ、きっちり健康2011にちゃんと出しています、やっていますという実態から、今、こういう環境情勢が整っている塩竈市が今アドバランを上げることによって、塩竈の医療、これが非常に、ここに人口交流がされるかもしれない。いろいろ問題が出てくると思うんです。これはぜひ、3期目ですから、健康都市推進をつくる、そして、今日本で行っている健康長寿は塩竈が最先端であると、そういう環境づくりが整っているの、そこら辺に対してもっと前向きな考

え方があってもいいんじゃないかなと思うんですけども、最後、お願いします、市長の…
…。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） さまざまな行政課題解決にしっかりと取り組んでまいります。よろしく
お願いいたします。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で佐藤英治君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、18番曾我ミヨ君。

なお、曾我ミヨ君は一問一答方式にて一般質問を行います。（拍手）

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 6月議会の最後の質問者となりました曾我ミヨでございます。

日本共産党市議団を代表いたしまして伊勢議員に続き一般質問を行います。

既に通告しておりました項目については、それぞれの議員さんが市民の皆さんが一日も早く
生活となりわいが取り戻せるようにということで多分ダブっている点が多々ありますが、角
度も変えて頑張って質問していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、宅地防災対策支援制度に関してお伺いいたします。

宅地防災対策支援制度は、1月の臨時議会においてふるさとしおがま復興基金1億5,000万
円を活用して、半壊以上の判定を受けた方でかさ上げ工事費用額の2分の1の額、20万円ま
での助成をすることを決め、現在まで取り組まれているものであります。750件を対象として
きたわけでありましたが、先ほどの質疑の答弁の中でも28件程度であるということが話されま
した。

私はこの質問に当たって、宮城県の土木、復興まちづくり推進計画の調査に依頼をしまして
資料をいただきました。仙台市では50センチ以上の盛り土や基礎のかさ上げに対して460万円
を上限に助成するのを初め、名取市では宅地かさ上げは100万円を上限に住宅の基礎かさ上げ
は250万円を助成する。隣の多賀城市では宅地を50センチ以上の盛り土または住宅基礎を50セ
ンチ以上のかさ上げを対象に工事費の2分の1上限100万円の助成であります。七ヶ浜町では
200万円を上限に費用の90%の補助、180万円の助成としております。亘理町、山元町、いず
れも100万円を上限にしております。先ほども塩竈市の取り組みの状況があったわけですが、
それにつけ加えて、佐藤市長は取り残された課題について検討していくと述べました。どの
ような検討があるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目は、他市町と比較しても当市の補助は少ないだけでなく、実際に地盤沈下している多

くの市民から拡大を求める要望があり、本市議団としても改めて補助を拡大するよう求めるものであります。お伺いいたします。

また、この申請期間は12月28日までとなっておりますが、先ほどの件数の状況、いまだ津波被害にあった浸水地域の土地区画整理事業の調査が始まったばかりであります。どれぐらいの高さに上げるのかも、本当に途方に暮れている現状を見ますと、もう少し宅地防災対策支援制度の申請期間を打ち切らないで、その期間と歩調を合わせて期間の延長を求めるものであります。

第2の質問は、水産加工業の振興についてであります。

市長も、昨日も産業振興に力を入れて取り組むこと、震災から被害を受けた地域産業振興を図るために復興特区を活用していくことで進めていることなどについて答弁されております。今回、この復興特区計画に基づいた取り組みの報告がされておりますけれども、先ほども話がありましたように、応募した会社は12社、そのうち、製氷凍結施設及び水産加工業処理施設など3社が選定されたという報告であります。その理由についても、先ほど雇用の拡大とか資金計画などの答弁があったかと思っておりますけれども、引き続き漏れた9社について、やはりできるだけ塩竈でとどまって事業ができるような援助、方策があればお伺いしたいと思います。

そして、先ほどの答弁でも今回漏れた方についてもですが、国に要望していくという答弁もありました。つまり、国のほうは今回漏れても、さらに次に予算を確保していくという見通しがあるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

市は、この間、企業の新規参入を図る取り組みを推進してまいりましたが、関係者の話では、実際に団地を見に来て加工団地の地盤沈下がネックになって、なかなか参入してこないなど話もされました。加工団地の地盤沈下対策について、加工団地組合からも強い要望が出されてまいりましたが、市として、どのように取り組まれてきたのか、関係機関や国との関係ではどうなっているのかについてお伺いいたします。

今回、加工団地などの工場が地震による地盤沈下などさまざまな影響を受けた事業所のうち、仮設工場で営業されているのは4社としております。5カ年という期限があるものの、そこを借りられた事業所は自前で懸命に努力している事業もありますが、再開できずにやめている事業所もあるとも聞いております。そういう点では、この点について、やっぱり、加工団地の地盤沈下などきちんと示して、ここは活用できるなども含めて支援策に取り組むことが

必要かと考えております。水産加工場が再建できるようにするためにも、加工団地の地盤対策がますます重要になっているわけでありますが、今後、この地盤沈下をどのようにしていくのか、今後の方策あるいは考えがあればお伺いしたいと思っております。

質問の第3は、浸水地域の防災対策についてお伺いいたします。

港町、貞山、牛生、芦畔地域の現状と対策についてです。浸水地域の防災対策についての質問の意図は、これまで何回も浸水で被害を受けてきている住民のこれ以上の被害は何としても食い止めてほしいという悲痛な思いや願いにこたえるのが行政の責任であり、議員に託されていると考えているから質問をするものであります。

今回、台風4号の到来が夜中の3時ということで、当局職員の方も寝ずの対応だったと思っております。大変ご苦労さまでございました。今回、台風4号による浸水の被害の報告を受けたわけでありますが、市内では主に道路冠水だったという報告ですが、実は、港町では加工場が床上というか、路盤が低いですら、そこも被害を受けております。現在、災害からの復旧復興を目指して国の交付金事業に取り組まれるように努められておりますけれども、同時に市民の方々はそれらが完成するまでは時間がかかる。だから、我々は常に県や市に対して道路のかさ上げという方向はわかったけれども、ぜひ、浸水をしない暫定的な対策を何度も求めてきたのだというふうに言われました。先日20日の朝ですが、県職員なども呼んで、土のうの破損でまた流出してきたわけですが、その土のうの積み上げなども、もう一回きちんとやるように要望をしてまいりました。きのうの朝行きましたら、新しい耐候性土のうというものが運ばてきて、崩れたものを直して、きょうあたりは大分積まれているのかというふうに思いますが、そういったときに市として、既にニュースなどで早くから台風が到来するんだと言われてきたわけですが、こういった対策が取られてきたのか。この点について、住民に対してきちんと明確な答弁をお願いしたいと思っております。

また、牛生、芦畔地域は、県道八幡築港線の整備に取り組まれておりますが、この整備もいろいろなこと、震災絡みもありますけれども、大変おくれております。先ほど述べましたように、県では、港町、貞山、中の島排水路から牛生の橋のたもとまで、25年度までには整備するということを伺ってまいりました。しかし問題は、沿岸部の河川課所管となる部分の整備の見通しが立たないでいるとか、地域住民の津波が来たらあそこからまた芦畔のほうへ、牛生のほうの団地に入ってくるということが常に問題にされております。この点について、市としてどう認識しているのか、お伺いいたします。

復興を含めて、対策が講じられるまでまだまだ時間を要すると私は思います。それだけに対策がとられるまでの暫定の期間については、やはり県と市、住民ときちんと連携がとれるような窓口をきちんと設置することが必要だと思います。復興局なのかというふうには思いますけれども、ただ、津波浸水被害の関係では下水道、土木という関係もありますけれども、いずれにせよ、そういった浸水地域の対策についてはここに行けば全体がわかるという部署をつくっておく必要があるのではないかと思います。窓口の設置についてお伺いします。

津波被害により運営困難な町内会に対する防犯灯の電気料金の負担の軽減を議会でも香取議員が求めました。予算委員会では検討すると述べてきましたが、どこまで検討されてきているのか、実施はいつからなのかお伺いいたします。町内会では、このままでは街路灯を外さなければならないというような意見も出ております。町内会が解体しているところもあります。そういったところの防犯灯の料金は一体どうなっているのか。ぜひ、市長の温かい判断でこの町の灯が消えないように、電気料金の負担についてしっかりと対応するよう求めるものであります。

最後に、子供の医療費の助成についてです。先ほどの伊勢議員にも、要望にもこたえて、何とか定住人口をふやすためにも、子供の医療費の助成についても考えていく旨の市長の答弁がありました。宮城県の保険協会の新聞によれば、4月15日付の新聞によれば、子供の医療費助成、小学校3年生までになったのが宮城県内25の市町村で小学校3年生までの入院、通院とも無料になっております。大郷町では、ことし10月から、いよいよ中学校3年生まで拡大するという大きな見出しの地域新聞を読ませていただきました。ぜひ、聞いている市民が拡大の方向があるやの話だけではなくて、きちんと取り組んでまいりますとか、あるいはこういう財政見通しを持って取り組んでいくとか、一日も早く、やっぱり塩竈に残ってこれからも頑張っていくんだというエールを送る意味でも、ぜひ、医療費の拡大について、もう少し明解な答弁をいただければ幸いです。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員から4点のご質問をいただきました。

初めに、宅地防災対策支援事業についてであります。

先ほど阿部議員からも同様の質問をいただきお答えをさせていただいております。現時点で申請に至っております件数が28件であります。まだまだご利用いただいていないなという思

いであります。もう一つであります、改めてこの制度を設定させていただきましたときの思いであります。残念ながら、県内すべてでこういった制度を導入しなかったということがあります。塩竈市は先陣を切ってこのような制度に取り組ませていただきました。その時点では、予算的な制約その他ということで、本市独自にということで、先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、100坪で50センチかさ上げした場合にこれこれこういうことということで現行の制度をスタートさせたところであります。その後であります、塩竈市のこのような制度を参考にされたのかなと思いますが、例えば仙台、多賀城、名取市で同様の取り組みを行っていることについては了知をいたしております。ただ、内容的には、住宅のかさ上げまでもその制度の中に入れ込まれているようであります。結果といたしましては、上限額が例えば仙台市が460万でありますとか、名取市が250万といったようなことがあることについても了知をいたしているところであります。

今後どのようなことができますかというご質問でありましたが、今、検討を始めさせていただいております。改めまして、また制度の見直し等につきまして、議会のほうにご説明させていただいた上でという思いでありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に、復興特区での水産あるいは水産加工業界の取り組みについてご質問いただきました。

本市が認可をいただいております復興推進特区計画であります、計画の目標といたしまして、水産加工品の出荷額を震災前の520万円以上の水準に何としても戻したいというのが基本的な取り組み方針であります。特区は、これらを達成するために水産加工業の集積を活用し、生産活動を活発化させるため、税制面の特例を活用できるように環境を整えたものであります。今回、そのような一端で、交付金の一次配分です承いただいたおりました塩竈市水産工業施設整備等支援事業、議員のほうからはこの質問であったかと思いますが、30億円というものが既に認められているところであります。このような制度を活用いたしまして募集をいたしましたところ、12社90億が積み上がったということについてはご報告をさせていただいたとおりであります。この全体事業費であります、塩竈市当初申請時、70億円を申請いたしました。その後、水産庁から予算の削減が行われておまして、今現在55億円であります。55億円でも先ほど要望いただいた金額に到達しないわけであります。我々は、まずは3次補正といたしまして、積み残した部分の25億円プラス当初申請時の70億円には何としても戻していただけないかというようなことを考えております。

もう一つは、効果促進事業であります。これについても再三ご説明をさせていただいております。

ますとおり、35%を基幹事業の効果促進として認めるというような制度であります。ただ、残念ながら、水産加工業施設整備支援事業については、効果促進というものが今まで認められておりません。我々のほうとしても申請をしなかったというのがありますが、こういったものがまだ積み残される課題というふうに認識をいたしております。早速、来週の月曜日に議長にご了解をいただきまして、水産庁のほうに私は行ってまいりつもりでおります。今申し上げましたような地域の皆様方の切実なご要望をしっかりと伝えさせていただきまして、でき得る限り予算額の拡大といったようなことに努めさせていただきたいと考えているところであります。

地盤沈下対策についてご質問いただきました。

今、仮設住宅で何とか経営を継続されている皆様方のご努力に心から感謝を申し上げているところです。今回の東日本大震災により地盤が沈下をいたしました漁港施設用地につきましては、水産庁の補助事業が新たに創設をされ、例えば民地でありましても、地盤のかさ上げが公的資金で行われるということになっております。この制度を活用し、石巻市、気仙沼市におきましては、浸水し地盤沈下をした水産物加工団地等の地盤かさ上げ工事を行う予定となっております。

本市の新浜町地区につきましては、津波による浸水はなかったものの、以前からの軟弱で沈下が進んでいた地盤が今回の震災で一層進行したということで、このスキームを活用し対策を講じるべく検討を重ねてまいりました。本市としては、宮城県出先機関であります仙台地方振興事務所、団地水産加工業協同組合と協議、検討を重ね、水産庁に対し地盤改良工事とあわせた地盤かさ上げ工事を補助採択いただきたいという要請を行ったところであります。しかしながら、水産庁からは、現行制度では地盤かさ上げ工事やこれに伴う排水工事に限定しての事業メニューである旨の見解が示されたところであります。

残念ながら、地盤改良工事については補助事業採択とならないという判断を示されましたことから、現在、解体により更地となっております用地が散見されておりますもので、今回、これらの土地についていずれ再利用というものをご賢察いただくとすれば、本市から地盤改良工事とほぼ同程度の効果が期待をされるという判断のもとで、震災瓦れきを活用し、これらを今空き地となっているところに2メートル、3メートルとかさ上げ盛り土を行うことによりまして、いわゆる今までの沈下というのは圧密沈下と申しまして、例えて言えば、綿のように柔らかいものがだんだん年数を経て下がっていくという現象でありますので、こうい

った先行盛り土を行うことによって、急速にその地盤沈下を促進するという方法をぜひご検討いただければというようなご提案を今している段階であります。団地加工水産業協同組合の皆様方にはさまざまな見地からご検討いただいているものと思っております。いずれご返事がありましたら、また、我々の取り組みを検討させていただきたいと思っております。

浸水地域での防災対策であります。

初めに、台風4号通過時の本市の対応というご質問でありました。

産業建設常任委員会には詳細ご報告をさせていただいたところでありますが、80名体制で24時間対応させていただいたところであります。定期的なパトロールあるいは土のう等を500袋用意いたしまして、緊急時にはそのような資機材対応できるという体制を準備をいたしたところであります。

ご質問の大通り線であります県道であります。県のほうにもできる限り職員の配置等お願いをさせていただいたところであります。現地のほうには、県のほうで管理を委託しております民間会社の方がおいでになったようではありますが、本市の職員は常駐いたしまして、さまざまな対策をとらせていただいたところであります。

ご質問のとおり、既に積んでおりました大型土のうの上を越えて海水が侵入したという状況でありました。塩竈市のポンプ施設も最大限に活用しながらできる限りという努力をいたしましたが、残念ながら、道路の通行どめをせざるを得ないという状況も発生をしたところでありましたので、市長の判断で、県道でありますから、本来は知事の判断になるわけですが、市長の判断で道路を閉鎖をさせていただきましたし、そのような作業については、塩竈市の職員が対応に当たったところでありました。同様に八幡築港線についても同様でありましたが、道路閉鎖等につきましては、塩竈市の職員が行い、現地に常駐いたしまして誘導、そういった活動を行ったところでありました。

ご質問いただきましたとおり、既に県で設置をいたしておりました大型土のうが大分沈下、あるいは一部破損という状況も、我々も確認をいたしておりました。県のほうにそういった対応をお願いをしてきたところではありますが、ようやく6月20日に対応いただいたということにつきましては、私どもも確認をいたしたところでありました。

また、同様に牛生、芦畔地区の高潮対策についてご質問いただきました。

ご質問のとおりであります。県の河川課が所管する海岸保全施設であります。今日まで道路の整備とあわせて一部、既に着工されておりますが、既設の防潮堤との間が取り残しという

形になっております。私も河川課のほうに足を運びまして依頼をしてきたところでありまして、先ほど、佐藤議員からご質問いただきましたとおり、防潮堤の高さのみ直し今やっております、塩竈市におきましては3.3メートルという高さを明示をさせていただきましたので、今後工事が大幅に促進されるのではないかと期待をいたしております。

津波被害によりまして、各沿岸地域の町内会の皆様方が防犯灯の電気料金負担に大変お困りだというご質問でありました。

現在、本市には4,500本の防犯灯が設置をされております。これは県内すべてであります。これらの防犯灯の設置と維持管理につきましては、各町内会が行っていただいておりますが、本市では、維持管理費として年間電気料の2分の1を助成をさせていただいております。その後、できる限り負担をとというご質問をいただいたところでありまして、現在、約200灯をLED防犯灯に取りかえるというふうな取り組みをさせていただき、電気料の負担軽減に努めているところでありまして、今年度も引き続き防犯灯のLED化を図り、できる限り維持管理費の負担軽減というところに取り組むさせていただきたいと考えております。

また、子供の医療費助成についてご質問いただきました。

伊勢議員にも同様のご答弁をさせていただいております。確かに、私の選挙公約でありますし、このことに限らず、できる限り子供さん方という思いは一緒であります。ただ、限られた財源の中で、こういったものを、いつの時期からということにつきまして、今、内部でも精査をさせていただいているところでありまして、そのような結果をもちまして、できる限り早期にこのような対策に努力をいたしてまいりたいと考えているところでありまして、以上でございます。

○副議長（鈴木昭一君） 議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたします。

18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をさせていただきます。

宅地防災支援制度に関してですが、これはふるさと、先ほども言いましたように、しおがま復興基金を活用しておりますが、23年度3月末までの残っている基金は6億9,000万円ほどになるというふうに答弁してまいりました。私は、こういった基金をもう少し宅地かさ上げに活用すれば、ほかの市町村と同様の補助ができるのではないかと考えていますので、ぜひ、その点を検討されるようお願いしたいと思います。

また、答弁漏れがあったわけですが、申請期間ですけれども、延長する考えはないのか、再

度お伺いしたいと思います。

それから……（「一問一答だから」の声あり）そうですね。お願いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変恐縮でありました。申請期間についてご答弁漏れがありましたこと、おわび申し上げます。

先ほど来議論させていただいております、例えば家屋の解体期限の問題でありますとかその他について、さまざまな期限を設置をさせていただいております。宅地防災対策支援事業につきましても、まだまだ利用件数が少ないということでもありますので、今後の申請の推移状況を見きわめながら、また、もう一つとしては、なかなかこういったことをやっていただける業者の方々が少ないということもいろいろな方面から声を寄せていただいております。一定程度、例えば市、県あるいは国が発注いたしております公共工事の状況が落ちつかないと、民間の皆様方のこういったところになかなか目を向けていただけないのかなということを我々も懸念をいたしておりますので、そういったことを総合的に勘案させていただきながら取り組みをさせていただきたいと考えております。もちろん、延長も含めてであります。どうぞよろしくお伺い申し上げます。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） それから、この補助は半壊以上のところが対象になっておりますが、越の浦のところに、私たちも現場を見させていただきましたが、良質の骨材というのですか、コンクリートブロックを壊したものがあられるわけですが、市民の中で、半壊以上の判定にならなくても沈下しているところもありますが、そういった活用はできるというようなことはできないのかどうか、お伺いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） こういったコンクリート殻の破砕した部分につきましては、市民の皆様方からお預かりしている財産でありますので、私はでき得る限り幅広くという指示をしているつもりであります。担当のほうから、今、半壊以上でなければというご質問でありましたので、一部損壊以下の方々もと思うのでありますが、ご答弁いたさせます。

○副議長（鈴木昭一君） 荒川産業環境部長。

○産業環境部長（荒川和浩君） 再生砕石につきましてはですけれども、昨年7月から、無料にかさ上げる個人宅、工場とか、そういった方々に無料で配布させていただいております。

ただ、配布に当たっては無料ですけれども、それを運ぶ運搬賃とか、整地をする料金については、自己負担となります。ただ、こういった今塩竈市でかさ上げ事業支援事業をやっている中で、20万と、そして無料で配布される再生砕石を利用していただければ十分にかさ上げはできるのかなと、100坪50センチというのはできるのじゃないかというふうに思っております。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） 震災絡みですから、いろいろな知恵やこういうものを使って、一日も早く地元に戻られることに取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っています。それから、私は、地域が高齢化しているということがありまして、例えば港町を見ましても、あそこに戻って借金をして住宅を建てるという状況までなかなか踏み切れないということもあって、このかさ上げ工事がされないのかなというふうに思います。そういう点で、改めて、高齢化の中でのやっぱり住宅再建となりますと、かさ上げに100万とかいうふうな弾みをつけていくことが再建の大きな力にもなるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひします。

それから、私、一つ、ちょっと論戦というか、まだ胸に落ちていないことで、ちょっと聞きたいんですが、前に一部損壊にはふるさと復興基金は合わないとか、使えないというふうに言っていました。副市長です。なぜ一部損壊に使えないのに今回住宅のかさ上げ工事に使えるのか。同じような住宅に対する支援なんだけれども、その辺のところを、ちょっと胸に落ちない問題がありますので、お聞かせ願ひたいと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 推測の話で大変恐縮です。

我々答弁しているのは、この基金につきましては補助裏の分に対して事業費としては与えられないというようなことでお答え申し上げていると思いますので、これは純然たるかさ上げということで、補助のない事業でやっているあれですので、かさ上げの部分についてはその基金を活用させていただいているということです。（「補助はね」の声あり）別に補助事業として認めている事業の事業費には、この基金は充てられないということでございます。よろしいでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） 時間がもったいないから、後でゆっくりまた聞きたいと思います。ただ、

私は、やっぱり同じような住宅にかかわるものだと。ソフトというものとも違うじゃないかと思うので、その辺があるほうでは使えて、あるほうは使えないというのは、本当にそういうことだったのかなと、私も県に問い合わせて聞かなければならないことだとは思っていますが、一部損壊に対する支援ができないということはちょっとわからないなと思います。

それから、加工業の問題ですけれども、加工団地の地盤沈下についてですが、業界が言っているのは、今までどおり物を上げればまた沈むという、非常にほかの地域とは違う特殊なところだと。だから、今研究で再砕石を入れているかもしれないけれども、それを加工団地の人たちは了としていないようであります。そうすると、これから本当に塩竈のあの特殊な地盤沈下を本当にどうするかというのは、私はずっと昔、あそここのところは天文学的だという話もちよつと議場でされたこともありますけれども、それだけやっぱり大変な事業じゃないかと。一方では、処理施設が解体されて2,000坪の土地ができました。そういったことも、塩竈市もかかわるし、宮城県や国がかかわって造成された土地である。だから、個人が買ったというだけでは済まない大きな背景があるわけで、ぜひ、塩竈市長は、復興計画の中でも、復興の方向として加工団地の地盤対策の方法も検討すると。産業集積、水産加工の拠点としての復興を図るということも明記しておりますが、非常に大変な問題だというふうに私は感じておりますけれども、ぜひ、逃げないで、ここに張りつく業者と一緒に、汗流してかかわって取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 逃げないでというご質問は非常に心外であります。（「すみません」の声あり）我々が今までやってきたことを前段でご説明させていただき、あらゆる制度を活用して何とかやろうということで努力をしてきたということはいろいろご説明させていただきましたよね。ただ、あくまでも今回は地震対策ということであります。あるいは津波対策ということでありまして、残念ながら、水産庁の中では、地盤改良までは工事の対象にできないという判断を下されたということをまずはご説明をさせていただき、それにかかわるべきものとして、今、塩竈市が取り組むものはこういう事業なので、ぜひこういったことを検討いただけないですかというところを、今、お話をさせていただいているわけでありましてね。なぜ、こういうご提案をしたかということではありますが、要は、一定の重さをかければ地盤沈下が早まるということでもあります。早まります。ですから、そういった加重をかけておいて、それで下がった後に、上にかけていた砕石なりの加重を取り除いて、それにうちを建てていた

だくということでありませぬ。ですから、例えば今まで盛り土していた材料よりも建物が軽くなるとすれば、今まで下がった分については圧密が一定程度進行したというふうに判断をされるわけです。こういったことについては、実は道路工事とかでは盛んに使っています。道路工事で特に支障物件がなければ土砂を盛り土して、地盤の沈下を早めて、後で、その上にさらに盛り土をして道路をつくっていく。これは高速道路なんかではどんどんやっている工法であります、今回、今までは建物があったためにこういうことができなかったわけでありませぬ。建物があるために盛り土ができない。今、まさに議員からご質問いただいたように、建物を撤去して更地になっているわけでありませぬから、今でありますればそういったことができるということでご提案をさせていただいているわけでありませぬ。それを了とされるか、いや、そんなことではということ、これは判断の分かれるところでありませぬので、ただ、我々としては、今の状態でありませぬればこういったことまではできますよということをご提案させていただいているところでありませぬことを、ぜひご理解をいただきながら、決して私も逃げるつもりはございませぬので、しっかりと受けとめてまいります。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） 逃げるということは、非常に気に障ったようでありませぬが、私、別な資料を見させていただいたんですよね。そうすると、さっき天文学的だとか、大変な状況だとか、そういったことがずっとあったんですよ。だから、これに取り組むには相当な金もかかるのではないかとということも予想されますし、もっと特殊だと、塩竈は。ほかの例えば岩手県とか、ほかにもいろいろあるけれども、特殊な状況だということもいろいろ聞きました。だから、それだけになかなか大変なことだろうと思うんですよ。だから、逃げないで、ぜひそこに加わって、頑張ってもらいたいという意味で、他意はないですから、ぜひそういったことで、頑張ってもらいたいというエールの意味で言っているのです、それはぜひご理解願いたいというふうに思います。そういう点で、ぜひ、例えばこれから大学の研究とか、いろいろなことが加わって取り組むやにも聞いておりますけれども、そういったときも、行政も加わって取り組んでいただくようお願いしておきます。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 天文学的數字というのは、私が申し上げたことですか。（「ではないです」の声あり）違いますよね。（「違います」の声あり）私は、少なくとも市長就任以来、このことについては真摯に受けとめさせていただいてきたつもりでありませぬし、ただ、なか

なかうちが建った状況の中で地盤改良ということの難しさというのは重々承知しておりますつもりでありましたので、どういった取り組みができるかということで悩んでまいったのも事実であります。しかしながら、今回更地になっておりますので、比較的直接的な方法でやれるという選択肢も出てまいりましたので、そのようなことを申し上げさせていただきました。

なおであります、このようなケースにつきましては、実は、例えば仙台港の埋め立てでありますとか、石巻港の埋め立てのときにも、海を掘った土で造成した地盤、今後の問題として発生いたしております。なかなか、さまざまな手法があることは事実であります。ただ、一方で費用の問題もあるということでもありますので、そういったことを今後だれがどういう形で負担していくかということが課題として残っているということをご理解いただければと思います。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） ありがとうございます。

防犯灯の関係の助成については、今、市長からLEDの設置とかということで、切りかえながら電気料金を軽減することは伺いました。ただ、例えば港町3・4町内会とか、あるいは港町振興会、第2町内会、それから港町町内会は60世帯で、これは休止しております。実際、今後、今、私が述べた町内会は2年間も町内会費を集めることができない。そこに住んでおりませんから。そういったときに、塩竈市の防犯灯維持管理助成交付要綱を見ますと、るるありますけれども、要綱に定めるほか助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定めると。私は、こういった災害で被害を受けて、みんな借り上げ住宅だとか仮設住宅へ行って、町内会費も集められないで、その負担もできない。何十万も毎月来るけれどもできないということについては、災害に応じたときには、塩竈市として、これらの助成金に対しては、町がもとに戻るまでとか、そういった施策が今必要ではないかというふうに思うわけです。その点について検討する考えはないのかどうか、お伺いします。

○副議長（鈴木昭一君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 先ほど市長のほうから、防犯灯の電気料金につきましてはLED化を支援していくというお話を申し上げました。実際どれぐらいの電気料金負担が軽減されるかといいますと、LED化によりまして、約4割から5割の負担が減ります。今すべての町内会が防犯灯による電気料金の負担が800万、仮に全部をLED化をしますと、約400万

の負担の軽減につながるという状況がございます。さらには、電力各社がLED照明を使った防犯灯や街路等を優遇する料金枠というふうなものを新たに設けました。これを導入いたしますと、最大7割の節減が可能だということで、800万といたしますと560万ほどの電気料金の節減が可能になります。そうしますと町内会では240万ぐらいの負担で済むというふうな状況もございますので、我々といたしましては、このような環境条件を活用しながら、町内会の負担を極力減らすような取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えていますので、ひとつご理解いただきたければと思います。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 18番曾我ミヨ君。

○18番（曾我ミヨ君） それで自治会が了とするかどうかは、また持ち帰って検討していくわけですが、私はLEDなるものが全部設置されるまでは、まだちょっとかかるんだろうと、その暫定期間の間だけでも料金を払えなければ、取り外すしかない。そして、今まで港町は割と大きい飼料会社とか会社があったので、そこからの支援が一緒にあったんだそうです。ところが、それも全部なくなってしまって、数軒のうちでそれを持たざるを得ないという実態です。地域、歩いて、一目でわかると思いますが、そういった大変な事態になっていると。総会もできない状況になるということも踏まえて、こういった大震災ですから、何らかの援助を一定の期間するという事は、私はあつてしかるべきではないかということをお願いして終わりたいと思います。以上です。

○副議長（鈴木昭一君） 以上で曾我ミヨ君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明23日から25日までを休会とし、26日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木昭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明23日から25日までを休会とし、26日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月22日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会副議長 鈴 木 昭 一

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 菊 地 進

平成24年 6 月 26 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成24年6月26日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第58号ないし第67号(各常任委員長議案審査報告)

第3 塩竈市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(18名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	荒川和浩君
建設部長	金子信也君	震災復興推進局長 兼 政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼 総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼 会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業観光部 商工港湾課長	佐藤修一君	産業環境部 環境課長	村上昭弘君
建設部 土木課長	川名信昭君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部次長 兼総務課長	鈴木正信君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
事務局長	安藤英治君
議事調査係主査	斉藤隆君
議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

○議長（嶺岸淳一君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番志子田吉晃君、12番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第2 議案第58号ないし第67号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（嶺岸淳一君） 日程第2、議案第58号ないし第67号を議題といたします。

去る6月14日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7番阿部かほる君。

○総務教育常任委員長（阿部かほる君）（登壇） 平成24年6月定例会総務教育常任委員長報告（議案審査）。

ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月18日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第58号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災による被災者に対し行っていた市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成24年度分の税額も対象とするため文言の整理等の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」については、塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所について払い下げを希望する団体があったことから、塩竈市集会所としての用途を廃止し、普通財産とした上で払い下げを行うため、同条例から塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所を削除しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」

については、市の指定を受けていた事業者が認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域において一定の施設または設備を新設・増設した場合、5カ年度に限り固定資産税を免除することにより復興に向けた取り組みを支援するため新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「塩竈市印鑑条例及び塩竈市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例」については、住民基本台帳法の一部が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民も住民基本台帳に記録されることに伴い、文言の整理のほか、外国人住民が通称で印鑑の登録が行えるなどの改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において集会所関係費に伴うコミュニティーセンター助成金、放射能測定事業に伴う委託料、スクールソーシャルワーカー活用事業に伴う報償費等が計上され、また債務負担行為においては塩竈市地域防災計画策定事業（24年度）が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、本市地域防災計画については、東日本大震災を踏まえ、現在見直されている宮城県地域防災計画との整合を図りながら、大規模災害に対応した見直しを行うこととなる。その見直しに当たっては、同計画が今後の市政各般にわたり重要なかかわりを持つものとなることをかんがみ、計画策定の中核を担う防災会議においては、被災者や自主防災組織、町内会等にも参加いただきながら、市民の意見が計画に十分反映できるよう今後進められたい。また避難場所については、大震災の被災状況を十分に検証し、見直しを図られ、その選定に万全を期されたい。

1、放射能問題は、食の安全・安心の見地から市民が大きな関心を寄せており、本市においてもその対応が重要な課題となっている。今回、学校給食の食材については国・県等が行う定期検査を補完するため、また一般市民持ち込みの食材については、市内で収穫された農産物等について、新たに放射能測定器を増設し、市独自で検査体制のさらなる充実を図ろうとするものであるが、市民持ち込み分に係る食材の検査に関しては、今後予約の申し込みに加え問い合わせ等も増加することとなり、多くの方々が検査待ちを余儀なくされることが想定

されるので、事業執行に当たっては市民への周知並びにきめ細やかな説明などその対応に万全を期されたい。

次に、議案第66号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更」については、議案第60号により塩竈市向ヶ丘集会所及び塩竈市南錦町集会所を普通財産にしようとするに伴い、平成21年6月定例会で議決され同集会所の指定管理者として指定されていた団体について、指定管理者の指定の廃止を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 阿部かほる

○議長（嶺岸淳一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。18番曾我ミヨ君。

○民生常任委員長（曾我ミヨ君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月19日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第59号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災による被災者に対し行っておりました国民健康保険税の減免について、平成24年度分の税額も対象とするため文言の整理などの改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において災害救助費に伴う東日本大震災災害義援金、被災者健康支援事業に伴う健康診査委託料、放射能測定事業に伴う保育所（園）給食検査食材費などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、被災者健康支援事業は、東日本大震災による被災者の健康状態の悪化を予防するために被災者特別健診事業などを実施するものである。大震災から1年3カ月以上が経過し、被災者の方の健康状態が心配されることから、同事業についての周知徹底を行われ、被災者の健康の維持・改善に務められたい。なお、本事業については身体的な部分に係るケアを行うも

のであるが、精神的な部分についてもこれまで同様に事業の継続・推進を図られたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 曾我ミヨ

○議長（嶺岸淳一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月20日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第63号「平成24年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において東日本大震災復興交付金基金費に伴う積立金、災害廃棄物処理事業費に伴う危険建物解体業務委託料等、漁港施設災害復旧費に伴う工事請負費などが計上され、また債務負担行為において災害公営住宅整備事業（基本設計等業務）（24年度）が追加され、さらに地方債において公営住宅整備事業が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、災害廃棄物処理事業における危険建物等解体業務については、罹災証明書で半壊以上の判定を受けた建物等及び罹災届出証明書の交付を受けたコンクリートブロック塀等の工作物を対象として解体するものであるが、受付期間は本年8月末までとなっていることから、今後の本事業の実施に当たっては事業内容や受付期間等の周知徹底に取り組み、被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧に向け鋭意努められたい。

1、通学路緊急安全対策事業における通学路の路側帯のカラー舗装化については、教育委員会や警察等関係機関との連携を密に保ちながら、児童生徒の交通安全確保に向け鋭意取り組まれたい。

次に、議案第64号「平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、東日本大震災復興交付金第2回配分の交付決定に伴い復興交付金事業費を計上し、歳入歳出それぞれ7,290万円を追加し、総額を73億2,770万円とするものであり、また地方債について、復興交付金事業費の計上に伴い公営企業復興交付金事業債を増額変更するものであり、質疑・採決

の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成24年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」については、昨年5月に着工した仮復旧工事により稼働している寒風沢排水処理施設の本復旧を図るための事業費を計上し、歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、総額を8,110万円とするものであり、また地方債について、災害復旧事業費の計上に伴い公営企業災害復旧事業債を増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「市道路線の認定及び廃止について」は、市道宮町1号線及び市道宮町2号線の道路整備が完了したことに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道の認定及び廃止を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

○議長（嶺岸淳一君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（嶺岸淳一君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号ないし第67号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第58号ないし第67号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 塩竈市農業委員会委員の推薦について

○議長（嶺岸淳一君） 日程第3、塩竈市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2項に規定する農業委員となられる方を指名いたします。

本市議会から推薦する農業委員には、17番伊勢由典君を推薦いたします。

なお、ただいま指名しました方は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を本市農業委員会の委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月24日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二